

平成30年6月定例会

# 文教厚生委員会

予算決算委員会（文教厚生分科会）

## 会議録

長崎県議会

# 目 次

## (6月13日(委員間討議))

1、開催日時・場所	1
2、出席者	1
3、経過	
《委員会》	
審査内容等に関する委員間討議(協議)	1

## (第1日目)

1、開催日時・場所	2
2、出席者	2
3、審査事件	2
4、付託事件	3
5、経過	
(総務部)	
《分科会》	
総務部長報告議案説明	3
報告議案に対する質疑	4
報告議案に対する討論	6
《委員会》	
総務部長所管事項説明	6
決議に基づく提出資料の説明	8
政府施策に関する提案・要望の実施結果の説明	8
議案外所管事項に対する質問	9

## (教育委員会)

《分科会》	
教育長予算議案及び報告議案説明	24
予算議案及び報告議案に対する質疑	25
予算議案及び報告議案に対する討論	34
《委員会》	
教育長所管事項説明	34
総務課企画監補足説明	38
決議に基づく提出資料の説明	39
政府施策に関する提案・要望の実施結果の説明	40
陳情審査	40
議案外所管事項に対する質問	49

## (第2日目)

1、開催日時・場所	60
2、出席者	60
3、経過	
(教育委員会)	
《委員会》	
議案外所管事項に対する質問(前日の続き)	60

**(第3日目)**

1、開催日時・場所	1 2 1
2、出席者	1 2 1
3、経過	
(福祉保健部)	
《分科会》	
福祉保健部長予算議案及び報告議案説明	1 2 2
こども政策局長報告議案説明	1 2 3
国保・健康増進課長補足説明	1 2 3
予算議案及び報告議案に対する質疑	1 2 4
予算議案及び報告議案に対する討論	1 4 4
《委員会》	
福祉保健部長総括説明	1 4 4
こども政策局長総括説明	1 4 6
議案に対する質疑	1 4 7
議案に対する討論	1 4 7
決議に基づく提出資料の説明(福祉保健部関係)	1 4 7
政府施策に関する提案・要望の実施結果の説明(福祉保健部関係)	1 4 8
決議に基づく提出資料の説明(こども政策局関係)	1 4 8
政府施策に関する提案・要望の実施結果の説明(こども政策局関係)	1 4 9
陳情審査	1 4 9
議案外所管事項に対する質問	1 5 3
「児童虐待防止対策の充実・強化についての意見書」に係る委員間討議	1 7 6
「バリアフリー法の改正に伴いその円滑な施行を求める意見書」に係る委員間討議	1 7 7
「旧優生保護法下における優生手術の被害者に対する補償及び優生手術の被害者に対する補償及び救済等の早期解決を求める意見書」に係る委員間討議	1 7 8
審査内容報告及び委員会運営に関する委員間協議	1 8 0
審査結果報告書	1 8 1

**(配付資料)**

- ・分科会関係議案説明資料
- ・委員会関係議案説明資料
- ・委員会関係議案説明資料(追加1)
- ・委員会関係議案説明資料(追加2)

6 月 13 日

(委員間討議)

1、開催年月日時刻及び場所

平成30年6月13日

自 午前11時00分  
至 午前11時05分  
於 委員会室2

2、出席委員の氏名

委員	長	近藤 智昭 君
副委員	長	浅田眞澄美 君
委員		三好 徳明 君
〃		中山 功 君
〃		堀江ひとみ 君
〃		山田 朋子 君
〃		深堀 浩 君
〃		中島 浩介 君
〃		松本 洋介 君
〃		麻生 隆 君

3、欠席委員の氏名

野本 三雄 君  
ごうまなみ 君

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、審査の経過次のとおり

— 午前 11時00分 開会 —

【近藤委員長】ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。

なお、野本委員、ごう委員から欠席する旨の届が提出されておりますので、ご了承をお願いいたします。

これより議事に入ります。

まず会議録署名委員を、慣例によりまして、

私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、三好委員、深堀委員の2人をお願いいたします。

本日の委員会は、平成30年6月定例会における本委員会の審査内容等を決定するための委員間討議であります。

審査方法について、お諮りいたします。

審査方法は、委員会を協議会に切り替えて行うことにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ないようですので、そのように進めることにいたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

— 午前 11時01分 休憩 —

— 午前 11時04分 再開 —

【近藤委員長】委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されましたので、この後、理事者に正式に通知することいたします。

これをもって本日の文教厚生委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

— 午前 11時05分 散会 —

# 第 1 目 目

1、開催年月日時刻及び場所

平成30年 6月26日

自 午前10時 0分  
至 午後 4時28分  
於 委員会室 2

総務課企画監	松崎 耕士 君
総務課 県立学校改革推進室長	小野下和宏 君
福利厚生室長	竹中 望 君
教育環境整備課長	野口 充徳 君
教職員課長	柴田 昌造 君
義務教育課長	木村 国広 君
義務教育課人事管理監	高鍋 洋 君
高校教育課長	林田 和喜 君
高校教育課人事管理監	鶴田 栄次 君
高校教育課 児童生徒支援室長	本村 公秀 君
特別支援教育課長	池田 孝之 君
生涯学習課長	山口 千樹 君
生涯学習課 新県立図書館整備室長	吉田 和弘 君
学芸文化課長	草野 悦郎 君
体育保健課長	山本 忠敬 君
体育保健課体育指導監	小柳 勝彦 君
教育センター所長	長谷川哲朗 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	近藤 智昭 君
副委員長(副会長)	浅田眞澄美 君
委員	三好 徳明 君
〃	中山 功 君
〃	堀江ひとみ 君
〃	山田 朋子 君
〃	深堀 浩 君
〃	中島 浩介 君
〃	松本 洋介 君
〃	麻生 隆 君

3、欠席委員の氏名

野本 三雄 君  
ごうまなみ 君

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

総務部長	古川 敬三 君
総務部次長	神崎 治 君
学事振興課長	松尾 信哉 君
-----	
教育長	池松 誠二 君
政策監	島村 秀世 君
教育次長	本田 道明 君
総務課長	中尾美恵子 君

6、審査事件の件名

○予算決算委員会（文教厚生分科会）

第95号議案

平成30年度長崎県一般会計補正予算（第1号）（関係分）

報告第2号

平成29年度長崎県一般会計補正予算（第9号）（関係分）

報告第3号

平成29年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）

7、付託事件の件名

○文教厚生委員会

(1) 議案

### 第97号議案

長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

### 第98号議案

長崎県病院及び診療所の人員、施設等の基準に関する条例の一部を改正する条例

### 第99号議案

長崎県安心こども基金条例の一部を改正する条例

#### (2) 請 願

な し

#### (3) 陳 情

- ・「生活保護受給」等に関する陳情書
- ・平成31年度県の施策等に関する重点要望事項
- ・要望書（松浦魚市場再整備への財政支援について 他）

---

## 8、審査の経過次のとおり

---

— 午前10時 0分 開会 —

---

【近藤委員長】ただいまから、文教厚生委員会及び予算決算委員会文教厚生分科会を開会いたします。

なお、野本委員、ごう委員から欠席する旨の届けが提出されておりますので、ご了承をお願いします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第97号議案「長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」のほか2件であります。そのほか陳情3件の送付を受けております。

なお、予算及び予算に係る報告議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算及び報告議案の関係部分を、文教厚生分科会に

おいて審査することになっておりますので、本分科会として審査します案件は、第95号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第1号）」のうち関係部分ほか2件であります。

次に、審査方法について、お諮りいたします。

審査は、従来どおり、分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、部局ごとにお手元にお配りしております審査順序のとおり、委員間討議終了後、総務部、教育委員会、こども政策局を含む福祉保健部の順に行うことといたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】ご異議がないようですので、そのように進めさせていただきます。

それでは、これより審査内容について協議いたします。

各委員からの自由なご意見を賜りたく、委員会を協議会に切り替えて行うことといたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

---

— 午前10時 2分 休憩 —

---

（協 議 会）

---

— 午前10時 3分 再開 —

---

【近藤委員長】委員会及び分科会を再開いたします。

これより、総務部関係の審査を行います。

【近藤分科会長】まず、分科会による審査を行います。

報告議案を議題といたします。

総務部長より報告議案説明をお願いします。



【古川総務部長】 おはようございます。

総務部関係の議案について、ご説明いたします。

「予算決算委員会文教厚生分科会関係説明資料」の総務部をお開き願います。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、報告第2号 知事専決事項報告「平成29年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」のうち関係部分であります。

これは、さきの3月定例会県議会の予算決算委員会同分科会において、専決処分により措置することをあらかじめご了承いただいております平成29年度予算の補正を3月30日付で専決処分させていただいたもので、関係部分について、その概要をご報告いたします。

歳入予算は、合計で113万8,000円の増となっており、この歳入予算の内容は、私立学校振興費補助金169万6,000円の増、教育総務費委託金55万8,000円の減であります。

歳出予算は、合計で4,829万4,000円の減となっており、主な内容は、高等学校私立学校助成費3,259万6,000円の減であります。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【近藤分科会長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、これより報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【深堀委員】 1点だけ確認です。今、総務部長の説明の中で私立学校振興費の減額が主なもので、高等学校私立学校助成費が3,259万円の減ということで、横長の説明資料で見ると、その内訳が5ページに載っております。その中で項目

を見ると、一番大きいのが高等学校等就学支援金が減額で1,666万5,000円となっております。この内容を説明いただければと思います。

【松尾学事振興課長】 高等学校就学支援金につきましては、授業料の軽減の補助金でございます。国が授業料の軽減をしているものでございますが、最終的な人数の確定をいたしまして、その結果、人数が減った分につきまして、今回、専決で減額をさせていただいたところであります。

【深堀委員】 わかりました。そしたら政策的なものではなくて実績に応じて落としたということですね。

高等学校私立学校助成費3,259万6,000円のうち、今、大きいものを言いましたが、それ以外の項目も考え方としては同じような捉え方をして問題ありませんか。

【松尾学事振興課長】 同じように実績に伴う減額ということでございます。

【近藤分科会長】 ほかにございませんか。

【堀江委員】 私も今の深堀委員の質問に関連して高等学校等就学支援金の1,666万円の減について質問したいと思います。

これはいわゆる250万円以下の低所得者世帯についての援助だと思っているんですが、間違っていたら指摘してほしいんですけど、要は、予算の時に、どういう根拠で、どれぐらいの人数というふうに見積もって、結果として人数が減ということでしたけれども、どういう理由でその目標に対して、予算に掲げた人数が減になって今回の1,600万円の減になったのかということの説明してください。

【松尾学事振興課長】 まず、この就学支援金の制度につきましては、910万円未満の世帯に対しまして、その所得に応じて国庫によりまして補助をしているところでございます。当初予算

におきましては、前年度の実績をベースとしまして積算をしております。

ただ、近年の少子化の影響がございまして、生徒数が前年度に対しまして減少したということで、2月補正で一旦減額をしておりますが、最終的な調整ということで、今回、減額をさせていただいたということでもあります。

【堀江委員】 910万円以上は、これまでの高等学校等就学支援金の対象から外れたので、910万円以下の世帯の対象ですね。そのうち前年度の実績に基づいて算出したけれども、結果としては、2月でも一旦減にしたけど、さらに今回、実態に即して減額したということです。

ということは、県民の所得としては最初の見通しよりも少なくなったということですか。所得としてはどうなんですか。要するに、県民の実態が910万円よりも多くなったということなのか。

結局、私が言いたいのは、前年度の実績に基づいて910万円以下の世帯が何人ぐらいかというのを何%かと見てするわけでしょう、その予算を立てるじゃないですか。その時の予算の立て方と今回の結果を見た時に、所得として910万円以下の世帯がそれほどいなくて、逆に対象外になる高額世帯、910万円以上の人たちが増えたという理解も一方で見れますよね。要するに、人数がどれくらい減るかというのは、生徒の数というのは一定事前にわかっていますから、100人が入れば100人とするでしょう。100人入るのを150人の予算は立てませんから、例えばですけど。

そういう意味では、県民の所得の変動が、予算を立てた時期と比べて、前年度に見た時に比べて少しは上がっているということも言えるんですか、逆に言うと。

【近藤委員長】 休憩します。

— 午前10時10分 休憩 —

— 午前10時13分 再開 —

【近藤委員長】 委員会を再開いたします。

【松尾学事振興課長】 当初予算の時点での見込み人数は1万615人でございます。実績は1万479人となっております。910万円未満の世帯が当初予算の見込みよりも少なくなっているということになっております。

それから、それぞれの区分で見ますと、例えば、非課税の世帯につきましては、当初の見込みが2,521人でありましたが、実績では2,436人になっております。

失礼しました。それぞれの区分につきましては、少子化の影響もありまして、全体の人数が減っているということで減少しております。ただ、590万円以上の世帯につきましては、2,971人が2,937人ということで、減り方の数としては少ないということでございますので、全体として収入の区分としては上の区分、収入が高い区分の方の比率が若干高まっているということが言えるかと思えます。

【堀江委員】 親の所得の範囲としては、910万円以下の世帯よりも、むしろ910万円以上の世帯が見込みよりも増えたということでの今回の減だと思んですけど、答弁で私がちょっと理解できないのは、人数の減というのは、こんなにも差が出るんですか。

要するに、所得というのは、予算を立てる時点でどれくらいの、910万円以上がどれくらいになるのか、910万円未満がどれくらいになるのか、非課税がどれくらいになるのかというのはわからないとしても、どれくらいの子どもたちが私学にというふうなことは、おおよそわかるのではないかと。だから、人数の減という、そこが私はちょっと理解できないんですけど、どう理解したらいいんですかね。

【松尾学事振興課長】 予算を立てる時に正確な人数がなかなか把握できませんので、前年度の実績をもとに推計をするという形になります。結果的に少子化の影響等もありまして、全体の私立学校に通う生徒の人数が減っておりますので、全体的には人数としては結果的に減ったということになっております。

【近藤分科会長】 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤分科会長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので採決を行います。

報告第2号のうち関係部分について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、報告議案のうち関係部分は、原案のとおり承認すべきものと決定されました。

【近藤委員長】 次に、委員会による審査を行います。

総務部においては、今回、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明及び提出資料に関する説明を受けた後、議案外所管事項についての質問を行います。

それでは、総務部長より所管事項説明をお願いします。

【古川総務部長】 総務部関係の議案外の主な所管事項について、ご説明いたします。

「文教厚生委員会関係資料」をお開きください。

今回、ご説明いたしますのは、私立高校の就職状況について、県立大学の就職状況について、体罰に係る実態調査について、長崎県教育大綱の策定について、第三期長崎県教育振興基本計画の策定についてでございます。

「文教厚生委員会関係説明資料」の1ページをご覧ください。

まず、私立高校の就職状況についてですが、今春卒業生の就職率は、平成30年3月末現在で97.3%と、前年度と比べ1.5ポイントの減となっており、就職した生徒の中での県内就職者の割合は69.2%と、前年度比4.6ポイントの減となっております。

県内就職割合が減少した要因としては、景気が回復基調にあり、県外からの求人数が増加してきていること、県内に就職する生徒の割合が高い普通科と商業科で就職希望者が減少したことなどが考えられます。

県としては、今後とも、多くの若者に地元長崎の魅力や暮らしやすさを知っていただけるよう情報発信に努めるとともに、県内企業へのインターンシップや県内企業説明会、見学会など、県内企業の情報を生徒や保護者に知ってもらう機会を増やす等、県内就職の促進に取り組んでまいります。

次に、県立大学の就職状況についてであります。

県立大学における今春卒業生の就職率は、平成30年4月末現在で98.0%と、前年度と比べ0.5ポイントの減となっており、学部別では、経済学部が97.7%で0.7ポイントの減、国際情報学部が97.7%で0.1ポイントの増、看護栄養学部は前年度と同じく100%となっております。

また、就職者のうち県内就職者の割合は34.6%で、前年度比2.3ポイント増となっております。

県立大学においては、就職ガイダンスによる基本的な知識の習得、就職課での進路相談や学内業界セミナーの開催などの就職支援を実施しております。

また、県内就職率の向上に向け、県内就職プロジェクトチームを設置し、全学的に取り組んでいるところであり、学生に県内企業の業務や働き方などを知ってもらうため、県内企業を直接訪問する企業見学会や学内で企業の社員と意見交換をするキャリア発見セミナー等の取組を行っております。

さらに、地域企業の研究を行う授業や長期インターンシップなどの実践的な教育を通じて県内企業を理解するとともに、地元産業界から求められる人材の育成を図ることとしております。

県立大学においては、引き続き、COC<sup>プラス</sup>事業とも連携しながら、県内就職率のさらなる向上に取り組んでまいります。

次に、2ページをご覧ください。

体罰に係る実態調査についてであります。

体罰の実態を把握し、その根絶を図るため、平成29年度における私立学校の教職員、児童・生徒及び保護者を対象に調査を実施いたしました。

その調査結果では、体罰と認知された件数は14件で、前年度より2件減少。体罰を行った教員数は14人で、前年度より2人の減少となっておりますが、体罰を受けた児童・生徒数は20人で前年度より2人増加しております。

県としては、今後とも、体罰根絶に向け、校長会、教頭会や各種研修会等のあらゆる機会を捉え、私立学校教職員の体罰防止に係る意識の徹底を図ってまいります。

次に、「文教厚生委員会関係説明資料（追加1）」をご覧ください。

長崎県教育大綱の策定についてであります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、平成27年度に策定した「長崎県教育大綱」の終期が今年度末となっていることから、次期大綱を策定することとしております。

今後、7月以降に開催を予定しております「長崎県総合教育会議」において協議を行い、年内策定を目指して検討を進めてまいります。

最後に、「文教厚生委員会関係説明資料」にお戻りいただいて3ページをご覧ください。

「第三期長崎県教育振興基本計画」の策定について、ご説明いたします。

「第三期長崎県教育振興基本計画」の策定については、昨年11月に設置した「第五期長崎県教育振興懇話会」における協議を経て、去る5月14日に報告が提出され、今回、素案を策定いたしました。

この素案は、計画期間を平成31年度からの5年間としており、総務部の関係部分は、「主要施策の展開」の中に「魅力ある私学教育の推進」、「魅力ある県立大学づくり」として整理しております。

「魅力ある私学教育の推進」については、私立学校の経常的経費等への助成や保護者負担の軽減、県内就職推進員の配置支援などによる県内就職に向けた取組の促進等を上げております。

また、「魅力ある県立大学づくり」については、学部学科再編を通して実践的な教育を推進し、社会人基礎力を有する人材を育成することや、県内就職率の向上等をあげております。

今後、県議会をはじめ、県民の皆様のご意見を踏まえながら検討を進め、年内の策定を目指して取り組んでまいります。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【近藤委員長】 ありがとうございます。

次に、提出がありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」及び「平成31年度政府施策に関する提案・要望」について、説明をお願いします。

【松尾学事振興課長】 まず、縦長の資料で「文教厚生委員会提出資料」となっている資料をご覧ください。

「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました総務部関係の資料について、ご説明いたします。

附属機関等会議結果について、本年2月から5月の実績は、2月5日に開催しました長崎県私立学校審議会となっております。会議の結果につきましては、資料の2ページから4ページに記載のとおりでございます。

続きまして、「平成31年度政府施策に関する提案・要望」についての資料をご説明いたします。1枚ものの資料でございます。

去る6月6日及び7日に実施いたしました平成31年度政府施策に関する提案・要望について、文教厚生委員会所管の総務部関係の要望結果をご説明いたします。

総務部関係におきましては、重点項目といたしまして、「私学及び県立大学に対する財政支援の充実強化について」、「私立学校・幼稚園施設の耐震化に係る財源の拡充について」の2件の要望を実施いたしました。

要望実績といたしましては、総務省につきましては、野田総務大臣ほか3名、文部科学省につきましては、宮川大臣政務官ほか1名に対し、知事、議長、総務部長から要望を行いました。

このうち、「私学及び県立大学に対する財政支援の充実強化について」は、本県の私立学校は小中規模が多く、財政基盤が脆弱であること

から、経常費助成費補助金の拡充を要望するとともに、保護者負担の公私間格差を是正するための高等学校等就学支援金のさらなる拡充について強く要望いたしました。

また、県立大学に対する支援として、特別交付税措置上限額の拡大及び普通交付税の拡充について要望いたしました。

これに対しまして、国全体として国庫補助と交付税措置の両方をできるだけ充実できるように取り組んでいきたいとのご意見をいただきました。

次に、「私立学校・幼稚園施設の耐震化に係る財源の拡充について」は、本県は全国と比べて耐震化が遅れていることから、耐震化事業に係る国庫補助率を公立学校と同率まで引き上げることや、平成30年度までの時限措置となっている耐震改築工事に係る補助制度の延長について強く要望いたしました。

これに対して、耐震化事業は厳しい状況だが、最優先で支援をしていく、県の方からも機運を高めてもらいたいとのご意見をいただきました。

以上が文教厚生委員会所管の総務部関係の要望結果であります。今回の政府施策に関する提案・要望の実現に向け、引き続き、取組を行ってまいります。

以上で報告を終わります。

【近藤委員長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】 質問がないようですので、次に、「平成31年度政府施策に関する提案・要望」について、質問はございませんか

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】質問がないようですので、次に、議案外所管事項に対する質問を行うことといたします。

質問はございませんか。

【堀江委員】では、「第三期長崎県教育振興基本計画（素案）」の策定について質問します。

この「第三期長崎県教育振興基本計画（素案）」の中の122ページに、私立学校について魅力ある私立学校づくりに支援しますとあります。その中の「きめ細やかな生徒指導に対する支援」ということで「スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置を促進します」という文言があります。文言としては、配置を促進するということで、もちろん異論はないんですが、この配置を促進する中身について質問したいと思います。

現在、スクールカウンセラー、それからスクールソーシャルワーカーの設置の状況をまず教えてください。

【松尾学事振興課長】まず、スクールカウンセラーでございますが、高校につきましては、23校中22校、延べ24人が設置されております。中学校につきましては、10校中9校、延べ9人が設置されております。それから、小学校につきましては、4校中3校、延べ3人が設置されております。

スクールソーシャルワーカーにつきましては、高校が4校、延べ5人、中学校が1校、延べ2人、これが平成29年度の実績となっております。

【堀江委員】長崎県教育振興基本計画は5年ごとで、今回3回目ですけれども、過去5年間でどれだけ増えていますか。要するに、今年も含めた5年間でどれくらい増えていますか。

【松尾学事振興課長】平成25年度の実績で申し上げますと、スクールカウンセラーでござい

ますが、高校が16校で延べ17人、中学校が7校で延べ7人ということでございます。高校につきましては、16校が22校、人数が17人が24人になっております。それから、中学校が7校が9校に増えて、7人が9人に増えております。

【堀江委員】要は、私が質問したいのは、言葉どおりに配置を促進してほしいんですね。この5年間に、例えば高校ですと16校から22校になりましたし、中学校だと7校から9校になって、小学校はゼロから3校ということですね。そうすると、来年を含めてあと5年間でどのように促進するのか。要は、促進だけではだめで、例えば、全校配置としていくのか、あるいはスクールカウンセラーが全校配置になれば、今度はスクールソーシャルワーカーをさらに増やすというふうになるのか。来年からの5年間の配置を促進するという内容は、どのような内容ですか。

【松尾学事振興課長】小学校、中学校につきましては、小中一貫校もございまして、必ずしも全ての学校に配置が必要かというのは、その学校の判断もあるかと思っております。基本的にはスクールカウンセラーについては、ほぼ配置がなされていると考えております。

したがって、今後はスクールソーシャルワーカーの必要性等もよく学校とも協議をしながら、スクールソーシャルワーカーの増員配置に向けて進めていきたいと考えております。

【堀江委員】私は、私学であってもスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置は強く進めたいと思っております。そのためには向こう5年間にこれだけの数を増やしましょう。もちろん、私学ですので学校の考えが基本あるんですけれども、増やそうということは、やっぱり全ての学校が思っておられると思うので、あとは人の配置と財源だと思う

んですね。そこを予算上も確保しないと、配置を促進するという言葉が絵にかいた餅になってしまうのではないかと思います。

今、課長が答弁されました、今後はスクールソーシャルワーカーの設置について私学と協議をしながら進めていくという方向ですけど、それを成果指標として、例えば、何人増やしますとか、そういう具体的な目標にはならないんでしょうか。

【松尾学事振興課長】それぞれの学校によって、その必要性というものは異なってくると考えております。当面、スクールカウンセラーを配置する中で生徒指導については十分やっていたところもあるかと思っておりますので、それは個々の学校と話をしないといけないと考えております。そのあたりは、今後、それぞれの学校と話をし、必要性のあるところにつきましては予算の確保等については財政当局とも協議しながら取り組んでまいりたいと考えております。

【堀江委員】この程度にとどめますが、要は、配置を促進しますという文言が絵にかいた餅に終わらず、きちんと増やしてほしいという思いがありまして、この質疑をさせていただきました。もちろん、私学の姿勢、対応、そこが出发点ではありますが、ぜひ増やすという立場で今後5年間で実現してほしいと要望しておきたいと思っております。

【近藤委員長】ほかにございませんか。

【中山委員】私学の経営状況について2月定例会で学事振興課長に調査をお願いしておりました。その心は、私学が建学の精神に基づいて努力して貢献していることについては十分承知しておりますので、全ての私立学校が今後とも今の体制を続けていってほしい、そういう思いで調査をお願いしたところでございますので、その結果が出ておればお話いただければと思

います。よろしく申し上げます。

【松尾学事振興課長】私立学校の個々の経営状況につきまして一定調査をいたしました。

まず、個別の法人に係る状況につきましては、経営にかかわる話にもなっております。また、全国的な経営状況の統計を取りまとめております日本私立学校振興・共済事業団が公表している数値につきましては、都道府県単位の全体の数字を公表しているということもございまして、今回は県全体の数値についてご報告させていただきたいと考えております。

平成28年度におきましては、長崎県内の高等学校を有する学校法人の決算状況につきましては、経常収支差額比率、これは加重平均でいきますとマイナス2%という状況になっているところでございます。

【中山委員】経常収支差額比率が加重平均でマイナス2%ということですか。これは県下の学校の全てを足して割った平均だと考えております。そうすると、経常収支差額比率がマイナスの学校法人も当然あると思いますが、その辺についてわかる範囲でお知らせいただきたいと思います。

【松尾学事振興課長】全体の加重平均がマイナス2%ということは、個々の学校法人におきましてマイナスの数値になっているところはございます。ただ、今回の公表につきましては、先ほども申し上げましたが、県全体という形で報告させていただきたいと考えております。一定数あるということでございます。

【中山委員】今、一定数あるということでありましたので、複数校あるというふうに認識するわけでありまして。そうすると、これが平成29年度単年度であれば今後挽回する機会もあらうと思っておりますが、これが長く続くとなると抜本的に改革というか、経営陣のさらなる努力が必要に

なってくると考えております。

マイナスの法人が一定数あるということでありましたけれども、これはあくまでも平成29年度でありますか。複数年ですね、例えば、平成28年度とつながってあっているのか、それについて見解をお尋ねしたいと思います。

【松尾学事振興課長】今申し上げました数字は、平成28年度の決算でございます。溯りまして2年前、3年前、平成26年度、平成27年度を見ますと、連続してマイナスになっている法人はございます。

【中山委員】そうすると、公表することによって経営陣に大きな打撃を与えるという側面はあろうと考えております。一方で、経営陣に自助努力を促すという部分からすれば公表する必要もあるのではないかと、そういうふう思うわけでありませう。

そうすると、いきなり公表するという事は、相手の信義もありませうから、今後、経営収支状況の公表基準について私学の学校団体と協議をしていく必要があるのではないかと、その点についてお尋ねしたいと思います。

【松尾学事振興課長】経営に関わる部分もございませうので、私学側としっかりと協議をして、お互い了解をした中での公表、ご報告という形にしなければいけないと思っております。

したがって、そこは私立学校でつくっております私立学校協会等とも相談をしながら対応させていただきたいと考えております。

【中山委員】ぜひ私立学校協会と協議を進めていただきたいと思います。

あわせて、経常収支差額比率がマイナスになっている主な要因についてどのように考えておりますか。

【松尾学事振興課長】やはり生徒数の減少が一番大きな要因だと考えております。生徒納付金、

県の補助金は、生徒数に応じて変わってまいります。その一定の収入が減っているというのが一つございませう。それから、生徒数が減りますが、教科ごとに教員を配置している関係上、生徒数の減少がそのまま教員を減らすということに結びついていかないという事情もあるかと思っております。そういった形で収入が減る割合ほど支出を減らせないという状況があるかと考えております。

【中山委員】生徒数が減ってきていると、これは今から10年以上、生徒減少は続いていくと考えております。それと、先生等の人件費の関係ですね。そうすると私立学校における先生一人当たりの生徒数ですが、平成28年度はわかりませうか。どういう変化をしているのかということがわかりませうか。わかれば教えてください。

【近藤委員長】休憩します。

-----  
— 午前10時42分 休憩 —  
-----

-----  
— 午前10時42分 再開 —  
-----

【近藤委員長】委員会を再開いたします。

【中山委員】それでは、平成29年度でもいいですけれども、私学における高校生の教師一人当たりの生徒数について後日資料を出していただきたいと思っております。

そこで、教科制になっているので教師をなかなか減らすことができない、生徒数に見合っていないという話がありましたので、一つの提案というか、今までもやっていると、A学校の英語の教師をB学校に交流させてやっていくとか、B学校の体育の先生をC学校へ交流的にやっていくとか、こういう取組は既に始めていると思うんですけれども、教師の学校間における交流といいますか、こういうことがどの程度進んでいるのか、お知らせいただきたいと思っております。



【近藤委員長】 休憩します。

-----  
— 午前10時44分 休憩 —  
-----

-----  
— 午前10時44分 再開 —  
-----

【近藤委員長】 委員会を再開します。

【松尾学事振興課長】 今把握している範囲では、私立学校間で、そういった交流があるということは把握しておりません。

【中山委員】 お互いの経営状況を考えると、先生を有効に使うということが大事だと思いますので、ぜひひとつこの辺についても私立学校協会と協議をしてほしいと思いますが、いかがでございますか。

【松尾学事振興課長】 設置者がそれぞれ異なっておりまして、それが可能かどうか、それは私立学校協会とも協議をしながらしていかないと、そこはわからない部分がございます。

ただ、そういったご意見も含めて、私立学校協会とお話しすることはできるかと考えております。

【中山委員】 新たな提案ですから、ぜひひとつ提案していただきたいなと思います。

もう一つ、生徒をどう増やすかという部分について、国内は無理ですよ。特に県内で増やすということは無理だと思います。宮崎県のある高校が留学生を相当数受け入れて法人の経営の基盤づくりをしております。

そういう意味で、県内の私立学校に留学生がどの程度いるのか、わかれば教えてください。

【松尾学事振興課長】 申し訳ございません。留学生の数については、把握しておりません。

ただ、各学校の取組において、例えば、東南アジアの国から一定の留学生を受け入れているといった学校の話については聞いているところはございます。

【中山委員】 ぜひ正確に把握して、答弁の中で

県内高校の全体について収益ということであったからね、そういう観点に立つなら、もっとそういう県内の生徒の奪い合いということは限度がありますよ。必ず減っていくわけだから、それは無理ですよ。そうすると新たに外国から留学生を受け入れて、そして、それを経営の資源にしていくということが大事だと思います。特に、私学の中にはカトリック系がありますね、フィリピンとか韓国とか。そういう系統があるわけだから、その辺に働きかけることによって、そこの留学生が増えることによって、ほかにプラス面が出てくる可能性があります。実質的にはそこに行く予定にしておったけど、そこが満杯になったからほかの学校に行くということも考えられます。

私学について、もう少し積極的に取り組んでいく姿勢、公表基準についてとか、学校間による教師の互助制度とか、新しく留学生を入れるとか、その辺に踏み込んで協議していく段階だろうと思います。それは私が考えた話だから、ほかの委員に聞けば、もっといいアイデアがあるろうと思います。そうしないことには、全ての私立学校が10年先、20年先も続いていける確信が持てないんですよ。これがもし途中で廃校とかなってしまうと、生徒が一番影響を受けるわけで、そういうことがないように、もっと協議をして新しい考えを持って取り組んでいただきたいということを取りあえず要望しておきたいと思います。

【松尾学事振興課長】 今後、少子化に向かっていく中で、私立学校の経営を考えた時に、今、委員がおっしゃられましたような視点というのは大切なことだと思っております。生徒の確保、それから、歳出をいかに減らしていくかという視点、そういった視点につきましては、私立学校と色々な形で話をさせていただきたいと思

っております。

それから、私立学校におきましては、海外の方は一部でございますけれども、県外の学生を入学させるということで努力されているところもございます。県外の学生につきましては、年々、学生数も増えてきているということで、そういった努力は私立学校もしているところがございます。

今後、私立学校とも議論をしながら、研究もしながら進めていきたいと考えております。

**【中山委員】** 方向性はそれでいいんですけど、ただ、県外の生徒を呼び込むということについて、一定努力して取り組んでいるということは、それはそうかもしれないけれども、一つ、よく考えておかなければいけないことは、長崎県以外の私立学校も、長崎県から直接呼び込むということを考えなくてはいけないわけです。長崎県に私立学校は幾らありますか、二十幾らしかないわけでしょう。全国に幾らありますか、約何十倍とおるんですよ。そこから引き抜かれる可能性があるんですよ。そうすると、これをやり出すと弱いところが負けるんですよ、経営力の弱いところが。ここに突っ込んでいくと、逆に危険性があると私は思っているんです。

その辺を含めて私学について考え方を抜本的に変えていく必要があります。安易に県外から呼び込むということ、一時的にはそれはいいでしょう。しかしながら、全体の長崎県の高校生予備軍が、よそにもっていかれるのか。その方がかえって大きいんじゃないかと私は危惧するわけですから、それはそれとしながら、もうひとつ取組の強化を促していただきたいことをお願いしておきたいと思います。

**【近藤委員長】** ほかにございませんか。

**【松本委員】** 2つございまして、まず1つ目、私立高校の就職状況についてでございますが、

県内就職というのが、やっぱり大きな人口流出をとめるための施策になると思いますが、県立大学に関しましては、取組が成功して2.3ポイントですけれども、増となっておりますが、私立高校は前年度比4.6ポイントの減となっている状況でございます。

この要因としては、県外の求人が増加してきたということを書いてありまして、それに対して県としては、情報発信に努める、また、県内企業の情報を生徒や保護者にしてもらおう機会を増やすというふうに取り組んでまいりますと書いてありますが、それでは、この結果を受けて来年度は具体的に、どれを、どのように増やしていくのか、この4.6ポイントの減に対して考えはあられるのか、お尋ねいたします。

**【松尾学事振興課長】** 今回、4.6ポイントのマイナスという結果になっております。その要因といたしましては、まず、普通科の生徒の県内就職者が減った、それから、工業科の生徒が減ったということがございます。

普通科につきましては、進学者が増えているということもございます。就職者が減った分、進学に回って県内就職者が減っているという状況があります。その要因としましては、先ほど、部長説明にも記載しておりますが、都会の方の求人が増えているということがあります。それから、工業科についても、理由としては、同じように都会の方の求人が増えているということでもあります。

景気が回復基調にありますので、都心部の求人が増えるということは一定あるかと思いますが、県内にもまだ優良な求人があります。したがって、まず、優良な求人につきまして、情報を実感として持ってもらうということがあります。したがって、各学校における企業説明会、企業見学会、それとインターンシップ

を充実していくということを各学校と話をしてやっていきたいと考えております。

ただ、学校側もその点は十分認識しております。2年前、3年前と比べますと、そういった取組を各学校もしっかりとやってきているところがありますが、その点につきまして充実できるところは充実していただくということで、県内就職推進員とも連携しながらやっていきたいと考えております。

それから、各学校間で取組にばらつきがあるということもございます。それは私立学校の県内就職推進員、あるいは進路指導担当の教員、こういった方々が集まる機会をつくりまして、そういった情報交換をする中で、いい取組については広げてもらうという形を考えております。

それからもう1点、進路指導担当教員、それから県内就職推進員、こういった方につきましては、県内企業に対する状況、あるいは知識等も非常に豊富になってきておりますが、実際に進路指導をするのは担任の教員がするということがございます。したがって、担任の教員と県内企業との意見交換会といったものを推進するというので、面談の中でもしっかりと優良な企業については紹介をしていただく、生徒に合った紹介をしてもらうといった形になるような取組を進めていきたいと考えております。

【松本委員】 外的要因は、全国どこも共通でありますし、傾向としては仕方ないと思うんですけど、お話の中に、「推進」とか、「促進」とか、「取り組んでまいります」という抽象的な言葉で、要は、私学が頑張りなさいというような、県としてのかかわり方というのは、もっと積極的であるべきではないのかなと思います。

具体的に言えば、県内就職推進員を何名増やしますとか、また、企業説明会をどれだけ増やしますとか、そういうふうな数値目標を決めて、

もちろん、担当者を集めてそういったところに今何が足りなくて、どういうふうに回数を増やせば県内就職率が増えるのかとか、そういったところも各学校でそれぞれ取組方に濃淡があるとおっしゃっていましたが、それはそれぞれ学校の事情はあるでしょうけれども、県としては、やはり県内に就職していただきたい。その中でリーダーシップをとって呼びかけをして、そして、具体的に予算計上の中でこれだけ取り組んでいますということを明記していかなければ、実際、数字が減ったのは外的要因が原因ですと、で、取り組んでまいりますと。毎年同じようなことを言い続けていくのではないかとということで懸念があります。

しかしながら、県立大学に関しては大変具体的な政策が書いてあって、実際、具体的な成果も上げてポイントが上がっているわけですね。そうしたら同じように私学に関しても、ぜひとも取り組んでいただきたいと、この実績があるわけですから。県立大学のノウハウを私立高校に適用できるかわかりませんが、そういったものを、活用できるものは活用していただきたいと思っております。

もう一つ気になるのは、公私間格差というのは、県内就職の取組についてはないのかという懸念があるんですが、そちらに関してはいかがですか。

【松尾学事振興課長】 県内就職推進員を希望する学校につきましては、全て配置しております。それから、公立高校のキャリアサポートスタッフと合同での県内就職推進員の連携会議を開いたりしております。したがって、公私で取組に格差があるということはないと考えております。

【松本委員】 ぜひとも県内就職率が来年度上がっていくような具体的な対策、そして、それが

決まったら次の定例会で報告、個々の記載をしていただきたいと思います。

あと1つ、政府要望にも出ているんですけども、私立学校、幼稚園施設の耐震化についてです。

先日、大阪でも地震がありました。学校施設の壁が崩れてしまったりとか破損とか、さまざまな案件がありました。現在、ここに書いているとおり、長崎県では158棟中125棟が耐震化していて、今、79.1%と全国で43位、下位にあるという状況でございます。

気になるのは、耐震化をしていない残りの三十数棟が、財政的な理由でできないのか、したいけれども、できないのか。もし財政的な条件でできないのであれば、この制度が整うまでは耐震化をする意思がないのか。どういうふうに状況を把握しておられるのか。いつ地震が起こるかわからない状況の中で、耐震をしていないところに対しての対応が、私学の財政的な事情でできなかったから、そしたらもし地震が起きた時に、何か事故が起きた時に、やっぱり県側の責任も問われてくるのではないかということ懸念しますけれども、耐震ができていないところに対して、今、どのように対応しているのか、お尋ねをいたします。

【松尾学事振興課長】私どもで個々の学校を訪問いたしまして、それぞれの事情をお聞きしながら今後の取組について協議をいたしております。

まずは目標を決めましょうと。いつまでに整備をするという目標を決めましょうという話をさせていただきまして、平成32年度までの間に基本的には整備をしていただくと。それは総合計画が平成32年度までになっておりますので、それまでに整備をしていただきたいと思いますという話をしております。

その結果、ある程度の団体につきましては、ある程度の目安を平成32年度までに実施するという形で話をさせていただいておりますが、まだ数校、どうしても資金面の話でありますとか、あとは例えば少子化になっていく中で、その校舎を将来的に使うのかどうか、そういったことの見極めとか、そういった個々の学校によって事情が異なりますが、まだ今の段階でめどが立てられていないところもございます。そういったところにつきましては、引き続き、それぞれの学校と協議をしていきたいと考えております。

【松本委員】先ほど答弁がありましたとおり、数校は平成32年度までに実施をするということで話をされているということです。まず、その学校に関してはしっかりとサポートしていただいて耐震化に取り組んでいただくように。また、その部分で足りない部分があれば施策を、予算を計上して取り組んでいただきたいと思います。まだ数校、計画がないところに関しましては、今後、具体的にその校舎を使わない予定なのか。また、今後統合して安全対策に対して具体的な取組の案について明示をさせていただいて、そして、結局、子どもたちは耐震化されているのか、いないかで判断して学校へ行くわけではないので、耐震化がない学校に通っている子どもたちは不安要素があるわけです。そして、もし長崎で地震が起きた時に、しっかりと対応をとっていなかったばかりに、その子どもたちが事故に遭うということがあれば、そういうことは絶対にあってはいけないことですので、やはり今の段階からしっかりと対応策を学校側と協議をして、財政的な問題があるのであれば、そこをどうやってクリアしていくのかということも含めてぜひ検討していただきたい。

最後に、その要望に対して、国の方からも機運を高めてもらいたいという意見をいただいたとありますけれども、じゃ、国の方は機運を高め、具体的に県にどうしてほしいのか。また、国の方では予算計上の見込みがあるのか。この2行だけではちょっとわかりづらいんですけど、その辺は具体的にどうだったのか、お尋ねいたします。

【松尾学事振興課長】耐震化の予算につきましては、文部科学省としましては、非常に大切な、必要な予算だということで、必要な予算を確保するべく努力をしていきたいというふうなお話をいただいております。ただ、予算折衝をする中で、厳しい部分もあるということでもありますので、県の事情とか、そういったことはしっかり教えていただきたいという話を聞いております。

私どもとしましては、機会あるごとに国の方にそういった長崎県の事情等もお伝えしていきたいと考えております。そのあたりはどういったやり方がいいのかということを含めて、今後、考えていきたいと思っております。

【松本委員】全国で43位ということで全国的に低い数値であるという本県の状況をしっかりと訴えて、高いところは安定しているわけですからいいんでしょうけれども、低いところ、そして、先ほどお話がありましたとおり、やりたいけれども、財政的な理由でできないところ、来年度の要望でも恐らく行うと思っておりますので、そういったところをぜひとも取り組んでいただきたいと思っております。

【近藤委員長】ほかにございませんか。

【麻生委員】おはようございます。

大学の附属高校が県内に何校かあります。私立高校の一体化になっている関係も含めてお話がありました。定員割れが5年以上続いている

ところについては、補助金を、これは私立大学等の経常助成費補助金の見直しがあって、2018年度から減額するというので、相当影響を受けている状況が今後進行するんじゃないかと。県内でも大学が附属高校を併設しているところが何件かあります。また、私立学校で生徒が減る状況も先ほどから話が出ております。

そういう形で文科省からの通達で県内の私立学校に対する影響がどのくらいあるのかということは掌握されているんでしょうか。

【松尾学事振興課長】私立大学につきましては文部科学省が所管しておりまして、県として、そういった詳しい状況については、現在のところ、把握しておりません。

【麻生委員】わかりました。先ほど中山委員からも話がありましたが、定員数が割れたり、今後、経営状況が厳しくなるということは事実ですね。そういった中で補助金があって、ある程度回っているというのが実態です。

先ほど、教職員の話もありましたけれども、教職員も学科があって生徒数が減っても教員が減らせない状況があるということでありました。コースを設定したりして融通できるような形もされているということを知りました。

お尋ねしたいのは、そういったことが顕著にあらわれてきて、県としての補助金が生徒の分で減るということは、人頭割ですから仕方ないと思っているんですけども、ある程度減ってでも補助金の手当ての厚い状況を今後展開できるかどうかということをお尋ねします。そういったことは難しいと思っております。ルールだからね。

そういうこともあったんですけど、私としては、基礎になる大学、附属高校のことについても一定の情報をぜひつかんでおいていただきたいと思っております。これは要望です。

あと1点は、来年度から年収590万円未満世帯

の私立学校の授業料が全額国負担をされるということになると、今、テーマになっているのは私立学校は公立学校と比べて特色ある学校をどうつくっていきけるかということによって、来年度の三期計画の122ページに「魅力ある私立学校づくりへの支援」ということでもあります。

私は、ここで公立高校と私立高校が7対3の割合になってきたと思っていますけれども、今、私立学校が増えていく要素が相当出てくるんじゃないか。公立高校が本当に魅力ある状況が示せなければ、私立学校が定員をある一定確保していこうということになると、そういうことについても動きが出てくるんじゃないかと思っています。私立学校の定員の割合を、あくまでも7対3ということで県としては貫くのかどうか、そういう考えはどうなんでしょうか。

【松尾学事振興課長】590万円未満の世帯につきまして、平成32年度から実質ほぼ無償化という形で国の制度が実現することになっております。それが実現しますと私学を選択する、今までよりも私学を選択するインセンティブが働くということは予想されるところでございます。

ただ、それがどういった影響が、どこまであるか。そこについては、そういった制度が始まってみないとわからないという点が1つあるかと思えます。

それから、今現在は私立学校と公立学校の比率が7対3ということで、昭和46年からそういった形でできております。基本的には、その比率を尊重しながらやっていくという姿勢について、尊重といいますか、それを堅持していくという方針については、今のところ、同様な形で考えているところでございます。

【近藤委員長】ほかにございませんか。

【深堀委員】県教委の事業のことになるんですけども、確認だけお願いいたします。

高校生が外部の試験を受験しているGTECという英語の試験がありますけれども、県教委が今年度から、これは政策的に複数年かけて生徒の方に受験してもらって、その結果を見ながら教育のやり方とか傾向を調査するということが目的で、今年度からそのGTECの試験を県立高校の生徒が受けるようになっていきますけれども、この事業を県教委が計画した時に学事振興課との連携はあったのか否か、その内容をまずお尋ねいたします。

【松尾学事振興課長】この事業につきましては、教育庁の事業として組み立てをされておりました。公立高校を対象とした事業として組み立てをされていたということでございますので、検討する段階では、私どもはお話は伺っておりませんでした。この事業が形になった段階で、その後、この事業について私どもとしても把握したという状況でございます。

【深堀委員】私は、そこは非常に残念だと思います。やはり同じ県内にいる高校生の学力向上のためのいろんな施策をする時に、教育庁は県立高校だけの生徒で果たしていいのかとか、教育庁と学事振興課としっかり協議、議論をしながら、そういった事業を組み立てていくべきだと私は思います。

この事業が明るみになってからわかったという話でしたけれども、例えば、私立の学校とか、もしくは私学の協会であったり、そういったところからいろんな要望が出てきてませんでしたか。

【松尾学事振興課長】私立学校におきましては、新たな入試改革に対する対応が必要であるということで、各学校もそういった認識は持っておりました。そういった話を聞いておりましたので、私どもとしましては、それぞれの学校が魅力ある学校をつくるといった意味の県からの補

助金がございましたので、今回、新しく「学校力をパワーアップ 私立学校実践支援事業」という補助金を設けました。その中の一つのメニューとして新たな入試改革に対する指導の確立でありますとか、そういったことに取り組む学校につきまして支援をするということで、私立学校に対する補助金としてのメニューを設けさせていただいたということがございます。

したがって、私立学校につきましては、学事振興課の方で検討いたしまして、そういった事業を組み立てたところがございます。

【深堀委員】新たな事業を学事振興課としては実行したと。その額の程度ですけれども、例えば、GTECの試験を受けるのに数千円お金がかかると。今度の教育庁の事業は、その半額を県費で負担するという事です。その予算の規模と、今、課長がおっしゃられた私学に新しいメニューをつくったという費用は、それに相当する分の金額になっていますか。

【近藤委員長】休憩します。

-----  
— 午前11時13分 休憩 —  
-----

-----  
— 午前11時14分 再開 —  
-----

【近藤委員長】委員会を再開します。

【松尾学事振興課長】教育委員会の事業につきましては、通常受験費用に研究委託費を加えた5,400円のうち2分の1を県が負担して、残りの2分の1は参加生徒の保護者に負担をお願いするという制度になっていると聞いております。

私立学校の補助につきましては、そういった個人の資格に係る部分につきましては、補助対象にはしておりませんが、学校側が取り組む経費について補助をするという形になっております。県全体としては、私立学校のそういった魅力アップのための補助金につきましては、全体予算として1,800万円を計上しております。

【深堀委員】新たなメニューで1,800万円つくったということですね。前年度と比較して新たなメニューで1,800万円ほど増額したということで理解していいですか。

【松尾学事振興課長】私立学校の特色ある教育につきましては、魅力ある私立学校づくり補助金ということで平成29年度までやっておりまして、終期がきたということで、新たな課題に対する事業ということで補助対象のメニューにつきまして組み立て直しをしまして、組みかえた新規事業として1,800万円という形の補助金にさせていただいているところがございます。

【近藤委員長】休憩します。

-----  
— 午前11時16分 休憩 —  
-----

-----  
— 午前11時16分 再開 —  
-----

【近藤委員長】委員会を再開します。

【松尾学事振興課長】平成29年度までの事業の予算につきましては2,600万円でしたが、新しい事業に組み立て直す中で必要な予算が幾らなのかということを確認いたしまして、それを積算した結果、1,800万円になったということがございます。

【深堀委員】今の説明でいけば、平成29年度と平成30年度でいけば、私学の魅力アップ事業の予算というのは、2,600万円から1,800万円に800万円減少したということですね。

私が最初に聞いたGTECの部分をどう考えるかといった時の話としては、そこは整合性がとれないんじゃないかなと私は思います。

なぜこのことを言っているかということ、先ほど課長が答弁の中に言われたように、このGTECを受ける生徒の保護者の負担が半額で済むという話です。しかし、GTECは私学の生徒も受けるわけです。

結局、私立の学校運営が非常に厳しい状況の

中で、県がこういうことをやる中で私学の生徒の保護者はどう思うか。県立高校に行っている同じ高校1年生の生徒は県費から半額補助が出る、私学に通わせる親は全額払わなければいけないという、まるで公私間格差を広げるような話に受け取れると思うんです。

もちろん、この事業自体は、そういう補助的な目的じゃないということはわかった上で言っていますからね。外形的に見れば保護者の負担が、県立の生徒の保護者は半額で済む、私学の保護者は全額払わなければいけないという制度になってしまっているわけです。政府施策の要望でも、保護者負担の公私間格差を是正するために強く要望したと言いながら、県の制度としては、それを片一方では助長するようなことがあっているんじゃないかと私は感じるんです。

そのあたり、教育庁の事業は単年度の事業ではないので、もう少し教育庁とも連携しながら、私学の生徒の英語の学力を向上させるためにどういった私学振興があるのか。そして、公私間格差というものも考えた上で、もうひとひねり、学事振興課としても考えていかなければいけないのではないかと思うんですけれども、どうでしょうか。

【松尾学事振興課長】今回の事業につきましては、県立高校の設置者が県の教育委員会ということでございます。そういったこともございまして、県立高校を対象とした事業として組み立てをされております。

一方、私立高校につきましては、それぞれの学校法人が設置したということで、基本的に教育内容に対しましては、それぞれの設置者が責任を持って実施をする、あるいは経費の負担をしていくという形になっております。今回の事業につきましては、そういったことで県立高校を対象にするという形になっているところであ

ります。

私立学校に対する支援につきましては、繰り返しになりますけれども、パワーアップの推進事業で大学入試改革の取組については支援をしていく形にしたいと考えております。

ただ、この補助金につきましては、個人の資格、検定試験等の経費については、個人の利益に資する部分もあるということもありますので、従来から同じような補助金につきましては対象外としてきているところがございます。この点についてはご理解をいただきたいと思っております。

【深堀委員】課長の説明はわかるんだけど、繰り返しになるけど、外形的に保護者の立場で考えた時に、同じ高校生を養育している保護者として、県立高校の生徒が同じGTECの試験を受ける時に、半額、公費から補助があって、私学はないという現実があるわけです。平成30年度からそれが始まるわけです。

そのことを考えた時に、例えば私学の協会とか、この件に関してどういうことができるか、もしくは県としていろいろ提案しても私学としてしないというのであれば、それは学校の判断だからいいんだけど、そういうメニュー自体がないわけでしょう、そういう意見交換をしていないわけでしょう。だから、その辺をどう考えるかということを行っているんですよ。これをしなさいということではなくてね。私学の現状も踏まえた上で私学ともっと、例えば、GTECの県の教育庁の事業に対して私学としてはこのままでいいのかどうかとか、そういうことを投げかけられないのかな。

結局、私学の判断として、しないということであればいいんですよ。そこまで要望がきているんじゃないかと思っているもんだから聞いているんですけど、どうですか。繰り返しになって申し訳ないけど。



【松尾学事振興課長】私立学校から公立高校の話を踏まえて、私立学校についても対象にできないかといったようなお話を一部聞いているところはございます。

ただ、この事業につきましては、教育委員会につきましては、平成30年度から平成31年度に入学する2つの学年につきまして期限を切って取り組む、その中で指導法を確立するということを設置者としてするというふうに考えております。

同じような取組を私立学校の設置者としてしていただくということ、そういった面につきましては、大学入試改革に対する取組をしていただくことは非常に大切なことだと思っておりますが、県の補助のあり方として、そういったことに対して、じゃ、どこまで支援をしていくかということにつきましては、補助金の制度の範囲内でやっていくという形になると思います。

そういう中で、繰り返しになりますけれども、学校としての取組については補助をいたしますが、そういった個人の資格の部分については、これまでも対象外にしておりますので、その点についてはご理解いただきたいと考えます。

【近藤委員長】 暫時休憩いたします。

-----  
— 午前11時24分 休憩 —  
-----

-----  
— 午前11時26分 再開 —  
-----

【近藤委員長】 委員会を再開いたします。

【深堀委員】 学事振興課の立場というのも、お話を聞く聞いて一定理解しますけれども、現状を考えた時に、私学の要望等も、もう一度よく意見交換して、どういった支援策があるのか。もちろん、できることと、できないことがあるので、そのあたりは私学の立場、意見も十分聞きながら事業に反映させていただきたいというふうに要望して終わります。

【松尾学事振興課長】 基本的に私学の大学入試改革に対する取組というのは、県としては、やはり支援をしていかなければいけないと思っております。

その制度の支援のあり方につきましては、私どもとしては、今の制度の枠組みでやらざるを得ないと考えているところでございます。

そういった入試改革の取組については、私どもとしては十分支援をしてみたいと考えております。

【近藤委員長】 ほかにございませんか。

【中山委員】 「第三期長崎県教育振興基本計画（素案）」を見ますと、第二期計画では「魅力ある私立学校づくりを支援します」と、これが第三期の案では「魅力ある私立学校づくりを支援します」と同じなんですけど、1つの項目の中で「魅力ある私学教育の振興」が、今回、第三期の素案では「魅力ある私学教育の推進」になっております。

それと、10番の、第二期計画では「地域に根ざした県立大学づくり」を変更して第三期の素案では「個性が輝く県立大学づくりを進めます」ということで、「魅力ある県立大学づくり」と、こういうふうに変更しております。

変更理由はいろいろあると思うんですが、二期計画の成果、そして課題をどのように検証して、どのように総括してこういうふうになっているのか、その辺を少し説明していただけますか。

【松尾学事振興課長】 まず、私立学校の教育に関する支援につきましては、教育環境をしっかり整備していく、それから、保護者の負担を軽減するということが大きな柱になっております。そういった取組を進める中で私立学校全体としての魅力のアップにつながっていくことを目指しているところでございます。

そういった中で、基本的に私立学校の運営を支えていくということで経常費を補助しております。それから、授業料の軽減につきましては、国の支援金の制度、それから、県の上乗せの助成をする中で保護者の負担軽減を図っているということでございます。

特に、保護者の負担の軽減の部分につきましては、国の制度としても平成26年度から改正があつております。そういったこともございまして、例えば、経済的な理由による中退者が減るとか、そういった形の成果が出てきているところがございます。

それから、独自性を持った取組に対しまして県が補助していく中で、それぞれの学校が魅力を高めていくということを支援しているところでございます。

22校の集合体でございまして、それぞれの学校が取組をしっかりとやっていたということとその成果ではないかと考えております。

それから、県立大学につきましては、平成28年4月から学部学科の再編をいたしました。そういう中で新しく経営学部を設けたり、あるいは情報システム学部といったものを設けております。新たなニーズ、例えば、情報化でありますとかグローバル化といったことに対応する取組をしているところでございます。

もう1点が、社会人基礎力を持った学生を育てるということで、実践的な教育をやっていくということで長期のインターンシップを各学科それぞれで推進していくことにしております。今現在、平成28年度に入学した学生が3年生となっておりますが、徐々にそういった実践的な教育、グローバル化、あるいは情報化に資する取組の成果が徐々に見えつつあると考えております。

一つの事例で申し上げますと、国際経営学科が進級要件をTOEICの600点ということで設けておりました。これは少しハードルが高いかと考えておりましたが、全員が進級要件をクリアしているという状況でございます。

こういった形でそれぞれの取組を進めている途中でございますが、これが大きな実を結ぶように、これからも推進していきたいと考えております。

【中山委員】素案だから総論でいいと思いますが、第二期計画が学校経営について支援とか、保護者の軽減負担ということであつたけれども、その結果、どういう成果があつているのか、その辺が明確じゃないですよ。その辺を文章か何かで成果と課題について出してくださいよ。その中でこうもっていきますということにしないとならんしね。

特に私が気に食わないのは、「個性が輝く県立大学づくりを進めます」という中で、「地域に根ざした県立大学づくり」と、これ、いいじゃないですか。これを訳がわからないような形で「魅力ある県立大学づくり」と。地域に根ざした学校づくりを進めていく中で、こういう形で項目を大幅に変えてしまうというか、どこでもあるような学校にしてしまうというか、こういう発想の仕方については非常に疑問を持っているんですよ。詳細について、まだ読みこなしていないので、その意図がよくわからないところがありますが、これは一つ、譲れないなと思います。あくまでも県立大学というのは、地域に根ざした県立大学づくりということでやってきたじゃないですか。その辺をなぜ素案の中で「魅力ある県立大学づくり」としなくちゃならないのか。この辺の理解ができませんので、もう一回説明いただけますか。総務部長にお願いします。

【古川総務部長】今回、第三期の素案ということでお示しをさせていただきました。県立大学でございますので、地域に根ざしたという観点是非常に重要でございますし、今、まさに島で学ぶということで実際に現地に赴いて課題を解決するような形の取組を行っているところでございます。

今の点につきましては、ご意見を承ったところでございますので、今後、成案としていくに伴いまして、その部分は検討させていただきたいと思っております。

【中山委員】ぜひそういう意味で、県立大学は我々の学校だから、我々のために、郷土のために根ざしてやっていただくことが基本中の基本でありますので、まだ素案の段階ですから、よくよく協議をしてほしいということを申し上げておきたいと思っております。

もう一つ、高校生の主権者教育についてです。知事選挙で18歳で35%、19歳で15%で成果が上がったということになっております。私立学校における主権者教育、高校、大学、短大についてどのような取組をされておられるのか、お尋ねしたいと思います。

【近藤委員長】 暫時休憩します。

-----  
— 午前11時36分 休憩 —  
-----

-----  
— 午前11時36分 再開 —  
-----

【近藤委員長】 委員会を再開します。

【松尾学事振興課長】私立高校においての主権者教育につきまして、私どもとしても推進しているところでございます。

選挙権年齢が18歳への引き下げがあった時点におきまして、私立高校で主権者教育啓発に関する講習会を全ての高校で実施しているところでございます。それから、高校生全員に対する副教材、教師用の指導書を配布いたしまして、

それぞれの学校におきまして主権者教育について取り組んでいただいているところでございます。

それから、県立大学におきましては、それぞれの授業の中で、確かなことまでは覚えておりませんが、例えば、政治学等の中で主権者教育について学んでいるということを知っているところでございます。

【中山委員】高校については少し取り組んでいるようでありますけれども、大学、私学の短大を含めて取り組んでほしいなと思います。

そこで、来年4月に地方統一選挙があります。知事選挙は今年の2月にあったけれども、4月にあるんですね。第1か第3ぐらいに県と市町村選挙がありますが、私学に通う高校生で、この地方統一選挙に投票の資格が出てくる生徒は、どういう生徒になりますか。

【近藤委員長】 暫時休憩します。

-----  
— 午前11時39分 休憩 —  
-----

-----  
— 午前11時40分 再開 —  
-----

【近藤委員長】 委員会を再開します。

【中山委員】そこは高校の主権者教育をするのに、公立もそうだけど、私立もきちんと押さえておって、どのくらい対象者がおられるのかということ把握しておく必要があると思いますよ。

もう一つ大事なことは、18歳ということになると、対象者が、前年度の1つ上の1月から3月までの生まれの人と、4月はじめの生まれの人の3ヵ月ぐらいの人が対象になる可能性があるわけですが、はっきり言えばね。それで、大方の方は、18歳、19歳というのは大学生か専門学校生なんです。長崎県でも専門学校は結構あると思うんです。

そうすると、この辺に対する主権者教育もしなければいけないわけです。この辺についてど

のように考えておられますか。その辺の把握の問題と、そして、県内の専門学校、高校を卒業してから18歳、この人たちは対象だと思うんですが、この辺の主権者教育についてどのように考えているのか、お尋ねしたいと思います。

【近藤委員長】 暫時休憩します。

-----  
— 午前11時41分 休憩 —  
-----

-----  
— 午前11時44分 再開 —  
-----

【近藤委員長】 委員会を再開します。

【松尾学事振興課長】 主権者教育につきましては、考え方といたしまして、18歳になる時にしっかりと教育をまず実施するという事になっております。これは選挙管理委員会と学校が協力してやっております。高校生の間に1回はそういった主権者教育に関する講習会を受けるという形でやっております。今の取組としては、まず18歳になる時にそういった講習会をしっかり受けてもらうということ。あとは各学校として教材等を使った取組をしていただいているということになっております。

【中山委員】 今の課長の答弁については、何も異議を挟む必要はないと考えておりますが、主権者教育というのは、基本的に、長崎に生まれて、長崎をどうしていこうか、自分の生活をどうしていこうかとか、そういう自立の部分も出てくるわけです。そうすると、せっかく学校で教えてもらった、実質的には投票せんばいかんわけでしょう。

そうすると、たまたま地方統一選挙が4月にあるので、高校生はなかなか投票できにくい。そうであるならば、せっかくならば、専門学校というか、ここは18歳から入っているわけだから、この辺について、主権者教育についても専門学校の関係者に対して、高校時代にやっているとすうけれども、さらに一つ進めてほしいと

いうことについて申し上げることはできるんじゃないかと私は思っているんだけど、それはできませんか。

【松尾学事振興課長】 専修学校の連合会とも、そのあたりにつきましてはご意見等も踏まえて話をしてみたいと考えております。

【中山委員】 専修学校の団体と協議をするということでありました。特に19歳の投票率が非常に低いんですよ。18歳の半分以下なんですよね。あらゆる機会を設けて、そういうことを呼びかけていく、また、そういう教育をすることは大事だと思いますので、ぜひひとつ協議をして実効ある形に進めていただければ大変ありがたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【松尾学事振興課長】 専修学校につきましては、職業教育をする学校でありますので、まず学校の方と、実際にどこまでできるかということにつきましては、そういった事情もあるかと思ひますので、そこはまず事情も含めてしっかりと話をしていきたいと考えております。

【中山委員】 ぜひ取り組んでほしいと思ひます。専門学校ほど就職するんですよ。企業の情報であるとか政治家の情報ということについては、当然、一般の高校生より関心が高いんですよ。そこをうまい具合に突いて、投票に行かんばいかんですよと、そういう形でうまいこと協議をして投票率を上げるために何らかの形の主権者教育が必要じゃないかと思ひます。特に、専門学校は18歳、19歳が多いと私は思っているんですよ。その辺があるので、ぜひひとつ19歳、18歳の投票率を上げるために専修学校とも協議をしてほしいなということを再度要望しておきたいと思ひます。

【近藤委員長】 ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】ほかに質問がないようですので、総務部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩します。

-----  
— 午前11時48分 休憩 —  
-----

-----  
— 午前11時49分 再開 —  
-----

【近藤委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、総務部関係の審査を終了いたします。

午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時30分から再開します。

-----  
— 午前11時50分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後1時30分 再開 —  
-----

【近藤委員長】委員会及び分科会を再開いたします。

これより、教育委員会関係の審査を行います。

審査に入ります前に、理事者側から4月の人事異動に伴う新たな幹部職員について、5月の委員会の際に出席していなかった職員の紹介を受けることといたします。

【池松教育長】就任後初めて本委員会に出席しております教育委員会事務局幹部職員をご紹介します。

〔各幹部職員紹介〕

以上でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

【近藤委員長】それでは、これより審査に入ります。

【近藤分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案及び報告議案を議題といたします。

教育長より議案説明をお願いします。

【池松教育長】教育委員会関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第95号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第1号）」のうち関係部分、報告第2号 知事専決事項報告「平成29年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」のうち関係部分であります。

はじめに、第95号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第1号）」のうち関係部分について、ご説明いたします。

教育委員会所管の補正予算額は、記載のとおりでございます。この結果、平成30年度の教育委員会所管の予算総額は、1,416億226万円となります。

歳出予算の内容について、ご説明いたします。

教員の業務負担軽減及び情報セキュリティの強化を図る観点から、学校における校務の情報化を効率的に進めるため、都道府県単位での統合型校務支援システムの共同調達や運用促進に係る実証研究事業を実施するための経費として7,002万9,000円の増、対馬高校と壱岐高校において、国内外の大学や高校、専門機関を遠隔教育システムで結び、教育内容の充実を図るための経費として394万3,000円の増を計上いたしております。

次に、報告第2号 知事専決事項報告「平成29年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」のうち関係部分につきましては、先の3月定例会の本委員会において、専決処分により措置することについてあらかじめご了承いただいております。平成29年度長崎県一般会計補正予算について、歳入予算1億7,959万1,000円の減、歳出予算9億4,004万6,000円の減を3月30日付で専決処分いたしました。

以上をもちまして、教育委員会関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【近藤分科会長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、これより予算議案及び報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【麻生委員】 今回の補正予算のセキュリティ校務支援システムの開発ですね。これは10分の10の国庫負担となっています。これは5月11日に締め切った国のモデル事業です。報道によりまずと全国で4県しか指定されなかったということで、長崎県の皆さんの努力が大きかったと思っています。

このシステムについての目的と、今までどう積み上げられて、この4県の中に採択されたのか、その経緯を教えてくださいと思います。

【木村義務教育課長】 この事業を受託した都道府県は4県ありまして、長崎県、高知県、奈良県、岐阜県でございます。

ご承知のとおり、統合型校務支援システムというのは、児童生徒に関する指導要録や出欠等の学籍管理、健康診断表や保健室利用等の保健管理、成績処理や授業時数集計等の教育課程管理など、校内のあらゆる校務情報を一元的に集約し、効率的かつ効果的に校務の処理ができる高機能システムのことであります。

本県では、平成25年度から本県独自に成績一覧表や指導要録等、または保健日誌や学校日誌等の限られた部分についての校務支援システムを稼働しておりました。この校務支援システムにおきましても、利用している97.3%が業務負担の軽減になったとのことでした。このことをもとに今回全県的に取り組むことで県内統一的な校務負担の軽減を進めていきたいということで、本県の考え方をまとめて文科省に提出した次第であります。

【麻生委員】 今回、全国で4つの中に長崎県が選ばれたということは、皆さんのご努力といい

ますか、取組が評価されたと思っておりますので、長崎県は離島を抱えて情報の格差があるところだと思っておりますので、ぜひ取組をお願いしたいなど。

私たちが思っているのは、学校業務は大変だななど。エクセルでいろいろな資料をつくられて、個々のスキルでやっているところが多かった。逆に言えば、データの一部持ち出しとか自宅で作るとかということで事故が起きておりましたけれども、今回のシステムは、一部、クラウドを使ってやるということで聞いておりますけれども、そういうセキュリティ関係についても十分配慮されているのかということが1点。

今後、7,000万円程度、モデル事業でしょうけれども、これをどういった形で、1年間でやるのか。そして、この積み上げられたものを今後どう展開していこうとされているのか。県下全部に広げていく時にどのくらいの費用が見込まれるのか、そういったことについての積算はされているのでしょうか。

【木村義務教育課長】 本事業の目的でありますけれども、委員ご指摘のとおりでありまして、一つは、教員の業務負担の軽減、もう一つは、教育情報がセキュリティ面から非常に危機的な状況にあるというものであります。ですから、これも県内の全市町でその強化を進めていきたいという狙いがあります。

本年度は3市町の、全部で18校で試験的に導入します。次年度以降、この成果を他市町にも広げていくという計画を持っています。

なお、この3市町につきましては、次年度以降は市町の予算で展開していきます。我々としては、さらに他市町に展開を進めていきたいわけですが、これにつきましては先ほども話題になりました5月の政府施策要望で申し上げましたとおり、引き続き委託を受けることはできな

いかということで国の方に要望していきたいと考えています。

全県的にどれだけの予算が必要かというのは、今後、検討していくわけですが、県としては、まず、今年度、全市町が参加できるだけのクラウド、またはカスタマイズ等の費用については今回の事業で出し、今後は各市町にランニングコストは負担していただきまして展開していこうという考え方を持っております。

【麻生委員】 今回の働き方改革も含めて、現場の先生たちの負担が軽減できるかどうかということも一つのテーマだと思うんですけども、統合型校務支援システムを導入することによって、大体どのくらいの時間が教務の現場の皆さんの短縮が見込めるかということについてはご検討されたのでしょうか。

【木村義務教育課長】 私どもが知り得た情報として、他県の情報を収集してまいりました。例えば、大阪市であります。平成26年度に導入し、教諭一人当たり勤務時間が年間224.1時間の減、もう一つは北海道ですが、平成27年度、教職員一人当たりの勤務時間が116.9時間の減。2つの自治体の結果からは、1日一人当たり30分から1時間の勤務時間の減の効果が見られております。

本県の効果につきましては、本年度中にシステムを導入している学校と他の学校の比較をしていながら明確にしていきたいと思っております。

【麻生委員】 ぜひ効果を上げていただいて、先ほど申し上げましたように、10分の10の国の負担ということですので、次につながるようにはっきり、また、現場の皆さんの課題をよく知っていただいて、また、離島を抱えておりますので、遠隔でもお互いのネットワークがとれるように展開していただいて、よりよい予算になるように取り組んでいただきたいことをお願いし

て質問にかえたいと思います。よろしくお願いいたします。

【松本委員】 今のことに関連して、もうちょっと詳しく伺いたいですけど、もちろん、教員の業務負担軽減というのは大事なことです。先ほどの答弁の中に1日30分の短縮というのが他県であったということです。

もう一回確認したいんですが、システムの導入によって、これまで教員がしていた行為が、具体的にどういう負担が減って、どういう改善かなされるのかという、今までの何の負担が減るのかということをお伺いいたします。

【木村義務教育課長】 例えば、入学をしてきたら子どもたちの氏名を書いたり打ち込んだりします。家族の氏名を打ち込んだり、住所を打ち込んだりします。今回のシステムでは1年生の入学時に打ち込めば、6年生まで新たに打ち込む必要はありません。

成績一覧表につきましては、日々のものを打ち込んでいけば、それが蓄積されて成績一覧表となり、成績一覧表は当然吟味しなければなりません。つくったものが、そのまま通知表や指導要録へ反映していきます。

もう一つ、私の学校時代の経験を言いますと、子どもが欠席をしたら、1校時が終わった後に職員室までおりにきて黒板に書きます。それを教頭は教頭で、保健室は保健室でまとめるわけですが、システム上で打てば、打った瞬間に教頭のところにも情報がいきますし、保健室へもいきますし、病名も全てわかるということで、一つ一つのそういうものが統計的に処理できるということでもあります。

【松本委員】 例えば、病院でいえば電子カルテになって情報の共有化ができるというようなことだと思います。すばらしいことだと思います。

もう一つ、それをしっかりと使いこなしてい

くことでもありますし、そういった便利なサービスを使って教育の質の向上までつなげていくことが、本来の子どもと向き合う時間を増やすために業務負担の軽減をしていくということもございます。また、セキュリティの問題等もございます。

もう一つは、システムが便利になる一方で、負担軽減もそうですが、ミス等をなくすように、ちょっとまた別の問題になりますけど、高校の教員が採点を自宅ですて、その回答を紛失したという事例がありました。そういったことで便利になる一方で大事なものは、やるのは人間ですから、しっかり管理をして個人情報等が漏れないようにその辺も、実証研究事業費となっておりますから、最初が肝心ですから、ぜひ3市町の教育委員会と連携して、できれば国にも要望して全市町で実施できるように取り組んでいただきたいと思います。

【木村義務教育課長】研修につきましては、導入と同時に業者にしてもらおうわけですが、今回大事にしているのは、その後のアフターケアであります。何か疑問等が生まれた場合には、常時、専用相談窓口でサポートしていただけるような契約も含めてやっていきたいと思っております。

【近藤分科会長】ほかにありませんか。

【中山委員】知事の専決事項報告の中で教職員の健康に係る問題について2点お尋ねします。

教職員福利厚生費が1億2,982万9,000円、それが補正で1,292万2,000円減額しています。この説明でいくと、教職員の定期健康診断費等とありますが、この1,292万2,000円の内訳というか、なぜこれだけ残ったのか。

【竹中福利厚生室長】教職員福利厚生費の予算でございますが、1,292万2,000円減額しております。この予算は、主に県立学校の定期健康診

断、県立学校の人間ドック、その他各種健診の経費になります。

予算は、対象となる職員数で措置しておりますが、育児休業とか休職者の方は、その年には受診しないことが多かったり、受診者の希望で人間ドックが1泊2日の予定が日帰り健診などに変更ったりなどの理由によるものです。そのほか肺がん検診や大腸検診、女性検診等、さまざまな検診の執行残によるもので、人間ドックで600万円程度、その他健診等で600万円程度の減額になっております。もともとの数が結構大きいので、個々が積み上がったら、これぐらいの金額になるということでございます。

【中山委員】定期健康診断等については、対象者全員が受診しているということでもいいですか。

【竹中福利厚生室長】ほぼ100%に近い方が定期健康診断を受けております。

【中山委員】そこを確認したかったわけであり

ます。そうすると診断の結果、これをどのような形で活用しているのか。診断のしっぱなしではいけないでしょうから、その辺の活用の仕方についてお答えいただきたいと思っております。

【竹中福利厚生室長】診断の結果については、内容によって、ちょっと注意してくださいとか、そういう数値が出ますので、それを本人にも当然通知いたしますし、学校にも同じ内容を通知しております。特に、特定保健指導では共済組合になりますが、今後経過観察とかが必要な方は、共済組合にそういう担当がおりますので、再受診をしてくださいとか、そのような経過を追っかけて改善を求めているところでございます。

【中山委員】再受診とか生活改善とか、1回の健診でどの程度の教職員に再検査とか生活改選を指導されていますか。



【竹中福利厚生室長】 今、手元がないので、後で示させていただきたいと思います。

【中山委員】 ぜひその辺を把握してほしいと思います。

もう一つ気になるのは、ストレスチェック、これが308万3,000円の予算を計上していて255万3,000円のマイナスになっています。8割ぐらいは使っていないという形になっていますが、そこに至った理由を説明いただきたいと思いません。

【竹中福利厚生室長】 この予算は、県立学校教職員等に対するストレスチェックに要する予算となります。ストレスチェックの結果、高ストレスと判定された職員は医師等の面接指導を受けることができますが、その希望者が少なかったことにより250万円の減額になっているものでございます。

【中山委員】 せっかくストレスチェックして、高ストレスと指摘されていて、本人の希望で受診しないということであれば、この事業の目的が十分に達成されたとは言いきいわけではありますが、その辺の希望者の問題ね。今、教職員は多忙だということ、そして、ストレスがたまっているんだという話があったので、その辺を少しでも緩和していこうという事業の趣旨だろうと思います。そうすると、希望しない人について、今後、どのような対応をしていくのか、その辺の考え方をお聞きしたいと思います。

【竹中福利厚生室長】 このストレスチェック制度は、高ストレスと判定され、医師による面接指導の要件を満たしているにもかかわらず、申し出を行わない職員に対しては、事業者、県教委になりますけど、職員の秘密を不正に入手することはあってはならないという制度になっています。

このため、高ストレス者が医師との面談を希

望しない場合は、福利厚生室及び所属長も個人の特典ができませんが、福利厚生室としては、その対策として、既存の事業で、主に県内の27医療機関でメンタルの相談機関を設置しておりますので、必要な方はそちらを受診していただくよう、昨年度、改めてパンフレットを配布するなどの周知を行ってきたところです。

今年度もストレスチェックを秋に予定しておりますので、そこあたりを積極的に受診を進めていただくような対応をしていきたいと考えております。

【中山委員】 今年もやるということであれば、ぜひ希望者を、個人情報という部分もあるという話だったけれども、職員の健康を優先せざるを得ないわけであって、高ストレスがあって、それを希望せずに追い込まれていく。そして、結果的には学校を休むようになる。そうすると、生徒が一番被害を受けるわけでありまして。やはりそういう事業を始めた以上は、個人の意思も大事であるけれども、一定の第三者、お医者さんが、ストレスがあるんですよと認定するならば、やはりそういう方向にどうもっていくのか。

今年度は秋にやるということだったから、その辺は様子を見たいと思いますが、予算を組んだら予算を使い切ると、根拠があって組んでいるわけだから。そういう意味からして今年度の実施に向けて大いなる知恵と努力を出して予算消化に努めていただくように要望しておきたいと思いません。

【中島(浩)委員】 同じくストレスチェックの実施状況の件ですけれども、数字をご報告いただきました。県立学校の教員が4,846名の方がいらっしゃって、実際に受検されたのが4,027名、受検率が83.1%ということですから、16.9%の方が受検されていないと。任意ですので強制ではないということですから、そうなっているのか

など思うんですが、もうちょっと受けていただきたいというのが1つあります。

それと、受けられた方で高ストレス者が4,027名のうち349名、8.7%ということなんですね。非常に高い割合じゃないかと思えます。その中で分析をされて、事務的な業務量の件であったり、人間関係だったりということでお聞きしております。休職者には病欠とかいろんな方がいらっしゃるんでしょうけれども、高ストレスを機に休職された方がどのくらいいらっしゃるかということは把握されているんでしょうか。

【竹中福利厚生室長】 まず、高ストレス者349名、8.7%という数字は、全国の比較で、これは教員だけじゃなくて、行政も含めた共済組合を利用した全国の数値ですけど、全国が平成29年度が10.5%で、本県の場合は少し低いという状況もあるようですが、高いということは変わりませんので、そこは対策をしていきたいと思えます。

なお、高ストレス者は、結局、本人が医師の面談を申し出ていませんので、個人の特定が私どもはできません。このうちで医師の面談とか所属への通知を希望した方については、個人の特定はできているんですけど、その方がそのまま休職に陥ったという方はいないという状況でございます。

【中島(浩)委員】 年間どの程度、平均で休職者がいらっしゃるんですか。

【竹中福利厚生室長】 このストレスチェックの人数は県立学校でございますので、平成29年度の県立学校の精神疾患による休職者については13名おります。

【中島(浩)委員】 身体的病気なのか、ストレスなのかということが非常に大切になってくるかと思うんですけども、せっかくこういったチェックをされて、いろんな受け皿をされている

中で、できれば休職にならないようにもっていかなければいけない。そうでなければ、そもそもチェック自体、効果がないんじゃないかと思うんですけど、その後の取組はどうされていますか。

【竹中福利厚生室長】 効果がないかというのと、もともとこのストレスチェックは、本人にまずストレスの状態を自覚させると。日々、頑張っている教職員の方に、少し働き過ぎですよと気づかせるのが一つの目的ですので、その点については一つの役割を果たしているのかと思えます。

ただ、先ほど言いましたように、高ストレス者が、本人が申し出ないと、その先にいけないということがどうしてもネックになってまいりますので、そのあたりは今後、個人にそのような情報をきめ細かに届けるなど、対策をしていきたいと思っております。

【中島(浩)委員】 チェックも必要ですが、要因が事務的な業務量の件、あるいは同僚との人間関係ということですので、一定この辺は全体的な形で改善していただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

【近藤分科会長】 ほかにございませんか。

【中山委員】 ストレスチェックについてですが、対象者の83%ということで、今、中島(浩)委員から指摘がありました。そうすると、その中でも高ストレスについては、希望者でなかなか対応しないという話がありました。その前提として対象者の17%程度の方は、これは希望しないからでしょうけれども、どういう扱いになるんですか。

【竹中福利厚生室長】 17%の方が受けなかったんですけど、これは全ての方からデータももらっているわけではないんですけど、もともとストレスがそうないから、かえってストレスチ

エックをすること自体が負担になるという意見も聞いております。

それと、もともと制度自体が受検義務までは課せられないということで、あくまでも私どもは、ぜひ受けてくださいというお願いをしたわけですが、結果的には17%あたりの方が受けなかったということになります。

【中山委員】 県の職員だから、県というか、県の教育委員会がこの監督権を持っているわけで、市町ではないわけです。そして、17%も、甘やかしちゃいかんですよ。それについてはもう少し、どうすればいいかについて徹底してやって、少なくとも95%ぐらいまではもっていくぐらいに、できれば全員、100%という形にもっていければ一番いいけれども、希望しないとか、逆にストレスがあって受けたくないという人もおるかもしれない、この中には。

健康面について県費を使ってやる以上は、公平性の観点からいって、全員が受診するという方向にもっていかなければいけないし、そうでなければやめた方がいいですよ。希望がある人は受けて、希望しない人は受けないということがまかり通るのであれば公金を使ってやる必要はないと思います。その辺の決意というか、事業を始めた目的をきちんと持ってやるという意思の問題です。その辺を確認したいと思います。

【竹中福利厚生室長】 補足いたしますと、既に自分でメンタルの病院に通っている方もおられたようでございます。今年度につきましては、先ほど言いましたように、義務はないとはいうものの、やはりこの必要性を教職員に対して届けて、率が上がるように、私ども、努力していきたいと思います。そこあたりは丁寧に教職員に情報を届けたいと思っております。

【浅田副会長】 今の話は、あくまで県立高校ですよね、17%が受けていないと。実際、このス

トレスチェックを受けるということの努力義務に当たるのが50人以上の人数だと。そうすると、県下全体、例えば、小学校、中学校であれば50人未満ということになって、ほとんどの方が受けていないのではないかと。そうなった場合の、例えば、全体的なストレスチェックになっていない方、休職者とか、そういったところの分析とか相関関係を県として小中学校、高校あわせて全部やられているのかどうなのか、ケア的な部分でお聞きしたいと思います。

【竹中福利厚生室長】 市町立の方でございますが、平成29年度は7市町、実施しております。平成30年度は、これに4市町が加わって11市町、実施する予定となっております。

ストレスチェックは、先ほど言いましたように、50人以上が義務で50人未満は努力義務となっておりますけど、文部科学省の通知では、規模にかかわらず実施をという通知が出ておりますので、このことについて今年度の4月の県・市町の教育長の合同会議において、ぜひ実施していただきたいと。現在、働き方改革が求めている中の一つの対策としても非常に重要なことですので、市町の教育長に強くお願いをしているところでございます。

【浅田副会長】 もう多くは質問しませんが、やはり子どもに身近にかかわる教職員の先生方の精神的な部分というのは、非常に大きなところであると思いますので、もっともっと広げていっていただくように改めてお願いして、終わります。

【近藤分科会長】 ほかにございませんか。

【深堀委員】 私も予算決算委員会の分科会の説明資料の中でお尋ねしたいと思います。

8ページの歳入欄ですけれども、使用料・教育使用料・高等学校使用料で、説明書きに高等学校授業料及び通信教育受講料がマイナス

8,928万7,000円という計上になっておりますが、この内容を確認しておきたいと思っております。

【野口教育環境整備課長】説明に書いておりますように、高等学校の授業料、それから通信教育受講料でございます。これは施設の使用料としての性質を持っておりますので、このように高等学校使用料に計上することになっております。

約9,000万円の補正を組んでおりますけれども、当初組んでおりました生徒数自体が、最終的な実績としまして入学者数の実績減によりまして、このような減になったものでございます。

内訳を申し上げますと、全日制で693名、定時制で48名、単位制の高校で100名、通信制で241名という内容でございます。

【深堀委員】実績に応じて減額をしたということなんだけど、生徒の数というのは大体わかっているでしょう。いきなり減るわけじゃないわけだから。だから、今回も県立高校の定員数を削減するじゃないですか。わかっているじゃないですか、数は。全日制で693名の減だったと把握しているわけですか。余りにもずれが大き過ぎませんか。

【野口教育環境整備課長】委員のご指摘はごもっともだと考えております。予算を組む際の見込みについては、もっと精度を上げていきたいと考えておりますので、平成31年度に向けて努力していきたいと思っております。

【深堀委員】わかりました。

次に、歳入、22ページですが、国庫支出金・委託金・教育費委託金・保健体育費委託金の中で武道等指導推進事業委託金が約600万円減額になっております。この内容を教えてください。

【山本体育保健課長】武道等指導推進事業委託金については、国の予算を活用して行っております。これは平成24年に学習指導要領において、

中学校において武道が完全実施するようになったので、それに合わせて行ってきたところがございます。

内容については、教職員の研修会や、あるいは体育の授業に地域の専門家の剣道や柔道等の先生を派遣するという事業内容になっております。

減額の内容につきましては、国に予算を要求したけれども、国の査定減によって委託金が切られたという状況でございます。

【深堀委員】実績に伴うものではなくて、国の内示額の減少に伴うものということですね。了解です。

もう1点、歳出ですが、28ページの高等学校等進学促進費の中の高等学校生徒遠距離通学費補助金ですが、788万1,000円、減額になっておりますね。この内容を教えてください。

【野口教育環境整備課長】これも当初予定しておりました見込みの数と実績の数の差ということでございます。

当初見込んでおりましたのが817名でしたが、実績としては622名でございまして、その差の分について、今回、実績による減をさせていただいたということでもあります。

【深堀委員】前回の議会の時に、この見直しで大分議論しました。あの時に私が主張した時に、それは私が言う話でいけば500万円ほど予算が必要になるんだという話があって、厳しい財政状況の中で仕方ないのかなというふうに自分としては納得をしたつもりなんだけど、今回、このように788万円減額したと、実績が当初の予算よりもね。そういうことを見た時に、本当にお金がなかったのかなって率直に感じてしまうんですね。

やっぱり予算を組む時に、先ほども別のことでありましたが、ある程度、精度の高い予算

編成というのはできるはずですよ。そこはよくよくお願いをしておきたいと思います。見解があれば。

【野口教育環境整備課長】平成29年度のこの遠距離通学費の予算を組む際の根拠としましては、平成28年度の年度の中で組むわけですが、七百数十名の実績がその時にございました。平成29年度の予想としまして、平成28年度の実績を下回るかどうかわからないという状況の中で、一定余裕を見て組んだところで見込みとして817名、先ほど申し上げたとおりの見込みを組んだということでありまして。

当初の見込みと実績にそう乖離がないように今後ともやっていきたいと思っておりますが、足りなくなるとは困るところでの見込みでございますので、その辺については一定ご理解をいただきたいと思っております。

【近藤分科会長】ほかにございませんか。

【堀江委員】報告2号、8ページの今審議がありました高等学校授業料及び通信教育受講料の8,928万円の減について質問したいと思います。

なぜこれだけ減ったのかということでは、生徒数の減です。しかも、予算の見込みの精度を上げていきたいというようなご回答でした。私は、平成26年4月から、これまで高校授業料が無償化だったのが所得制限が導入されるという時に、歳入のところでこういうやりとりをいたしました。文科省が、全国で22%、つまり910万円以上の所得があって、授業料を徴収するのは全国で22%ですという文科省の資料があると。しかし、県別に見ると長崎県の場合は12.7%、所得が低いので12.7%という試算をもとに、予算の組み方としては、いわゆる高校に入る子どもたちの授業料を徴収する範囲が12.7%という資料をもとに予算の積み立てをいたしましたという、私としてはやりとりをした経緯があります。

今回、生徒数の減ということで最終的には8,928万円の減ですが、平成26年度当時で言われているような、入学する生徒の授業料を徴収する所得が910万円以上の人たちというのは12.7%、ここの数字というのは、当初予算の時に、今は変わっているんですか。その辺はどうですか。

【野口教育環境整備課長】実際、授業料を徴収する者と支援金の対象となっている者ということから申し上げますと、平成26年度の実績が、支援金支給対象者は90%おりました。平成27年度が89.4%、平成28年度が88.1%、平成29年度が86.0%ということで、支援金の支給対象者が年々減ってきているということは、それだけ所得が大きくなっているのではないかという気持ちを持っております。

それで、当初予算を算定する際については、当然ながら、この支援金の支給対象者云々についても勘案しているところでございます。ただ、全体としましては、要するに、支援金の支給と授業料の徴収ですが、結局のところは入学者数に収斂されていくということに全体としてなっていくということでもあります。

【堀江委員】私は右から言って、課長は左から答えているんですけど、私としては、12.7%が、いわゆる授業料を徴収しないといけない人たちですよと平成26年当時は見込んだんですよ。今回、平成29年度の補正だから、平成29年度の当初予算の時は何%を見込んだのかという話をしているので、そのままストレートに教えてください。逆に計算してとなると、私はちょっと計算が苦手なので。

【野口教育環境整備課長】平成29年度の予算を組む際には、実績として出ておりますのが平成27年度の方でありますので、授業料を納めるべき人は10.6%ということでの計算であったと

思っております。

【堀江委員】 そうしますと、予算を立てて、実際、今回も8,928万円の減になりましたね。要するに、授業料を納める人が、これぐらいの額が納めるべきだろうと予算を立てていたけれども、結局は最終的にそうなった。生徒数の減ということで言われていますけど、じゃ、実際に910万円以上の所得がある人はどれくらいかということは、実績に基づいてやるわけだから、じゃ、そこも変わっていくということですね。

【野口教育環境整備課長】 おっしゃるとおり、先ほど、支援金を受給している割合を申し上げましたけれども、その実績は変わっているということで認識しているところであります。

【堀江委員】 実績も変わるので、予算の時にも、どれぐらいの方が対象になるかということも変わっていくんだという答弁だったと思います。

同じように次の9ページの、今度は逆に高等学校補助金ですね、教育費国庫補助金。要は、所得の低い250万円以下の人たちに対して就学支援金を国が補助しますよということの予算ですけど、これが1,700万円、本来であれば国からもらうべき国庫補助金が減りましたということの数字だと思うんですけど、この際も、平成26年当時、こういうやりとりをしたんですね。文科省は、全国で11%の人が対象になる。つまり250万円以下の就学支援金を文科省が出すべき人は11.3%となると言うけれども、長崎県については22.5%、要するに、長崎県は所得が低から全国よりもさらに対象となる世帯は増えるんですよということ当初予算の積算根拠をしましたというふうになったんですが、この辺は、じゃ、22.5%というのは平成26年度の当初予算の際でしたが、これは平成29年度の予算の中でどれぐらいの対象ということに上げて、結果として1,770万円の減になったのか、わかれば教え

てください。

【野口教育環境整備課長】 奨学給付金の支給対象者の実績を申し上げますが、平成26年度が20%、平成27年度が19.1%、平成28年度が18%、平成29年度については16.7%となっております。例えば、4人世帯であれば250万円未満の非課税世帯でありますので、そういった意味では世帯の所得というのも上昇傾向にあるのかなと見込んでおります。

お尋ねの件であります。平成29年度の予算については、平成27年度の実績である19.1%というものを見込んだところであります。予算の立て方としては前々年度の実績をもとに算定したということであります。

【堀江委員】 報告第2号は、最終的な数字は合わせますということなので、もちろん、賛否の態度については異論はないんですが、要は、私が言いたかったことは、生徒数の減というものをもう少し、その年にどれぐらいの生徒たちが入るかということ、おおよそわかっていると思うので、生徒数の減だけでは余りにも歳入の場合の差額については説明がしにくいのではないかと私自身は思っています。じゃ、どれぐらいの入った生徒で所得がどういう状況かということは、予想と大きく違ってくるということもあり得るんですが、最初に答弁されましたように、予算の見込みの精度を上げていただきたいということを申し上げておきたいと思っております。

【近藤分科会長】 ほかにございませんか。

【松本委員】 教育環境整備課長ばかりで申し訳ないんですけど、議案外で質問することに関連することで1つだけ確認いたします。

29ページの学校施設整備費ですが、予算額、校舎等整備費の補正前の額が11億円になっているのが補正で4,400万円の減になっているのと、その下の特別支援学校費の施設整備費が10

億7,000万円から5,000万円の減になっております。校舎とか施設整備というのは非常に多岐にわたっていてきりがないぐらい、たくさん要望がくると思いますが、2つ合わせて9,400万円の減になっていることは、これは要望がなかったから9,400万円の減なのか、それとも入札の執行残による金額の9,400万円なのか、お尋ねいたします。

【野口教育環境整備課長】お尋ねのことについては、委員おっしゃられた後者の方でございます。予定した工事をするに当たっての、入札による執行残というものでございます。

【松本委員】 そうしたら、いずれにしても安くなったということで、県費がかかる部分が減ったということですが、1つ、予算計上の中で校舎以外でも教育環境整備に係るさまざまな部分に関しては、要望があったものに対して予算を計上していくということで認識しておいていいですか。

【野口教育環境整備課長】 学校からの予算の要望というものは、私どもが執行しております事業費の数倍は毎年ございます。その中で状況等をよく吟味いたしまして計上し、議会において執行承認をいただいているという中身です。執行に当たっては、できる限り効率的な仕事になるように、維持補修についてもよく考えながら行っているというような状況でございます。

【松本委員】 また議案外で詳しくは確認いたしますけれども、9,400万円下がったということで認識いたしました。ありがとうございます。

【近藤分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤分科会長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案及び報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第95号議案のうち関係部分及び報告第2号のうち関係部分については、原案のとおり、それぞれ可決・承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、各議案は、原案のとおり可決・承認すべきものと決定しました。

次に、委員会による審査を行います。

教育委員会においては、今回、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明及び提出資料に関する説明を受けた後、陳情審査、議案外所管事項についての質問を行います。

それでは、教育長より所管事項説明をお願いいたします。

【池松教育長】 教育委員会関係の議案外の主な所管事項について、ご説明いたします。

「文教厚生委員会関係説明資料 教育委員会」の1ページをお開きください。

第三期長崎県教育振興基本計画の策定について。

現在の長崎県教育振興基本計画が今年度末に終期を迎えることから、昨年11月に学識経験者等を委員とする「第五期長崎県教育振興懇話会」を設置し、次期計画について協議を重ねてまいりました。同懇話会での6回の協議を経て、去る5月14日に意見等を取りまとめた報告を受け、県教育委員会において、第三期長崎県教育振興基本計画の素案を策定したところです。

今後、県議会をはじめ、パブリックコメント等による県民の皆様のご意見等を踏まえながら

検討を進め、年内の策定を目指して取り組んでまいります。

なお、この件につきましては、後ほど、総務課企画監から補足説明いたします。

次に、第三期長崎県立高等学校改革基本方針の策定について。

県立高等学校の教育改革につきましては、平成13年2月に策定した「長崎県立高等学校改革基本方針」及び平成21年3月に策定した「第二期長崎県立高等学校改革基本方針」に基づき、これまで8次にわたる実施計画を策定し、施策を推進してまいりました。

これまでの第一期及び第二期に続く第三期の基本方針の策定に向け、平成33年度以降の県立高校改革の在り方や適正配置等に関する基本的な考え方について、幅広く県民や各界からの意見を求めるため、学識経験者等を委員とする「第三期長崎県高校改革推進会議」を設置し、6月中旬に第1回会議を開催することとしております。

本推進会議においては、「社会の変化に対応した教育制度の改革」、「少子化による生徒減少に対応した適正配置と再編整備」等について協議をいただき、来年2月までに提出される報告書を踏まえた上で、平成31年度中に県教育委員会としての基本的な考え方をまとめた「第三期長崎県立高等学校改革基本方針」を策定する予定としております。

全国及び県学力調査について。

本年度の全国学力、学習状況調査につきましては、4月17日に、国語と算数・数学、理科の3教科が実施され、県内全ての公立小学校6年生、中学校3年生が参加いたしました。

また、本県独自の県学力調査につきましては、同日、小学校5年生と中学校2年生を対象として、国語と算数・数学の2教科を実施し、翌日には中学校3年生を対象とした英語の調査を実施い

たしました。

県教育委員会としましては、育成を目指している資質・能力を子どもたちがどの程度身につけているのかを見とる検証軸として、これらの学力調査を重視しております。それぞれの学力調査で得られた本県児童生徒の課題を分析し、その改善策について教職員へ具体的な提案や研修を行うとともに、学力向上に向けた市町の取組を支援するなど、今後も学力向上対策を力強く推進してまいります。

3ページをご覧ください。

教職員の体罰について。

県教育委員会では、体罰の根絶を最重要課題の一つと位置づけ、平成24年度から毎年、教職員及び児童生徒・保護者に対して体罰の実態調査を実施しております。

平成29年度の調査結果では、体罰件数が32件、体罰を受けた児童生徒は38人で、前年度と比較し、件数で20件、児童生徒数で63人減少しましたが、いまだ根絶には至っていないことを重く受け止めております。

体罰根絶に向け、平成29年度から体罰によらない指導について、全ての教員が目標を設定し、校長面談において成果を確認する取組や、体罰で指導を受けた教員に対してアンガーマネジメント研修を義務づけるなどの取組を行っています。

県教育委員会としましては、今後も引き続き、各種研修会等のあらゆる機会を捉えて体罰根絶に向けた取組を強力に推進し、教職員の意識改革を進めてまいります。

4ページをご覧ください。

高校生の進路状況について。

文部科学省が去る5月18日に公表した平成30年3月末現在の公立、私立を合わせた高校生の就職率は、全国では98.1%と前年を0.1ポイント



上回っております。

なお、本県は98.5%と前年より0.5ポイント下回っていますが、各学校の粘り強い進路指導や各種支援事業によって、昨年度に引き続き全国平均を上回る高い就職率を維持しております。

なお、記載しておりませんが、公立高校の本年3月末の就職内定者のうち、県内割合は60.0%で、前年度より1.1ポイント増加しております。

また、今春の公立高等学校における大学等への進学については、卒業生数に対する進学者数の割合が、前年比3.1ポイント増の65.3%となっています。

今後とも、高校生の県内就職率や学力向上、進路の実現に努めてまいります。

公立高等学校入学者選抜における県外受検について。

公立高等学校の入学者選抜については、平成31年度の入学者選抜から、県外からの志願に関する要領を改定することとしております。

改定の理由として、現行の要領では、祖父母や親戚は保護者とみなされないため、家庭的に様々な事情を抱えている生徒が県内の祖父母や親戚のもとから通学できないこと、文化・スポーツで実績を上げている本県の高校への入学を希望しても、離島留学実施校以外の学校を受検できないこと等が挙げられ、これらの課題を改善しようとするものです。

県教育委員会としましては、改定した実施要領に基づき、8月から実施する説明会等で中学校や高等学校等へ周知を図ってまいります。

10ページをご覧ください。

運動部活動の在り方に関する方針の策定について。

去る3月19日、スポーツ庁から中学校、高等学校における「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が発表されました。

このガイドラインは、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、地域や学校の実態に応じて運動部活動が多様な形で最適に実施されることを目指し、策定されたものです。

これを受け、県教育委員会では、学識経験者等を委員とする策定委員会を設置し、様々な見地からご意見をいただきながら、本県の学校や地域の実情等を踏まえた「運動部活動の在り方に関する方針」、いわゆる県版のガイドラインを本年10月を目途に策定することとしております。

なお、県版のガイドライン策定の後は、国及び県版のガイドラインをもとに、市町及び学校の設置者は、「設置する学校に係る運動部活動の方針」を、さらに、学校は、市町等の方針に則り、「学校の運動部活動に係る活動方針」をそれぞれ策定することとなります。

県教育委員会としましては、県版のガイドラインの策定を通して、生徒にとって望ましいスポーツ環境の充実に努めてまいります。

教職員の懲戒処分基準の改定について。

教職員の綱紀の保持については、これまでも教職員の自覚の喚起と指導の徹底を行うとともに、平成19年8月に制定した「教職員の懲戒処分基準」に基づき、厳正な処分を行ってまいりました。

しかし、基準制定後、約10年が経過し、これまでの懲戒処分対象事案において、標準例として具体的な記載がないことにより処分量定が明確になっていない事案も出てきたことから、他県や人事院の改定状況等を踏まえた改定を行い、今年度から適用することとしました。改定した基準について、教育庁各所属、各県立学校及び各市町教育委員会に通知するなど、教職員への周知に努めております。

本県教育に対する県民の信頼と期待に応えるため、今後とも、教職員の使命感と倫理観の高揚に努めるとともに、服務規律の確保を図り、不祥事の根絶に取り組んでまいります。

「文教厚生委員会関係説明資料（追加1）」の1ページをお開きください。

平成31年度県立高等学校・中学校生徒募集定員について。

少子化が進行する中、県内の児童生徒数も年々減少傾向にあり、平成31年3月の中学校卒業予定者数は、本年3月の卒業生数より243人減少することが見込まれております。これに伴い、平成31年度の県立高等学校の総募集定員は、本年度より80人少ない9,960人といたしました。また、県立中学校の募集定員は、長崎東中学校、佐世保北中学校及び諫早高等学校附属中学校それぞれ120人とし、合計360人としております。

なお、一昨年9月に策定した「長崎県立高等学校教育改革第8次実施計画」に基づき、平成31年度から口加高等学校に「福祉科」を設置し、福祉人材の育成を行ってまいります。そのほか、対馬高等学校においては、離島留学生を受け入れる「国際文化交流科」をこれまでのコースにかえて設置し、韓国語に関する学びを一層充実させてまいります。

「文教厚生委員会関係説明資料（追加2）」の1ページをお開きください。

新県立図書館の整備について。

県と大村市で整備する県立・大村市立一体型図書館（仮称）については、平成31年11月末までの開館を目指しており、平成31年1月末の建物完成後、速やかに移転作業に取りかかることができるよう、現在の県立長崎図書館を本年12月から休館することといたしました。

休館期間中は、図書資料の貸出を停止せざるを得ず、利用者の方々には大変ご不便をおかけ

することとなりますが、移転作業に支障のない範囲で、臨時の閲覧室において郷土資料や一部の新聞、雑誌等の閲覧に限りサービスの提供を継続してまいります。

県内市町立図書館等への図書資料の協力貸出についても、休館前に大型絵本等ニーズが高い図書資料の貸出を行うほか、他の都道府県立図書館からの借り受けができるよう、各種図書館長会議や文書等により協力要請を行ってまいります。

また、「長崎県立・大村市立一体型図書館及び大村市歴史資料館」（仮称）の施設愛称については、昨年9月1日から10月13日の間、全国から募集したところ、1,507作品の応募をいただきました。外部有識者を含めた選考委員会による選考を経て、最優秀作品の「ミライオン」を施設全体の愛称に決定し、一体型図書館の愛称も「ミライオン図書館」とすることといたしました。

今後は、県と大村市の広報誌等、様々な広告媒体を通して周知を図るとともに、多くの県民、市民の皆様に関心を持って利用していただける施設となるよう、大村市とも連携しながら整備を進めてまいります。

そのほか、教科書採択について、平成31年度長崎県公立学校教員採用選考試験について、「長崎っ子の心を見つめる教育週間」の実施について、情報モラル教育教材の開発について、特別支援教育の推進について、子どもたちの文化活動の推進について、文化財の指定について、平成30年度長崎県高等学校総合体育大会について、競技力の向上について、長崎県行財政改革推進プランに基づく取組についての内容と所管事項の詳細については、「文教厚生委員会関係説明資料」に記載させていただいております。

以上をもちまして、教育委員会関係の説明を

終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【近藤委員長】 ありがとうございます。

次に、総務課企画監より補足説明を求めます。

【松崎総務課企画監】 今、教育長から説明がありました「第三期長崎県教育振興基本計画」の策定につきまして、補足説明をさせていただきます。

事前に配付しておりました「第三期長崎県教育振興基本計画（素案）」の概要、A3判のものであります。それと冊子の「第三期長崎県教育振興基本計画（素案）」をご準備ください。

資料の説明に入ります前に簡単に経緯をお話ししますと、平成26年度からの5年間を計画期間とする「第二期長崎県教育振興基本計画」が本年度で終了することから、平成31年度から5年間の第三期振興計画を策定しようとするものです。

第三期計画の策定にあたっては、外部有識者で構成します「第五期長崎県教育振興懇話会」を設置し、昨年11月から6回にわたり、本県の教育課題や、これからの本県教育のあり方等についての協議が行われ、去る5月14日に「第三期長崎県教育振興基本計画の策定にあたっての方向性等について」の提出があり、それを受け、本素案を作成したところでございます。

計画の概要につきましては、A3判の概要をご覧ください。

一番左側にあります長崎県教育方針の具現化に向けて、上にあります「長崎の明日を拓く人・学校・地域づくり」のテーマを掲げ、施策を推進するという構図でありまして、第二期計画と第三期計画案の比較したものを示しております。

真ん中あたりにあります第二期計画では、ま

ず、一番上の「未来を切り拓く確かな学力を身につけさせ、一人一人の可能性を伸ばします」以下、全部で10の基本的方向性があり、その下に主要施策が全部で41ございます。

第三期計画案では、一番上の「1. 社会の変化に主体的に関わるための資質・能力を育み、一人一人の可能性を伸ばします」以下、全部で9つの基本的方向性のもと、全部で34の主要施策という構造にしております。

第三期計画のこの9つの基本的方向性については、1番目が確かな学力、2番目がふるさと教育とグローバルという視点、3番目が豊かな心と健やかな体といった、いわゆる知徳体の育成の部分というふうにしております。4番目は、いじめ・不登校対策や教育相談体制の充実、教職員の多忙化解消、学校環境整備などの魅力ある学校づくりという整理です。5番目は、学校・家庭・地域が連携・協働して、子どもたちの課題に取り組む活力ある地域づくり。6番目は、生涯学習、社会教育の推進。7番目には、文化・スポーツの推進。8番目に、私学教育。9番目は、魅力ある県立大学づくりという概要にしております。

計画の骨子については、以上でございます。

もう一つの「第三期長崎県教育振興基本計画（素案）」をご準備ください。

まず、1ページですが、第1章として「第三期長崎県教育振興基本計画の策定」では、計画の趣旨、そして2ページにいきまして計画の性格・期間等について記載しております。

3ページをご覧ください。3ページからは第2章として「本県が目指す教育」、ここでは基本理念であります本県教育が目指す4つの人間像の考え方など。

4ページから6ページにかけては、先ほど概要で触れました9つの基本的方向性について。そ

して、計画の基本テーマである「長崎の明日を拓く人・学校・地域づくり」の説明を掲載しております。

7ページをお開きください。先ほど触れましたA3判の資料でご説明した骨子であります。

9ページをご覧ください。9ページからは、第3章として「教育を取り巻く社会の動向」、1番目の「人口減少と少子高齢化社会の到来」から全9項目を16ページまで掲載しております。

17ページをご覧ください。17ページからは第4章として「本県教育の現状と課題」としております。ここでは最初の「確かな学力の定着について」をはじめとして、本県の子どもの現状と課題についてデータを交えて全13項目を27ページまで掲載しております。

28ページをお開きください。28ページからは第5章「主要施策の展開」としてありまして、A3判の資料の骨子でご説明した34の主要施策について126ページまで掲載してありまして、34のそれぞれの主要施策ごとに、まず「現状と課題」、その対応としての今後5年間に取り組む「主な取組」、そして、「目指す成果指標」をそれぞれ掲載しております。

127ページをお開きください。127ページからは第6章として「計画の着実な推進に向けて」、ここでは計画の周知・広報などについて128ページまで掲載をさせていただいております。

129ページから131ページには、主要施策に設定しております数値目標の一覧でありまして、全60項目ございます。

132ページ以降は、用語解説としております。冊子については、以上であります。

最後に、計画の策定に係る今後の予定についてですが、7月に1カ月間、パブリックコメントを実施する予定でおります。それをはじめ、教職員の皆さんや県民の皆様からの素案に対する

ご意見をいただくことしております。その後、今定例会における委員のご意見、それとパブリックコメント等の意見を踏まえたところで修正を加え、9月の定例会において状況等をご報告させていただきます。最終的には「第三期長崎県教育振興基本計画（案）」を教育委員会で作成し、11月の定例会に議案として提出させていただきたいと考えております。

【近藤委員長】次に、提出がありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」及び「平成31年度政府施策に関する提案・要望について」、説明をお願いいたします。

【中尾総務課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました教育庁関係の資料について、ご説明いたします。

対象期間は、平成30年2月から5月まででございます。

まず、提出資料の1ページから8ページです。これは県が箇所づけを行って実施します市町等に対し、内示を行った補助金等についての実績でございます。直接補助金は学校施設環境改善交付金など計83件、間接補助金は指定文化財保存整備事業補助金の3件となっております。

次に、9ページと10ページです。これは1,000万円以上の契約案件についての実績であり、計14件となっております。そのうち、競争入札の結果については、11ページから18ページに記載のとおりであります。

次に、19ページから21ページです。これは知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、県議会議長宛てにも同様の要望が行われたもので、内容は、佐世保市の県に対する要望2件となっております。

次に、22ページから31ページは、附属機関等

会議結果を記載しており、第2回長崎県文化財保護審議会など計9件の会議結果を掲載しております。

続きまして、去る6月6日及び7日に実施いたしました平成31年度政府施策に関する提案・要望について、教育委員会関係の要望結果をご説明いたします。資料は1枚ものでございます。

教育委員会関係におきましては、重点項目である「離島の学校教育の充実について」、「水中遺跡保護に関する調査研究体制の強化について」の2項目について、文部科学大臣政務官ほか関係省庁の幹部職員に対し、知事、議長、教育長により要望を行いました。

また、7項目の一般項目につきましては、関係省庁の幹部職員に対し、教育長及び関係課長により要望を行いました。

このうち重点項目であります「離島の学校教育の充実」につきましては、離島の小中学校に対する教員加配制度の創設及び高校に対する教職員加配制度の堅持、離島留学制度への支援について要望を行いました。これに対し文部科学省からは、「チーム学校として不足している人材については、その地域に合うような専門人材を配置していきたいと考えている」との発言がございました。

また、「水中遺跡保護に関する調査研究体制の強化について」につきましては、水中遺跡の調査・保護に専門的に取り組む組織を九州国立博物館内に設置すること、また、長崎県松浦市鷹島に常設の調査研究施設を設置し、調査研究及び保存管理について国策として取り組んでいただくよう要望を行いました。

以上が教育委員会関係の要望結果であります。今回の政府施策に関する提案・要望の実現に向け、引き続き取組を行ってまいります。

【近藤委員長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、陳情審査を行います。

お手元に配付しております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますのでご願います。

陳情書について、何か質問等はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】 質問がないようですので、陳情書につきましては、承っておきます。

次に、所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はありますか。

【中島(浩)委員】 資料の15ページから18ページにわたってのスクールバスの運行業務の件でございませぬ。

これは全部4件とも指名競争入札になっておりまして、ぱっと見たらお分かりのとおり、落札者以外はほぼ辞退ということになっております。

日付ごとにいくと、3月28日、虹の原特別支援学校が長崎県交通局、5者うち3者が辞退。3月29日、諫早特別支援学校、2路線で1,900万円、これは交通局、3者のうち2者が辞退。4月5日、長崎県立盲学校、これも2者のうち1者が辞退で長崎バス観光（株）が落札。4月5日に鶴南特別支援学校で4者のうち3者が辞退、長崎遊覧バス（株）が落札されておりますけど、この状況を見て単純におかしいなと思うんですけれども、具体的な理由がございましたら答弁をお願いします。

【野口教育環境整備課長】 ご指摘のとおりでございまして、虹の原特別支援学校を除いては指名競争で声をかけたところ、辞退をしていると

いう状況でございます。

これは去年もご指摘いただいたことで、学校とも話をしてきたものでございますが、考えられる辞退の理由としましては、平成26年からこういった借上車についての入札の制度というのが変わっておりまして、距離と拘束される時間によって保証される金額というものが出てまいります。そういったことで、そのルートに近いところのバス会社がどうしても優位になってくるといったことがございまして、それも一つの要因かなと考えております。

それと、学校が入札の際に仕様書の中で使われるバスの種類、大型バス、中型バス、小型バスとございますが、そこを指定しておりまして、バス会社のバスの所有状況によって、なかなか回せるバスがないというようなこともあろうかと思っております。

また、肢体不自由児がおります学校においては、改造された車椅子でそのまま乗り込めるようなバスでないと入札に参加できないといったようなこともございます。

そういったさまざまな理由によって指名を受けても入札に参加できないといったことがあるのではないかと考えているところであります。

【中島(浩)委員】 ということは、昨年この業者になっているんですか。

【野口教育環境整備課長】 声をかけたところは、昨年と同様であろうかと思っております。

【中島(浩)委員】 ということは、これは競争入札になっていないということですね、実際のところ。これに関して何か所見がございましたら。

【野口教育環境整備課長】 ご指摘のとおり状況でございます。私どもとしましては、こういった状況であるということですので、随意契約ということも視野に入ってくるんじゃないかと思っております。今、県にあるルールでいきま

すと、指名競争入札を一般競争入札ということで変えていきまして、これ以上の効果が見られないということになってまいりますと、具体的に言いますと、3年連続して同じところが入札をするというようなことであれば一定の手続を経て随意契約というような形にもっていけるところもございまして、そういったことも踏まえて来年の入札制度については検討していきたいという思いがございまして。

【中島(浩)委員】 ご回答のとおり、これは異常な状況だと思うので、3年連続を踏まえてなのかわかりませんが、明確な理由づけができるような形にぜひ改正していただきたいと思っております。

【近藤委員長】 休憩いたします。

午後3時5分に再開します。

-----  
— 午後 2時52分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 3時 5分 再開 —  
-----

【近藤委員長】 委員会を再開します。

【竹中福利厚生室長】 先ほど、中山委員から定期健康診断の正常範囲と異常の範囲の率ということでお尋ねがありましたので、その数値をお伝えいたします。

これは小中学校、県立学校合わせた数でございますが、平成29年度、検査後の正常範囲を超えている方の率ですけど、約7.14%という状況でございます。

定期健康診断健診事項の結果を受けて、まず、全員に結果を通知しており、特に、再受診が必要な方には再受診の通知を行っております。また、共済組合は、その結果を受けて実施している対象者に対して個別に保健指導を行うなどの特定保健指導を行っております。

その結果、先ほどの正常範囲を超えた方の率ですけど、平成27年度7.89%が平成29年度は7.14%と一定の改善の数字が出ている状況でござ

ございます。

【近藤委員長】「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」についての質問を受けます。

【堀江委員】28ページ、第4回第五期長崎県教育振興懇話会の中で、協議事項、「第三期長崎県教育振興基本計画に盛り込む事項について」ということで、主要な施策の小中学校への空調設備の整備について議題にされたという議事録がありますが、具体的にどういう意見が出され、どういう論議がされたのか、簡潔に結構ですので教えてください。

【松崎総務課企画監】第4回の懇話会での空調の件ですけれども、この件については、小中学校のいわゆる環境整備の面で空調を何とか県の支援とかできないものかと、そのような意見でございました。

空調に限らず、学校の施設整備については、一義的には設置者で対応していただくということ。あとは各自自治体、市町ごとに事情が異なります。例えば、今までであれば耐震化に力を入れてきた自治体もあって、そんな中で、例えば、空調を優先するとか、具体的には洋式トイレを優先するとか、そこは各市町での取組がまずは優先されるものであるということでお答えをしております。

【堀江委員】県の姿勢としては、今回の一般質問で教育長が述べられた小・中・高への冷房設備の設置については、学習環境向上のために、ないよりもあった方がいいけれども、しかし、優先順位であって市町で判断されるべきものという、県の教育委員会としての意見は一般質問の時に教育長が答弁されましたので、それは理解しております。

問題は、空調へ県の指導ができないかというご意見が出たということですが、これはいわば

一人の人が出されたということなのか、それともほかの委員からも賛同するような意見があったのかということをお教えいただけますか。

【松崎総務課企画監】お一方のご意見でございました。

【近藤委員長】ほかにございませんか。

【深堀委員】資料の11ページから14ページまで、教育委員会が所管する施設の電力供給の入札結果一覧が出ていますが、これちょっと確認ですが、こういうふうな入札形態になったのはいつからなのかということと、あと、一般競争入札にしている理由、どういう理由で一般競争入札なのかという確認をしたいと思います。

【野口教育環境整備課長】このような入札制度を取り入れましたのは今回からでございます。一般競争入札といたしましたのは、広く競争していただくためということでありまして。これはWTO案件でございまして、広く競争していただいたということでありまして。

【深堀委員】そしたら、これはWTOに該当する。でも、これは額的なものでWTOということでしょう、当然のことながら。入札したのは4地区に分かれてますね。4地区に分かれたことによって金額がWTOに該当するということになるのではないんですか。

【野口教育環境整備課長】これは当然ながら、一定金額以上でありますので、1つの入札であってもWTOでございまして。（「1つの高校だとしたら」と呼ぶ者あり）それでもなったと思います。全体としては1つの案件ということになったんじゃないかと思っております。

【近藤委員長】暫時休憩いたします。

-----  
— 午後 3時12分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 3時14分 再開 —  
-----

【近藤委員長】委員会を再開します。

【野口教育環境整備課長】 入札については、今年度から導入しております。その理由としましては、経費の節減のためということでありまして、競争性が働くことによって電力料金というのは非常に安くなっていくということが理由でございます。

【深堀委員】 理屈はわかりますよ。理屈はわかるんだけど、あえて競争性を高めることによって、例えば、これは一般競争入札なので、ここに入札された各社が書いてありますけれども、例えば、本県に事務所も持たない、税金も納めていない企業が、今回の入札は地元の企業さんがとっているからいいんだけど、これがもし一般競争入札のままでいくならば、これは本当に本県に全く、例えば、本県の県立高校の生徒も採用もしてないような東京の、中央の企業がとることは可能ですよね。そのことをどう考えるのか。地元の長崎県の経済を考えた時に、土木とか建築部門で本県の企業にとってもらうためにもいろんなことをやっていますよね。

そうした趣旨から考えた時に、こういった一般競争入札で競争性をただ高めることによって、本県の経済に何も影響を与えない企業がとることに対しては、どう考えますか。

【野口教育環境整備課長】 県にとっての電力の入札というものは、県庁舎、それから、従前、私どもが入っておりました新別館を含めて数年前から入札の制度で県としてやっていたものでございます。

学校については、ほとんどが地方機関といえますか、高等学校は地方にございますので、そういった意味で県庁舎自体が入札制度に入っている中であって私どもはしてなかったわけですが、先ほど申しあげましたように、電力というものをいかに節約していくかという観点に立った時に、入札というのは避けようがなかったわ

けであります。

今回、1つの入札ではなく、県を4つに分割したというのは、県内の業者であっても、その入札に参加しやすいようにという我々の考えがあって4つに分けたということでございます。

【深堀委員】 もうこれで終わりにしますけど、県内の企業が入札しやすくするために分割したとおっしゃるけれども、そうすることによってWTOの額に、明確に金額はまだ調べてないと思うんだけど、そういうことによって私が申し上げたような、今、入札して実績が出てますよね、東京とか滋賀県とか鹿児島県とか、こういったところが安くで入れればとれるわけでしょう。そのことに対してどうですかということを知りたいです。

【野口教育環境整備課長】 まず、WTOの案件のことについてであります。3,000万円以上ということで該当してまいります。

先ほどのご質問についてであります。私としましても、県内業者が落札することについては、それに越したことはないと思っておりますが、しかしながら、競争性を働かせるということは、これはもう大きな原則ではないかと考えておりますので、一定、県内の事業者にも配慮しつつ、今回も配慮したつもりでございますので、配慮をしつつ、入札制度は次回からも続けていきたいと考えているところであります。

【深堀委員】 3,000万円ということは、結局、4分割したから、例えば、これが6分割だったら下がったかもしれんね。違いますか。この1つの案件が3,000万円以上だからWTOに該当すると。違うんですか。

【野口教育環境整備課長】 そもそも1つでもできることを分割させてWTO逃れをするということ自体、許されておりませんので、今おっしゃったような、例えば、6分割、12分割すると



いったことでWTOに該当しないということは、制度としてはないそうです。やはり1つとして3,000万円以上という括りになっていけばWTO案件というふうに我々は説明を受けております。

【深堀委員】認識が誤ったらいけないので確認するけど、この4つの案件がトータルだったら1億円を軽く超えますね。だから、WTOにかかる。それを何分割しても、全てWTO該当なんだということを言っているということですか。そこだけ明確に教えてください。

【野口教育環境整備課長】委員おっしゃるとおりでございます。

【近藤委員長】ほかに質問ございませんか。

【麻生委員】文教厚生委員会提出資料29ページの関係の分で、懇話会となっていますけれども、この中で主要施策の中の学校支援会議、コミュニティ・スクールについて記載がありますのでお尋ねしたいと思います。

第三期の基本計画について、88ページに記載されておりますけれども、2017年3月に改正された地教行法で教育委員会に対して同協議会の設置が努力義務化されたということでもあります。地域が学校と一体となって学校の運営に携わっていかうという状況であろうかと思っておりますけれども、この協議会でどういうことが協議されたのか。そして、今後、どういう形で盛り込まれながら地域と連携していかうとされているのか、その点を教えていただきたいと思っております。

【松崎総務課企画監】私からは、この懇話会での意見をご紹介させていただきます。

簡単に言えば、今、学習指導要領が改訂されて、新たな視点で「地域に開かれた教育課程」という新たな言葉が出ております。いわゆるこれからの子どもたちを育てるにあたって、学校教育だけではなくて、社会を含めた地域、

保護者も含めたところで子どもたちを育もうという考え方があります。そういう視点でここでは議論されております。例えば、そこにふるさと教育なんかも絡めたところでの意見がございました。

【麻生委員】地域の中で格差があると思います。学校を中心としていく。今、統廃合があつて、長崎市は、一部、通学路が変わったりして、なかなか地域密着型でなかったところが地域密着型になるように、子どもたちが学校を中心として地域が構成されているところも多いわけですから、現状として、5市の13小中学校にとどまっているということがあつて、今回の第三期の関係については、できれば全地域で取り組んだ方がいいんでしょうけど、課題とか今後の取組で地域がますます大事になってくると思うんですけど、地域の格差もあると思うんですよ。そういったことについて教育委員会として、どういう方向で臨もうとされているのか、方向性を含めて教えていただきたいと思っております。

【木村義務教育課長】コミュニティ・スクールの重要性は、麻生委員がおっしゃったとおりです。学校教育の課題が、深刻化、複雑化、多様化している中で、家庭教育力や地域教育力が、例えば人口の減少や核家族化などで低下していく。そこで生まれたのは何かというと、学校にいろんな負担が集中している部分が出てきているということでもあります。

コミュニティ・スクールというのは2つの視点がありまして、一つは、学校にきているいろんなものを再び保護者や地域が応分に責任と役割を持って、目指すべき子ども像を一緒に育てていかうという考え方です。

もう一つは、コミュニティ・スクールの逆、スクール・コミュニティであります。長崎県の場合は、今お話があつたように、過疎化等が進

む中で、学校がそのコミュニティをつくる中心になることもできるのではないかという考え方です。もともと長崎県には学校支援会議というのがありました。これと趣旨は一緒であります。

よって、他の都道府県と比べれば、スタートは学校支援会議を充実していくという取組でありましたので、本県のコミュニティ・スクールは平成27年度現在では1校だけでした。現在は、ご指摘のとおり状況であります。内容につきましては、市町と共通理解を進めているところでありまして、平成32年度には全ての市町にコミュニティ・スクールを置くことを目標としています。

考え方は、本県の宝である学校支援会議を發展させていながら、より本県らしい充実したコミュニティ・スクール、スクール・コミュニティをつくっていくという考え方です。  
【麻生委員】学校を中心とした、子ども関係については育成会だとかいろいろあるわけですね。そういったことも絡めてくると思うんですけども、学校運営協議会というのは、地域の住民とか保護者などが委員になって、いろんな意見を学校にも申し上げる。また、学校からも運営、教育活動についても説明して意見を求めるということで、地域が学校教育に対して相当理解を示してもらわなければいけないし、そういう熱心な人たちがいる地域と、そうでない地域があって、結構格差があると思います。

教育委員会として、この辺を徹底するためにはコミュニティ・スクールの意義だとか方向性をきちっと示していただいて、先駆的な事例をモデルケースとしてぜひ示していただいて理解を求めながらやっていかなくちゃいけないなと思っております。できるところ、できないところがあると思います。ただ、子どもたちを中心

にして地域を構成していこうということは、どこもあって、なおかつ、学校を残していただきたいけど、過疎で、合併でなくなるという指摘もあるわけです。そういったところについても地域の状況も違ってきますので、ぜひそういったことも加味して取組を充実させていただきたいと思っております。

平成32年度までに全校でやると言われていますけれども、可能なんでしょうか。

【木村義務教育課長】平成32年度までには全市町で導入をするということを各市町と確認しております。

内容でありますけれども、お話があったとおりです。学校、地域には育成協とか子どもを健全に育てるさまざまな団体があります。そういう中で人口が少なくなると、同じ人が幾つかの仕事に対応しなければならない。そのあたりを学校運営協議会一つにすることによって機能を一つにまとめる。また、一つにまとめることで、今おっしゃった学校と地域、家庭のそれぞれの役割が共有化できる、育てたい子どもを共有化できるという意味で効果があると思います。

研究指定校を、今年は東彼杵町全域、または西海市、五島市につくりましたので、実践を中心に広めていくことも含めながら取り組んでいきたいと思っております。

【麻生委員】一番大事な、中心的な役割を担っているのはPTAですよ。PTAの皆さんが役員を含めて熱心にされています。そういう地域との絡みを含めて、どう絡んでいくのかということがなかなか見えない点もあるものですから、先駆的にやっているところについて、モデル事業を含めて、ぜひ末端まで徹底できるようにお願いしたいと思います。

実は、一昨日ですか、公明党新聞に掲載されて、すぐ、どういうことがお手伝いできますか

ということで老人会の方から電話がありました。長崎はこういうことをやっているんですよということであったので、意識の高い方については、やっぱり自分たちも何とか関わり合っていきたいという思いがあると思うんですよ。しかし、なかなか末端まではそういう情報が伝わっていないという現実があるのかなと思いましたので、そういったことで広報関係についても、ただ単に学校の教育現場だけの情報じゃなくて、いかに地域を巻き込んでやっていくのか。そして、皆さんにご理解いただいて協力してもらおうかということもぜひわかりやすく、お伝えする場をつくってもらいながら、地域との垣根を低くしてもらって、誰もが入りやすい、そして、見守りができる、そういう体制をぜひ、少子化ですから、また高齢化していますし、老人の方たちも自分たちの孫とか地域の子どもたちに愛情を注ぎたいという人も多いと思いますので、ぜひその点についてのご理解、啓蒙活動をお願いしたいと思いますけれども、その点についての対応状況はどうでしょうか。

【木村義務教育課長】先ほどもお話し申し上げましたとおりでありますので、取り組んでまいりたいと思います。

【池松教育長】ご指摘のとおり、今、児童生徒の育成ということでは、学校だけでは抱えきれないような多様な問題もあります。そういった意味では地域の方々とともに、まさに地域の子どもたちを育てていくという考え方が大変重要だと思います。その一つの形がコミュニティ・スクールということでもあります。

ご案内のように、老人会の方、それから子ども会、健全育成、自治連合会等、いろんな方々が関与していただいているんですけど、実際問題、例えば、学校に関与されている方の顔ぶれを見ると、みんな同じ方が違う立場で来られて

いて、その方々も非常に疲弊されている部分もありますので、コミュニティ・スクールを組織することによって、そういう人材の方、ある特定の方に加重に負担をかけるということではなく、地域の方々、皆さん方で学校を支えて、子どもたちを支えてもらう。

先ほど、義務教育課長が申し上げたとおり、今度は学校が逆にコミュニティの中心となってコミュニティの活性化にもつながっていくような活動をしていきたいと思います。

ご指摘のように、統廃合によって今までのコミュニティが広範囲になって崩れていっている部分があるんですが、今度は逆に、申し上げたとおり、学校を核として新しいコミュニティをつくるようなことにも貢献できればと思っておりますので、その辺の理解は市町の教育委員会も一緒であります。ただ、確かに温度差や進み方の違いがありますが、そこは認識を一緒にしていますので、平成32年度までに、少なくとも各市町に導入が進んで、そこからまた広げていきたいと考えております。

【近藤委員長】ほかにございませんか。

【松本委員】先ほどの29ページの「第三期長崎県教育振興基本計画（素案）」の会議、懇話会がっておりますが、民間の委員の意見の中に2つ、気になったところがございます。議事概要の素案についての基本的方向性のところに「私学の部分は、記載が少ない」という意見が出ております。この計画の120ページに私学が記載されておまして、午前中の学事振興課の質疑の時にも話が上がったんですけど、今、公私間格差、少子化になっていく中で、結局、ここの120ページ以降に書かれていることは、教育の内容というよりも、補助支援の内容が主に記載されております。

午前中の話の中で、GTECという試験が、

公立だけが補助があって受けられて、私学は補助がなしで受けているということに関して、もちろん、私学は私立だから独自でやらなければいけないのはわかるんですけども、やはり私学の生徒も同じ長崎県民であり、県の教育を受ける子どもたちであるので、ここの部分の記載についてどのような見解をお持ちであるか、お尋ねいたします。

【松崎総務課企画監】 まず、この会議の会議録概要の結果は、具体的には6ページにあります基本的方向性の説明がちょっと薄いんじゃないかというご意見でありました。そこを修正したというところです。

今の私学の考え方ですけれども、この教育振興基本計画に横断的に私学とか県立大学を振興計画ということで一緒にやっというふうにしております。学校教育が幼稚園から初等中等教育、そして高等教育までの、いわゆる学校教育を通じて教育を受ける人たちの心身の発達段階に応じて、こういうふうには体系的に行われることが一番大事かと思っております。

参酌する国の計画にも、私学、大学も当然あります。また、違う見方ですが、憲法にも、教育基本法にも、教育を等しく受ける権利というのがございますので、そういう観点では私学の取組というのは、建学の精神というのはございますので、そこは優先しながらも、この計画の中で我々はしっかりと位置づけていきたいと思っております。

その主要施策の中身について今ご意見がありまして、中身について細かくはここではお話できませんが、そこは私学の担当部署とまた話し合っていきたいと思っております。

【松本委員】 だから、要は、私学の教育関係者にも県の教育の基本方針というものをまず理解していただいて、そして共有していただく情報

の共有化、このこともぜひご理解を、私学と連携できるような、そして、孤立しないようにしていただきたいということもあわせてお願いをします。

2つ目に、最後の行の「ふるさと教育の推進では、小中学校の主権者教育の記載が欠けている」という部分であります。これも午前中も話があったんですけども、18歳から選挙権が行使されるという中で、45ページから46ページにかけて、「ふるさと長崎を活性化する人材の育成」ということで、「主権者教育に取り組むこと」と最後に1行だけ入っております。成果指標のところの「政治や選挙に関心があり、主体的に社会参画を目指す生徒の割合」の基準値が、何を基準か、ちょっとわからないですけど、51.3%を60%以上を維持というふうに目標を設定していらっしゃるんですけども、こちらに関しては具体的な主権者教育の記載がなされていないんですけども、これに関してはどのような見解があるか、お尋ねいたします。

【松崎総務課企画監】 まず、主権者教育の視点ですけれども、ここのふるさと教育のところでは、今回、我々としては、発達段階に応じたふるさと教育を推進しようというところで主な取組には落としております。要するに、学びが自分たちの住むまちを誇りに思ったりとか、地域づくりに参加したりすること、そういうことに結びつくような取組、そういう資質・能力を付けようという書きぶりしております。

その資質・能力は一体何かというと、地域のことをよりよく理解する能力とか、地域の価値を認めて地域をよくしたいという態度とか、例えば、地域のことを調べたり、情報を発信したりする、そういう技術、技能、そういうものをしっかりと身に付けさせたいという視点で書いております。それがひいては主権者教育につな

がっていくのではないかと考えております。

今ご指摘のとおり、主権者教育の視点が足りないということであれば、再度、その辺も検討して見直したいと思っております。

【松本委員】地域の郷土や歴史だけじゃなくて、ふるさとの社会のシステムとか政治とか、そういったものがどのようになっている、そして、自分たちが大人になって、このようにふるさとを変えていきたいとか、発展させていきたいという思いから投票や選挙につながっていくのではないかなと思っております。もちろん、一方的に誘導することではなくて、あくまでも自主的に自分の意思で意識を持って政治や選挙にかかわろうというところの指標の51.3%が60%になることだと思っておりますので、もう指標に目標数値があるのであれば、それに対しての具体的な手段というものも記載することによって、あとの手段に関しては各教育現場で判断するところではありますが、そこに対しても、もちろん県立高校の生徒が一番、対象者に近まっています、小中学生の段階でも社会の授業で学ぶことはあると思っておりますので、判断の一つとしてまた検討していただきたいと思っております。

【池松教育長】先ほど、私学のお話があったんですけども、記載内容が支援ばかりということでございますが、これは当たり前のことでありまして、公権力は私学の教育内容にまで介入すべきじゃないとの考え方があって、その一方、学習指導要領に基づくとかということはあると思えますけど。ですから、ここに書いてあるのは、県として、まさに私学の建学の精神に基づいた学校の活性化とか魅力ある学校づくりに対しての支援方針を書いているということでもあります。

そういった意味で、大学も、ほかの大学は書

いていません。県立大学、まさに県が関与できる部分ということで県立大学しか記載していないということです。

所管は総務部ですから、今のご意見を踏まえて、どこまで、どう書き込めるかということは総務部の方で検討してもらいたいと思います。

ですから、この部分については、設置者たる県教育委員会と、あまねく小中学校も入れた教育として何をやるべきかという部分についての記載となっているという点についてはご理解いただきたいと思います。

【近藤委員長】ほかにございませんか。

【浅田副委員長】今、松本委員から言われていた主権者教育についてですが、私は、一昨年から何度か勉強会を学生とさせていただいています。午前中も話が出ていましたが、ここ最近、さまざまな模擬選挙とか、いろんなところで子どもたちに対していろいろやられているというご努力は一定理解をしているんですけども、「選挙できる年になって急に言われている気がする」と言う子どもたちと、これをつくっている方々との乖離性がまだまだあるのではないかと気がしております。

そういう意味においては、いかにも高校生になってからでは遅いという部分を含めて、小学校、中学校でここは踏み込んでいただけるような形をとっていただくことが必要なのではないかと考えていますので、これは要望にかえさせていただきます。

質問についてですけども、「第三期長崎県教育振興基本計画（素案）」ですが、この数値目標について、数値的な指標をもっともっと設定すべきではないかという3つの意見がなされておりますが、これに関して4月に議論されて一歩進んだというところはあるのでしょうか。

【近藤委員長】 暫時休憩します。

— 午後 3時40分 休憩 —

— 午後 3時41分 再開 —

【近藤委員長】 委員会を再開します。

【松崎総務課企画監】 数値目標の設定の考え方についてのご質問がございました。振興計画の数値目標については、アウトカムの視点で設定しているという回答をいたしております。その中にスクールカウンセラーの設置校数とかアウトプットのなものもありますけれども、それが結果として何を目指そうとしているものか。そういう視点で、中にはアウトプットのものも混在していますけれども、数値目標はアウトカムの視点で、どういうことをしたいかという視点で設定したというふうに答えております。

【浅田副委員長】 アウトカムの考えでということですが、だとするならば、例えば、外国語教育の推進については、教える側の指標を設定すべきではないかという点に関しましては、子どもたちがどうあるべきかという、そこになるわけですね。それ以外のことに関しては、例えば、授業において教える側の先生たちがどれぐらいの、例えば、TOEICやTOEFL、GTEC、そういったものでどれぐらいの数値を出していくのかというのは、ここでは示さないけれども、別のところではきちっと目標を持っていくというふうに捉えればよろしいでしょうか。

【松崎総務課企画監】 先ほど言いましたように、この計画では、子どもたちがどうなったか、どう学力がついたか、どういう進路を目指していたか、そういうことを目標にしております。

先生方については、これは国の調査ものにもございまして、そこは一定、整理をしております。ですから、また別のところで目標を目指していくこととなります。

【浅田副委員長】 政策決定のところでもわかりま

した。議案外でまた質問させていただきます。

【近藤委員長】 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】 ほかに質問がないようですので、次に、「平成31年度政府施策に関する提案・要望」について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】 質問がないようですので、次に、議案外所管事項に対する質問を行うことといたします。

【山田(朋)委員】 まず、大阪の高槻市で通学路のブロック塀が落ちて9歳の女の子が亡くなるという事故がありました。その後、文科省から各学校に対して安全点検等をするように指示が出たと思いますが、教育委員会で把握されている危険なブロック塀がある学校数とか把握していることがあれば教えていただきたいと思いません。

【野口教育環境整備課長】 文科省からの通知を受けまして、私どもも県立学校、それから市町立学校について緊急の調査をしたところでございます。昨日までの期限ということで報告を受けております。

まず、県立学校についてでございます。県立学校については、学校の職員による緊急の調査を依頼しております。調査の内容としましては、現在の建築基準法の施行令に照らして不適合はないかどうかということ。それから、ブロック塀の状態について劣化、損傷はないかどうかといったことでの大きく2点についてお尋ねをしているところであります。

その結果でございますが、県立学校については、ブロック塀の数が123ございました。その中で1カ所でも施行令の項目に適合していないような可能性のあるところが現在62ということで報告が上がってきております。そのほか、

設計図書、図面ですね、そういったものがないということで確認ができず、適不適が不明であるものが53ございます。その123のブロック塀の状態として劣化・損傷が一定認められたものが35あるというような中身でございました。

それから、市町立学校についても調査をお願いしたところでございますが、今現在で18の市町から報告がきております。その中でブロック塀の数としては、現在765、そのうち不適合の可能性のあるものが182、適・不適が不明であるものが569といったような報告がきています。

【山田(朋)委員】 今ご答弁いただきました。県立学校で123カ所、そのうち62カ所で何らかの問題があると思われる。設計図とかがなくて不明というのが53カ所ということでありますが、123から62を引いて、そのまた53というふうに理解をしていいでしょうか。であれば、半分以上は何らかの問題があるかもしれない。あと半分は図面等がないからよくわからないという状況だと。これは先ほど教えていただきました市町の分も同じような形と理解をしてよろしいですか。

【野口教育環境整備課長】 そういうことでございます。

それと補足でございますが、今回、緊急の調査ということで、我々は日にちを区切って調査の報告を求めています。学校では専門の知識を持たない者もおりますので、今後、この中身については専門家による十分な精査が必要であると考えておりますので、その辺のご理解をお願いしたいと思います。

【山田(朋)委員】 高槻市も専門家じゃない方の調査だったということが後に出ていたようですので、今、課長が言われたように、専門の方に入っていていただいてきちんとした調査をい

ただたきいと思います。今既に危険だと。これから雨も降る中で、もしかしたら危険かもしれないというところは学校ごとできちんと対策を、生徒が余り通らないようにするとか、そういった対策もしていただいていると思いますが、その辺を徹底していただきたいということをお願い申し上げたいと思います。思ったよりも数が多いのでとても心配しておりますが、ぜひお願いしたいと思います。

次に、体罰の件をお聞きしたいと思います。平成29年度の調査結果では体罰件数が32件、体罰を受けた児童生徒は38人とありました。これは前年度と比べて児童生徒数でいうと63人減少して、件数では20件減少したということでもありますので、一定効果は出ていると思いますが、学事振興課の私学についての報告では、体罰を行った教職員数も明記してありました。教職員数をお尋ねしたいと思います。

【鶴田高校教育課人事管理監】 体罰を行った教職員の人数でございますけれども、件数と同じでございます。平成29年度は32名、平成28年度は52名でございます。

【山田(朋)委員】 わかりました。体罰ゼロにはなかなかまだ至らないと、根絶には至っていないと思います。部活動の指導とか生活指導の中とかさまざまあるかと思いますが、ぜひ体罰ではない形で子どもたちをしっかりと安全に指導いただけるように引き続き取組をいただきたいと思います。

次に伺いたいと思います。教育長の説明資料の6ページ、情報モラル教育教材の開発ということで、今度、LINE株式会社と一緒にやって「SNSノート・ながさき」というものに取り組むとあります。

私は、いじめのメール相談について前から提案しておりまして、今回、始めていただいたこ

とを高く評価したいと思います。このような形でLINE株式会社と協力協定を結んで子どもたちの情報モラル教育を一層進めるということですが、以前から提案しておりますラインを初め、SNSを活用したいじめ相談等のその後の進捗状況はどのようになっているか、お尋ねしたいと思います。

【本村高校教育課児童生徒支援室長】ライン等を用いましたメールの相談についてのことですが、この件につきましては、他県で取組がなされている事例の調査等も現在、行っております。長野県が昨年9月に2週間ほど実施しておりました。そこで件数といたしましては1,500件程度、相談が寄せられまして回答できた件数が五百数件ということでした。

SNSの相談につきましては、相談の入り口としてすごく活用しやすいものであると認識しておりますし、相談体制を、今、電話とメールとしておりますが、そこにSNSというものがまた1つ加わりますと即応性もあるのかなと考えております。

ただ一方、デメリットとしましては、どうしてもテキスト情報だけでございますので、相談員が児童とか生徒の心理状況がなかなか把握しにくいという点や、相談を受けた時に、やはり対面を通じて相談する、そして解決していくというのが一番いい方法ですので、そこにつなぎにくいという点もありました。また、そういうSNS相談というのは、今まだ人材が全国でも数少ない。そして、マニュアルの整備もまだ十分されていないというところもありますので、現在、他県の状況を見ながら研究を続けているところでございます。

【山田(朋)委員】 全部返せなかったりする等、いろいろな問題もあるというふうにご心配されていることもあるでしょうし、人材が育ってい

ないという問題もあると思います。

ただ、先ほど言われたように、今、子どもたちがこれだけツイッターとかラインとかいろいろ使っている中で、ハードルを低くして相談しやすい環境というものをつくっていくべきだと思いますので、他県の事例を参考にさせていただきながら、ただ早くすればいいというものでもなく、早期にきちんとした体制を整えていただきたいんですけれども、万全な体制を整えた上で、ぜひ取り組んでいただきたいということをお願い申し上げます。

次に、学校における受動喫煙防止対策について伺いたいと思っております。

長崎県は、学校敷地内の全面禁煙措置を講じている率でいうと51.5%、これは全国で下位であります。建物内に限って全面禁煙措置を講じているが40.5%、これは全国で長野県に次いで2番目に高い。建物内に限って全面禁煙措置を講じているということは、建物の中ではだめだけれども、校舎の裏とか職員室の裏とかだっただけいいよというのが全国で2番目に高い。長野県が49.1%、長崎県は40.5%ということになります。建物じゃなかったら40.5%。建物内に喫煙場所を設置し、分煙措置を講じているのが8%であります。これは全国では、同じく長野県が10.9%、長崎県が8.0%で、他県に比べると高い状況となっています。

言わずと知れたことでありますが、二次喫煙とか三次喫煙という話があります。たばこを吸っていない私も、たばこを吸う方から二次喫煙という形で体に害が与えられております。そして、私が家に帰ります。家に帰ると私の息子に三次喫煙という形で害が与えられるというふうには、今、ニュース報道で、どうもたばこを吸ってから45分間は子どもと接したらいけないというような話も報道があったようです。



長崎県教育委員会といたしましては、子どもたちをこの害から守るため受動喫煙についてどのように考えていらっしゃるのか、まずお尋ねしたいと思います。

【竹中福利厚生室長】本県の敷地内の禁煙の状況でございますが、数字については、山田(朋)委員がご指摘のとおり数字でございます。先ほどの山田(朋)委員が言われた数字は幼稚園とも入っておりますので、学校だけで別途お知らせいたしますと、平成29年12月における県内の公立学校の禁煙等の状況については、県立学校は100%、敷地内禁煙になっております。小中学校については、敷地内禁煙が238校、約48.3%、建物内禁煙が237校、約48.1%、あと、建物内でも吸えるが、喫煙の場所を定めた完全分煙が18校で3.7%となっております。

なお、敷地内禁煙が約5割ということで、山田(朋)委員がご指摘のとおり、長崎県はほとんど下位でございます。

この理由として、先日、市町教委にもお尋ねしましたが、例えば、校門前での喫煙となると近隣の住民の方にも迷惑をかけるとか、学校の外で吸うということが周囲からも余りよくない、周辺の環境にも配慮が必要なため、このような対応をとっている例が多いということをお聞きしております。

今後の動きですが、健康増進法の一部を改正する法律が平成30年3月9日に閣議決定されております。受動喫煙の防止を図るため、特に健康への影響が大きい子どもや患者等を配慮した対策を実施する法律ですが、学校は2019年夏頃をめどに敷地内禁煙にする必要があります。なお、屋外での受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場合に喫煙場所を設置することができるとなっておりますが、原則は敷地内禁煙の方向だと思っております。

先月、市町教育委員会との会議において、このことを話題にさせていただきました。長崎県の小中学校は非常に下位の方にあるんですよということをまずお伝えさせていただきました。今後につきましては、市町教育委員会の意見も聞きながら、できれば敷地内禁煙を進めていく方向で協議をさせていただきたいと思っております。今後、また市町教育委員会の意見も聴取していきたいと思っております。

【山田(朋)委員】今ご答弁の中で、2019年、来年には市町立の学校も含めて敷地内禁煙とするという目標を持ってやっていただくということです。教職員の先生方はメンタルも非常に多い職業です、子どもたち、保護者の対応があるので。その上、たばこまで吸うなというのは本当に過度なことだとは思いますが、健康での影響を受けやすい子どもたちと接していらっしゃる先生方でもありますので、こういった形がベストなのか。西日本新聞にも載っていましたが、じゃ、学校の敷地外で吸うのはいいのか、通行人の方は問題ないのかという話もありますし、みっともないというのものもあるかもしれません。郊外の学校だと車で通っている先生もいらっしゃるって、自分の車で吸われる方もいらっしゃるかもしれないけど、方法論もあると思いますので、ストレスとのバランスにも配慮しながらだけでも、子どもたちの健康を一番に考えていただいて、あと、今の世の中の流れもよく見ていただいた上で、2019年の目標を達成できて、全国下位というようなことがないようにお願いいたします。

あと1点質問して終わりたいと思います。

私、今回、県議会の一般質問で初めての積み残しをいたしました。教育委員会の皆様にはご準備をいただきながら大変申し訳なく思っているところであります。LGBTについて質問し

たいと思います。

学校におけるLGBTの調査であります、前回の2月定例会において調査のことをお願いしたところ、各学校に対しては教育委員会の方で調査いただきましたことを評価させていただきたいと思います。ただ、その調査は、学校に生徒、児童、また、保護者からそういったことで相談があった分の件数と理解しております。また、性質上、各市町別の件数とかパーセンテージとか、そういったものも一切公表していないと思います。

この調査について、まず伺いたいと思います。

【本村高校教育課児童生徒支援室長】その件については重要な問題だと認識しており、児童生徒、その保護者から支援に関する相談があったかどうかということと、あった場合、その当該児童生徒に対してどんな配慮がなされているのかということをも本年5月に調査しました。

配慮につきましては、前回、文科省が平成26年1月に同様の調査を行っているんですけども、それと同様に服装とか髪型とかトイレ、それから呼称等の配慮がなされているという報告が上がっております。

【山田(朋)委員】調査をいただいたことは評価をさせていただきたいと思っております。自ら、私はそういう状況にあるんだということを先生に言える児童生徒は非常に少ないのかなと私は思っております。性質上、一方的な調査をするとか尊厳等の問題もあるかと思っております。三重県が、三重県男女共同参画センターと宝塚大学看護学部で、2017年10月から12月にかけて三重県の高校2年生1万人にこのことの調査をしていただいて90%の回答を得ております。

その結果、「自分がLGBTだ」と言った子が高校2年生の10%という結果が出ています。そのうち61%はいじめを経験したと言われて

います。そして、何より、自傷経験があるのがLGBT当事者は32%、非当事者が12%ということと比べますと非常に多い状況にあって、LGBT当事者の3人に1人は、何らか、自分の体を傷つけたりしていた経験があるということも出ております。

そして、「LGBTという言葉知らない」と答えた当事者が18%、非当事者に至っては45%が「知らない」と言いました。私の息子も県立高校の3年生ですけども、聞きましたら、「何、それ」と言っていました。うちの子が、ただ足りないだけかもしれませんけど、学校教育においてもまだLGBTというのが普及をされていないかと改めて思いました。

また、「学校が安心できる居場所か」という尋ねに対しては、「学校は安心の居場所だ」と33%の子どものしか言っていないと。また、「偏見を感じる」と言った子どもが、当事者では48%、非当事者では35%という数字が出ておりました。

このように、かなり多くの、もしかしたら10人に1人ぐらいの児童生徒が、そういったことで悩んでいたり、不当な差別を受けたり、いじめを受けているかもしれないという状況があるのではないかと、思っても心配しているところでもあります。

性質上、一方的な調査等は難しいと思っておりますが、今後、このような結果が出ていることを受けて、長崎県として何らか、こちらから働きかける方法を考えていないのか、そのあたりをお尋ねしたいと思います。

【本村高校教育課児童生徒支援室長】委員ご指摘のとおり、LGBTの児童生徒たちにつきましては、「配慮してほしい」という子もいれば、「配慮せずにそっとしておいてほしい」という子もいました。

子どもたちは、申し出が非常にしにくい心の状況、申し出をしたくない心の状況がそこにあるかと思えます。そういう状況の中で、一方的な調査、確認等が行われますと、やはり子どもの人権とか尊厳とかにかかってしまうのではないかということで、今回の調査につきましては、公表しないことを前提に、各市町、学校等に調査をかけたところでございます。

LGBTの児童生徒への直接の調査というのは、現在のところ、予定はしておりません。ただ、個人面談とか悩みのアンケート等は各校で実施しておりますので、そこで教職員と児童生徒が相談しやすい環境づくり等を今後も進めていきたいと思っております。

【近藤委員長】 ほかに質問はございませんか。

【中島(浩)委員】 最初に、スクールソーシャルワーカーの活用についてですけれども、配置が平成24年度に8市に配置されて、今年度までいろいろと配置をしておられる状況でございますが、今後の配置状況についてお伺いいたします。

【本村高校教育課児童生徒支援室長】 スクールソーシャルワーカーにつきましては、教育分野に関する知識を備えていて社会福祉等の専門的な知識や技術を有する方々をスクールソーシャルワーカーとして活用して、関係機関とのネットワークづくりにご尽力いただいております。

現在の配置状況につきましては、19の市町、そして、22の県立学校ということで、本年度は41カ所に配置をいたしているところでございます。

【中島(浩)委員】 一定やっていらっしゃるということで、小規模のところはこれからになりますか。

【本村高校教育課児童生徒支援室長】 現在、市町につきましては、19市町ですけれども、長崎

市と佐世保市につきましては中核市であるため、国の補助を活用しながら独自で配置しているところではあります。

県立学校につきましては、まだまだ全部の学校とまではいってないんですけれども、各学校の希望の状況を聞きながら、そして、学校の実態等も踏まえて配置を進めていきたいと思っております。

ただ、22校が配置となっているんですけれども、学校の問題行動等の事案によりましては、それ以外の学校からも要望がありますので、そこにつきましては派遣というものを行っております。派遣の制度を使って、未配置の学校も活用できるような体制をとっております。

【中島(浩)委員】 わかりました。スクールソーシャルワーカーの主な業務として、問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけということで1つございます。

今回の委員会で、福祉保健部の方で児童虐待の関係で意見書を提出させていただくんですが、この業務において、こういった児童虐待の関連は業務内容に入っているんでしょうか。

【本村高校教育課児童生徒支援室長】 児童生徒の虐待につきましては、児童虐待防止法がございまして、この5条に、学校もしくは学校の教職員は児童等の虐待を発見しやすい立場にあるので早期発見に努めなければならないというのが一つあります。それから、同6条につきましては、学校関係者は児童虐待を受けたもしくは受けたと思われる時には速やかに児相等に通告しなければならないというふうでございます。

スクールソーシャルワーカーが配置されていれば、その方々と一緒に、ほかの社会環境に働きかけて連携して児相等の通告もできるわけですが、配置がなされていない学校等につきましても、学校としては、そこに通告をしてい

くという義務はあろうかと思えます。

そして、繰り返しになりますけれども、派遣等も行っておりますので、そこで急にスクールソーシャルワーカーにぜひ入ってほしいということであれば、派遣等を使って、その中で連携した会議ができると思っております。

【中島(浩)委員】 そういう状況でございましたら、ぜひ配置基準をもうちょっと拡大していただければと思います。

もう1点、ソーシャルワーカーの報酬が時間3,000円ということですが、これ、すべての方が3,000円なんですか。等級で違ったりしないんですか。

【本村高校教育課児童生徒支援室長】 こちらの報酬につきましては、1時間3,000円ということまでさせていただいております。

【中島(浩)委員】 この方たちは離島にも派遣されるわけですか。

【本村高校教育課児童生徒支援室長】 19の市町には離島も当然ございますので、離島在住の方を配置したり、県立学校におきましても、離島部の学校にも配置をしております。

【中島(浩)委員】 ということは、皆さん、報酬は一律ということで、特段、離島についても変化はないということですね。わかりました。

そして、公立高校において、教員の長時間勤務が大変だということで一定いろんな施策がされているわけですが、事務職員の方たちについても、私も学校関係でお話をする機会が多いんですけども、よくよく聞いてみると勤務時間が非常に長いようですし、事務長に、その方たちが1週間の超過勤務が大体このくらいですよということを報告するということです。

教員と事務職員の方たちの勤務時間、超過勤務なんかはどういった状況でしょうか。

【柴田教職員課長】 教員につきましては、事務

職員とは違いまして、超過勤務に対応する部分は教職調整額という形で支給されております。

事務職員につきましては、時間外勤務ということになっておりますので、事務長、管理職の命令に基づき、時間外を行っているところです。

勤務の実態については、時間をください。

【中島(浩)委員】 業務内容を実際に聞いてみると非常に多岐にわたっておりまして、毎日の時間枠の中で、これだけできるのかなという思いが私もあったものですから、実際の超過勤務を、ある一定、どこかで切っていないのかという不安があるので、その辺を調査していただきたいということが1つありますけれども、いかがでしょうか。

【柴田教職員課長】 時間外勤務の実態があるものについては、基本的に手当は支給されていると理解しておるところでございます。

実際に時間が非常に長くなるというところは確かにあろうかと思えます。学校によりましては、例えば、その年度にいろんな行事があるとか、人事異動により経験が不足する職員が来た場合とか、そういったことがございますので、年度、年度でその学校現場の状況というのは変わらな思っております。

そういうことでありますので、私たちは、人事異動を行う時に、校長、それから事務長からいろんなヒアリングをさせていただきます。いろんな家庭の事情でありますとか、本人の健康状況でありますとか、そういったことを細かく聞かせていただいて人事異動をさせていただいているところでもあります。一定程度、そういう状況につきましては配慮した上で人事異動の作業をしているところでございます。

【中島(浩)委員】 勤務時間の件に関しては、できればその辺の確認をとっていただきたいと思えます。

配置基準におきましては、答弁のとおりでバランスが大切だと思っております。事務長がいて、主任がいて、学校の規模によって人数は変わりますが、その配置がちょっとでもバランスが悪かったらどなたかに負担がきてしわ寄せがくるということになりかねないと思っておりますので、その辺は注意していただきながら、配置基準に関してはしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

公立高校の寄宿舎の設置状況についてですけれども、資料をいただきました。今、寄宿舎を設置されている高校が諫早農業高校、鹿町工業高校、長崎鶴洋高校、五島高校、対馬高校、これに加えて諫早高校と国見高校ということでございます。

私の地元の口加高校が、今度、福祉科を設置するに当たり、保護者とか同窓会あたりから、寄宿舎をぜひ設けてほしいということでございます。と申しますのも、広域にわたって募集をかけるということになれば、必ずそれは条件になってくるんじゃないかということで要望が出ております。

実際問題、同窓会の皆さんとかPTAの方々、地元の方々に協力していただいて、市もですけれども、協力していただいて、何とか自前で寄宿舎を設けようじゃないかという機運が高まってまいりまして、今、取り組んでいる状況です。いろんな条件があって、これまで県の方で建てられたものもあるようでございます。

そこで、設置するに当たって、予算書を見ると、県立学校の寄宿運営に対する助成金というものがございます。これは各学校の運営協議会に直接補助金として支払われているみたいですが、実際、寄宿舎を口加高校でつくるとすると、こういった形で運営協議会を設ければ、この助成金というのはいただけるんでしょうか、お伺

いたします。

【野口教育環境整備課長】そもそもの話になろうかと思いますが、生徒を募集するに当たっての県の施策として、寄宿舎を県として設けて生徒を募集しようとしているかどうかというところにかかってくるんじゃないかと思っております。

現在、寄宿舎は7つございますが、そのうちの5つが専門高校でございまして、県下1区ということで、離島から来る子どもなどもおるわけでございます。通学ができないということで、一定、寄宿舎を用意している。あとはスポーツであります。これも県の施策といたしますか、優秀な生徒が県外に出ていくことがないようにといった考え方もあってできたものと聞いております。

したがって、そういった県としての考え方のもとに、県の寄宿舎について、先ほど委員がおっしゃられましたような寄宿舎の運営協議会というものを入寮している生徒の保護者、学校の職員、また、入寮している生徒の保護者ではない保護者の代表から成る運営協議会を組織しまして、そこに対しての県としての補助金を支出しているということでありますから、そもそもそういった運営協議会自体ができるものかどうかといったところからの議論になるのではないかと考えているところであります。

【中島(浩)委員】今後、この件に関しましては、再度、協議させていただいて、こういった形でということは相談させていただきたいと思えます。どうぞよろしくお願ひいたします。

もう1点、就学支援金授業料無償化という制度がありますけれども、これはこういった事業なんでしょうか、ご説明をお願いします。

【野口教育環境整備課長】高等学校の授業料に対しまして一定の所得世帯について、授業料相

当分を国から支給されるというものでございます。

例を挙げますと、モデル世帯として夫婦と子ども2人、その子どもの1人が高校生で1人が中学生という設定のもとであります。年収910万円未満の世帯には、その支援金が支給されるというものでございます。

【中島(浩)委員】 その支援金は、個人に入るんですか、そして、それを学校に納付するという形なんですか。

【野口教育環境整備課長】 制度としては、生徒に支給されるということになってきたかと思えます。

ただ、現金がその生徒に渡るというのではなくて、校長が代理受領して県の収入に上げていくという流れになっております。

【中島(浩)委員】 個人が直接受け取らないで学校に入るといいますか。

【野口教育環境整備課長】 国からのその支援金が県を通じて校長が代理受領をする。代理受領したものが授業料、いわゆる施設の使用料として県の収入に上がっていくということでございます。

【中島(浩)委員】 個人には直接は、全く関係ないという制度なんですか。

【野口教育環境整備課長】 就学支援金が現金として個人に支払われるという制度には公立学校はなっておりません。

【中島(浩)委員】 校納金自体は、未納金が発生しないということですか、個人から徴収がないということは。

【野口教育環境整備課長】 就学支援金の支給対象となっている方々について、いわゆる授業料、施設使用料が未納になるということはないということでございます。

【中島(浩)委員】 わかりました。

【堀江委員】 今の中島(浩)委員の質問の関連でスクールソーシャルワーカーの配置について質問します。

中核市を除く全19市町に今年は配置をしていますよということですが、私が3月定例会で審議をしましたように、これまでは、要するに長崎市と佐世保市も県の雇力で配置をしていたんですけれども、平成30年度から長崎市と佐世保市については中核市なので、国の予算がつかますから県雇用のスクールソーシャルワーカーはもう配置をしませんよということでしたね。

それで、長崎市の場合、県雇用のスクールソーシャルワーカーが1人、そして、長崎市雇用のスクールソーシャルワーカーが8人で計9人いたんですよ。でも、3月の時点で国の財源の保障がなくて、結局、8人のまま出発しているんですね。

だから、中核市だから、長崎市と佐世保市は国の補助があるからスクールソーシャルワーカーは配置をしませんよということは、そのものは制度のとおりですが、しかし、長崎市民の子どもたち、佐世保市民の子どもたちからすると、今までいたスクールソーシャルワーカーの数が少なくなっているから、これは現場としても非常に困るわけです。そういう意味では、長崎市と佐世保市は中核市だから、これは知らんということですか。

例えば、国がきちんと補助をすれば、長崎県としても、これは国の補助として中核市に対してやりなさいとか、そういうことは、もう県の所管でないからかわらないということなのか、その辺の姿勢を一つ確認したいと思います。

【本村高校教育課児童生徒支援室長】 スクールソーシャルワーカーにつきましては、ご指摘のとおり、長崎市は9名だったのが、現在8名体制

ということで聞いております。1名減ということで市の学校関係の皆さんにはご迷惑をかけているところもあると思います。

ただ、県といたしましては、いろんな財政の状況もございまして、このような状況になっているんですけれども、スーパーバイザーを県は今年度から1名増やし、2名配置をしております、市雇用のスクールソーシャルワーカーも相談できるような体制をとっておりますので、何かお困りのことがありましたらスーパーバイザーもぜひ活用していただければと思います。

【堀江委員】スクールソーシャルワーカーを増やしてほしいというのは、これは多くの現場の声でありますよね。長崎県もその姿勢を持っている。でも、スーパーバイザーがいるから、その人にかわってくださいと。でも、長崎市と佐世保市は中核市だから、対応としても、むしろスーパーバイザーの皆さんは、スクールソーシャルワーカーが設置されていない自治体で、さらに活躍すべき区域でしょう。

だから、一方で国の予算がなくなったから、長崎市と佐世保市は中核市だからなくなったということについては、言われたとおり、現在も8名のままであるなら、長崎県の補助の対象でなくなった、けれども、県民のスクールソーシャルワーカーを増やしてほしいという要望に応じて国に対しても要望するような姿勢を持ってほしいと思うんですけど、スーパーバイザーがいるからいいんだということでは、ちょっと私は納得できない。少なくとも現場は、9人いた人が8人になったんですよ。じゃ、スーパーバイザーがそれにかわるができるかということ、できないでしょう、これは、現実問題として。いるからいいという答弁は私は納得できないんですけど。

要は、増やしてほしいということ、予算の

変動があれば、少なくとも現状が維持できるような方向で求めるべきところは国に対しても求めてほしいと私自身は思います。もともとだって国が予算がつくと言って県は補助しなくなったんでしょ。でも、実際ついてないじゃないですか。そういう現場の立場に立って対応していただきたいと私は思うんですが、再度、見解を求めます。

【本村高校教育課児童生徒支援室長】今の委員のご意見は私もよくわかるところでございます。財政等のこともありまして、それから、長崎市、佐世保市、また、それ以外の学校からも、不登校、それから問題行動等の状況に応じてたくさん依頼があつているところであります。そのような学校、それから地域の状況を鑑みて現在のような配置をさせていただいているところでございます。

予算等、国に要望しているところであり、もしそこで予算等が増えるということでありましたら、その辺の配置は市町、それから各学校と協議しながら検討していきたいと思っております。

【堀江委員】私は、ぜひスクールソーシャルワーカーを増やしてほしいと。スクールカウンセラーももちろん増やしてほしいんですけど、スクールソーシャルワーカーも増やしてほしいとなった時に、予算の流れが違ってくれば、少なくとも長崎県としては、長崎市と佐世保市は中核市だから国の補助が出るでしょうと、だから県の雇用は廃止しますよと言ったって、現実問題、配置されていないことを見た時に、すぐ対応してほしいと思うことが1点です。

それから、今、中島(浩)委員とのやりとりで、報酬単価は3,000円ということですね。例えば、スクールカウンセラーは、今、報酬単価が時間にして5,000円、準ずる者が3,000円です。スクールカウンセラーは、一番最初に導入された時

点は5,000円ではなくて5,500円だったんですよ。削られているじゃないですか。スクールソーシャルワーカーはどうですか。この3,000円というのは、最初から3,000円ですか、削られていませんか、その辺はどうですか。

【本村高校教育課児童生徒支援室長】スクールソーシャルワーカーの報酬は、最初から3,000円ということでございます。

【堀江委員】もう時間ですのでこの程度にとどめますが、スクールカウンセラーについては、また議案外でやりたいと思うんですが、報酬単価についても時給3,000円であるという部分については、いつまでも3,000円でいいのかという問題も一方であるということも私は指摘しておきたいと思います。

【近藤委員長】審査の途中ですが、本日の審査はこれにてとどめ、6月27日、午前10時より、引き続き教育委員会関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

---

— 午後 4時28分 散会 —

---



# 第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

平成30年 6月27日

自 午前10時 0分  
至 午後 4時16分  
於 委員会室 2

教 職 員 課 長	柴田 昌造 君
義 務 教 育 課 長	木村 国広 君
義務教育課人事管理監	高鍋 洋 君
高 校 教 育 課 長	林田 和喜 君
高校教育課人事管理監	鶴田 栄次 君
高 校 教 育 課 児童生徒支援室長	本村 公秀 君
特別支援教育課長	池田 孝之 君
生涯学習課長	山口 千樹 君
生涯学習課 新県立図書館整備室長	吉田 和弘 君
学芸文化課長	草野 悦郎 君
体育保健課長	山本 忠敬 君
体育保健課体育指導監	小柳 勝彦 君
教育センター所長	長谷川哲朗 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	近藤 智昭 君
副委員長(副会長)	浅田眞澄美 君
委 員	三好 徳明 君
〃	中山 功 君
〃	堀江ひとみ 君
〃	山田 朋子 君
〃	深堀 浩 君
〃	中島 浩介 君
〃	松本 洋介 君
〃	麻生 隆 君

6、審査の経過次のとおり

— 午前10時 0分 開議 —

【近藤委員長】 おはようございます。

委員会を再開します。

なお、野本委員、ごう委員から、欠席の旨届けがなされておりますので、ご了承をお願いします。

【柴田教職員課長】 昨日、中島(浩)委員のほうからお尋ねがございました、学校事務職員の勤務の状況につきまして、ご報告をいたします。

時間外勤務の時間数でございますけれども、平成29年度の実績といたしまして、小・中学校におきましては、年間1人当たり平均が30.6時間、月平均2.6時間、県立学校におきましては、年間の平均が61時間、月平均が5.1時間となっております。

時間外勤務が多い月につきましては、小・中学校、県立学校ともに、3月、4月、年度末、年度初めの事務処理のためということと考えてお

3、欠席委員の氏名

野本 三雄 君
ごうまなみ 君

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

教 育 長	池松 誠二 君
政 策 監	島村 秀世 君
教 育 次 長	本田 道明 君
総 務 課 長	中尾美恵子 君
総務課企画監	松崎 耕士 君
総 務 課 県立学校改革推進室長	小野下和宏 君
福 利 厚 生 室 長	竹中 望 君
教育環境整備課長	野口 充徳 君

ります。

それから、学校事務職員の勤務の実態につきましては、今後も校長ヒアリング、学校訪問の機会等を通じまして、しっかりと把握してまいりたいと考えております。

【本村高校教育課児童生徒支援室長】昨日、堀江委員へのご答弁の中で、スクールソーシャルワーカーの報酬単価についてのことで、私のほうが、事業開始以来3,000円というふうにお答えを申し上げましたが、訂正がございます。

平成20年度から平成23年度まで3,500円ということでしたけれども、平成24年度から、現在の3,000円ということになっておりますので、おわびして訂正していただければと思います。

【近藤委員長】6月26日に引き続き、教育委員会の審査を行います。

議案外所管事項について、ご質問はありませんか。

【堀江委員】まず、指導力向上研修について、質問したいと思います。

私は、全く面識がない方ですが、次のようなお便りをいただきました。

「私は、教師をやっている者です。教師が指導力不足であるかどうかというのは、身近に接している人たちがよくわかると思います。それを、ふだんの様子が変わらない人たちで決めるのはどうかと思います。

そして、一番大切なのは、もし学級崩壊状態の学級があったら、その担任の先生にだけ負担させるのではなく、学校全体でカバーしていく姿勢が必要なのではないでしょうか。

悩みは一人で抱えずに、みんなで分かち合うことが大事なのではないでしょうか。管理職にそのような気持ちがないと、そのような教師はどんどん追い詰められていきます。

かくいう私も追い詰められています。学級崩壊状態になり、管理職、校長先生や教頭先生がよく見に来られていましたけれど、見に来るだけでありサポートしてくれませんでした。

何とか3学期が終わり、来年度は頑張ろうと思った矢先、管理職から、指導力不足の研修の一つである、「向上研修」をするように言われました。研修についての話は全くなく、いきなり4月当初に校長室に呼ばれ、「研修を受けることとなります」と言われました。

研修については、自分はどんなものか全然知らなかったもので、多くの先生たちは、1年間で終わるといふことが多いということを教えてくれました。また、校長先生からも、1年間頑張るだけだからということでした。1年間頑張るだけならという思いもありました。クラスの経営がうまくいかずに非常に悩んでいましたし、子どもたちの力をうまく伸ばすことができずにいたので、その反省もあり、研修を受けることにしました。

しかし、その研修を受けたのは間違いだったと、今にしては思います。その研修が、自分の将来に大いに関係する研修とは思っていなかったからです。研修はとても過酷で、自分の希望などほとんど聞いてもらえない状態でした。私の力をつけようとするのではなく、潰そうとしている研修だと思いました。」

こういうお手紙をいただいたので、私は全く面識がありませんから、ご住所とお名前がきちんと書かれてありましたので、その方と直接会いまして、お話を聞かせていただきました。それで、自分がどういう状況で、先生たちがどういう対応をされて研修を受けたんだということと、結果として、自分としては、この研修は自分にとって果たしてプラスになったのかと非常

に思うという率直な感想を言われました。

そこで、お尋ねいたします。まず、指導力向上研修というものはどういうものか、説明を求めます。

【高鍋義務教育課人事管理監】今お尋ねの指導力向上研修であります。これは法で定められました、指導が不適切な教諭についての指導改善研修というのがありますが、そこまで至らないが、指導に非常に課題がある教員に対して行う研修でございます。

目的としましては、学校の中で特別な研修を行うことによって、その者が持っている指導力を向上させて、学校で力を発揮させるための研修でございます。

【堀江委員】この先生の訴えは、管理職の判断というのは、確かに現場に見に来ていたんだけど、先生が指導力不足か否かということ判断するのは、同僚の判断とかそういうのも必要じゃないかというふうに言われているんですが、基本、この指導力向上研修、いわゆる指導が不適切な教諭の認定を行うまでは至らない状態の時に判断されるということで、まず、その判断はどこでされるんですか。

【高鍋義務教育課人事管理監】まず、校長が日ごろの授業参観とか様子を観察しまして、この者については少し課題があるのではないかとということがありましたら、校長が意見を申し述べて、市町教育委員会が、それについてまた意見を聴取して、最終的に県の教育委員会が指名するという形になります。

【堀江委員】その際に、例えば校長、教頭という管理職だけではなく、同僚の先生の意見とか、そういうのは求められるんでしょうか。

【高鍋義務教育課人事管理監】その者の指導が不適切であるということは、最終的に校長が判

断いたしますが、当然同僚とか、それから子どもたちの様子とか、保護者の声も校長の判断材料になるということでございます。

【堀江委員】具体的に、その指導力向上研修、原則は学校現場でされて、その上で、必要に応じて、これは長崎県教育センターで研修を実施するんですかね。私が事例で取り上げたこの先生の場合は、学校の現場で研修ということになったそうなんです。その内容を具体的に示すと、対象者がわかりますので、ここでは伏せさせていただきますが、学校の研修を受けるとい場合と、教育センターに行くというこの違いは何ですか。

【高鍋義務教育課人事管理監】基本的に学校において、管理職であるとか、先輩の教員が授業の様子を見て、こういうことを直したらいいよ、こういうふうなやり方のほうが望ましいんじゃないかということ指導するのがベースであります。教育センターには専門指導員等がおりますので、いわゆる教員としての基本的な心構えであるとか、授業の構成の仕方とか、そういうような専門的な研修を受けるということでございます。

【堀江委員】専門的な研修を受ける、今日は、教育センターの長谷川センター所長も来ておりますので、具体的には、必要に応じて長崎県教育センターで受けるというそこら辺、もう少し説明してもらえますか。

【長谷川教育センター所長】委員がご指摘の「指導力向上研修」というのは、原則的に現場、学校で行う研修でございます。その現場にセンターの専門指導員を派遣して、定期的に授業を参観したり、本人と面談をしたり、校長等を交えて相談をしたりしながら、本人の指導力を支えるという考え方で行っております。

センターに職員を呼び寄せて行う研修は、もう一つ程度の高い「指導改善研修」という、これは法に定められたものであって、委員がご指摘のほうは現場で行う研修で、必要に応じて私どもが出向くという形をとっております。

【堀江委員】そこでお尋ねしますが、実際に現場に教育センターの専門員の方が行って、その先生と一緒に悩みながら指導されるんですが、結果としてこの先生は、「研修は過酷で、自分の意見も聞いてくれないし、非常に受けるべきではなかったと思う」という率直な感想があったんですが、そのことについてはどう考えていますか。

【長谷川教育センター所長】ご指摘の当人のお便りがそのようになってきているというのは、甚だ遺憾に考えております。

私どもとしましては、あくまでも本人の力を支えて、本人が自信を持って学級経営とか、授業に臨めるような形でサポートをするという考え方で臨んでおります。

したがって、必要に応じて事前に指導案を書かせたり、あるいは報告をしっかりとめさせたりという一定の負荷はかけますけれども、そのことに対して非常に過酷だったとおっしゃっているのかどうか、十分つかめておりませんが、私どもとしては、支えるという考え方でやっているつもりでございます。

【堀江委員】私がこの問題をここで取り上げるのは、支えるつもりでされているということは、私も思います。でも、実態として、支えるつもりでされていた研修が、このように過酷で、自分の意見も聞いてもらえず、受けるんじゃないかと思ったというふうに、実際に思った方がいたということも、ここで私としては、その方が思った事実としてあるので、指導力向上研修、

今はまた制度が変わっているというふうに、今年度は変わっているとお聞きしましたけれども、そこでやはり考えていただきたいと、そういう思いでこの質疑をさせていただいているんです。

そういう意味では、この方が、自分が指導力向上研修を受けたことが、今後の自分、これからの教員生活にマイナスになるというふうに思っておられるようなんですけど、この点はどうなんですか。実際、そういうふうに評価していくんですか。

【長谷川教育センター所長】今おっしゃられた、将来的にマイナスになるというのが、具体的にどういう意味なのか、私も十分つかめないでいるわけですが、私どもとしては、将来も含めて、あくまでもその先生の指導力を回復させる、高めていくというスタンス、考えでやっておりますので、そのような事実として受け止めがあるということはしっかりと反省をしながら、より支える研修ができるような形でやっていきたいと思っています。

制度そのものを変えておりますが、同類の研修がほかにもありますので、今のご指摘を踏まえて、本人のためになるような形で、しっかりと研修は、これからもやっていきたいと思えます。

【堀江委員】事前にお話を聞きますと、昨年までは指導力向上研修というのはあったんだけど、現在は、「資質向上に関する指標」というのがそれぞれ学校にあって、その指標に基づいて現場で判断をして、必要であれば、現場でさまざまな対応をしていく、指導を援助する形で対応するというふうに、それは聞いているんですが、私は、確かにマイナスになろうと思われてしていると、もちろん思いません。思いませんが、実際にその方が感じたことは事実だと

思っておりますので、いろんな先生がおられて、もちろん頑張っておられて、いろんな形で研修を積まなければいけないところはもちろんあるとしても、そういう長崎県の指導力を高めるための研修が、本当にその先生にとってもプラスになるように、対応していると思うんですけど、対応していただきたいという思いを込めて質問しておりますので、最後に、教員としての資質向上に関する指標の扱い方というか、それぞれ現場に任せていくわけですから、同じように教諭にとってプラスになるようにということに対応しているというふうな認識でいいかどうか、この点も確認させてください。

【長谷川教育センター所長】 まずご指摘の、そのような受け止めが現実としてあるということは、繰り返しになりますが、私どもも十分踏まえて、研修については、教職員に寄り添う形で、支えるというスタンスで、今後も取り組んでいきたいと思っています。

指標につきましては、あくまでもその指標で教員一人ひとりの評価したりするものではありません。あくまでも一人ひとりの教員が、それぞれの経験年数に応じて、あるいは職種に応じて、自分はこの時期にこういう課題があるという一つの目安とか、あるいは研修の手がかりにするもの。校長の立場で言えば、そういう指標に書かれた資質を身につけているかどうか、面談等々をして、本人にアドバイスをするような材料であって、その指標を持って一線で評価をする、あるいは研修を命ずるという使い方ではないというふうにご認識いただきたいと考えております。

【堀江委員】 教育行政施策の概要の中でも、教職員の資質の向上ということについては、「優れた資質を備え、人間性豊かで深い教育愛を持

った人材を確保」し、そのために必要な「広範な研修を実施するなどして、教えるプロとしての教員の養成を図る」ということで、文言はそのとおりだと思うんですけど、やっぱり現場の中では、そういう思いをされていた先生がいたということ、特別な例かもしれませんが、面識のない私にそうやって訴えるというのは、私は、これは大事にしてほしいというふうに思いますし、今まで以上に、教育の現場で頑張りたいと思った先生が、教育の現場でその思いを貫けるような対応をしていただきたいということを、あえて希望しておきたいと思います。

もう一つ、学校給食の問題で取り上げたいと思います。

今、全国で学校給食についての補助が広がっています。これが無料化というのかどうか、学校給食の無料化であったり、助成を求める声が全国でも広がっているんですが、学校給食への助成について、県内の状況を把握しておられましたら、教えてください。

【山本体育保健課長】 学校給食の保護者の負担軽減のため補助金を出されている市町については、西海市と川棚町が3人目以降は全額補助、松浦市と小値賀町が2人目以降は半額補助、佐々町が1人目は2割、2人目は4割、3人目以降は8割の補助ということで、5市町において補助制度を設けておられます。

【堀江委員】 子どもの貧困も含めて、学校給食費を助成することなんですけど、これは、一方では、自治体が補助することはいかなるものかということもあるんですけど、文部科学省としては、これは別にそれぞれの設置自治体の判断で、どういう対応をしようか、逆に言えば、その自治体が助成をする、あるいは補助をするということ、これは止めていないんですよ。

それは自治体の判断で可能なんですよね。この点はどうですか。法律上。

【山本体育保健課長】学校給食の運営費については、学校給食法において規定がされておりまして、施設整備や人件費については、設置者である市町のほうが負担をする。食材については保護者負担ということで規定といたしますか、法律において定められております。

5市町においては、設置者としてのご判断のもと、補助をされていると認識をしております。

【堀江委員】だから、法の規定では、あくまでも負担のあり方を示したものであって、補助金を出すことによって、実質無償化することを禁止するものではないということで、これはそういう認識でいいのか、私はそう認識しているんですけど、この認識でいいのかというのを確認したいんですけど、それでいいですか。

【山本体育保健課長】委員ご指摘のとおりでございます。

【堀江委員】今、県内の自治体で、学校給食への補助を求める声も広がっていますし、それをやる動きも大きく広がっているので、今の答弁を了として、それぞれの自治体、あるいは求めている皆さんにも、今の答弁をお伝えをしたいというふうに思っています。

4分残していますけど、また、2巡目でお願いします。とりあえず終わります。

【中山委員】「第三期長崎県教育振興基本計画（素案）」についてお尋ねします。

これは、第二期計画の成果、課題を検証しながらだというふうに考えておりますが、基本的方向性が10項目から一つ減って9項目という形と、主要施策がかなり減っておりますので、それだけ成果が出たというふうに判断すれば、いい方向性が出ているんじゃないかと思うわけで

ありますけれども、その中で、第二期計画の課題については結構深く書いているんですが、成果についてはあまり見えてこないわけでありまして。特に第二期計画の成果について、相当成果は出ていると思いますけれども、ここでは一つか二つ、特に企画監がこうだと思っていることについて、お答えいただければなと思います。

【松崎総務課企画監】第二期計画は、まだ計画期間中ですので、現時点で我々は、今評価をしているところですが、客観的な数字で言えば、今、41の項目、主要施策に73の成果指標を設定しております。そのうち2つが事業の終了とかで、評価が今ありませんので、結果的には71項目ございまして、おおむね達成を90%以上とすれば、71のうちの60項目が90%以上の達成状況にあるという状況です。

残りの11項目については、まだ今から力を入れていかなければいけないという部分ではございます。ただ、その11項目につきましても、例えば学力調査において、県の学力調査がまだ目標に達成しておりませんが、例えば中学3年生の子どもが、小学校6年の時の学力調査と比較して、結果が伸びているとか、そういう大きな達成ができてなくても、一定のそういう評価ができていのかという評価をしております。全体的には、おおむね今、順調に進んでいるのかなと思っております。

特筆的に何かを挙げろということであれば、関係団体からも意見をっておりますが、一番多かったところでは、特別支援が目に見えて推進ができていとか、ICTとか、そういうハード事業の目に見えるところでは、評価が非常に高かったというふうに思っております。

【中山委員】成果指標を一つの判断として、71項目のうち90%が成果はかなりあるという

ことで、相対的に評価したという形でありませうけれども、それでは、具体的に2～3、お聞きしたいと思います。

第二期から第三期にかけまして、「削除」とか、「変更」とか、「統合」していますよね。それでは、まずは、削除についてお尋ねしたいと思います。

第二期の基本的方向性の1の（6）番の理数教育の推進、そして、2の（5）番の環境教育の推進、そして、4の（2）の開かれた学校づくりの推進とあるんですけど、これを第三期については、主要項目から削除していますよね。まず、この辺の理由を教えてください。

【松崎総務課企画監】 まず最初に、削除したからやらない、取り組まないということではございません。

まず、理数教育の推進についてですけれども、今、国でも言われておりますけれども、「新たな価値を創造して、社会におけるイノベーションを牽引する人材の育成」と、ここを目指しているところです。それについては、各分野における専門知識に加えて、文理の枠を超えた分野横断的な知識の習得とか、幅広い視野で課題を捉えて、さまざまな技術や情報を使いこなして解決していく、そういう力が、今求められていると。いわゆる文理融合ということで、今、国も進めております。そのような視点から、主要施策から、今回とったということです。先ほど言いましたように、主要施策から外したからやらないということではございません。

環境教育の推進については、今回、グローバル教育のところでも落としておりますが、いわゆる環境教育をESD教育の推進、ESDという横文字が出ましたが、持続可能な社会づくりの担い手をつくるための教育という視点で、グロ

ーバルのところでも、今回整理をしております。環境とか、身の回りの身近なところから、現代の社会の身の回りの問題、課題を自らの課題として捉えて、社会の一員として、その課題の解決に向けて、身近なところから取り組んで、そして、よりよい社会づくり、そういうものに貢献すると、そういう視点でグローバルで、今回整理をさせていただいております。

開かれた学校づくりについては、一応削除としておりますが、ちょっと視点を変えまして、昨日から議論がっております、コミュニティースクールという視点で、社会に開かれた教育課程という視点で、今回新たに項目立てをしておるところです。

【中山委員】 この項目を外すことは、今言ったように、理数については、文理の枠を超えて幅広くやっという話だったし、環境教育については、ESD教育をグローバルに取り組んでいくという話だったけれども、ただ、皆さん方は、やはりタイトルで仕事をしていくんですよ。そういうイメージを持って、タイトルの中で具体的に理由づけてやっというわけで、タイトルを変えるということは、私からすれば、非常に後退したような形に見えるわけです。

そういう感じがしているわけですが、特にその中でも、「統合」とか「変更」というのがありますよね。そうすると、第二期の1番の（1）の確かな学力の育成と、（2）の一人一人を大切にする教育体制の整備、これを統合して、確かな学力の育成、こういうふうに持ってきていますよね。

もう一つ、私が気になっているのは、4の（4）番の教員が子どもと向き合う環境の整備、これを今度は変更して、教職員の多忙解消に向けた取組の推進と、こういうふうを持ってきた



わけです。なぜこういうふうに片っ方に統合したり、変更したりやったのか、その辺の考え方を教えていただきたい。

【松崎総務課企画監】第三期振興計画のこの案でお示ししているところは、今、委員からご指摘がありました、項目を取ることによって後退しているというイメージがあるということでありましたが、我々としては、今度の5年間で何を取り組んでいくか、何を優先して、今の喫緊の課題は何かという視点でここで整理をさせていただきます。

例えば、確かな学力と、一人一人を大切にという前回のこの2つを統合して、ここは、何回も言いますように、なくしたからやらないということではなくて、中身が、例えば学力という視点に似通ったところがございますので、ここは一つにわかりやすく表示をしたというところであります。

【中山委員】項目を減らすことについては、私は評価しているんですよ。成果が出たから、項目を減らすことは、いいわけだから。ただ、タイトルを変えて、タイトルというのは違うんですよ、項目とタイトルはね。タイトルを変えるということは、見る側からすれば、皆さん方もそうでしょう。タイトルがあって仕事をするわけだから。これを変えることについては、非常に重く感じているんですよということを言っているんです、私はね。

特に、今回、このタイトルが変わったのは、一人一人を大切に教育体制の整備とか、教員が子どもと向き合う環境の整備とか、伝統文化の継承とか、地域に根差した県立大学づくりとか、「地域」とか、「一人一人」とか、これは基本なんです、教育の基本。これを教員の多忙化とか、確かな学力とか、確かにその中に入

っているでしょう。しかし、私からすれば、タイトルを外すということは、大きな後退なんですよ。

それに対して、私は、特に4番の教員の多忙化解消に向けた取組の推進と、教員が子どもと向き合う環境の整備、似たところがあるけれども、本質は違うと思うんですよ。基本的には子どもと、一人一人と向き合う時間をどう確保するかという問題ですよ。そのために、教員の多忙化をどう解消するかという問題だからね。この辺に、私はこの4のところに、やはり教師が子どもと、一人一人と向き合う時間の確保とか、教育の推進とか、こういう項目を一つ挿入すべきだと考えているわけですけども、いかがでございましょうか。

【松崎総務課企画監】私どもは、第二期計画の子どもと向き合う時間の確保、これは働き方の改革を推進する上で、必ず確保できるものじゃないかという視点で、今回整理をさせていただきますが、委員の今のお話は、もう一度再考させていただきたいと思います。

【中山委員】そういうふうに考えているのは、私だけじゃないんですよ。この前、長崎新聞に載っておりましたけれども、「教師はもっと子どもと向き合う時間を」と、「あのときの教訓は本当に生かされているのか」、「2004年佐世保市立大久保小学校で起きた小学校6年女児、同級生殺害事件から、6月1日で14年」。事件の約1カ月後に赴任し、6年当該クラスの担任になった栗寄先生が言っているんですよ。「6月1日「いのちを見つめる日」とか、各学校で集会が開かれる。児童の情報を記録し、教員間で引き継ぎをするシステムも構築された。必要だと思う。形式的なものにどれだけの意味があるのか。教員の負担が増え、子どもと向き合う時間が減

っていないかとの疑問を拭えない」と。

私は、これを委員会で取り上げる前に、学校に、先生に直接、これだけの名前を出して話した以上は、その真意を確認したいのということ、先生はおるかということ、お会いして直接話すことはできなかつたんですが、「それじゃ、この新聞を使っていいか」ということだったら、「はい、どうぞ。これは事実ですから」ということで、それを受けて、今話をしたわけです。この先生の悲痛な、これだけ名前を出して、そして、自分がやったことに対して、こういうふうに形骸化されていないかと、心配だと、訴えているんですよ。これを含めて、どう考えますか。

【池松教育長】まず、この基本計画のタイトルについては、委員ご指摘のとおり、我々も社会に対する県教委の考え方の一つのメッセージのあらわれだというふうに考えております。

そういった意味で、今、ご質問がありました、子どもと向き合う時間云々の話なんですけど、それをあえて「働き方改革」にタイトルを変更したのは、ご案内のとおり、働き方改革は何のために行うかということについては、これはまさに子どもたちと向き合う時間を先生たちにもっと、今より多くとってもらおうという趣旨であります。

そういった意味では、働き方改革、これは一般質問でも、いわゆる社会に対して、もうちょっとそういう実態をアピールすべきではないかというようなご指摘もありましたけれども、県教委が目指すべき究極は、子どもたちと向き合う時間なんですけど、その一歩手前の手段ではありませんけれども、それをやらなければいけないということをメッセージ性として、我々としては表面に出しているという考え方で、今回この

案を示させていただいております。

その新聞記事、私も読ませてもらいましたが、確かにいろんな事件があった中で、それに対する体制整備は、我々は、市教委も含めて整えてきましたけれども、それを実行する先生方が、それを実行できる時間的な余裕を今からまたつくっていかなければいけないという考えは一緒でありますので、ご指摘がありましたので、またこのタイトルはどうするかは、考えさせていただきますけれども、我々としては、社会に対するメッセージとしては、働き方改革を今、打ち出すべきではないかという考え方で、こういう表題にしたということでございます。

【中山委員】教育長の答弁はある程度理解せんことはないわけですが、ただ、働き方改革と、この教職員の多忙化解消に向けた取組とは違いますよ、これは。説明しているのは、校務システムをどうにかするとか、共同でやるとか、ICTをどうするとか、そういう小手先の問題じゃないですか、あなたたちが第三期でやるというのとは。

今、教育長が言ったように、働き方改革を出すということであるなら、それはそれでいいんですよ。第1項目に持ってこないですか。それは教員の意識改革からすべて入って、働く時間の問題、部活の問題からすべてにかかるわけだから。ただ、これを1年、2年でやれるわけじゃないでしょう。4～5年で。

これはあくまでも、あなたたちが言うたように、今話題になっているように、教員の多忙化を解消と、ここに一生懸命取り組むんですよ、多忙化について取り組むんですよということを意識づけしているだけであって、第三期の教職員の多忙化解消に向けた取組の推進の中身は、果たしてそういうようになっていますか、教育

長、働き方改革に、この中身が。今言うたような、話は。そうっておけば、理解せんわけじゃないけれども、私はなっていないと思うんです。それは一部の問題だろうと思うんです。どうなんですか。

【松崎総務課企画監】 主な取組に、委員ご指摘のとおり、まだまだ足りない部分があると思います。それは、我々も今からの施策の中で、当然反映させていかなければいけない部分ではあると思っております。

この表題は、そのメッセージ性も含めたところで、もう一回検討してみたいと思っております。

【中山委員】 やっぱり先生が多忙であれば多忙であるほど、やはりこの先生が言っているように、「しっかりと子どもと向き合い、肌の温もりの気遣いを感じながら話す。それがあの日に得た教訓だ」というふうに、先生はみんなこういう考え方だと思うんですよ。その中で子どもと向き合って、子どもの成長を確認した時に初めて、自分の自信というか、仕事にやりがいが出てくるわけでありますから、この辺をきちんともう一回見直しをして、ここが第一にあって、それから、今言ったように、教員の多忙化の解消とかというのは、そこにつながってくるわけですよ。

これは、基本中の基本をやはり押さえていかないといかんし、それをやはりタイトルでぜひ入れてほしいということを、再度お願いしたいと思います。ぜひ、4項目の中に挿入していただきたいと思えます。再度、もう一度お答えいただきたいと思えます。

【松崎総務課企画監】 もう一度、中身について検討したいと思います。

【中山委員】 そして、大分、指標も見てみたん

だけれども、指標も非常にわかりにくいのがありますよ、成果指標ね。例えば61ページ、基本的方向性3、（1）道徳教育の推進というのがあるんですが、その中で目指す成果指標の中で、「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う児童生徒の割合」、平成35年100%、そして、基準年は「一」になっていますよね。これはどういうふうに理解すればいいんですか。

【松崎総務課企画監】 この指標については、今まだ基準がありませんので、最終的に100%に持っていくということです。

【中山委員】 現段階で基準がないというのは、いじめ問題に取り組む姿勢が欠如していますよ。現段階でもいじめの問題、どれだけ議論されておりますか。それを今、小学校、中学校、高校を含めてその基準はない、調査をしてない、ということですか、それは。本当はないんですか。

【本村高校教育課児童生徒支援室長】 委員ご指摘の61ページ目の指標についてでございますけれども、現在、児童生徒に対してのこのようなアンケートというか、「いけないことだと思う割合」というのを、具体的に生徒等に調査をしている数値というのは、現在ございません。

ただ、今後、調査等も踏まえながら、こういったことを考える、「いじめは絶対いけないんだ」という生徒の割合を平成35年度までに目標として100という数字を掲げておるところでございます。

【中山委員】 それは納得いかないんですね、どう考えても。現状を把握していない中で、平成35年100%ということを出すことについては、納得いきませんよ。

【本村義務教育課長】 一つ、データとしては、「全国学力・学習状況調査」の質問紙がありま

す。その全国学力・学習状況調査の質問紙においては、「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う児童生徒の割合」という項目があり、小学校では96.6%、中学校では94.7%となっております。道徳の教科化が始まりまして、いじめの防止というのは、一つの大きなテーマでありますので、新たに来年度、長崎県内の数字をきちんと整えて、100を目指そうという考えを持っておりました。

ですから、全くないのではなくて、全国学力・学習状況調査の数字が、現時点では96.6%、94.7%でありますので、この調査に関してはそこを基準として、100にしたいという目標を掲げているところであります。

【中山委員】 私は、今、96%とか、94%と言ったけれども、「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う児童生徒の割合」というのは、小学1年生から高校生まで、これを理解して答えきる子どもというのがどの程度おるのかと心配しているんですよ。小学1年生あたりにこれが理解できるかどうかという問題があるんですよ。そういう状況を押さえながら100%に持っていくんですかと、本当は、その辺を聞いたかったんですよ。

それを分析しないことには、ただ、丸をつきなさいということで、どういう記述になっているかわからないけれども、「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う」ということについては、人間はそうならないですよ、100%には、恐らく。それを小学1年生、2年生、3年生、特に低学年生、どのような聞き取り調査をするのか、それを含めた中で、やはり現実合った調査をして、それによって目標数字を設定すると、こういう形が望ましいのではないかと思いますので、あえてこれを取り上げ

たわけであります。ぜひ、そういう方向性を持って取り組んでいただきたいということを申し上げておきたい。

【麻生委員】 おはようございます。

この2～3日、児童に関する事件が多発しております。この前、先月ですか、新潟で登下校の事件がありました。そのことで政府は、再発防止策として、「登下校の防犯プラン」というのを策定したということで報告がっておりますけれども、長崎は地域でココロねっこ運動があつてやっておりますけれども、今後、こういう登下校の時にどのような対策を、学校の皆さんを含めて管理をしていくのか、地域と取り組みをするのか。

もちろん、遭うこともあります。また、先週起きました、長崎で痴漢行為があつて、児童が倒されたという事件で、それで、子どもさんがなかなか学校に行けないという状況も起きているということを聞いています。

こういった課題について、県教委として、各市町に対してどのような指示を出して、こういう防犯対策についてどういう取組をすべきかという指示をどういうふうに出されているんでしょうか。対策はとられているんでしょうか、お尋ねしたいと思います。

【本村高校教育課児童生徒支援室長】 長崎市でこの間起こりました事案につきましては、被疑者のほうが逮捕されたということを伺って、非常にほっとしたところでございます。

現在、児童生徒の安全を確保するために、各学校では、通学路等の安全点検を小・中、行つておるところでございます。市町につきましては、100%通学路の安全点検ということでなされておるところでございます。

また、こういった事案につきましては、どう

しても学校だけで解決できるところではございませんので、所管の警察署の方々や地域とも連携をしながら、こういった防犯等に努めているところでございます。

【麻生委員】国としては、具体的な対策として、防犯カメラの設置を支援したりとか、政府の政策で、各地の先駆的な取組を紹介するとか、そういった事例がありますけれども、長崎はコロナねっこ運動が徹底しておりますけれども、今日のテーマになっていたのは、情報の共有化といますか、地域の皆さんとこういう問題について、事件が起きたことについては、地域も見守りたいと思うけど、なかなか情報が流れてこないということもありました。学校として出せる情報と、出せないことがあるかもしれませんが、対策をぜひとってもらって、こういう事件が起きた時こそ、また、類似犯罪が結構多いと思っています。

昨日もそういうことで、被害に遭って、学校に侵入という事件が起きました。こういう危機的な状況が全国で起きているということについて、再度、県教委としても、各市町の教育委員会に徹底した状況を促していただきたいと思っておりますけれども、この点については、どういう対策をとりますか。

【本村高校教育課児童生徒支援室長】最近、やはりこういった非常に大きな事案というのが起こっております、児童生徒はもちろんのこと、保護者の方も、地域の方もとても心配されているんじゃないかと思えます。

現在、先ほども少し申し上げたんですけれども、学校だけでどうしてもできないところもありますので、学校と警察と、「学警連」というんですけれども、所管の警察の区域内の小・中・高の先生たちと、そして警察官の皆さん方、場

合によっては地域の皆さん方が入って行って、そして、地域の防犯をどうするのかというふうな取組を進めているところであります。

その会議でいろんな学校の様子とか、あるいは警察のほうからも情報提供を得られたりいたしますので、そのことをもとに、防犯の対策を進めていきたいと思えます。

【麻生委員】先週、大阪のほうで地震があつて、通学路の点検ということで、昨日報告があつていました。通学路の点検については、今、各教育委員会で現場を視察されているということで、報道も昨日載っておりますけれども、山田（朋）委員の報告もあつておりましたけれども、あわせて、私はやっぱり大事なのは、こういう事件が起きた時に、早急にこういう対策をとってほしいということで、県教委としての的確な情報を出していただきたいと。そして、緊張感を持って取り組むということが大事じゃないかと思えているんです。

夏休みに入りますから、交通安全対策も具体的には動きますけれども、やっぱり連携をとって、的確な情報といますか、アナウンスを県教委として出していただきたいと思えますので、その点、よろしくお願ひしたいと思えます。

意見がありましたら。

【本村高校教育課児童生徒支援室長】今、委員ご指摘のことなんですけれども、本年度に入りまして、佐世保、川棚、長崎等で、児童生徒への警察からのいろんな情報提供があつております。通常ですと、警察管内の学校に警察署から情報が流されていくんですけれども、今年、私たちが警察から受けた情報については、もっと多くの区域の市町、それから県立学校等に情報提供をしており、今対策をとっているところでございます。

今後とも各市町、学校等に素早く情報を流し、危機管理や防犯対策を進めていきたいと思いをします。

【麻生委員】ぜひお願いしたいと思いをします。先ほど申し上げましたように、国も再発防止策として、登下校の防犯プランということをやつて、促しておりますので、徹底をお願いしたいと思いをします。

次に、公務員制度改革の関係について、お尋ねしたいと思いをします。

実は、私も何回か図書館司書教諭の話をさせていただいておりましたけれども、ある方から、今後、2020年4月1日から、会計年度任用職員の関係が設定されているということで、臨時非常勤の職員の位置づけがどうなるのかということの心配で投書をいただきました。今後、検討されると聞いているんですけども、こういう非常勤をされている方たちの位置づけ、何しろまた、学校図書の関係については、一応臨時ということで、一部雇用状況を見直してもらいたけれども、今後の流れとしてどういう形になるのか、そこら辺の動きを教えてくださいませんか。

【鶴田高校教育課人事管理監】今、麻生委員ご指摘のとおり、学校司書として雇用しております嘱託職員等につきましては、2020年4月以降、新しい制度での任用となる予定でございます。

具体的な任用等につきましては、国のマニュアルのほか、知事部局や他県の状況等を踏まえ、現在、研究を重ねているところでございます。

いずれにしても、学校司書につきましては、その重要性は十分認識しているところでございます。3月の本委員会でも申し上げましたとおり、今後5年間を見通して、配置の拡充を目指していきたいと考えているところでござい

ます。

【麻生委員】公務員改革の一端なので、ここはどうなるかということで、今から検討されていく状況があると思いをします。もちろん、給与問題も含めてありますので、この点のところは次に委ねたいと思いをしますけれども、思いは、学校図書館司書をぜひ増やしていただきたいと。今、高校4カ所が主体で、8名も増えましたが、まだまだ各学校で図書館が昼休みに閉まっていると、司書もいないと、そういうことです。

図書を通じて、やっぱり生きる力、子どもたちの読解力、そういったものが求められていると思いをしますので、ぜひ前向きな検討をお願いしたいと思いをします。

次に、今、薬害の問題といいますが、大麻問題が大きくあるんじゃないかと思っています。実は、この前の新聞でも、大麻経験者が、推定133万人全国でおるということで、長崎も、主要な地域別に見ると、高いという状況がありました。佐世保でも長崎でも薬害のキャンペーンが、先週行われておりましたけれども、高校教育においてどういう取組をされるのか。

今、G7では、カナダが大麻を合法化しました。こういう国の流れといいますが、世界の流れもある中で、しっかりと薬物依存症を減らすと、大麻のこういった問題については危険だということについて、学校教育の中でどのように取り組まれておるのか、現状と今後の展開を教えてくださいたいと思いをします。

【山本体育保健課長】他国で合法化されているということで、健康被害が少ないといった間違った考えを持つ、そういったことが危惧されるというのは、私も懸念として持っているところでございます。

ただ、健康被害というのは確かにあるという

ことで、我が国の法律においては禁止をされているということもございますので、生徒にしっかりとそういった正しい知識、情報を教えていくことが肝要だと考えております。

特に本県においては、昨年3月に、高校生7名の生徒が大麻取締法違反で検挙をされるという大変衝撃的な事件もあったこともございまして、昨年度から、警察や県の福祉保健部等関係機関と連携して対策をとってきたところでございます。

特に学校教育においては、3点大きな柱を掲げて取り組んでまいりました。1点目が、児童生徒への指導の充実ということで、保健体育の教科をはじめ専門家、薬剤師や警察職員を招いて、「薬物乱用防止教室」というのを開催しております。それを徹底して、必ず開催すること、あるいは節目、節目、例えば夏休み前などにそういった意識づけを行うなど、年間を通した指導の徹底を図るというのを行ってきたところであります。

2点目が、指導力の向上ということで、教員はもとより、専門的指導に当たっていただく警察職員や薬剤師の方を含めて、研修会の充実を図ったところであります。特に薬剤師の方や警察職員の方に専門的知識をわかりやすく伝える方法、あるいは資料を有効に活用する方法、そういったのを指導者講習会ということで充実を図ったところであります。

3点目が、保護者や地域、関係機関と連携強化ということで、学校での取組を伝え、周知を図ることで、家庭や地域において子どもたちの変調といいますか、そういったものに気づく、見守り、積極的な声かけ、そういったものをしていただきということで連携強化を図ってきたところでございます。

当然、本年度においても、そういった取組を継続、充実することで、児童生徒の健全育成を図っているところでございます。

【麻生委員】 大事な青春時代で、多感な子どもたちに対して、しっかりとアナウンスすることが大事かなと思っています。

今、私たちがつけている黄色の羽、保護司の関係の羽ですけれども、実は、つい1カ月ほど前、保護司の皆さんに集まってもらって、こういう薬害に対する取組の講演会をこの県庁で実施されておりました。これは、本当にみんなが一丸となって、だめなものはだめだということをはっきり訴えていく、子どもたちに話をしていく、そのことが大事な状況じゃないかと思えますので、この点についてはしっかりとお願いしたいと思います。

次に、実は、私が地元で一緒になって進めております「スマコマ」というんですが、工業高校とか、大学の皆さんと一緒に、電動バイクだとか、電動自動車をつくっていくということで、実は本会議でも取り上げて、皆さんからも賛同を得て、一緒になってやっていこうということが言われておりましたけれども、具体的な状況が見えないと。

昨日の中で、高校生の地元定着率も、大学生の定着率もなかなか伸びてない。地元の皆さんと企業と一緒に、一体となってやっていく、そういう仕組みづくりがあるのに、まだまだそういうことが認知されていない、また、情報の共有化がされていない、そういった状況があるんじゃないかと思っているんですけども、この前からどういう進展がなされたのか、どういう取組を今されようとしているのか、お尋ねしたいと思います。

【林田高校教育課長】 「スマコマながさき小型

モビリティコンテスト」と呼ばれるものについてのご質問でございます。

これはもともと平成26年に、信栄工業有限会社が、長崎県の高校生、大学生と中小企業の交流事業としてスタートしたものでございます。この会社が電動モーターを提供し、その電動モーターを使った小型モビリティ、いわゆるゴーカートのような小型車を各自につくらせて、それをあたご自動車学校という会場をお借りしてコンテストを行うというものでございます。

この事業については、3月議会でも、委員からご指摘をいただいたところなんですけれども、この活動そのものについては、先ほどご指摘がありました、地元企業を知るいい機会であり、なおかつ、高校生、大学生にとっても、先進の技能を民間会社や大学等から学び取る非常に大事な機会だというふうに我々も認識しているところです。

昨年からは、参加チームの中にトヨタ自動車九州といった、専門の企業も参加されております。そういった意味では、産学官の交流事業の一環としても重要性をますます帯びていると思っています。

今年が第5回目ということで、今、実行委員会が、4月から定期的に行われております。今度、7月12日で4回目の会議が開かれると聞いていますが、私ども高校教育課の指導主事も参加しておりますし、また、新産業創造課、若者定着課といった産業労働部も関係しております。

今後の動きについて、協議に積極的に参加して、企画をしっかりまとめていきたいと思っておりますし、後援名義の使用、ポスターの貼付、記者発表等への参加、そして、コンテスト当日への協力等、しっかりとこの活動については支えてまいりたいと思っております。

【麻生委員】民間会社で基金を募って、十八銀行さんとか、一部は最初からスタートを聞いておりましたけれども、支援してもらって、私は、いかにしたら子どもたちに長崎に残ってもらえるのか、そして連携して、一緒になって盛り上げていくのか。今、長崎自身も物づくりについては、主体でありました三菱重工を含めて、大変厳しい状況になってきています。県下で見ると、そういうことで、若干自動車産業から遅れているくらいがあると思います。

子どもたちが夢を持って、そういった中で、地元の中小企業でも入っていけるような、そういう取組を、私は、今の4回までは、高校3年生が就職が決まった後で取り組んでいるということは何回も申し上げました。だから、ぜひ2年生、1年生と一緒に、クラブ活動の中でも構わないんじゃないかと思っています。申し上げていましたように、1年、2年の中では、カリキュラムが多かったりとか、運動クラブに入ったりとか、なかなかそういった部分はないかもしれませんが、まずはアナウンスをしてもらって、そういうところに参加しようという子どもたちを育ててもらって、そして、一人でも長崎に就職をしてもらって、地元の工業系の物づくりに参加してもらって、そういったことをぜひお願いしたいと思います。

私は、委員会に参加するんじゃないくて、それをどう現場の皆さんと共有して、校長とか教頭の皆さんに展開していけるかどうかということについてのお尋ねをしたいと思うんですけど、その点について連携はとれているんでしょうか。その点を再度お尋ねします。

【林田高校教育課長】平成28年の第3回の参加者が、高校5校、大学3校の計55人、翌4回大会が、高校6校、大学3校、企業2社で計56人とい



うような状況で、実は最初の参加者が43人だったところからすると、右肩上がりに参加者は増えております。

3月の議会でも、委員からのご指摘を受けて、私どものほうでも、より積極的に1～2年生に参加を呼びかけていきたいと思っております。

そこで、工業高校が中心となりますので、工業高校の校長会並びに教頭会等と連携をして、参加者を1～2年生からも、特に専門の部活動等で、自動車関係で頑張っている子どもはたくさんおりますので、そういう子どもたちが参加できるように、今、積極的に進めているところでございます。

【近藤委員長】 ほかにございませんか。

【松本委員】 それでは、大村市内の高校の2校から現場の声を伺ったので、お尋ねをいたします。

一つは、城南高校といいまして、旧園芸高校というんですが、1年生が毎年実習農地で田植え・稲刈り等をしまして、農業を体験すると。最近の農業を取り巻く環境が厳しい中で、後継者不足も深刻であります。そういった中で、平成26年には、全国農業高校お米甲子園で金賞をとったという実績もあり、また、田植えしたものに対して、「田んぼアート」というのをつくって、地域の方々が見に来られたり、交流をつくっていただいております。

そういった状況の中で、平成27年、3年前に、ちょうど新幹線の車両基地の工事が始まったあたりから、これは因果関係は特定できないのですが、周辺の田んぼが水不足に陥りました。

実習農地にありまして、やはり貯水池がありまして、しっかりとした設備があったんですが、その貯水池の水がなくなるということが起きました。昨年、田んぼが6面あったんですけ

れども、水不足のために2面が植えることができないということで、4面を植えるということでありました。

水不足に対応して、先生方も、地域の農家の方にも相談して、水利組合とかにも掛け合っただんですが、その水利組合の方々も水が足りないという状況で、これをどう対応していくかという中で、昨年、こういう状況であれば、ボーリングをして、また水源を確保していかなければいけないのではないかという要請をしております。ただ、やはり予算がかかるために、昨年度はなかなか協議の土俵にも上げることができなかったという状況でございます。

ただ、そういった環境の中で、農業の実習はやっぱり続けていかなければなりませんし、かといって、地域の農家の方に迷惑をかけるわけにもいかないといった状況の中で、県教委の見解をお尋ねいたします。

【野口教育環境整備課長】 大村城南高校の、今ご指摘いただいたボーリングの話については、昨年度から、相談というものはきていたという状況でございます。

先ほど委員おっしゃったように、今、6面の田んぼがございまして、昨年度はそのうちの4面についての田植えがなされていたということは、そのとおりであります。

今現在の状況で申し上げますと、去年よりも今年は水が多くあるという状況にございまして、6面全部についても田植えができておりますし、昨年よりもため池の水は貯えられているという状況にございます。

そういった中で、昨年度からボーリングについてのお話がありましたが、一定田植えについてもできている状況、稲刈りもできたという状況がございまして、先ほど申し上げましたとお

り、今年度については、6面全部田植えができております。水も一定あるという状況でありますので、私どもとしては、その辺の水の状況というものをよく確認し、それから、学校の話というものを今後もよく聞いていきながら、見極めはしていきたいという考えでいるところであります。

【松本委員】私も、やはり現場を見てみないと状況がわからないということで、実際に田植えをしている授業のところを見させていただきました。県教委からも来られてですね。その時は、もう貯水池の水がほとんど空の、10%ほどしか入ってない状態で、厳しいとなったんですけれども、今おっしゃったとおり、大雨が降ったんですね、その後ですね。ですから、幸い植えることができました。つまり、天候頼みになっている状況であるということで、せっかく整備した貯水池に水が入らないという状況が今後も続けば、結局、投資した貯水池の効果というものが薄れてまいります。

一番の問題は、新幹線の工事、ほかの諫早の地域でも、トンネル工事の影響で水が減ったという懸案がありますが、周辺でも、この竹松地区にとって新幹線工事の影響、根拠がないんですけれども、その工事が始まってから、明らかに地下水が減っているという実例がございます。つまり、周辺の環境が以前より変わってしまって、貯水池の水が、明らかに以前より減っているというこの環境に対して、やはり適応していく、教育環境も整えていくことが、私は必要であると思っております。

農業の取り巻く環境は厳しい中で、やはり高校1年生がすべて、田植えや稲刈りの経験をします。そして、将来、就業につながっていくという機会を、実習農地がこれから維持できなくな

ると、奪うことにもなっていくしますので、そちらのほうは、再度検討をしていただいて、また現場の声を聞いていただいて、ご検討いただきたいと思っております。

ちなみに、費用が高いということで、去年は予算を減らすために、ボーリングの深さを半分に減らして、予算額を半分に減らしました。600万円を300万円に減らして、少しでも予算軽減に学校側も努力はしていらっしゃいますので、そういった気持ちも、また、同窓会や農家の方々も応援しておりますので、無駄にしないようにご検討いただきたいと思っております。

もう一つは、大村工業高校なんですけれども、こちらは就職率が100%で、1人に5社も内定がくるほどの、今、高い人気もあります。また、部活でもバレー部、ソフトボール部、アーチェリー部が全国でトップクラスの成績を出しておりますが、この高校が、倍率も高いんですけれども、実は「リケジョ（理系女）」というか、女子生徒が増えているという状況です。

調べてみたんですが、平成26年が23人、平成27年が28人、平成28年が39人、平成29年が54人、平成30年、今年が57人ということで、ここ数年で相当女子生徒が増えていると、女子生徒からも支持を受けているところなんですけど、やはり工業高校というのは、今まで男子生徒が多いという状況で、女子生徒に対しての対応が不十分なところがございます。

これはトイレの洋式化、一般質問でも話が出ておりましたが、限られた財源の中で、一部、男子トイレは洋式化がされております。一部ですけれども。しかし、女子トイレの洋式化は、少ないんですけれども、1カ所もされていない。しかも、校舎の中は全部和式で、今、工業高校の女子生徒の制服が、スカートではなくてキュ

ロットとかズボンを着用しているために、なかなか不便だという意見も出ております。

確かに、限られた予算ではありますけれども、やはり優先順位をつけて、できるところからやっていかなければいけません、すべてを洋式化するのには難しいと思いますが、これも状況の変化ですね。女子生徒が3倍以上に膨れ上がっている状況に対して、やはり環境の変化に適応して環境整備を整えていく必要があると思うんですが、こちらに対してのご見解をお尋ねいたします。

【野口教育環境整備課長】 県立学校のトイレの洋式化については、県教育委員会としても、今現在の状況で、30数%の整備率でありますので、年数はかかるかもわかりませんが、半数程度については洋式化をしていきたいという考えを持って整備をしているところでございます。

毎年度、3～4校、あるいは、多い時には5～6校やっておりますので、今ご指摘があった高校についても、現状をよく調べた上ではあります。整備については前向きな気持ちでおりますので、そのような考えを持って取り組んでいきたいということでもあります。

【松本委員】 昨日、予算の審議のところで、教育環境整備の校舎の改修等の予算ですね、2件、通常の高校と特別支援の高校で、学校で9,000万円の執行残がございました。もちろん、それは入札により安くなったということは喜ばしいことですけれども、そういったところに9,000万円の予算がありながらも、そういった農業を取り巻く環境の中や、また、女子生徒が増えていく環境で、やはり困っている現場がある声を、私たち議員は代弁者として伺うわけでございます。その要望が上がったことに対して、予算がないからというふうに一蹴されてしまうと、や

はりそれは民意や声というものがないがしろにしてしまうわけでございまして、そういった中で、限られた予算の中で優先順位、現場のニーズを捉えて取り組むことが必要だと思うのですが、教育長のご見解をお尋ねいたします。

【池松教育長】 ご指摘のとおり、限られた予算の中で優先順位を考えて、総合的に判断をさせていただきたいと考えております。

【松本委員】 ぜひ前向きに、そういったのも含めた上で取り組んでいただきたいと思います。

あと一つ、説明資料の追加の2です。県立図書館の整備について、今日も新聞に載っておりましたが、平成31年11月末の開館ということで、開館が遅れております。この遅れた理由は、前回もおっしゃったように、移転作業の引っ越し業者が手配できなかったという理由があるようですが、この記載には、12月から、現在の県立図書館を休館して作業に移るということですが、その移転作業はいつの時期からいつまで、計画的に今進んでいるのか、現状をお尋ねいたします。

【吉田生涯学習課新県立図書館整備室長】 委員ご指摘のとおり、3月の議会におきまして、11月末までに開館というのをお示しさせていただいたところでございます。

先ほど委員おっしゃられました、業者の手配が遅れたということではなくて、その時申し上げたのは、3月、4月の人事異動の繁忙期にはなかなか業者の方が対応できないという理由でございました。そういう時期も含めまして、11月の開館になるのではないかというふうに、我々は見込んだというところでございます。

今後、業者の手配に関しましては、今年中に業者の選定を行う予定でございまして、1月末の建物完成後、速やかに移転作業が始められる

ように、計画を進めているところでございます。

【松本委員】当初からの予定の中に、オープンが最初は決まっていた中で、繁忙期を避けたということはわかりますが、また、再びそういった手配が遅れるようなこととかなないように確認をしていただきたいということ。

もう一つ、愛称というのが決まりましたということで、公募で、「ミライon図書館」ということになったと、新聞報道にも出ております。その意味としては、「未来を創造する礎を築く図書館」という意味だということでございますが、この愛称というのは、やはりその図書館のイメージであったり、図書館の目的みたいなところも指していくとは思うんですけれども、「未来を創造する礎を築く」という意味において、今、県立図書館でこういったことをやろうという考えがあるのか、お尋ねをいたします。

【吉田生涯学習課新県立図書館整備室長】確かに、今回の「ミライon（ミライオン）」の選定理由といたしましては、新県立図書館の整備基本方針に、「未来を創造する礎を築く図書館」というのがございました。その目指す図書館像にふさわしいというところで選定されたところでございます。

今後は、106年にわたりまして県立長崎図書館が地道に蓄えてきました膨大な資料や伝統や文化を基本にいたしまして、県民の皆様の知的な生産活動への支援を充実させ、県民の暮らしや地域づくりに役に立つ未来志向の図書館を目指していきたいと考えております。

【松本委員】「未来を創造する礎を築く」というのであれば、言葉だけがひとり歩きしてもいかなものかなと思うんですね。だから、未来を築く図書館と言え、例えば子どもたちの読書に対して、図書館を利用することによって将

来の夢をつくろうとか、いろいろなことを考えるきっかけになる図書館であるとか、また、県立図書館として専門的な図書がありますから、一般の業界の方々がその専門図書を活用して、新しい産業を切り開くとか、そういった未来をつくるという意味では、その図書館の利用方法とか、事業の企画内容とか、そういうものがあっての愛称であり、また、目指す図書館像というのがあると思うんですね。

この文言からは、そういったところが全く読み取れなくて、文字だけが先行していると思います。もちろん考えていらっしゃるとは思うんですけれども、ここに、「広告媒体を通して周知を図る」ということで書いてありますので、やはり具体的にそういったのも含めた上で、大村市と一体型図書館ということで、県民の方々の期待も高まっておりますので、しっかりとした取組、また、計画を県民の方々に周知をしていただきたいと思いますが、その辺のお考えについては、いかがでしょうか。

【吉田生涯学習課新県立図書館整備室長】委員ご指摘のとおり、名前だけではなくて、今後は具体的な図書館サービスの内容もあわせて、県民・市民の皆様方にできる限り早めにお伝えしていきながら、皆様の期待に応えていきたいと考えております。

【近藤委員長】ほかにございませんか。

【深堀委員】「働き方改革」関係について、お尋ねしたいと思います。

本委員会でも、そして本会議の一般質問でも教職員の方々の超過勤務の話がかなり出ておりました。その中で、初歩的なことをまず確認したいんですが、本会議の教職員の方の勤務時間の把握のことに、関係して、「少なくとも平成33年度までに客観的な出退勤の時間が把握できるよ

うにしたい」という答弁があったというふうに思います。少なくとも平成33年までに客観的に把握をしたいということは、今は客観的な判断ができてないということなんですけれども、今の実態ですよね。現時点での実態はどういうふうになっているのか。全く何も管理されていないのか。当然、ばらつきはあると思うんですけども、まず、現状を教えてくださいというふうに思います。

【高鍋義務教育課人事管理監】教職員の勤務時間の把握についてですが、現在、教職員が自己申告として、朝何時に学校に登校しました、そして、何時に帰りましたというのを毎日記録して、それを月末に一覧表として管理職のほうに提出をし、それを校長が確認しております。当然、毎日、朝何時ごろ来ているか、夕方何時ごろ帰っているかというのは校長が確認をしているわけなんですけれども、実際の記録としては、今申しあげましたように、本人の自己申告で確認をしているところでございます。

【深堀委員】ということは、すべての学校においてそういうことをしているということですね。それがわかればいいです。

ちょっと思ったのは、本会議の中で、例えばパソコンの起動時間とか、あとはICカード等で云々という話があったと思うんですけども、自己申告ともあまり変わらないのかもしれないけれども、パソコンとかは、部活動に行く、指導される先生は、電源を落とせば、もうそこで帰ったように管理されれば、ちょっとおかしいので、そういった意味では、今やられているのでも問題ないのかなというふうには、ちょっと感じました。

そういったもので超過勤務の、例えば80時間とか100時間のデータが示されていますよね。

こういったところは、そういったものから積み上げられて出されたものなんですよね。了解です。

そして、これは先ほどいろいろ議論があった第三期の基本計画の中で、81ページに目指す成果指標があるんですが、No.の41番、「県立学校における超過勤務が月100時間を超える教職員の割合」という項目があります。なぜここが県立高校というふうに限定をしているのかなと。

この基本計画は、別に県立高校だけの話では、もちろんないわけであって、市町立の学校も当然網羅されている内容ですから、なぜここで、「県立学校における」というふうに特筆したのか、少し。というのが、80時間を超えるとか、100時間を超える割合でいけば、県立高校よりも市町の中学校の先生のほうが高い数字があるじゃないですか。そういったことを考えた時に、なぜ県立高校に限定したのか、その真意を教えてください。

【松崎総務課企画監】委員ご指摘の指標につきましては、「長崎県教育委員会特定事業主行動計画」というのを策定いたしまして、それに掲げております目標の数値をここに掲載しております。

数字については、さまざまございます。例えば、厚生労働省が示す、勤務時間・労働時間が80時間を超えた場合は、脳や心臓疾患のリスクが高まるとか、さまざまなそういうものがございます。ここでは、数値としては、そのような特定事業主行動計画のものを持ってきております。

なぜ県立学校の教員だけかということですが、昨年度から、県教育委員会と県内市町教育委員会による超勤改善対策、ここで80時間超過勤務教職員を、今後5年間でゼロにするという目標

で、今、働き方改革を推進しているところです。

振興計画については、県も市町も地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する計画を策定するというふうになっております。県と市町との協議の中で、いわゆる一定のコンセンサスを得た事項、そういうものについては県全体の処理、方向性、そういう必要とすることなど、それを実施する、そういうことは県の振興計画に記載することは可能だとは思いますが。

しかしながら、教職員の超過勤務については、先ほど時間がいろいろあるということでしたけれども、超過勤務が教職員に与える影響は一人一人異なるものでありますから、個々の状況に即した対応が一番だと思います。その充実を図っていくことが必要でありますので、まずは服務監督権者の責任のもと、実情に応じた、服務監督権者が主体的に取り組むことが求められるというふうに考えておりますので、まずは市町において対応していくものだと考えております。

【深堀委員】 今、説明を聞いたけど、あまり理解できなかったですね。

100時間という数字自体は、もう過労死レベルと言われるものですよ。そういったものをなくしたいというのは、これは一緒でしょう、別に。なんで、県全体を網羅する基本計画の中で、特筆して県立高校だけをこういう書き方をするのか、理解に苦しむんですよ。もう少し考えられないのか。

例えば、80時間にしてそれをゼロにするというのももちろんいいんだけど、先ほど80時間をゼロにするという目標があるというふうにおっしゃられたけど、もう少し、逆に80時間をゼロのほうがハードルが高いわけですけども、

そういったものを全市町立も含めてゼロにするという目標を掲げたら、どうですか。

【松崎総務課企画監】 まず、数字の件につきましては、先ほど言いましたように、80時間とか、100時間とかいろいろございます。一人一人、そんなやって状況が違うということもございます。その数字の整理については、もう一度検討してみたいと思っております。

あと、小・中学校をこの計画に入れるかどうかということについては、先ほど言いましたように、超勤対策等会議の中では、一定のコンセンサスは得ておりますが、やはり一義的には、市町がそこは取り組んでいくものというふうに考えております。

【本田教育次長】 今、企画監が答えた後で、私が答えますけれども、超勤対策会議等もございます。市町とのコンセンサスもとっておりますので、それを踏まえながら、また改めてこの表記については検討させていただきます。

【深堀委員】 ぜひ検討をお願いしたいというふうに思います。

それで、前会期の時の委員会でも、この働き方の部分でいろいろ質疑をさせてもらった時に、「プラス1」運動の話を見せてもらって、私は不勉強で申しわけなかったんですが、「プラス1」推進運動をその時理解していなくて、その後いろんな資料をいただいて、その活動の中身、そして成果等々を資料もいただいて読ませていただきました。その中で幾つか気になる点があったので、その中身についてお尋ねをしたいと思います。

「プラス1」運動というのは、各学校ごとに業務を改善する、業務を減らすためにいろんな活動をされている中身なんですけど、平成29年度状況の中で、校内における協議方法というの

を確認されているんですが、その中で、職員会議等で協議し決定したというのが、比率でいけば、小・中学校で62%、県立高校だけになるかどうかわかりませんが、県立が54%ということで、過半数以上が、職員会議でやっているんですよ。平成25年からこれはやられていますけれども、職員会議という、ものすごく多い人数の中で協議をするというのも必要な部分はもちろんあるんだけど、こういった業務の改善とかを行う時には、本当に小人数で、4～5人とかでチームをつくって協議をしたら、もっと自由な意見が出てくるというメリットもあるわけですね。

それを考えた時に、職員会議という全体会議が過半数を占めているというのが、私は、まず報告を見た時に気になったんですが、その点もう少し、私が申し上げたように、小規模のグループでもっと自由に、フランクに話せる場というのを、そういう部分ももうちょっとあっていいんじゃないかという考え方を持っていませんか。

【竹中福利厚生室長】 「プラス1」推進運動、委員ご指摘の、校内における協議方法については、ご意見のとおり、職員会議等で協議し決定したということになっております。

アンケートのとり方にもよるんですけど、実際、各学校の地域、規模等によって状況が異なるため、学校によっては小さな単位を積み上げて、職員会議で話をしている等、さまざまなパターンがあると思います。

委員ご指摘の小さなグループから積み上げてほしいという意見も、私ももっともだと思いますので、そこらあたり、平成29年度の実績について、間もなく、うちのほうから各学校に情報提供するようにしていますので、そういう小さな

グループから意見を取り寄せて、また大きな活動にしてくださいという意見も伝えていきたいと考えております。

【深堀委員】 ぜひ、それをお願いします。もちろん、強制するものではなくて、そういった小規模の取組もあったほうがいいんじゃないのということなので。

平成28年度実績についての報告書の中身で少し。これはもちろん、小・中学校の分と県立学校の分と2つ報告があるわけですが、  
「「プラス1」推進運動の取組によって、校務負担は軽減されたか」というアンケートで、「軽減された」、「どちらかといえば軽減された」というのが92.8%で、「どちらかといえば軽減されなかった」、「軽減されなかった」というのが6.2%、これは私はいい数字だなと思ったんです。「軽減された」、「どちらかといえば軽減された」が100%だったら、うさんくさいなと思うんですよ。「どちらかといえば軽減されなかった」というマイナス的な回答が、少数であるけれども一定あったというのは、ちゃんとやられているんだろうと、改善の余地も、今からもっと改善していけるんだろうと、余地があるなというふうにちょっと思ったものから。

ただ、そうは言いながら、今度は同じような、類似の質問なんですけれども、「プラス1」推進運動について、「校務負担となったか」、「校務負担とならなかったか」という質問の中で、「どちらかといえば校務負担となった」、「校務負担となった」というのが5.2%あったんです。これは小・中学校の話です。

だから、ここは、せっかくだいい取組をしていく中で、それが負担感を感じるというのは、ここは、もう少し何かしらのアプローチが必要で

はないのかなというふう感じたんですけども、その点いかがですか。

【竹中福利厚生室長】 委員ご指摘のとおり、業務改善というのが目的ですので、かえってそれが逆に負担になるということになると、本末転倒になりますので、そういう点は、今後工夫をしていきたいと思っています。

特に「プラス1」で、今いいなと思っているのが、やはり学校は毎年人が入れ替わり、管理職も入れ替わり、職員も入れ替わりますので、それぞれ毎年課題が変わっていくのかなと。そういう中で、先ほどの小集団での意見の反映とかもありましたけれど、そういう中で、さまざまな課題についての意見に取り組めることができるのかなと。

あと、「プラス1」の中で、ご質問とちよつとずれるかもしれませんが、県教委への要望というのも項目としてとるようにしております。そういう中で一番多いのが、調査報告の削減とか、人員の増とか、研修会や会議数の削減というのが上位にきております。

平成29年度においてそのご意見をいただきましたので、関係課で協議いたしまして、調査報告の削減の取組を具体的に進めたり、研修会や会議数の削減については、教育センターを中心に研修会の見直しなどもして、そういうような取組をしておりますので、特に学校にとって校務負担にならないように、そこは考えていきたいと思えます。

【深堀委員】 ありがとうございます。聞こうかなと思ったことを言われたから、また困ったんですけど、県教委に対する要望がいろいろきていますよね。その中で、やっぱり気になったのは、今、室長が言われたこともかぶるんですが、これは県立高校の分なんですけど、やっぱり「年

度当初の調査や報告事項があまりにも多く、長時間勤務につながっているように思う」という意見が出ていますよね。今までもいろんな報告というのは減らすように改善してきているという答えをもらっていますよ。これは平成28年度の答えなんだけれども、それでもこういう意見が出てくるといことは、皆さんの認識と現場とは、少し乖離があるんじゃないのかなと。皆さんは、頑張って減らしてきたとか、精査してきたと言うけど、現場の先生は、あまりそう感じてない部分があるんじゃないですか。そこが非常に気になったところです。

あと、小・中学校も高校も出てきたんですけど、「目標管理シート」の様式云々ということも両方出ていますよね。この点、やはり改善してやるべきことではないんですか。その点、目標管理制度についてのこういう負担感が、実際に小・中学校のほうも、県立の学校も意見として出てきていますから、そのあたりどうですか。

【木村義務教育課長】 目標管理シートにつきましては、人事評価制度の一つの柱でございますので、この内容については、今後も継続して進めていきたいと考えております。ただし、内容の記述の仕方等については簡素化を進めていきます。

もう一つは、校務を整理する上で、学校の中には、目標管理シートと重なるような文書、例えば「学級経営案」とか、「学年経営案」とか、いろんなものがありますので、それを目標管理シート一つで賄えるようにすることによって、幾つかのことにきちんと対応できる。このように文書量を減らすとか、内容の記述を簡素化するとかというような取組を具体的に今、市町と学校とで進めております。



【林田高校教育課長】目標管理シートに関しては、私どもはやはり職員と、実際、学校経営とともにやっていくという姿勢の中で、非常に重要な書類だというふうに思っています。これがないと、当初、校長として、この先生方がどういうふうにそれぞれ学校の経営について考えてらっしゃるのか、あるいは、自らのアイデアを学校経営の中でどう生かそうとされているのか、そういうのをなかなかつかめないということがあります。

したがって、内容に関しては、できるだけ簡素化を図っていきたいと思っておりますけれども、盛り込まれる内容については、精度の高いものを先生方から提供していただいて、それをもとに当初面談、中間面談、そして最終面談という形で、先生方のやる気をどんどん起こしながら、ともに学校経営を進めていきたいという視点で、やはり欠くことのできないものだというふうに考えているところです。

【深堀委員】間違えないでくださいね。私は、目標管理制度自体が悪いなんて全然思っておりません。非常に必要なことだというふうに認識をしています。

ただし、目標管理制度自体が、これは対象は、すべての先生なんですか。すべての先生なんでしょう。そこがどうなのかなというふうにはちょっと思う。

目標管理自体は、人事評価と言われたけれども、人事評価プラス人材育成の部分が大きなウェイトを占めているわけですよ。そう考えた時に、本当に現場の先生方に求める目標管理、結局、業務計画と一緒になんですよね。目標管理制度といいながら、業務計画ですから。そこが、今、義務教育課長がおっしゃられたように、重複する部分が絶対あるはずなんですよね。業務

計画は絶対つくるわけだから。そこ目標管理、だから、その重複をなくすということは非常に有益だと思うし、ただ、どこまで、一管理職じゃない先生に目標管理の精度を求めるかというのは、よくよく考えないと、やっぱり負担感に感じるところは、私は出てくると思うので、これだけ意見が出てきているということ踏まえて、もう少し人材育成、そして人事評価の精度を上げるという観点からも、制度は必要なんだけれども、どうすれば、もう少しこういうふうに負担感を感じなくてできるような運用というか、そういったところを考えていかないとかんと思うので、そこは要望なんですけれども、ぜひお願いしたいと思います。

また、二巡目でやります。

【近藤委員長】ほかにありませんか。

【浅田副委員長】いろいろ質問はあるんですが、まず、児童虐待のことについて、お伺いできればと思います。

ここ最近、非常に深刻な問題が立て続いている中で、先生方の負担も多いかと思うのですが、やっぱり子どもに一番先に、真っ先に通じるところということの流れの中で、今、現場の中で、生徒さんの危険性を感じた案件に関しては児相に言ったり、それが高低差があるというふうなお話も一定伺っているんですけれども、虐待かもしれないという中身の中で、どういうところで高低差をつけて児相に相談したり、警察に相談したりしているのか。それとも、学校内の中だけで終わらせるような案件などもあるのかどうか、まず、その現状をお聞かせください。

【本村高校教育課児童生徒支援室長】昨日の答弁の中にもあったんですけれども、児童虐待防止法というのがございまして、学校関係者は児童虐待の早期発見に努めなければならないとい

うことと、それからもう一つは、児童虐待があった場合、あるいは受けたと思われる場合、児相への通告義務があるというふうになっております。ですから、そこを把握した時点で、学校は児相に、関係機関へつなぐということを実施しているところではあります。

【浅田副委員長】それは、例えばあざがあったとかという場合に、先生たちの中で、これはもう虐待だろうと判断したものに関してということですね。すみません、確認です。

【本村高校教育課児童生徒支援室長】児童生徒の虐待について確認というか、教職員は、まず担任、それから養護教諭等々がおりますので、それで子どもたちの体の変化、それから心の変化等を読み取って、体の変化であれば、もう見た目でわかる時がありますので、そこで学校の中で協議するということができますし、面談等を踏まえて、その中で発見されるという場合もあるかと思っております。

【浅田副委員長】やっぱり非常に難しい部分でもあろうと思うんです。いきなり疑いの目を、やっぱり保護者の方に向けづらいというのが、一定理解できるんですけども、過去の事件の中に、学校の中で、これは疑いはあるけれども、まずは見守っていきなさいという事例があつて、見守ったから、その後、やっぱりそれが虐待死に結びついた。すみません、今、事件名が出てこないんですけども、そういったような案件もありました。

そういう中においては、すごく先生たちの視点というものの難しさ、大変さというのがあると思うんですし、養護教諭の方だけではなくて、じゃ、学校医の先生、歯科医の先生、いろんな方たちとの連携が当然含まれると思いますし、地域の声、塾だつたりというところをどの程度、

佐世保の事件以来、しっかり長崎はやっているというのは伺ってはいるんですけども、それでもやっぱり見逃さないようにというところの、例えばこの間の目黒の事件の後に、それぞれの市町の学校とかにどの程度通達をしたとかというのがあれば、お聞かせください。

【本村高校教育課児童生徒支援室長】本年3月に、東京の目黒区で起こりました虐待による事案等がいろんなところで報道等なされておまして、皆さん、心を痛めてらっしゃるというふうに思います。

学校といたしましては、関係の教員が早期発見等に努めているところであります。そして、繰り返しになりますけれども、虐待を受けた、もしくは虐待と思われる場合につきましては、やはり関係者が寄って協議をして、関係機関に、児童相談所等につなぐということをしていただいております。

このことにつきましては、校長会、教頭会、生徒指導主事会等でも毎年取り上げております。関係機関との連携マニュアルを作成しており、それに基づいた説明を毎年行っているところであります。

今後とも関係機関との連携を図るための取り組みを引き続き行ってまいります。

【浅田副委員長】ぜひとも関係機関、学校の中ではいろいろ、十分協議をなさっているところもあると思うんですけども、子どもに接するような関係団体とか、そういうところに、いま一度しっかりと行っていただきたい。過去に、相談があつた案件なんですけれども、子どもに学校で虐待じゃないかと聞いても、父親とか母親じゃなくて、よく問題になっている事案の中に、例えば保護者の交際相手とかが含まれている場合があると、子どもがなかなかそれを発信

できなかつたり、よく理解できてなくて、言えないままというのが、やっぱり事案としても多々見受けられます。そういったところまで、どこまで目をつなげていくかというのが非常に大事なのではないかと思っておりますので、本当に細かくやっていただければと思います。

そして、虐待を受けた子どもには、権利ノート的なもので、「あなたたちは虐待を受けたけど、こういうことが」というような、そういうものを配布してたりするようなどころもあるというふうに聞いておりますが、そうじゃなくて、SOSを出せない子どもに、SOSを出しやすく、しやすくしてあげる。電話とかの相談とかもあります。そこまでまだいけないような子どもたちには、具体的にはどのようにしているというのはあるのでしょうか。

【本村高校教育課児童生徒支援室長】SOSをなかなか発信しにくい子どもたちへの対応ということでございますけれども、やはり私たちは生徒の様子等をよく観察する。そして、声かけをしながら変化をつかみ取るということを日常行っております。また、悩みの調査や面談も行っております。

ですから、子どもたちができるだけ相談しやすい環境を今後も整備していき、SOSをなかなか発信できない子どもたちの変化を捉えていきたいと思っております。

【浅田副委員長】それだと、先生たちの負荷はどんどん増えそうな気がするんですが、権利ノートとは言わないですけど、SOSが出しやすい資料を配布してみるとか、いろんなやり方があるかと思っております。そういう、もう少し一歩踏み込んだ形の対応というのも、やっぱり事前にやっていかないと、事件が起きてからでは、疑いが起きてからでは遅いということになりま

すので、そこはさまざまな関連機関との共有もしながらやっていただきたいと、繰り返しになりますが、これは要望にかえて、別の質問へと移らせていただきます。

別途の質問なんです。プログラミング教育について、これは2020年から必須化になっております。そのプログラミング教育において、長崎県の教育委員会の中においては、人材を含めて、どのような体制づくりでやろうとなさっているか、まず教えてください。

【木村義務教育課長】ご指摘のとおり、平成32年度からプログラミング教育が全面実施されます。

具体的な内容であります。小学校においては、パソコンを用いたプログラミング体験を通して、物事を論理的に考えるプログラミング的思考を育成する内容となっております。ただし、学習指導要領の中では、例えばどの学年でとか、どの教科でというような指定はされておられません。

そこで、本年度、国が「小学校プログラミング教育の手引」というのをつくりました。本年度、私どもとしては、実施2年前でありますので、ICT推進拠点校である長与中学校と宮小学校です。その実践内容にプログラミング教育を入れて、11月ごろをめどに具体的な授業を見ていただこうと考えております。加えて、教職員一人ひとりによりわかっているように、本県独自に「プログラミング教育スタートブック」を作成しようと思っております。そして、本年度中に配布し、次年度は、各学校の先生方を対象に、プログラミング教育の地区別研修会等を実施して、その理念を深く進めていく中で平成32年度を迎えたいと考えております。

人材につきまして、または機材につきまして

は、現段階で言えば、各学校にある機材で、また教材を活用することで、また教員が行うことで、進めることができると判断します。

ただ、必要に応じて、研修会等につきましては、専門的な知識をいただきながら進めていきたいと思っています。

【浅田副委員長】 まず、拠点校とかを中心に行われるということなのですが、必須科目になるわけですね。どこかを、今みたいにICTのように、拠点校というわけではなくて、小学校の学年は決まらないにしても、必須科目になる場合には、それぞれの学校において、それなりに詳しい方々を配置しなければいけない。そうなった時に、果たして本当に人材は足りるのだろうか。外部講師とかも、当然頼っていかなければならない。そういったことは、決まってからというよりも、既に調査を進めていかなければいけないものと考えているんですが、どうでしょうか。

【木村義務教育課長】 まず、各学校で中核となる教職員を育てるために、今年、研究授業もしますし、スタートブックもつくりましますし、来年度、その中核となる先生方を全員集めて研修会をしようと思っています。加えて、その研修会において、今委員がおっしゃったとおり、専門家を呼んで、必要な部分は指導をしていきたいと考えております。現時点では、平成32年度はこれでスタートができるという判断のもとに進めております。

ここ2年間は研究や研修会の中で、課題は新たに生まれてくる可能性もありますので、それにつきましては適切に対応して、平成32年4月、すべての学校で展開できるように配慮していきたいと思っています。

【浅田副委員長】 やはりかなり大変だと思うん

ですよね。いざ私たちが、プログラミング教育を子どもたちにと言われて、今、長崎の中でも塾とかができてきて、子どもたちのほうが、どんどんそういうところに通っている。いとも簡単にできる世代と、そうではない世代の中で、先生たちに、またさらなる負荷もかけながら、地元の中でどの程度までできるかというのをやっていく必要性というのは、当然先を見越して、国もこういう施策をやっていますよね。

6月に、エドテックの提言などもありました。また、こういう提言が、文部科学省ではなくて、経済産業省から提言がなされた。こういったエドテックとかに関しても、先を見据えたやり方をしていかなければならないと思いますが、まだ提言されたばかりではあります。こういったエドテックに対する提言に向けて、長崎の教育行政の中ではどのように捉えているのかというのを1点、お聞かせいただけますか。

【木村義務教育課長】 プログラミング教育は平成32年度から始まりますので、さまざまな関係機関が興味を持って、さまざまな情報を提供してくださっています。その一つひとつを私どももちょうだいしているところであります。それを整理するのは県教委の役目です。文部科学省からも出ていますので、そこを整理しつつスタートブックをつくり、それを学校現場できちんと円滑に取り組めるようにするのが県教委の仕事でございますので、そこはらせていただきたいと思っています。

【浅田副委員長】 すみません。ちょっと質問が違います。

提言されたばかりのエドテックに関してはどのような見解であられるかというところもお聞かせください。

【木村義務教育課長】 私、まだ目を通しただけ

ですので、確実には把握していませんが、今お話があったとおり、プログラミング教育に対する期待とか、今後の方向性というのがさまざまなか所から出ています。その一つひとつに、私は勉強不足で所見を持ち合わせませんが、そういうところをきちんと勉強していきながらやっていかなければならないと思います。

【浅田副委員長】わかりました。まだ提言されたばかりということで、これから長崎県も、教育行政だけではなく、既にさまざまな関係機関とも組んでいかなければいけないというものはあるかと思えます。

それと同時に、今度、もう一つ気になるところが依存症。今、子どもたちの中でもスマホとか、ゲームの依存症の問題とか、こうやってプログラミング教育をしなければいけない、すごくICTを活用できるような子どもを育てなければいけないという一方で、この心配があります。

この子どもたちのゲーム世代の依存症が、やっぱり先々、大人になっても同じように依存をしてしまうような流れがある。これに対しても対応しなければいけないという両輪、すごく大変な時期だと思うんですが、長崎においての子どもたちのゲーム世代に対する、今回もLINEと提携をしてのモラルというのがありましたけれども、それが、果たしていつできて、いつからそういう活用をするのかというのをお聞かせください。

【本村高校教育課児童生徒支援室長】委員お尋ねの情報モラル教育教材開発についてなんですけれども、現在、LINE社と提携をいたしまして、来年の1月ぐらいの完成をめどに進めておるところであります。

この教材につきましては、現在の情報化社会

の進展やSNSの普及等により、児童生徒を取り巻くコミュニケーションの環境がとて大きく変化をしているところであり、児童生徒の発達段階や校種等に応じた新しい情報モラル教材を開発するというものであります。来年1月に完成を目指しており、来年度から使用開始ということで行いたいと思っております。

【浅田副委員長】来年の1月ということではありましたが、県の中でも、こういうマニュアル本をつくっての対策を既にやりながら、本当に難しいところだと思うんですね。どっちもやらなければいけない、プログラミング教育もどんどんスタートさせなければいけない。それをやりながら、そこで新たな人材育成もしなければいけない。だけど、依存をさせないようにしなければいけないという、すごく相反したところの難しさはあろうかと思いますが、これが先々の大人の世界にも通じていくこととなりますので、来年度1月とはいいながらも、PTAの方と組んで、いろんなことを協議はなさっているかと思いますが、そこも踏まえながら、しっかりとやっていただければと思います。

【近藤委員長】午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時30分から再開いたします。

-----  
— 午前 11時56分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 1時30分 再開 —  
-----

【近藤委員長】委員会を再開します。

質問等ございませんか。

【山田(朋)委員】先ほどの児童虐待の件にかかわって、私も質問したいと思っております。

児童虐待のほうで、学校の義務のもとに、虐待と思われる場合等通報されております。私が持っている資料では、平成28年度で、学校などという件数で58件というふうになっておりま

す。これは、多分、幼稚園とか保育園も入っていると思うので、学校で何件、平成28年度に児相のほうに通報したか、教えていただきたいと思えます。

【本村高校教育課児童生徒支援室長】委員お尋ねの件でございますけれども、児童相談所からの報告によりますと、平成27年度が58件、平成28年度が54件ということで、虐待の件数の報告がなされているところであります。

【山田(朋)委員】学校から児相に、虐待の疑い等で連絡をしたのが、平成27年が58件、平成28年が54件ということであります。学校というと、どれくらいでしょうか、児童生徒数で言うと、相当数いるのかなと思えますが、私が専門家の本を読むと、学校からの通報が、ちょっと少ないんじゃないかというようなことの指摘もあるようです。ただ、全国平均と比べて著しく低いとも言いがたいかなと思うんですけれども、先ほどの質疑の中で、私が聞きそびれているのかもしれないませんが、虐待を疑う時の基準ですね、学校で基準、児相ならばチェックシートみたいなものをつくっているんですけれども、そういったものがきちんとできているのかどうか、そのあたりを伺いたいと思えます。

【本村高校教育課児童生徒支援室長】虐待のみを取り上げて大きなマニュアルというのはつくってないんですけれども、学校と関係機関の連携マニュアル等の中に、児童の虐待について発見した場合の手順について、記載がございます。

私たちは、虐待は身体的な虐待、それから心理的な虐待、ネグレクト、そして性的虐待等々あるんですけれども、そういう虐待については、あくまでも子どもの立場に立って、親のしつけとか、そういう意図とは無関係に、子どもの側にとって有害な行為であるということであれば、

もう虐待であるというふうな認識をしておるところであります。もし発見された場合は、あるいは疑わしき場合は、もう関係機関につないでいくこととしております。

【山田(朋)委員】虐待も含んだところのマニュアルを関係機関で共有しているということでもあります。決して一人の先生で、もちろん判断はされずに、担任、養護教諭、そして学校の校長先生とかをはじめいろんな方で、全員で確認をして、グレーな部分も含めて可能性があるのであれば、ぜひ声を上げていただきたいと思っております。

虐待の件で、差別的なことになってはいけないんですけれども、不登校児、専門書を読みますと、過去に寝屋川市不登校児長期監禁凍死事件というのが起きておりました。学校に通っていない子どもたちというのも、若干ですけれども、過去の事例では、一部虐待の疑いというものもあるかもしれないというふうに言われております。

そこで、今回の振興計画、19ページを見ますと、いじめ・不登校児の対応として、未然防止とか早期発見で、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用とあります。ただ、今、長崎県で相当数の不登校児がいると思えますが、現在、不登校の生徒に対して定期的な家庭訪問等行っていると思えますけれども、本人と面談ができているのかどうか、そのあたりもちょっと教えていただきたいと思えます。

【本村高校教育課児童生徒支援室長】不登校につきましても、何らかの心理的、身体的、あるいは社会的要因によって、児童生徒が登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあるというふうに文部科学省から示されております。

現在、不登校の生徒への対応なんですけれども

も、ケースもいろいろ絡み合っていることもあります。きっかけとしましては、家庭にかかる状況があったり、あるいは学業不振であったり、友人関係をめぐる場合等々、いろいろ要因として考えられるんじゃないかと思います。

学校としましては、そういう要因をしっかりと把握して、そして、情報を共有して、そして、その子にできる最善の支援策を考えていく。場合によっては、その子が学校に来やすいように、柔軟な対応をとっていくというのが、まず一つだと思います。

もう一つは、家庭への支援です。保護者と子どもさんの関係がもううまくいってなかったら、そこをうまく学校側が入ってつないでいくとか、あるいは保護者の方が相談しやすいような体制をとっていくことが必要であります。

3つ目に、関係機関との連携、先ほど委員もおっしゃられたように、その生徒を取り巻くいろんな環境的な要因、あるいは個人の要因等もあると思いますので、外部関係機関等と連携を図りながら、不登校の児童生徒たちへの対応を進めていきたいと思えます。

【山田(朋)委員】 不登校児は小学校、中学校が大半を占めているのかなと思っております。直接的に県教委が関わっているわけではないと思いますが、今回の振興計画を見ると、未然防止と早期発見だけ書いてあるんですけれども、現在、不登校児が1,400人ぐらいですかね、どれくらいでしたか、ちょっと数を、相当数いらっしやったかなと思うんですけれども、そういう方々、現在の不登校に対する対応というものがここには記載されていないんじゃないかと思いましたので、不登校児の数を教えてください。

【本村高校教育課児童生徒支援室長】 不登校の児童生徒数につきましては、第三期長崎県教育

振興基本計画の76ページのところの記載にありますように、平成28年度についての調査では、1,680名ということになっております。

【山田(朋)委員】 1,680名、県内に不登校児がいらっしやるといことであります。この振興計画のほう、私のほうが見漏らしているのかもしれないけれども、現在の、まさに学校に行けていない子どもたちへの対応というのもしっかり記載をいただかないといけないなと思っております。

そこと、先ほどの虐待の件ですけれども、一概には、さまざまな理由のもとで学校に通えなくなっている子たちがいて、その対応というものは、家庭に入ったり、子どもたちが話しやすい環境をつくったり、ご努力いただいていると思いますが、ネグレクトで子どもを学校に出さない親も、残念ながらあります。そういった、ちょっとリスクを抱えているような家の情報というのは、当然、学校もつかんでらっしやって、関係機関も一緒に訪問されたりしていると思うんですけれども、過去の不登校児のこのような虐待死の事例もありますので、私はもう一度、この不登校の家庭に対して、なかなか生徒自体と会えてない、生徒や児童に直接会えてない案件とか、そういうのがないのかどうかを確認いただきたいと思っておりますが、ご見解をお聞かせください。

【本村高校教育課児童生徒支援室長】 今、委員がご心配のことは、私も同じように心配しております。不登校の生徒とはいえ、いろんな要因があつて、虐待等もあっているかもしれません。

そういう場合、関係機関としっかりと連携して、その子の置かれている環境がどういうものであるかを把握し、スクールソーシャルワーカーに

入っていただいて、その環境を改善し、課題解決を図り、不登校の生徒へのきめ細かい対応をしていきたいと思っています。

【山田(朋)委員】先生方が相当に多忙であられることもよく存じ上げております。以前、こういった不登校児の対応とかで、教科を持たない先生、担当を持たない先生が、そういったお宅を訪問するような制度を大阪府とか、箕面市かな、やっているところがあります。そういったことの導入も含めて、じゃ、1,680名の家庭訪問を一斉にしてくれと言っても、なかなか現場はできないと思いますが、先ほど言ったようなことも、もしかしたら懸念されるかもしれないので、私は、直接会えてない子どもに関しては、一度調査をしていただいて、何らかアクションを起こしていただきたいと思っています。それはお願いしたいと思いますが、そのことに関する見解を求めます。

【本村高校教育課児童生徒支援室長】不登校の生徒は、30日以上欠席している生徒について、調査を実施しております。多くの学校では、担任が家庭に連絡をしたり、あるいは家庭訪問したり、週に一回は定期的に行うとか、2週間に一回はお互いに会うようにすると。ただ、行ってもなかなか会えない生徒たちもいるかもしれません。そういうことで、学校と家庭というのは密に連携をとって、その子の配慮とか支援をずっとしているところです。

ただ、中には、そういうふうになくなっていくというか、わからない生徒というのが、もしかしたらいるかもしれないんですけども、そのような場合は、大きな事案ですので、こちらのほうに、多分報告が上がってきているんじゃないかと思っています。また、管理職の研修会等においても、不登校児へのきめ細やかな対応に

ついて伝えていきたいと思っています。

【山田(朋)委員】ぜひ一度、21市町の不登校児の実態調査といいいますか、不登校の児童生徒は、会いたくないという気持ちも当然あると思うんです。先生方に会いたくないという気持ちも当然あると思うので、それだけで、イコール危険度が高いなんていう見方も乱暴だとは思いますが、ずっと会えてないとか、電話でも話ができてないとか、安否が確認とれないような児童生徒がいないかどうかの調査をいただきたいと思いますが、どなたか回答できますか。お願いします。

【本田教育次長】今の、30日以上という定義以外の子どもたちの調査ということになるかと思っております。検討して、進めていきたいと考えております。

【本村高校教育課児童生徒支援室長】先ほどの不明の生徒についてなんですけれども、私もよく認識ができていなかったんですが、国の問題行動調査の中で、不明者に対する調査で把握するというのがございまして、本県はゼロでございました。

【山田(朋)委員】不明者はゼロということでありました。安心するところではありますが、なかなか目に見えないもの、リスクというものを抱えているおうちもあるかもしれないし、先生方がご協力いただいて、家庭訪問と定期訪問をやっていると思いますが、ぜひこの不登校、1,680名に対しても、さらにしっかりとアプローチをかけていただきということをお願いしておきたいと思っています。

次に、振興計画の72ページですけれども、健康教育の推進の中で、昨日も話題となりました喫煙の件ですけれども、この中で、私が見漏れているかもしれませんが、喫煙防止教育という



ところが抜けているかなと思っております。

今まさに、子どもたちに対する健康被害が大きいのではないかという社会的な問題も出てきております。子どもたち自らに、たばこを吸うと体によくないんだよということを教育していったり、受動喫煙というものがどういったものかとか、学ぶ機会等が大事と思いますが、どのように考えていらっしゃるのか。記載漏れであれば、私は、ぜひ入れていただきたいと思いますが、ご見解をお聞かせください。

【山本体育保健課長】あるか、ないかと申し上げれば、入っております。それは、小学校の高学年の段階から、喫煙や飲酒の被害、健康への被害というのを教えるようになっておりまして、それは薬物乱用防止教育の一環として、たばこや飲酒については、ゲートウェイドラッグということで、そういった捉え方をして、ちゃんと教育はするようにしておりますし、そのつもりで入れているという、私どもの認識は持っております。

【山田(朋)委員】学校で教育いただいていることは存じ上げているんですけども、ここの健康教育の中にその項がないのかなと思っております。私は、これだけ子どもたちに対する健康被害の問題が大きくなっている折でありますので、1項目入れてもいいのかなと思いますけど、考え方を伺いたいと思います。

【山本体育保健課長】「薬物乱用防止教育」という文言を入れております。ただ、「喫煙」ということが足りないというのであれば、検討させていただきたいと思っております。

【山田(朋)委員】薬物の中の1種類ということの捉え方かもしれませんけれども、ぜひ文言を入れていただきたいということをご要望しておきたいと思います。

次に、昨日質疑をさせていただきましたLGBTの件ですけれども、引き続きさせていただきたいと思っております。

昨日申し上げたように、LGBT当事者の3分の1は自傷行為、自らを傷つけたことがあるというふうなアンケート結果も出ております。こういったことから、私は、子どもたちの安全が確保されていないのではないかと心配をしているところであります。

昨日の答弁では、子どもたちに対する調査は行わないということでありました。権利とか、人権の問題等々あることもよく理解しておりますが、ただ一方で、三重県が、高校2年生1万人に対して実施をしております。全くもって実施をしないという決めつけではなく、先々においてはとか、少しいろいろな取り扱い、要は、三重県もそうですけれども、調査したところが、その調査結果をどう生かして、どう活用するかというの、私はポイントかと思っておりますので。私は、ぜひ調査をしてほしいと思っておりますが、最大限の配慮も必要だし、非常に難しいと思っておりますが、何らかの方法で、まず、三重県が調査した後にはどのような効果が出ているとか、どのようにそれを生かしてきたかとかというのを少し検証いただいてからでいいかなと思っておりますが、ぜひお願いをしたいと思います。

今の答弁だと、実施はしないということですが、私が昨日申し上げたように、県立高校に通います私の息子、高校3年生、「LGBTって何？」と言われたぐらいで、なかなか子どもたちに対して浸透はしていないと思いますので、図書室とか、学級文庫があるかどうかわかりませんが、LGBT関係の本を充実させたりとか、あと、クラスでそういったこと

を取り上げて、みんなで話をしてみたりとか、そういう機会をつくってほしいと思いますけど、今、どういうふうになっているのか、お聞かせください。

【本村高校教育課児童生徒支援室長】現在、LGBTにつきましても、まず、教職員に対して人権教育を進めるために第50集の中に、「性的マイノリティについて」という説明の項目が、約4ページほどありまして、その中に詳しく記載をされております。そこで、教職員への周知ということを行っております。

また、教職員に対しては、いろんな研修会等も通じまして、LGBTへの理解を深めて、そして、当該の児童生徒や保護者に対してきめ細かい対応をして、職員の資質の向上を図っているところでございます。

今年の5月に、春季の教頭会が行われまして、そこでも少しLGBTの話題を上げて、講義等が行われたところでございます。

一方、生徒に対してなんですけれども、教科書を見てみまして、いろんな教科に記載があるのかなと思って見たんですけれども、あまりございませんでした。ただ、家庭基礎という教科がございます。これは高校1年生で学ぶ必須の教科ですので、すべての高校生が、これは授業で習っているんですけれども、その中に性的マイノリティとか多様な人権、多様な人のあり方というものについての記載がございましたので、その中で触れていくことになると思います。

また、来月、家庭科の研修会等も行われますので、その中で、今、委員がおっしゃられているようなご意見があったということを研修会等でも伝えていきたいと思っております。

【山田(朋)委員】ぜひお願いをしたいと思いません。

私が、今回一般質問をするに当たって、平成30年5月の調査結果をいただいております。その中で、LGBTの問題について講演を依頼できる機関を探せないという学校現場の声があったようです。それで、NPOとかいろんな団体がいらっしゃるので、恐らくそういうところに頼めば、講演は可能だと思いますので、やはり当事者とか支援者の方のお話を聞くのが一番効果的だと思いますので、そういった子どもたちや保護者とかが、あと、もちろん教職員もそうですけれども、聞ける機会をつくってもらいたいと思っております。

今、教職員に対しては、このLGBTに関しては、スクールソーシャルワーカーなどによる研修のみと聞いています。こちらも、先ほど申し上げたように、関係者、支援者の方からの直接的な研修が必要と思っております。あわせて、ご見解をいただきたいと思っております。

【本村高校教育課児童生徒支援室長】先ほども少し述べさせていただいたんですけれども、各種のいろんな研修会を通じて、この話題というのは、教職員に周知を図っていかなければならないと思っております。

先ほども申しましたように、春の教頭会では、すべての県立学校の教頭には、このことについては話をしております。

【近藤委員長】ほかに質問はございませんか。

【堀江委員】私も、第三期長崎県教育振興基本計画の素案について、大きく2点質問したいと思っております。

まず、先ほど午前中に論議になった81ページの「県立学校における超過勤務が月100時間を超える教職員の割合」という成果指標、これは、深堀委員のやりとりの中で、最終的には次長のほうから、「指標については検討する」という

答弁がありましたので、その答弁を了といたしますけれども、私もこれは、ぜひ見直してほしいと思っております。

一つは、月100時間という問題ですよ。これは、私が言うまでもなく、過労死ラインの水準ということで、それにすべきではないと思いますし、現場の先生方からは、「残業上限は、少なくとも厚生労働省が示したガイドラインの水準である月45時間未満、年360時間未満まで引き下げるべきです。この問題を、教職員の命と健康を守る課題であると同時に、子どもたちと向き合う時間の確保とあわせて、教育の質を確保し、向上させる課題として捉えてほしい」と、こうした要望も国には求められているということを考えれば、長崎県の先生方の置かれる状況を考えた時に、中山委員のほうからも、子どもと向き合う時間をどう確保するかという観点で見るべきだという意見が出されましたけれども、私もそういうふうに思います。

それから、答弁の中で、県立学校にどうして限定するのかというのも、私もこれは非常に納得できないというふうに思っています。答弁としては、服務監督者として、この計画に入れるかどうかという、小・中学校に対する対応についての趣旨の答弁があったんですけど、やっぱり納得できませんよね。ほかの指標は、学力テストの指標は、小学校、中学校に全国平均の正解率以上と、そういうのを求めているのに、この問題だけ県立学校になんで限定するのかというふうに思っておりましたことを言おうと思っておりましたら、もう質疑はできないので、同じ意見であるということで、ぜひ指標は見直してほしいということをもっと申し上げたいと思います。

その上で、77ページ、スクールカウンセラー

の配置校ですね。スクールカウンセラーは平成7年から導入された制度なんですけれども、まず、平成29年が270校ということなんですけど、これは配置の学校の数ですよ。これは配置校率ということにすると、何%になりますか。

【本村高校教育課児童生徒支援室長】 今、平成30年度で配置率をお答えしてよろしいでしょうか。（「平成29年度」と呼ぶ者あり）平成29年度ですか、ちょっと時間をいただいてもよろしいですか。

【近藤委員長】 暫時休憩します。

-----  
— 午後 1時54分 休憩 —

-----  
— 午後 1時54分 再開 —  
-----

【近藤委員長】 委員会を再開します。

【本村高校教育課児童生徒支援室長】 平成29年度で46.6%でございます。

【堀江委員】 確認で、すみませんね。許していただきたいと思うんですけど、その上で、平成30年度の配置校率は幾らですか。

【本村高校教育課児童生徒支援室長】 平成30年度は、280校配置しておりまして、配置率は49.1%でございます。

【堀江委員】 第二期の長崎県教育振興基本計画が、平成30年度の目標で、これは33%でした。だから、そういう意味では、平成29年度で46%、平成30年度で49.1%ということで、第二期の計画は達成していますよということだと認識しています。

今までスクールカウンセラーの配置につきましては、いわゆる率で出していたでしょう。つまり、配置率で出していたのが、今回、これは3回目の教育振興基本計画なんですけど、これがなんで配置校の数になったのか。どういう意味があるんですか。今まで配置率で出していなが

ら、なんでこの第三期は配置校になったのか、どういう意味があるんですか。

【松崎総務課企画監】今回は、ご指摘のとおり、校で出しております。それは、学校数のほうがわかりやすいと我々は判断いたしましたので、今回、学校数で出しております。

【堀江委員】なんで配置率はわかりにくいんですか。今までそれでやってきたじゃないですか。その意味はわかりません。

じゃ、第二期はなぜ配置率にしたんですか。わかりにくい成果指標でしたんですか。今の理由は納得できません。もう少しわかるように言ってください。

【松崎総務課企画監】率か、校で出すかというのは、我々のほうでも議論はいたしました。結果、先ほど言いましたように、校のほうがわかりやすいのかなという結論が出まして、こういう整理でさせていただいております。

その校か率かというところは、今のご意見もございましたので、また検討してみたいと思っております。

【堀江委員】県民に対して、校のほうがわかりやすいと言うわけでしょう。わかりやすい理由は何かということは今聞いているんですよ。だって、ほかの数字は大体、率で出すじゃないですか。子どもがどう思ったかという、何%の割合か、そういうふうみんな率で、基本、大きく出しているでしょう。校で出しても、全体で幾らの学校があるのか、その中で300校といっても、じゃ、どれぐらいの学校なのか。全体から見ると、スクールカウンセラーが配置された率はどれぐらいか、そっこのほうがわかりやすいんじゃないですか。

だから、少なくともどういう論議をして校になったのかと、その議論をしたんだったら、

議論のそのことをもう少しわかるように説明していただけますか。わかるようになったという結論だけじゃわからないので、どうしてそうだったかと聞いているんですから。

【松崎総務課企画監】ご指摘のとおりだと思います。言われるとおり、一般の方は、学校が全部でどれだけあるというのは、確かに、なかなかわかりにくいかと思います。

ご指摘のとおりですので、そこは、また検討し直したいと思います。

【堀江委員】ご指摘のとおりじゃなくて、なんで今まで率で出していたのが校にしたかという理由があるんでしょう。その理由は、わかりやすい指標だからということでは、じゃ、どういう論議の上でわかりやすいと思ったんですかと聞いているのに、そこはないんですか。しつこく聞いて悪いんだけど、これはすごく大事なことだと私は思うんですよ。これだけいろんな意味で子どもたちをこまめにとか、きめ細やかに見守ろうとしている時に、スクールカウンセラーが設置される状況というのはすごく大事なことだと思うんですね。

だから、そういう意味では、どれぐらい設置をされているか、置かれているかというのは、どういうふうに見るかというのは、すごく大事だと思うので、それがなんで今まで、10年間は率でしたのに校になったのか、もう少しわかりやすく言ってくださいよ。

私が言ったことで、すぐ引きますと、そういう提案をしているの。違うんでしょう。

【松崎総務課企画監】繰り返しますけれども、我々は議論の段階で、ご指摘のとおり、従来は率で出してきました。今回、学校数のほうがわかりやすいとか、確かに、先ほど言いましたように、学校数は一般の方では、どれ

だけ分母が母体であるのか、それはご指摘のとおり、おわかりになられないのかなという結論は、今、私言っていますけれども、その議論の時点では、率か校か、校のほうが率よりもわかりやすいのかなという結論をいたした次第です。

【本村高校教育課児童生徒支援室長】校数とパーセントのことなんですけれども、恐らく校数を目指しましたのは、配置を希望する学校が、平成29年度300校ありましたので、そこに近づけるようにということで、校数の目標を300校という目標に定めさせていただいたんだというふうに思っております。

【堀江委員】平成29年度で、300校からスクールカウンセラーを設置してくださいと言われたんですよね。それなのに、じゃ、逆に平成35年、今から5年後も300校を目標にするんですか。それこそ、よけい後退しているじゃないですか。違いますか。

【本村高校教育課児童生徒支援室長】校数の増加で申しますと、平成29年度から平成30年度にかけてまして、10校増加をいたしております。

国の予算、それから県の予算等の状況の中で、少しずつ伸ばしていった時に、やっぱり300校ぐらいまで達成、平成29年度の配置希望数等々を目標に配置を進めたいということで載せさせていただいております。

【堀江委員】今年の3月の勉強会の時に、長崎県に学校は幾つあるんですかということ、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、合わせて591校ありますと。これはいろんな意味で、もう少し細かい数字は動くかと思うんですが、じゃ、これは591校ということが、いわゆる一番大きな数字ということになるんですか。

【本村高校教育課児童生徒支援室長】そこが、一番大きな数字だと思います。

【堀江委員】今までは、第二期の時は、少なくとも3割の学校に配置をするようにしようという目標を立てたじゃないですか。今度は、591校のうち300校ということになれば、半分ですよね、半分。だから、全体の中の半分まで目標にしよう、そういう数字ということになるわけですけど、私としては、そこら辺はもっと広げてほしい。要するに、求められる現場の数はもっと多いじゃないですか。要するに、逆に言えば、平成29年度で、少なくとも300校から設置してほしいという要望があっているわけでしょう。今の時点でも、半分のところは求めているじゃないですか。それなのに、5年後も半分と置くのはどうかと私は思っているから、この質問をしているのであって、そこはやはり300校だけでは、私はわかりにくいと思うし、率のほうがもっと見やすいんじゃないかという意見があるんですけど、企画監は見直しますという話でしたけど、児童生徒支援室長はどういう見解ですか。

【近藤委員長】 暫時休憩します。

-----  
— 午後 2時 4分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 2時 4分 再開 —  
-----

【近藤委員長】 委員会を再開します。

【本村高校教育課児童生徒支援室長】配置につきましては300校で、恐らく今の学校数ですと、半分を超えていると思っております。

それで、配置につきましては、まず、高等学校の配置の割合は、県全体の配置校数の約10%という定めもありまして、一定、今、平成28年度で23校配置をしておるんですけれども、その10%、いっぱいいっぱいのところでございます。

配置につきましては、配置校数を、小学校、中学校等につきましてずっと増やしてきている

ところでございます。これからまた、財政等の状況を見まして、配置校数については、少しずつではあるんですけども増やして、生徒たちの教育相談体制の充実に努めていきたいと思っております。

【堀江委員】 こだわって申しわけないんですが、そうしますと、私の考えは、591校あるんですけど、もちろん中には求めない、いろんな事情のところもあるかもしれません。特に通信制とか、定時制とか、重なるところもあつたりしますからね。あるいは、小中一貫とかというのもあるので、正確に591が100とは思っていないんですけども、少なくとも、高等学校にしても10%という足かせがあるにしても、スクールカウンセラーをつけてほしいという学校は、やっぱり多いと思うんですね。

そういう意味からすると、これが20%から30%、30%から50%と増やしていくべきだというふうに思っているのですが、こういう質問をしているんですけど、それとも違うんですか。591校のうち、極端な話、90%でも、これは達成というふうな考えなんですか。

【本村高校教育課児童生徒支援室長】 配置につきましては、一応300校という数字、もしくは、先ほど松崎総務課企画監が申したように、パーセントという両方、これからまた、検討していきたいと思えます。

スクールカウンセラーの事業につきましては、配置という事業もあります。そこで280校、今、配置をさせていただいているんですけども、未配置校につきましては、派遣という制度もございまして、その派遣制度を使いながら、配置していない学校への支援というの、現実、行っているところでございます。

ですから、280とか300という校数につつま

ては、配置を学校にしている校数の割合であります。それ以外の学校につきましては、繰り返しになりますけれども、派遣という制度をとってカウンセラーの未配置校への対応をしているところでございます。

【堀江委員】 じゃ、スクールカウンセラーを配置している数、これまでは、いわゆる配置率、その学校に置いているというか、配置している数だけを換算して、派遣をしているというところは換算してないですよという話ですよ。

そうしたら、仕組みとして、配置だけではなく、当然派遣もありますから、それを含めると、要するに私としては、配置も含めて、派遣も含めて、すべての学校に網羅してほしいという思いがあつて、設置してほしいというふうに言っているんですけど、そういう時になったら、数値はどうなるんですか。

【近藤委員長】 暫時休憩します。

-----  
— 午後 2時 9分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 2時11分 再開 —  
-----

【近藤委員長】 委員会を再開します。

【本村高校教育課児童生徒支援室長】 国の財源等もありまして、全校への配置というのはなかなか厳しいところでございます。ですから、配置できる校数につきましては、希望、あるいは、各校の実情に応じて配置を少しずつ進めているところでございます。

先ほどの派遣についてなんですけれども、派遣は、希望があつたところへは100%、学校への配置が行われております。当然、500後半の学校数のすべての学校がカウンセラーを派遣してほしいという要請をしているものではございませんので、派遣を希望した学校については、すべて派遣で対応をさせていただいております。

【堀江委員】 すみませんね。長く質問として申しわけないんですけど、要は、私としてはスクールカウンセラーを増やしてほしいと、しかも配置は増やしてほしいという思いがあって、もちろん配置の数を、要するに国の財政等の兼ね合いで、そういう意味では、高校だって10%という限定があるので、そういうことで考えると、率よりも校のほうがわかりやすいからということだと思うのですが、逆に言えば、高校だって、本当は10%ではなくて、もっと希望するところはあるんだけど、それに応えていない、応えきれていないという現状があるというふうに思うんですね。

いずれにしても、今回は配置校ということでの指標が変わるということですから、それがわかるような形で県民にも説明していただきたいということを強く思いました。

ほかの質問は、次に回します。

【中島(浩)委員】 スクールカウンセラーの件です。引き続きお願いしたいと思います。

先ほど答弁で、派遣の希望のないところもあるということだったんですけども、配置に関しては、恐らく希望がないから配置しないというのは、ちょっと私はおかしいなと思いました。希望がなくても、必ずどこでも置くべきだと思うんですけど、その辺の見解はどうですか。

【本村高校教育課児童生徒支援室長】 すべての学校にカウンセラーが配置できれば、本当にそれが一番いいことだなと思います。

まず、配置をする際には、各学校、あるいは市町からの希望調査を実施し、学校の不登校の数とかいじめの件数等、学校、地域の状況を勘案しながら、配置を行っております。

配置したスクールカウンセラーの勤務日数が、週3回とか、週2回など、いろいろいらっしゃる

まして、その時間をうまく当てて、1校だけではなく、複数の学校にも配置をしている場合があります。

配置校数につきましては、今後も予算の状況も見ながら、増やしていきたいと思っております。

【中島(浩)委員】 例えば校長の采配で、うちはまだ大丈夫だよということもあるかもしれませんが、第三者の目から見たら、逆に、そっちのところは必要じゃないかということもあるかと思っておりますので、その辺はしっかりチェックしていただいて、必要なところには配置するという方向で出していただきしたいと思います。

あと、スクールカウンセラーの処遇についてなんですけれども、本人さんたちが行ける、できれば自宅から近くを希望されているとか、いろいろ意向調査をされた上で配属先、派遣先を決められると思うんですけども、本土から離島に派遣される場合もあるんですかね。

【本村高校教育課児童生徒支援室長】 本土から離島部の学校に行っていただくということもございます。

【中島(浩)委員】 その際、離島ですから、結構旅費がかさむと思うんですね。今、配置要項を見ましたら、教職員の報酬、費用弁償、通勤費は、非常勤教職員も一緒になるということなんですけれども、あるカウンセラーの方が、離島に何回か行って、交通費が10万円を超えたと言われましたかね、非常に期間が長すぎると。大体1回の勤務をどの程度で締められて、どのタイミングで交通費の弁償をされるのか、お願いいたします。

【本村高校教育課児童生徒支援室長】 今年から少しシステムが変わっておりまして、4月に交通費等の支給が若干遅れたというところはあり

ましたけれども、今は順調にしているのではないかと思います。

【中島(浩)委員】 例えば1カ月勤務されて、1カ月後に払うとか、どういう形なんですか。

【近藤委員長】 暫時休憩します。

-----  
— 午後 2時17分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 2時18分 再開 —  
-----

【近藤委員長】 委員会を再開します。

【本村高校教育課児童生徒支援室長】 4月当初はどうしても、システムが変わったところもありまして、支給のほうが遅れていたところもあるんですけども、今は、行っていただいたら、その後すぐに支給ということになっております。

【中島(浩)委員】 戻ってきました、県庁にくださいと言いました、そうしたら、払いますという感じですか。

普通でしたら、締めて1カ月後に口座に支払うとか、支払いの仕方があるかと思うんですけども、それが、ちょっと期間が長かったので、立て替えるのが厳しいという相談なんですよ。

【本村高校教育課児童生徒支援室長】 現在は、行った後に、カウンセラーの方から報告書を上げていただいております。その報告書を受け付けた後に支給の手続きをとっております。

【中島(浩)委員】 もう改善されたということでも理解してよろしいわけですね。（「はい」と呼ぶ者あり）わかりました。

これは要望なんですけれども、支払いの報酬が5,000円と3,000円だったですかね。離島に行く場合は、若干手当ができないのかという話と、あと、臨床心理士会の所属の方と、一般の心理士の方では報酬が違うということで伺っているんですけど、そこはどうなんでしょうか。

【本村高校教育課児童生徒支援室長】 今、委員

がおっしゃられたように、スクールカウンセラーの方でも臨床心理士、それから大学教授、精神科医などの児童生徒の臨床心理に関する高度な知識や経験を有する方は1時間5,000円ということになっております。

また、大学院修士課程を修了した者で臨床心理業務、あるいは児童生徒を対象とした相談業務について1年以上の経験を有する者、つまり、スクールカウンセラーに準じられる方につきましては、1時間3,000円ということで行っております。

【中島(浩)委員】 この設置要項に書いてあるのと一緒にですね。10項の報酬についてということで、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの報酬は県が負担し、1時間当たり5,000円とする。準ずる者の報酬は県が負担し、1時間当たり3,000円とする。この内容が、先ほど答弁された内容ですね。わかりました。

もう一点、よろしいですかね。グローバル教育の件なんですけれども、これは委員会の説明資料の中で、新たに今年から「英語で発信できるグローバルパイオニア育成事業」を展開ということでございます。組織的に指導改善を図るという取組を支援していくと。生徒の学力向上と進路の実現に努めてまいりますとうたっているんですけども、今回の第三期長崎県教育振興基本計画におきまして、生徒におきましては指標が出ております。これは129ページ、下の欄の(3)ですけれども、中学校卒業時に英検3級程度以上の英語力を持つ生徒の割合、これが基準年度の平成29年度で38.8%、今度、平成35年度には60%に増やしたいと。高校卒業時に英検準2級程度以上の英会話力を持つ生徒の割合は、平成28年度79.1%を90%以上を維持したいということで、指標が出ております。



教える側はどうかというと、指標がないみたいなんですね。生徒においては、この委員会の説明のとおり、例えばTOEICとか、こういった試験の体制もしっかり大学入試に見合うような形でされておりますし、受ける側の生徒に関しては実力を上げていこうということで計画をなさっているんですけど、肝心の教える側の資質向上を今後どのように図っていくのか。

今の基本計画の52ページ、これは教える側、中学校で言えば、英検準1級以上を取得した英語教員の割合、これが平成28年度においては29.3%、授業において、発話の半分以上を英語で行う教員の割合が66.6%、高校の場合は、英語教員の割合が66.3%、教員の割合が59.8%ということで、現状はうたってあるんですけども、こっちのほうもちゃんと数字的なものを今後踏まえていって割合を増やしていかないと、肝心の子どもたちのほうは、しっかりこういう目標を立てて、受ける側のほうは上げていきたい。それを教える側の先生が数値目標もないのかなというのが疑問なんですけれども、「政策等決定過程の透明性等の確保」の29ページに載っていますとおり、第5回の長崎県教育振興懇話会のほうでも、数値目標について、外国語教育の推進については、教える側の指標を設定すべきではないかという意見も出ているようなんですけれども、その辺に関しましてどうお考えか、お尋ねします。

【木村義務教育課長】児童生徒の英語力を高めるためには、教員の英語の指導力の向上が欠かせません。

そこでありますが、今委員からご指摘があったように、TOEIC等の外部試験を受ける機会を設けるなどして、目標といたしまして、中学校英語教員の場合は、その50%が平成35年

度までに英検準1級程度を取得することを目標として掲げております。

ただ、外部試験の資格を持つというのは、英語教育の資質の一つではありますが、英語教育の指導力というのはさまざまなものが、ほかにも必要であると考えています。ただし、学力、指導力を高めるために、当然のことながら、外部試験等の機会を与え、その力をつけていくというのは、英語指導力の向上の一つになりますので、目標は置いていますが、振興基本計画としては、その行き先として、先ほどお話があったとおり、子どもの成果で目標を掲げておきたいという認識を持っているところであります。

【林田高校教育課長】あわせて高校ですが、準1級以上の平成29年度の調査の結果は、この52ページに挙がっている平成28年度よりもさらに伸びておりまして、68.5%でございます。

国のほうの求めている水準は、75%というような水準を示しておられます。そこに向けて、我々も多くの英語教員の英語力の向上に向けて取り組んでいるところです。

特に、平成28年度から文部科学省委託の外部専門機関と連携した英語指導力向上事業を実施し、受講者には、外部試験受験の機会を設定しております。この外部試験の受験の機会というのは、平成24年度から、無料でTOEIC等の試験を受けられるような仕組みになっております。

ただ、多忙化の議論もありますけれども、職員の中には、自分の英語力といいたまうか、英語の指導力も含めて、非常に高い水準であるにもかかわらず、こういった検定試験を受けない先生というのもしらっしゃいます。そこをあえて勧めて、率を上げていこうという方向ではありますけれども、そういう事情もある

ということはお含み置きいただきたいというふうに考えているところです。

【中島(浩)委員】 義務教育課長にお尋ねしますが、表に出さないということなんですけれども、私は、この50%というのは最低、皆さん取っていただきたいという思いもあるんですけれども、そういう資格を持っていて、なおかつ、教え方とかいろいろあるんでしょうけれども、最低でも準1級以上は持っておいたほうがいいと私は思うんです。ほかの、教員じゃなくても、いろんな技術者とかいらっしゃるんですけれども、まず求められるのは資格なんですよ。あなたは資格をこれだけ持っていますよねと、これが条件で、今から指導力とか、部下に対する指導力とか、社会通念上でいろいろな経験をもとにレベルが上がっていくというのはわかるんですけれども、どうなんですか、その辺の見解。

【木村義務教育課長】 英語の教員は、英語の教員免許をしっかりと持っています。これが大前提です。その上で、今求められているのは、例えば「話す」、「聞く」、「読む」、「書く」など、さまざまなコミュニケーション能力、また、中学校の授業においても、授業の多くを英語で発問したりしましょうということで進められています。

外部試験というのは資質向上するための一つの目安になりますので、大いに取り入れていこうと思います。

国も中学校英語教員の準1級程度の取得率50%を目指しておりますので、本県も積極的に50%を目指す、ここは間違いなく目指していきたい。ただ、それだけをもって、英語の教員としてよしとするかというのは、全く別物です。英語の教員は、英語の免許を持っているという

のは、そこにさまざまな指導方法等も持っているからであります。おっしゃったとおり、その上で、外部試験等のキャリアを積ませることで、コミュニケーション能力や英会話力等を高めるというのは大いに、そうしたいと思っておりますので、そこは進めていきたいと思っています。

【中島(浩)委員】 私は、表に出してもいいかなという思いがありまして、何度も言うんですけど、目標設定がある。それを見て、私たちも、それが100%だと思いません、決して。出してもいいのかなと。

今まで教員資格を持っている方が普通に教えていて、語学力が全然向上しないというのは、やっぱり手を加えなきゃいけないのかなという思いがあるんです。我々も学校で6年間、最低高校まで行けば習うわけなんですけれども、教員の先生方から習いましたけれども、一向にしゃべられないというのが現実ですから、社会的に出ていって、海外に行ったり勉強したりとか、いろんな側からの教育環境をつくってきて、今から子どもたちの語学力を高めようという狙いであれば、一定数字目標を上げていただいたほうがいいのかなと思いますので、今後検討していただければと思います。

【木村義務教育課長】 この英語の教員の準1級程度の取得率というのは、毎年公表もしておりますし、50%が目標であることも明確に公表しております。

今回の教育振興基本計画の目標値というのは、あくまでも学校教育でありますので、その先にある子ども、例えば中学校でいえば、生徒が英検3級程度を持つということを大前提として目標とし、そして、教員の英語の成果は、毎年、毎年報告していくというように、今の段階ではしているところでありますので、私の説明が不

足しておりましたけれども、公表してないということではありません。振興基本計画の目標としては、子どもの姿で掲げているということでもあります。

【中島(浩)委員】 この数字にこだわってしましまして、英語で発信できるグローバルパイオニア育成事業ということ、具体的には、ほかにはどういった取組をなされるのでしょうか。

【木村義務教育課長】 今、一番進めているのは、一つ、二つ例を挙げれば、小・中学校で言えば、大学等専門機関と連携して、教職員の指導力向上を図るための、例えば研修のあり方とか、授業改善のあり方というのを進めているところなんです。新たな教育振興基本計画、これを小・中にとどまらず、小・中・高を含めた取組をしていこうと考えているところであります。

また、今進めている、例えば英語の暗唱大会とか、さまざまなスペリングコンテストなど、子どもたちが授業外でも自らの力を磨いていけるような取組をさらに推進していきたいというふうに考えているところであります。

【麻生委員】 私は、別の角度から、校長の存在というところから捉えていきたいと思えます。

今、道徳の中で、103ページの人材育成の考え方、「見える化」ということであるんですけど、実は、中学校の関係で、県教委は人事権がありますので、校長の任命権をされているんですけども、実は、校長の赤誠によって、落ち着いた学校ができるか、荒れて子どもたちが学校の中でそわそわするという状況があったものですから、そういった人事の関係で、一遍に変わるんだなということを改めて実感した次第なんです。長崎県内でそういった問題校になるような学校というのは、今あるのでしょうか。

ほかの県に比べて、長崎は大体おとなしいし、

中学校自体も義務教育の中でも、そんなに厳しい学校はないと思うんですけども、今、県下で掌握されているところの状況は、どうなんでしょうか。

【高鍋義務教育課人事管理監】 今お尋ねの件は、校長に課題があつてということによろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

服務監督権は市町にありますので、その辺については市町の教育委員会が把握をして、当然、報告もいただきます。

ただ、極端に校長として資質が劣って、そのために学校がうまく運営できていないという報告は、受けておりません。

【麻生委員】 実は3年前、いろいろあつて、新築の学校だったんだけど、校内暴力といいますが、子どもたちが荒れて、一部子どもたちが外に行つて喫煙もするとか、そういう状況があつた中で、校長がかかわって、がらつと変わって落ち着いて、地域一体になってできたという事例があつたものですから、ある意味では、校長のマネジメントによって、学校自体が一体になってやれるという状況を目の当たりにしたものですから、ある意味では、校長のマネジメント力、そして、やっぱり全体をどうやって持つていくかという力を養っていただきたいと思つているんですけども、そういうスキルの取組はやっているのでしょうか。

【高鍋義務教育課人事管理監】 今お話がありました校長のマネジメント力、これは、今大きな課題になっておりまして、以前からそういう視点はあつたんですが、さらに、学校と地域が一緒になって進めていかないといけないということで、きちんと校長に指導していかなければいけないという認識を持っております。

そのことにつきましては、新任校長研修会で

ありますとか、市町教育委員会の担当者が集まる場で、これからは校長のマネジメント力によって学校が変わりますよと、おっしゃるとおり、校長がかわったために学校がよくもなる、悪くもなるという実例が確かにありますので、そのことをきちんと踏まえて、校長プラス管理職、それから教職員一体となった、「チーム学校」としての舵取り役といえますか、管理者としての校長の資質向上については、さまざまな研修を打っていきたいと考えております。

【長谷川教育センター所長】ご指摘の校長の資質向上のために、2つ申し上げます。

1点は、一般の教諭と同じように、校長が身につけるべき資質を指標として昨年度決めました。主に素養のところとか、学校マネジメント、そういうふうに大別いたしまして、それぞれにおいてどういう資質を身につけるべきかというのを具体的に定めて、これからの研修のよりどころにしたいと考えております。

そして、この指標を受けて、現在も校長、教頭を対象にして、マネジメントとか危機管理を中心とした研修に重点を移しております。

従来は、例えば学習指導要領であるとか、いじめの問題であるとか、個別の課題を取り上げていましたが、現在は、どちらかという和学校経営、人材育成、マネジメントを中心に研修を行っているところです。

【麻生委員】先ほど申し上げましたように、校長のマネジメントといえますか、今、体罰ができないんですね。子どもたちがちょっとふざけとったら、「なんばしよっとか」とたたくのは昔ありました。私も工業高校で、教頭がいつも竹刀を持ってきて、たたくわけですよ。数学の先生でしたけど、今で考えたら、本当に考えられないような状況ですよ。ちょっと悪かったら、

すぐ頭をたたきよったんですよ。そういうのができない時代になりましたからね。

ある意味ではチーム力、マネジメント力があって、目の当たりに、校長の力によって生徒たちが変わって、落ち着いてできるようになった。本当に新築の学校が穴だらけになったり、窓ガラスが割れて、大概取り換えたと聞いています。そういった中での展開があるので、ぜひ展開を図ってほしい。

一つの例を申し上げますと、城山小学校の校長先生でしたけれども、実は、城山小学校が被爆遺構の指定になりました。それまではなかなか地元と密着することができなかった城山小学校が、実は、被爆遺構の形になって、地域一体となって子どもたちとの連携が進められました。なおかつ、学校が痛んでいたものが、本当にきれいになって、地域の人たちに入り込んでやってもらっています。今、「こども食堂」もやり出して、取り組んでいるんですね。

だから、校長の取り組み次第によっては、各学校の特色だとか、目的だとか、そういうのでできるとお思いますので、ぜひここに書いてあります、人材育成の考え方、見える化、そして、どういうものを目指すのかということは、今日おられる皆さん、県教委のトップの皆さんに考えていってもらうことが、まさに長崎の教育界を本当に盛り上げていくと思っておりますので、ぜひお願いしたいということでございます。

その中で、校長が決定してよかったというこの話を。この間、地元を回っていたんですよ。そうしたら、学校シューズのことで話がありました。この前、私どもは訪問対話運動でアンケートをとらせていただいたところの小さなお店の方が、要は、学校指定の履き物をしてもらっているんですよ。こういうことで、実は助かつ

ていますと。小さなお店で、地域の中で言えば、商店街の一つのお店でしょうけれども、そこが学校指定のシューズの取り扱いになっていました。

これは、校長先生が地域と共存するというところで、地域と一体化するんだということで取り組まれておりましたので、どういう権限のもとにされているのか、どういうルールがあるのか。また、学校シューズというのは年々変わるでしょうし、状況が違ふと思いますけれども、こういう決定権はどこにあって、誰が決めているのでしょうか。市全体で決めているのでしょうか。それとも、校長としての取り扱いがあるのでしょうか、教えてください。

【木村義務教育課長】市町立学校でございますが、市町立学校における生徒用品の選定・購入は、各学校の校長の責任のもとに行われるものと認識しています。

その際、各学校では、例えば用品の安全性や耐久性、価格等について、十分校内で協議をします。あわせて、選定や変更にあたっては、その理由等が、保護者からの理解を得られるように配慮することが重要になると思います。

多分、先ほどの件は、県内の中学校において、生徒用上履きを、クッション性や耐久性の観点から変更した事例だと思いますが、その際に、それまでの生徒用のシューズを取り扱ってきた地元の業者にもきちんと変更の状況を説明し、地元の業者も、引き続き新しいシューズ、上履きを取り扱えるようになったということなんでしょうと思います。

つまり、保護者にも説明していますし、そして、地域にも理解を求めて変更したということだと思います。

【麻生委員】保護者といいますか、子どもたち

に不利益を与えるとか、負担が重くなったということについては、これは言語道断だと思いますけれども、私はそういうある一定の値段的なものとか、品質のものが一定あれば、そういう地元の小さい商店街も活用していただいて、地元とともに共存共栄できるような仕組みづくりでお願いができるのかなと。大店舗のチェーン店あたりが扱っているのが結構あるんでしょうけれども、地元の皆さんと商店街の皆さんが、本当に助かっていますと、元気が出ますという話を聞いたものですから、ぜひこういった取組が、すべてに通用するとは思っていませんけれども、ただ、もとがよくて、本当に皆さんが安心して購入できると。そして、子どもたちの上履きと体育館シューズと兼用できるとかという話も聞いておりましたけれども、そういうのがもしあれば、展開できればなと思っておりますので、ぜひご検討をいただくことができればと思っております。

メーカーの方たちではありませんけれども、地元と共存共栄していくということについての思いを校長会でも共有できてもらえればと思っておりますので、その点をちょっとお願いしたいと思っております。

【近藤委員長】 暫時休憩します。

-----  
— 午後 2時43分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 2時43分 再開 —  
-----

【近藤委員長】 委員会を再開します。

しばらく休憩し、3時から再開します。

【近藤委員長】 休憩します。

-----  
— 午後 2時44分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 2時58分 再開 —  
-----

【近藤委員長】 委員会を再開します。

ほかに質問ございませんか。

【深堀委員】先ほどの続きになるんですけれども、「プラス1」運動の分でいろいろ意見を申し上げたんですけれども、その中で一つだけ確認しておきたいのは、この「プラス1」運動自体は、学校現場での業務改善ということで、平成25年度からスタートしているわけですが、県教委の中でのそういう活動、学校現場の業務改善とかを本庁のほうでの協議というのでも、もちろん経験された先生方はたくさんいらっしゃるわけであって、そういういろんな文書、通達を出す側としても、例えば部門横断、課を超えて、そういった業務改善をテーマにいろいろ活動しているという実績はあるんですか。

【竹中福利厚生室長】「プラス1」運動については、福利厚生室、県教育委員会としても、学校だけに改善を求めるのではなく、県教育委員会、市町教育委員会が連携して取組をする必要があると思います。

これまで県の教育委員会で総合的に課を超えて連携した取組として、具体的には、例えば学校閉庁は、各課を超えて、平成28年度から取組をしており、県内すべての公立学校において、夏季休業中の期間に一斉に実施をしているところでございます。

公立学校一斉で実施している都道府県は、最近、全国にも調査をしたんですけれども、全国的にも、あと数県ぐらいしかないのかと思っております。

先ほど出ました調査物等の見直しも、義務教育課、高校教育課を中心に、連携して見直しをしておりますし、研修体系につきましても、教育センターを中心に、抜本的に平成29年で見直して、初任研から15年経過研までの経年研修を7割から8割に整理をしたところでございます。

あと、特にこれは小・中学校ですけれど、超勤対策会議を市町教委と県教委が一体となって取組をしておりますし、県立学校も、校長会と県教委と連携した対策会議を平成29年度、そして、今年度も実施する予定でございます。

あと、これはまた別の取組なんですけれども、学校の先生の負担の中に、教員免許更新が負担になっているというのが結構、文部科学省の調査でも出てきております。ほとんどの県においては、免許更新の受講者が、大学が所在する地区に出かけて受講する方法となっておりますが、本県においては、大学と県教育委員会が連携し、離島も含めた県内7地区で、講師の方が出張講習等を実施することにより、会場も、県立学校を借りて、県立学校の職員の方にご協力いただきまして、受講者の負担軽減などを図っているところでございます。

【深堀委員】実績としてはある程度あるということですが、引き続き学校現場で「プラス1」運動をやるわけですから、本庁のほうも課をまたいで、いろいろな学校現場の改善に向けた、小集団でやるようなことを継続的にやっていくべきだというふうに思いますので、その点は要望として申し上げておきたいと思います。

次に、教員の方々の過労死について、質問をさせていただきます。

一般の新聞記事を見て、「公立教職員の過労死が63」という見出しがありまして、それは地方公務員災害補償基金、地公災というんですか、地公災への取材で明らかになったと。今まで政府も過労死の数を把握しておらず、認定された数が公になるのは初めてということで、記事に出たんですよ、63名。これは10年間の話です。10年間で63名と。

長崎県下において、教職員の方が過労死にな

ったということを把握されているのかどうか、あったのかなかったのか、わかれば教えてほしいと思います。

【竹中福利厚生室長】教職員の公務災害認定にかかる報道の調査が、平成30年1月に、地方公務員災害補償基金のほうに依頼がっております。

依頼内容につきましては、教職員が脳疾患、心疾患、精神疾患により死亡したとして、平成19年度から平成28年度の過去10年間に、公務災害として認定された件数や、請求件数についての調査でございました。

本県におきましては、過去10年間で、平成19年度に1件、平成20年度に1件の計2件が認定されております。この2件につきましては、死亡した時期及び認定請求の時期が、平成19年度よりも前であったため、請求件数としてはゼロ件となっております。

この10年間で認定されたということであれば、2件あったということですが、ただ、発生は10年以前ということですので。そういうことで、報道から調査がありましたので、報告しております。

【深堀委員】実際に請求が、平成19年よりも前だったのでということで、そういう痛ましいというか、残念なケースが本県でもあったということを確認しました。

あと、認定されたのが2件だという話なんですけれども、この記事にはいろいろ続きがあって、こういった過労死に認定されるのは非常に難しく、今言われたように、認定するにも時間がかかるし、認定されない分もあって、いろいろネックがあって、認定するためには、当然、結局亡くなっているわけですから、遺族の方が請求をするわけであって、そうなってきた時に

問題になるのが、6カ月前からの勤務時間というのを把握するのが非常に難しい。最初の議案外の質問の時に、今は時間をどういうふうにしていますかということ、もう今は、毎日ちゃんと確認しているということだから、今からの分はいいとしても、過去、それはいつからしたのかという問題もあるんですけど、やはり6カ月前からの勤務実態を特定するというのは難しいというわけで、当然、遺族サイドとしては、自分たちでわかる分とわからない分もあるので、恐らく学校側に問い合わせとかもしていると思うんですよ。

先ほど認定が2件だったと言われたんですけども、恐らく学校の現場では、そういうふうに亡くなった遺族の方がそういう申請をしようとする動きは、私は認知できると思うんですよ。そういった件数はどれくらいありましたか。

【竹中福利厚生室長】今のところ、私のほうでその件数は持っておりません、数字的には。

【深堀委員】持ってない？（「申請があつてない」と呼ぶ者あり）

申請して認められなかったケースはなかったというふうに判断していいんですか。

【竹中福利厚生室長】そういうことでございます。

【深堀委員】わかりました。教職員の方の超過勤務の話は、先ほどからも続けているので、こういう痛ましいことが、過去、長崎県でも、少なくとも2件は発生しているというのがわかったわけですから、ぜひこれからもいろんな、基本計画というところにもしっかりとうたって、それを実践していただくようお願いをしておきたいと思います。

あと、別件ですけれども、昨日、総務部の学事振興課の審査の時に、県教委の事業で進めて

いるGTECの事業について、いろいろ質疑をしたんです。事前に県教委の取組の趣旨とか、やっている内容というのは、ちゃんと報告を受けているのでわかっているんですが、昨日、残念だったのは、総務部の学事振興課に、県教委がこういった取組、事業をするということを一つの時点で知っていたんですかということを確認したんです。そうしたら、それは公表されてからわかったというような答弁があって、学事振興課のほうには、やはり県下の高校生の学力向上のために取り組む中身を公費でされるのはいかがでしょうかという思いもあって、確かに、学事は学事の立場で、学校設置者である法人がするかしないかは、もちろん決める話なので、それをやりましょうということもできないのもわかるんですけども、しかし、私学からもいろんなことを言われているんですよ。なんで公立だけそんなことをするのかという意見は出ているんですよ。これは事実です。

ですから、県教委がよかれと思ってやることはいいんですけど、そこはしっかり、こういったことをやろうと思っているとかということとは、同じ私学とかとも情報を共有しながら進めてほしいなということを私は思うんですけども、それに対してどうですか。

【林田高校教育課長】確かに、今回、取り組もうとしている英語力の向上に関しては、県下全体にも、当然関わる課題であろうというふうには認識はしております。

ただ、我々が進めようとしておりますグローバルパイオニア育成事業というのが、GTECの受検をデータとして活用して、高校生、それと教員の指導力の向上に充てようとするものなんですけれども、幾つかご説明をさせていただきます。

まず、GTEC、あるいは英検等の検定試験に関して、この試験が大学入学共通テストで、今のところ国大協のまとめですと、英語の点数の2割、それと、受検資格とする場合には、A1と呼ばれる、英検の準2級程度というのを入学資格要件にしていくという方向でまとまっているところです。これは、もちろん、今から変更はあるんだろうと思うんですけども、そのスコアとして、こういった検定が利用される場合、高校3年生で受検したものに限られると、そういう限定がございます。

したがって、私どもが今進めておりますこの事業に関しては、高校1年生、2年生での受検ということになりますので、直接的にこのスコアの活用というものがまずできないということをご承知おきいただきたいと思います。

それと、今回のモニターとして子どもたちに受検をお願いをするに当たって、状況がいろいろあるんですけども、通常、GTECとか英検の試験を受けるのは、各学年の大体中期から後期、要するに12月とか、1月、2月といった、それぞれの学年の英語の習熟が大体高まったところで受検をするんです。GTECですと、通常は12月に受検する学校が大半です。それを我々は検証のために、6月に受けてくださいということで、子どもたちや保護者をお願いをして、今回受験を、1年生、2年生とも6月に行います。

6月に行う場合、学校行事との兼ね合いもあって、公認スコアといいますが、要するに準1級とか、1級とかという正式な認定書が得られない、そういうケースも出てくる中で、無理をお願いしてモニターとして受検してもらっております。

そういう意味では、子どもたちの中には、新



たにまた、以前と同様に12月に受ける、あるいは、GTEC以外のTOEIC、あるいは英検等を受けるということをすると、新たな負担を子どもたちに強いるというような形になっており、そういう意味では、皆さんが補助金ではないかというふうな思いを抱かれるのはわかりませんが、補助金ではないということをご承知おきいただきたいと思います。

しかも、これは3カ年で終期を迎える事業でございます。問題としては、やはり大学入学共通テストとか、あるいは今後の大学入試改革、さらに、新学習指導要領で求めている英語及び英語以外の教科力といったものが、我々が想定している以上に、非常にハードルが高いところにあるということです。

そこに向けて県立高校、特に教員の指導力というのを高めていくためには、教育は公務員ですから、簡単に人を入れ替えていくとかできません。既存の先生方の指導力を引き上げていくしかない。そういう意味では、喫緊の課題として捉えて、我々として事業化をしたというふうなことでございます。

協議を進めていく中で私学はどうするのかという議論もしておりました。結論としては、我々がそうやって生徒を使って実証研究したことについては、適宜、公立・私立の教員が入ってくる教育研究会の英語研究部会という組織で情報を共有していきますし、そして、学事振興課のほうを通じて適切な情報は提供して行って、ノウハウというのは共有していきたいと考えております。

最後になりますけれども、私学との相談がなかったということについては、やはり全県的なことに関わる内容については、もう少し適切に進めるべきかなという思いはございます。

【深堀委員】 ありがとうございます。やっている事業のことを云々と言うつもりはないんですよ。ただ、やっぱり外形的に見た時に、同じGTECを受ける私学の保護者は、全額負担しないといかんし、公立は補助が出てくるところだけをとらえれば、そういったことも、意見を言いたくなるのも、これも事実だし、ただ、そこを、その研究事業を進めた結果は、また私学のほうにしっかり返すんだと。そういったところをしっかりと、学事振興課もちゃんと理解していて、そういうように適切に対応できていれば、そこまでいろいろなかったのかもしれないし、ただ、そのあたりはぜひ、今課長が答弁されたように、対応をお願いしたいと思います。

最後に、野口課長、いいですかね。学校の施設関係、これも本会議でも、今の委員会でもずっと出てきていますよね。空調の話も出てきていますし、洋式トイレの話も出てきています。あと追加で防犯カメラ、児童生徒を守るために、学校現場に不審者が侵入しないようにするためには、ある意味防犯カメラの設置によって抑止効果も当然出てくるだろうし、そういったものを事前に資料としていただいて、どの数字も、残念ながら、本県の設置率というのが、全国平均よりも下回っていると。

これはずっと確認されていることですがけれども、空調でいけば、全国平均が49.6%に対して8.6%、洋式トイレについては、全国が43.3%に対して30.3%、防犯カメラの設置についても、全国が47.3%に対して44.7%と、これは結構高いんです。

こういったものの設置に関しては、話をしてきた中で、市町の教育委員会、学校設置者の問題というのをもちろんわかった上で、ただ、さりとして長崎県全体の数字が、全国と比べてこれ

だけ下がってきているということに対して、財源がない中でどういう対応をしていくのかというのを、難しい問題も十分あるというのは認識した上で、何かしらできること、県教委として取り組むべきようなことというのがあれば、そこをお聞かせいただければと思います。

【野口教育環境整備課長】ご指摘のとおりでありまして、学校施設設備の整備については、多岐にわたって整備するところが求められているという状況でございます。安全・安心しかり、快適な学習環境の整備しかりでございます。

そういった中であって、市町の財政も厳しい中で、私どもの立場としては、国の補助制度というものが、先ほど委員ご指摘の空調、それからトイレの整備、防犯カメラについてもしかりであります。国の補助制度というものがございますので、そういったものをしっかりと市町には周知をしていきたいと思っております。

参考までに、今年度の国庫補助を活用した市町の整備の事業についてなんですけれども、昨年度要望されておりましたところで、空調が、たしか3市、トイレの整備が2市ございました。これが今年度、交付金事業ですべて採択をされております。そういった市町の計画と採択の状況なども含めて、来月、市町の担当をすべて集めたところでの会議、研修会というのを予定しておりますので、その場でもそういった情報の提供、以前に比べて空調やトイレの整備などが採択されやすくなっているのではないかとといったようなところも含めて、情報提供などをしていきたいと考えております。

【深堀委員】ぜひそういった取組、厳しい財源であるのはわかっているんですけれども、何か市町が国の補助制度だけではなくて、何か取っかかりになるような、いろんな制度ができない

かというのはこれからも、これだけやっぱ低いんだから、何かしらの汗をかくことを研究して行ってほしいなということを要望して終わりたいと思います。

【松本委員】まず、先月の5月、新潟県において下校中の児童が殺害されるという事件が起きました。もちろん、文部科学省でも対応をさまざまされていると思いますが、その同時期に、先々月、4月なんですけれども、大村市の校区内で声かけ事案が、1カ月で6件も起こっております。場所によっては、2日続けて同じ場所で声をかけられたということです。

たまたま私の小6と小1の娘が通う校区で3回連続であったものですから、事件の同時期だったので、早急に集団下校、そしてPTAの青色パトロール、そして警察のパトカーの依頼等をしているんですが、問題は、そういう対応をした後に、また声かけ事案があったということで、保護者の方もすごく不安がってしまっていて、結局、その人も特定できて、恐らくこういう人じゃないかという話がありますけど、警察は捜査上のことがあって、情報も公開できないという中で、再発防止というのをしっかりしていかなきゃいけないという、自分の直近で起きたものですから、今、非常に気になっているんです。

県内全域で、文部科学省も県教委も対策はとられていると思いますが、例えば青色パトロールだって、PTAのお母さんたちも一生懸命仕事をしながら、時間を調整してくださるんですけど、やはり共働きも多いですし、また、地域によっても実情がそれぞれ違います。また、放課後児童クラブ等で下校時間が違う場合もあるんですね。

そういう案件を経験していくと、常に子どもたちを見守るということを維持することがなか

なか困難になってくる。これは県内いずれの場所でも同じようなことが言えると思うんですが、県教委として、この案件に対して、それぞれの市教委とか警察とどういうふうな連携をして対応していかれるように考えているのか、お尋ねいたします。

【本村高校教育課児童生徒支援室長】県教委といたしましては、「学校の危機管理マニュアル」というのを、まず文部科学省が作成されまして、それをもとに、県でも「学校における安全管理の手引」というものを作成しております。そして、これをもとに、各学校、地域の実情に応じて、学校側のほうで危機管理マニュアルのほうを、今作成して取り組んでいるところであります。

委員ご指摘の登下校の場合の事故について、大村市で数多く発生したという話でございますけれども、そういった際、登下校時の不審者等の事案が起こった場合の対応につきましては、一定この手引等の中にもありますので、その手順に従って対応をされているんじゃないかと思えます。

例えば、学校のほうに第一報が入ってきまして、その一方で、緊急の対応が必要であるかないかという場合に、まず分かれてくるんじゃないかと思えます。もし対応が必要でない場合でありましたら、状況に応じては、やはり警察、各教育委員会に通報がなされ、防犯対策を強化していかねばならないですし、もし緊急性が必要であると判断されれば、生徒たちの安全確保、それから地域における取組、もちろん警察への通報、そして、不審者が確保されているかどうかによって、また対応のあり方が変わってくるのではないかと考えております。

そういう対応の手引等に従いまして、このよ

うな事案が起こった場合には、各学校で取り組んでいかなければならないと思っています。

【松本委員】地区の県全協の総会に参加した時に、県全協の会長さんがおっしゃるには、新潟の事案を調べてみると、やっぱりそういう青色パトロールとか、地域でのそういった活動が十分でなかったというような話が出ていると。だから、やはり地域、学校だけではなく、学校の外に出れば、地域や家庭とか警察も連携して見守りをしっかりすることによって抑止力になることを、やはり若いお父さん、お母さんには知ってほしいということを強くおっしゃいました。

それを聞いた中で、県内にも見守りの空白地帯というのができているのではないかと。やっぱり警察も、何か事件があつてからじゃないと動けないところはあります。それに、プライバシーの関係で、やはり人間を特定したとしても、かかわれないところもございます。しかし、私たちが今できることというのは、もう一度市教委やそれぞれの部署で連携ができていのかどうかを確認して、ひょっとしたら、地域によっては見守りができてないところもあるんじゃないかという確認をして、いつ自分たちの地域でそういったことが起こりかねないという、常にそういった意識を県民の方々に持っていただく。子どもたちは、特に小学生は、一人で帰ることをなるべくしないように、まず基本的にですね。自分の身を守るような意識も、もちろん子どもたちに持ってもらう必要もあると思えますので、そこをもう一回呼びかけを。たまたまなんですけれども、急激に増えているので、よく言うのは、こういった事件が起きると、同種類の事件が起こることが過去にあったということですので、警戒を強めていただきたいと思えます。

それともう一つ、気になるのが、ネット依存

症なんですけれども、将来なりたい職業で「ユーチューバー」という言葉が出るぐらい、子どもたちのネット依存というのは、ちょっと今までとはかり知れないスピードで進んでおります。恥ずかしながら、私の小学1年生の6歳でも、幼稚園の時からユーチューブを見ようとするような習慣ができていて、これも引き離そうとするんですけれども、インターネットのネット依存症というのは、アメリカや韓国では早い段階から指摘をされております。

ただ、これは、やはり家庭の問題でありまして、PTAでも教育はしているんですけれども、学校生活の中でそれを指導するというのは難しいことだと思います。

ただ、やはり親も言うんですけれども、道德の時間とかそういった時間を活用して、ネットに依存するとかこういった障害が起きるとか、学習にこういう影響が起きるとか、教育の分野で時間をとって、やはり定期的にしていただくような機会をつくっていただかないと、健康の面でも、学力の面でも大きな障害が出てくると思うんですけれども、こちらに対しての対応について、お尋ねいたします。

【本村高校教育課児童生徒支援室長】インターネット、スマホ、ゲーム等の長時間使用につきましては、やはり心身のバランスを崩してしまったり、健康被害というものに及んでしまいますので、その取り扱いにつきましては、十分注意しなければならないと思っております。

県教育委員会といたしましては、情報モラル指導教材というものを作成しております。その中に、携帯電話が手放せない携帯電話依存症やネットがやめられないネット依存症について等の場面を想定した学習を行う機会をつくっております。

また、新しい情報モラルの教育教材の中にも、今委員からご指摘がありました件につきましては、問題事例として取り入れながら、このネット依存、スマホ依存等への対応を進めてまいりたいと思っております。

【松本委員】家庭でも、もちろんPTAでも取り組んでいることではありますけれども、例えば自動車事故もそうなんですけど、依存するとかこういったことが起こるとか、これをリアルに児童に認識をしてもらう。また、こういうやり方で依存がとれたとか、そういった事案も含めた上で、教員の方々に認識をしていただいて、大変プライベートのところではございますけれども、道德の部分の教育の一つとして、大人になっても、これは影響することであると思っておりますので、幼少期の段階、小学校、中学校の段階から、また犯罪の温床にもなりかねないので、そういったところも含めて、検討していただきたいと思っております。

最後に、大村高校のことなんですけれども、このたび文部科学省から「スーパーサイエンスハイスクール」という認定を受けて5カ年ですが、すごい名前だなと思ったんですけれども、この文部科学省のプログラムが、「高度な科学的思考力と豊かな発想力を持ち、新たな解を早発する人間をつくる」ということです。大変高い理想を持っておられると思うんですが、大村高校は進学校でもあり、隣の諫早高校との格差の問題も、この間から取り上げておりましたが、通常の進学校のカリキュラムと何が異なって、そして、このスーパーサイエンスハイスクールにどのような効果が期待されるのか、お尋ねいたします。

【林田高校教育課長】今年度から新たにSSH、スーパーサイエンスハイスクールの指定を受け

たのが、大村高校でございます。

既に、今までに諫早高校、そして長崎西高校、長崎南高校が指定を受けておりまして、4番目の指定校ということになります。

現在、SSHの指定を受けている学校は、長崎西が3期目、長崎南が2期目、そして、今回大村ということで、非常に嬉しい限りだと思っております。

初年度の予算が、大村高校は1,300万円ということで、大体それ以降も900万円ぐらいの予算がついてまいります。暫時下がっていくんですけども、かなり大きな金額が国のほうから支出をされるということで、それをを用いてさまざまな地域の知見、あるいは科学的な人材の育成ということですから、実験器具等も含めてリニューアルができるという利点がございます。

新学習指導要領が求めているのは、何よりも主体的、そして協働的な学びというものを求めているので、これにスポットを当てたものだと思っております。

大村高校は、ご承知のとおり、普通科、数理探究科、家政科、この3つの科からなります。すべての学科で取り組んでまいります。地域の自然をモチーフにしたり、あるいは、地域のさまざまな資源を参考にして科学的なリテラシー、いわゆる科学的な思考力と科学的にいろいろ使える力を身につけていこうということで、通常だと数学とか理科だけに限定されがちなんですけど、いろんな教科の立場から横断的に、その学びの力を生徒自ら高めてもらおうという狙いがあります。そして、生徒自ら高めてもらう力を、教員がどう指導するのかについても、あわせて指導力を磨いていこうということで、5年間の計画になります。

これをもって、やっぱり学びの質が大きく変

わるんだらうというふうに期待できます。そして、なおかつ、最近注目されております新学習指導要領における評価、生徒の学習の評価、教員の指導力の振り返り評価といったものが実証されていきます。これも、県内の高校にとっても非常に大きな成果になるんじゃないかと期待をしているところです。

学びの質が変わることによって、間違いなく子どもたちの学ぶ意欲、そして、最終的には進路実現に変化が訪れるものと大きな期待をしているところです。

【松本委員】すべて国の予算が入っている事業でございますが、資料を見た時にも、難しすぎて、何のことが書いてあるのかわからないんですが、少なくともわかるのは、今までは受け身というか、結局、言われたことを覚える、そして考えるということだったのが、アクティブラーニング、主体的な学びと、ここに、「探究」という言葉がたくさん出ています。今度の文部科学省の教育方針の中に、「探究」というのがキーワードでかなり出てくるというふうに聞いておりますので、このスーパーサイエンスハイスクールに認定されることによって、進学率や勉強のあり方もやはり変わってくるのではないかと考えております。

5カ年ということで、5年間そういったメニューをします。補助が出ます。そうしたら、それ以降は一体どうなるのか、お尋ねいたします。

【林田高校教育課長】その成果によると思えますし、また、事業そのものの評価、国からの評価にもかかってくると思うんですけども、順調なものであって、なおかつ学校側に意欲がある場合には、継続ということもあります。

そういう意味で、先ほど長崎西が3期目、長崎南が2期目という話をしましたけれども、そ

ういった次の研究開発ということが可能になると考えております。

【松本委員】教員の意識も変わるといいますし、いいものはどんどん取り入れて、特に高校生は進学率や、すぐ社会人になる子どもたちが多いですから、ぜひ活用できるように、その先行事例として、西高、南高も成果が上がっているということですので、ぜひとも前向きに取り組んでいただきたいと思います。

【近藤委員長】ほかにございませんか。

【中山委員】部活動の活性化について、少しお聞きします。

県教委は、中・高校生の運動部の活動休養日などについて、本県版のガイドラインを作成するという形で、10月をめどにということでありますので、これは一定評価したいと思います。

この中で、特に運動部についてはこういう形になると思いますが、文化部の取り扱いについてどのように協議をしていこうとしているのか、まずそこをお聞きしたいと思います。

【草野学芸文化課長】文化部活動のガイドラインにつきましてですけれども、平成30年3月の文化庁次長の通知によりまして、当面は、文化部活動についても、運動部のガイドラインに準じた取り扱いをしていくというような指導がなされております。

しかし、文化庁においては、平成30年度に「文化部活動のあり方に関する有識者会議」を設置いたしまして、文化部活動のあり方の総合的なガイドラインを、今後、つくっていくということでございます。それらを踏まえまして、県としても対応していきたいと考えております。

【中山委員】そうすると、平成30年度の文化庁の有識者会議を踏まえて、ガイドラインが出るということになりますと、その前に、運動部

の本県版のガイドラインが出てくるわけですね。そうすると、その間は準用という形になっていくのか。その後、文化庁のガイドラインをもとに県教委がそれに準じてやると思うんですが、その日程についてどういうふうに考えておりますか。

【草野学芸文化課長】委員おっしゃるように、文化庁の有識者会議を踏まえて、文化庁が文化部活動のガイドラインを出すまでは、国としては、それに準じて取り扱うようにということでございます。

それまでの間は、やはりそれに準じたような取り扱いで、文化部も取り扱いを進めていきたいと考えております。

【中山委員】わかりました。

次に、学校が市町等の方針に則り、学校の運動部活動にかかわる運動方針の策定をしていくという形になりますが、10月以降ですね。これはどの時期に通達をして、どの時期までにつくり上げようとしているのか、お尋ねしたいと思います。

【山本体育保健課長】県は、本年10月に県版のガイドラインを策定いたします。その後、市町のほうに通知といたしますか、周知を図って、市町のほうは市町版の方針をつくって、それに則って学校は学校の方針をつくるようになります。

今年度中といいますか、平成31年3月までに学校のほうの方針をつくって、運用開始については、平成31年4月以降を予定しております。

【中山委員】平成31年3月までにつくるということでありましたけれども、やはり周知も要るでしょうし、できるだけ早くしてほしいというのを要望したいと思います。

あわせて、先ほど言うたように、文化部につ

いて、ちょっと疑心暗鬼なところがあって、準用という形になってくると思うので、その扱いについて、十分に学校のほうにわかるように通知というか、それを含めた協議をしていただくように要望をしておきたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、次に、平成31年度に向けて、部活動支援員の積極的な供与について取り組んでいると思いますけれども、市町との協議ですね、現在どのように進んでおるのか、その進みぐあいを報告していただきたくと思います。

【山本体育保健課長】部活動指導員の制度については、今年度からということで、国のほうの予算査定といいますか、箇所づけといいますか、その決定がなったのが5月末というふうにお聞きしております。

ほかの県の状況を、まずは情報をとってということで、これから他県、九州の近いところで実施されているところの実施状況等を参考にし、それを持って市町のほうとは協議をする予定でありまして、まだ市町のほうとは具体の協議はしてない状況でございます。

【中山委員】これは、他の都道府県の中身は、平成30年度に実施したところもあるわけです。それからすると、少し遅れているわけでありませうけれども、先般の委員会で、取り組むということでありましたので、期待はしていたわけでありませうけれども、特に市町との取組を積極的にやっただいて、県、市町両方で取り組めるように、新年度から期待しておりますので、取組の決意までいかないんですけれども、今後の取り組む姿勢について考え方がありましたら、教えていただきたいと思ひます。

【山本体育保健課長】必要な人数と具体のものについて、市町としっかりと協議を行って、事

業の実施に向けてしっかりと検討してまいりたいと思ひております。

【中山委員】この県版のガイドラインの策定とあわせて、これは当然、進んでいく問題でありますので、流れ方が、いい流れになってきているので、ぜひひとつ積極的に取り組んでいただきたいと要望をしておきたいと思ひます。

それともう一つ、前年度の委員会で改善をお願いしてございました、部活動における専門顧問の適正配置、この取組の現状について、私が平成29年度にお尋ねしましたので、それから、平成30年度、1年間かかってきていますので、これに変化ができていますのかどうか、適正配置についてどのような取組をされているのか、現状についてお尋ねしたいと思ひます。

【鶴田高校教育課人事管理監】まず、県立学校の人事にかかわる顧問の適正配置でございますけれども、県立学校の場合、校長の面接等を通して、その希望等を聴取しまして、希望をできるだけかなえながら配置をしているところでございます。

【高鍋義務教育課人事管理監】教職員の人事配置につきましては、それぞれ担当が出向きまして、校長と面談をします。その折に、どういう職員が必要かということで、クラブ活動等に限らず、それぞれ研究教科であるとか、それぞれの校務分掌についてのヒアリングをいたします。そこで、こういうクラブ活動の人材が欲しいという場合は、それも人事異動の一つの要素として検討はいたしますが、なかなかマッチングができない部分もありますので、それだけにかかって人事異動を行うということは難しいところではありますが、きちんと校長等の意見は伺っているところでございます。

【中山委員】今の答弁は当たり前の答弁だと思

いますので、そういう形でいくなれば、これはなかなか改善されないのではないかというふうに、実は思うわけですね。

校長の意見を聞くということは、基本的に大事だと思いますけれども、やはり教職員の希望というか、その辺とそういう対応に、問題は、その人の能力を、クラブ活動以外の能力をどう生かすかという部分と、人的な組み合わせはいろいろあると思うけれども、やはりそういう中で、かなりのところでミスマッチが起きているわけですね。例えば柔道の専門顧問だけでも、そこは柔道部がないからテニスをするとかね。

それで、一回、調査をしたんじゃないかと思うんですよ。というのは、体育関係については、体育保健課のほうで、この先生はこういうのが専門ですというのがわかっているんだけど、それ以外の人が多いんですよ。社会科の専門の先生の中に、例えば柔道をした人がいるとか、野球をした人がいるとか、その辺がよくわかってないので、その辺は調査しますというような答弁をいただいたような感じがするんですけども、それを受けて、学校でもそういう調査票がきたような話も聞くんですけども、実際そういう調査はやってないですか。

【高鍋義務教育課人事管理監】 すみません。今のお尋ねに対して、ここに資料を持ちませんので、確認をさせていただきたいと思います。

【中山委員】 ぜひ一回、その辺、全教員についてそういう専門の、教科は教科として別です。それプラス、専門の顧問で指導ができる先生がいるんですよ。そこを、ぜひ一回調査してほしいということであって、やるという話を聞いたと思うけど、次の委員会があるので、それまでにひとつ調べて回答をいただきたいということ

で、これは要望しておきたいと思います。

それで、最後に、一つお尋ねしますが、これは私の提案ですが、（仮称）長崎県部活動応援隊、目的は、教員の多忙化を解消して、部活動の質の向上を図る。そして、構成員は、県が主体になったと思いますけれども、大学、医療関係者とか、スポーツ用品等扱う企業等々と、こういう形で応援隊を発足して、本県のクラブ活動を支援していくと、こういう組織をつくらうと思えばつくれないことはないわけでありまして、初めての提案でございますが、これに取り組む考え方があるかどうか、検討する考え方があるかどうか、これについてお尋ねしておきたいと思います。

【山本体育保健課長】 スポーツの振興という観点から申し上げます、現在、県の体育協会のほうが、そういった競技団体等への支援を通して、関連するということで、各学校の部活動、運動部活動への支援、競技力の向上というのを行っていただいているところでございます。

そういった現在の取組との兼ね合いもあるかと思いますが、委員ご提案については、検討させていただきたいと思っております。

【中山委員】 実は、既に静岡市では、部活動応援隊を発足させています。そして、特にこの中で、豊かな教諭経験を生かした技術指導や研修会での講演会、健康面でのサポートのほか、用具の運搬とか、商品のサンプル提供などが既に行われているということでありまして、あわせて、企業のほうも、こういうことに取り組むことによってモチベーションが上がっていくし、そういう関心が高まっていくということで、相乗効果も出ているんだというような話がありますので、もしこういう形で県ができるか、市ができるか、行政と大学とか、医療関係とか、各



長崎県の企業が一緒になって、特に企業なんです、基本的には。企業がこれにかかわっていくということによって、大きな支援体制ができる可能性がありますので、ぜひこれについて、いろいろ難しい面があると思いますけれども、取組について、ひとつ始めていただきたいということを再度申し上げておきたいと思います。

再度、取り組む姿勢について、先ほど少し言いましたので、私を踏まえて、さらにひとつ踏み込んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【山本体育保健課長】今いただいた委員のご提案というのは、広く、長崎県全体のスポーツの振興ということにもつながるかと思います。県の体育協会をはじめ、県のスポーツ振興課と広くスポーツの振興というのを扱った部署もごございますので、そちらのほうとも協議しながら、ご意見については検討させていただきたいと思っております。

【中山委員】この際、今話題になっている、教員の多忙化の問題があるので、スポーツ全体、そこまで広げなくても、学校教育におけるクラブ活動の支援という、目的を絞ったほうが良いと私は思うんです。そうしないと、全体に広がっていくと、これはなかなか難しくなってくるので、ぜひ教職員の多忙化を解消して、そして、私がいつも言うように、先生と生徒が一人ずつ向き合う時間を確保してほしいと、そのために、企業を含めて、そういう形で支援をする組織、応援隊、ぜひひとつ取組をお願いして、質問を終わります。

【近藤委員長】ほかにございますか。

【堀江委員】1点だけ、先ほどの第三期の教育振興基本計画でお尋ねしたいと思います。

ページ数で言いますと、31ページの確かな学

力の育成について。

この成果指標が、第二期の計画ですと、県学力調査で6割以上理解している児童生徒の割合というふうな内容でした。つまり、県の学力テストで6割以上、そこが成果の指標だったんですが、今度は、全国学力・学習状況調査というふうになりましたね。そして、その平均の正解の回答率がどうか、それが平均以上ということなんですが、これはどういうふうに変ったのか、教えてください。

【木村義務教育課長】現教育振興基本計画は平成26年から平成30年までの計画なんですけど、全国の学力調査というのが、平成25年からは悉皆なんですけど、平成23年、平成24年が抽出になりました。抽出の段階では、全体の学力がはかりにくいということで、ここは、一定経年で見ていかないといけないので、平成26年からの計画については、県学力調査を成果指標にしようということにしました。

ただ、ご承知のとおり、県学力調査は、小5と中2でやっておりますものですから、今回、平成25年度から悉皆が続くようになりましたので、安定した客観的な数値、経年比較もできるということで、全国に戻したところでありました。

【堀江委員】そうしますと、指標がより正確になったということだと思うんですが、この内容が変わることで何が変わりますか。それとも、変わりませんか。

【木村義務教育課長】まず、学力を見る上で大切なことは、1年単位ではなくて、一つは、経年であります。子どもの伸びであります。小学校6年生と中学校3年生とか。

もう一つは、客観的な現在の本県の子どもの学力の把握であります。県学力調査でも、

全国学力調査でも、一定経年の部分というのははかれるわけなんですけれども、先ほど申しましたとおり、義務教育の小学校、中学校、最終のところでもしっかり見たいというのがあります。

全国学力は全国の状態も把握できますので、その中で、例えばの話ですけれども、算数のこういう部分は全国的に高位置にあるんだが、ここは落ちていると。本県の弱みと強みといたしましょうか、授業改善の視点と、さらに伸ばしたいところが明確になる。このようところが利点であると思います。

【堀江委員】県学力調査から全国の学力調査になったということで、指標になる部分が広がりましたので、そして、さらに「弱みと強み」という言葉で言われましたけど、今まで6割以上が正解したらいいよというふうな、アバウトということを使ってはいけないんでしょうけど、そういう部分からはっきり、ここが強くここが弱いから、要はここに力を入れるというふうな意味での、私からすると、ハードルは高くなっていくのではないかというふうに、つまり、全国学力調査に向けての対応といたしますか、そこが逆に強くなっていかないか。

先生たちにとっても、弱みのところをさらに上げなきゃいけないわけですから。一方では、それは力をつける部分がはっきりしていることなので、やることははっきりしているという部分もあるでしょうけれども、逆に言えば、そのための成果を出さなければいけないですから、逆に言えば、今までは3時間だった、学力テストに向けての準備が、例えば5時間になったりとかというふうに、いわばハードルが高くなるかという私の立場の心配があるんですが、その点はどう考えていますか。

【木村義務教育課長】常々私どもが説明をさせ

ていただいているのは、県学力調査と全国学力調査、2つの学力調査を検証軸に持って授業を改善していくということです。

これまでどおり、県学力調査は、小5と中2ではありますが、平均正答率60%、これは長崎県の子どもの実態を見て、本県なりに問題を構成し、そこに目標を持っていきます。そして、同じように授業改善をするために、全国学力調査を活用するということであります。客観的な視点を県学力よりも全国学力のほうが、より経年的にも見やすいということです。また、伸ばしているところ、伸びたところといたしましょうか、改善されたところを明確にしていく。さまざまな理由から考えると、こちらのほうが適切であると考えております。

委員が心配されたようなことは、目標を変えたからといって起こるようなことではないというふうに認識しています。

【堀江委員】例えば、確かな学力と言うときに、少人数学級の学級編制でありますとか、少人数指導でありますとか、そういう学ぶ状況をつくるということは、どの子もやっぱりその子に合った学力、そして、伸びる力があるということで、きめ細やかな環境をつくるということでは、主な取組の中には、当然、少人数学級編制や少人数指導のきめ細やかな指導を充実させるということが、一つ、確かな学力の育成につながるというふうに言われていますよね。

そうであれば、この全国学力・学習状況調査の平均の回答率、正解率が、全国よりも上を越すんだということよりも、長崎県内で、今、小1、小2、小6、中1と、要するに国の基準でやっている範疇だけではなくて、長崎県が独自に予算をして、あるいは、この少人数学級編制を進めるとかということ、例えば指標にするとか

という考えには、これは立たないでしょうか。

【木村義務教育課長】ここに立てている指標は、義務教育の使命である、一人ひとりの児童生徒に進路実現のための確かな学力をつけると、そのための内容をもって目標を置いております。

そして、その手だての一つとして、委員がおっしゃったとおり、少人数学級、また少人数指導を進めていこうというような構造になっております。

ですから、少人数指導、少人数学級は、当然、確かな学力をつけるための有力な手だてであることは間違いありませんが、そのほかにもあります。その成果として、この指標を目標にしているという構造であります。

【堀江委員】私は、その逆に、確かな学力と言う場合は、そういった教育環境整備の部分を成果目標にしてほしいというのが、常々私の意見としてはありまして、例えばかつて秋田県は、国の少人数予算がつく前から、13年間で77億円という、秋田県が予算を出して少人数学級を国に先駆けてやってきたというふうな実例がありますよね。だから、そういう対応を長崎県でもしていただけないか、してほしいという思いがあるんですけれども、最後に、その見解を求めたいと思います。

【木村義務教育課長】私なりの見解を申し上げますとすれば、本県も本県の財政の中で最大限の少人数学級、少人数指導を目指すだけの体制をつくってくれていると思いますので、今はその環境の中で、よりよい授業を進めていくという改善に力を入れていきたいと思っております。

【堀江委員】私は、結局、長崎県は国の予算の範囲でしかやっていないということを指摘しているんですよ。さっきのスクールカウンセラーもそうですよね。少人数学級もそうですよね。

要は、財政力と言ってしまうとそれまでなんですけれど、私からすると、あるじゃないの、こっちにという思いがあるんです。具体的には言いませんけど。

そういう意味では、長崎県が国の助成金や補助金以上に1円も出さないことを、「長崎方式」と過去、この文教厚生委員会でも言われてきましたが、そういう方法ではなくて、教育委員会がということよりも、県がきちんと予算の配分をして、スクールカウンセラーや少人数学級編制のためにお金を出してほしいという強い要望が、保護者や現場の声もあるということを、この機会に申し上げて質問を終わります。

【近藤委員長】ほかにございませんか。

【山田(朋)委員】先ほどの質疑の中で、不登校児の身元不明児は、本県はゼロだったというご報告を受けました。それが、いつ時点の結果なのかを教えてくださいませんか。

【本村高校教育課児童生徒支援室長】先ほどの回答は、平成28年度の調査でございます。そこでゼロ名ということを上申しました。

【山田(朋)委員】平成28年度に、身元不明児はゼロということでありました。先ほど不登校児は1,630人だったかと思うのですが、年を増すごとに、新しい不登校児というのも増えてきてると、当然思います。残念ながら、そのまま義務教育を卒業する子もいるかもしれませんが、そういった平成28年から、今は平成30年でありますので、その後、毎年一度は少なくとも安否確認、身元不明児がないような形をとるべきと考えますが、県立高校はもとよりですけれども、市町立の学校に対しても、今回ああいっただ虐待死亡のような事案もありました。過去には、寝屋川市で不登校児が虐待で凍死をするというような事案も起きております。ぜひお願いをした

と思いますが、考えを聞かせてください。

【本村高校教育課児童生徒支援室長】毎年問題行動等の調査というのを行っております。その中の項目にもございますので、毎年、毎年そのことはしっかり確認をいたしたいと思います。

【山田(朋)委員】じゃ、身元不明児がないように、平成28年から、そのことに対する調査はしてないけど、全体的にはいろいろやっているということで理解をします。

それで、確実に本人に面談ができる、話ができる、そういったことできちんと確認をしていただきたいと思いますが、大丈夫ですか。

【本村高校教育課児童生徒支援室長】今お尋ねの調査につきましては、毎年実施をしておりますので、今は集約の時期でありまして、まだ平成29年度のはご提示しておりませんが、今は平成28年度が最新になっております。平成29年度も、報告があり次第、またお示ししたいと思っております。

【山田(朋)委員】ぜひ子どもたちの安全の確認をいただきたいと思っております。

最後に1点、質問をしたいと思っております。

災害時に、学校は避難所になります。そこで、他県においては、避難所の開設・運営、学校の早期再開、心のケア等に当たるためのハンドブックをつくったり、災害時の学校運営の支援チームをつくっている県もあります。本県における災害時の対応と、教職員に対してマニュアルとかハンドブックを配布しているのか、そのあたり、今の実情を教えてください。

【本村高校教育課児童生徒支援室長】防災教育についてだと思っんですけれども、「ちょっと違うね」と呼ぶ者あり

【近藤委員長】暫時休憩します。

-----  
— 午後 4時 2分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 4時 2分 再開 —  
-----

【近藤委員長】委員会を再開します。

【本田教育次長】現在、そういうマニュアルはつくっておりません。

ただ、現在、自治体との間での協議を進めているところでございますので、いわゆる防災につきましての体制は、今からつくっていいところがございます。

【山田(朋)委員】現時点においては、特に教職員に対するハンドブックとかを配ったりも、まだ取組が、まず市町と災害時の対応について話をいただいている状況かと思っております。

兵庫県の取組をご紹介したいと思います。兵庫県教育委員会では、学校支援チーム「EARTH」というものを阪神大震災の後に結成をしております。それで、学校での避難所運営や心のケアなどの研修を受けた教職員で、現在は170人で活動しているということでありまして。これは、国の内外を問わず派遣をしています。先ごろで言うと、熊本地震には93人派遣をされております。

私が申し上げたいのは、一番避難所になり得るのが学校であります。そういった中で、日ごろから学校において避難所開設、もちろん自治体が行うことではありますけれども、場所は学校のものであります。学校が無関係というわけにもいかないし、避難をするのは、その地域に住む子どもたちでありますので、ぜひ避難所開設運営、学校の早期再開とか、子どもたちの心のケアまで含めたところで、兵庫県のEARTHというチームは取り組んでおまして、熊本県は、今回のことを受けて、熊本でも全国で2例目でありますけれども、同じようなものをつ

くるというふうに言われております。

ぜひ本県においても、先進地の事例を参考にして、震度6弱程度であれば、全国どこでも起こり得ると言われております。本県でも、その可能性はあるということは、ずっと前から指摘をされているところでありますので、ぜひご検討いただきたいと思っております。

同様の取組をされているのが、東日本大震災の後の宮城県も、「学校再開ハンドブック」というものをつくってらっしゃって、県外でもぜひこれを活用してほしいということで、ホームページにアップされております。

また、今回、大阪の地震でも問題になりました安否確認、帰宅困難者対策ということで、東京都も、「子どもたちにおける安否確認の手引」を作成して、学校や保育園や子どもたちのかかわるところに配布をしております。これは安否確認のほうも、もし学校できちんと安否確認をして、保護者にそれが連絡がいけば、保護者が子どもを無理に迎えにきたりとかして、また2次災害とかが起きないかということもありますので、このような形で兵庫県、宮城県、そして東京都は取り組みをしておりますので、ぜひ検討いただきまして、私は同じように、長崎県においても教職員のチームをつくって、他県で災害が起きれば派遣をしたりとかするべきだと思っております。

というのは、学校で起きる問題等々は、教職員だからこそ一緒に分かち合える部分も大きくあるのかなと思っております。ぜひご見解をいただきたいと思っております。

【本村高校教育課児童生徒支援室長】 災害・防災の時の対応等につきましては、現在、「学校における安全管理マニュアルの手引」というのをすべての学校でつくっております。その中に、

地震等の対策、こういう場合どんな避難誘導をして教職員が対応するのか、それから、マニュアルも毎年見直すというようなことで進めておりました、その管理マニュアルの中に、防災のところがあります。

今、委員ご指摘の件については、今後研究し、参考事例等についてマニュアルに加えてまいりたいと思っております。

【山田(朋)委員】 本県は、この近年は大きな災害が起きておりません。近年、災害が起きたところが、その中で必要だということが増えてきていると思っておりますので、本当に災害があったところの意見等は非常に参考になると思っておりますので、ぜひ加えていただきたいと思っております。

先ほど申し上げました、学校支援チームです。災害が起きた時、これは他県に限らず、本県でもチームがあれば、例えば佐世保で災害があれば、佐世保のほうに派遣をしたりとか、いろんなシステムがとれると思っておりますので、ぜひこの件に関しては兵庫県の事例を、早速どなたかが行っていただいても学んでいただいて検討いただきたいと思っておりますけど、教育長の答弁を求めます。

【池松教育長】 災害時の応援派遣については、長崎県はチームはつくっておりませんが、これは九州の熊本地震でもそうでしたし、要請に応じて、知事会等を通して個別の対応をさせてもらっています。

おっしゃるように、常設のチームというのがあれば、いろんな対応ができるかと思いますが、そういう人材の育成も含めて、まずは、県教委だけでは対応できないと思っておりますから、市町教委とも認識を一つにして、研究を進めていきたいと思っておりますので、とりあえずは兵庫県、熊本県について情報収集をして、市町教委と情報を

共有しながら、どんな対応ができるか、検討していきたいと思っております。

【近藤委員長】 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】 最後になりましたけれども、私から一言、あいさつをさせていただきます。

暫時休憩します。

---

— 午後 4時 9分 休憩 —

---

— 午後 4時14分 再開 —

---

【近藤委員長】 委員会を再開します。

ほかに質問がないようですので、教育委員会関係の審査結果について、整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

---

— 午後 4時15分 休憩 —

---

— 午後 4時15分 再開 —

---

【近藤委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、教育委員会関係の審査を終了いたします。

6月28日は、午前10時より、こども政策局を含む福祉保健部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

どうもお疲れさまでした。

---

— 午後 4時16分 散会 —

---

# 第 3 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

平成30年 6月28日

自 午前10時 0分  
至 午後 4時37分  
於 委員会室 2

医療人材対策室長 石田 智久 君  
薬務行政室長 本多 雅幸 君  
国保・健康増進課長 小田口裕之 君  
長寿社会課長 小村 利之 君  
長寿社会課企画監  
(地域包括ケア担当) 峰松 茂泰 君  
障害福祉課長 桑宮 直彦 君  
原爆被爆者援護課長 橋口 俊哉 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 近藤 智昭 君  
副委員長(副会長) 浅田眞澄美 君  
委 員 三好 徳明 君  
" 中山 功 君  
" 堀江ひとみ 君  
" 山田 朋子 君  
" 深堀 浩 君  
" 中島 浩介 君  
" 松本 洋介 君  
" 麻生 隆 君

こども政策局長 園田 俊輔 君  
こども未来課長 濱野 靖 君  
こども家庭課長 今富 洋祐 君

3、欠席委員の氏名

野本 三雄 君  
ごうまなみ 君

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

福祉保健部長 沢水 清明 君  
福祉保健部次長 上田 彰二 君  
福祉保健課長 渡辺 大祐 君  
福祉保健課企画監  
(福祉保健総合計画  
・企画予算担当) 岩崎 次人 君  
監査指導課長 磯本 憲壮 君  
医療政策課長 伊藤 幸繁 君

6、審査の経過次のとおり

— 午前10時 0分 開議 —

【近藤委員長】 おはようございます。

委員会及び分科会を再開いたします。

なお、野本委員、ごう委員から欠席の旨の届けが出されておりますので、ご承認をお願いいたします。

これより、こども政策局を含む福祉保健部関係の審査を行います。

審査に入ります前に、理事者側から、4月の人事異動に伴う新たな幹部職員について、5月の委員会の際に出席していなかった職員の紹介を受けることといたします。

【沢水福祉保健部長】 おはようございます。

福祉保健部長の沢水でございます。どうぞよろしく願いいたします。

平成30年4月の人事異動によりまして新たに就任した福祉保健部の幹部職員の中で、5月に政府施策要望に関するご審議をいただいた際にご紹介した者以外の幹部職員について、ご紹介をさせていただきます。



（各幹部職員紹介）

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

【近藤委員長】 それでは、これより審査に入ります。

【近藤分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算及び報告議案を議題といたします。

福祉保健部長より、予算議案及び報告議案説明をお願いいたします。

【沢水福祉保健部長】 福祉保健部関係の議案についてご説明いたします。

福祉保健部の予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料の1ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、第95号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第1号）」のうち関係部分、報告第2号知事専決事項報告「平成29年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」のうち関係部分の2件であります。

はじめに、第95号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第1号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算は、福祉保健部合計で1,741万1,000円の増、歳出予算は、福祉保健部合計で2,032万4,000円の増となっております。

なお、各科目につきましては1ページに記載のとおりであります。

補正予算の内容についてご説明いたします。

健康長寿日本一の長崎県づくり推進事業費について。

人口減少が進行する一方で、人生100年時代を迎えようとする中、健康寿命を延伸することで県民の皆様が満足のいく人生を送ることができるよう、県民自らが主体的に健康づくりに取り組むことのできる環境を整備してまいります。

具体的には、県民一体となった健康づくりを強力に推進するための母体として、市町や関係団体等のトップで構成する「健康長寿日本一長崎県民会議（仮称）」を設置するほか、ホームページによる一元的な情報発信、地域で健康づくりの取組をサポートする企業等や自ら健康づくりを実践する個人・小グループをそれぞれ「サポートメンバー」「サポートメイト」として登録する制度の創設、クラウドファンディングを活用した県民運動を活性化するための取組等に要する経費として、1,214万2,000円の増を計上いたしております。

2ページの中ほどをご覧ください。

地域生活支援事業費について。

人工内耳装用児に対する全国的な言語取得支援モデルの構築に資するための療育方法や多職種による介入方法等に関する実態調査に要する経費として、812万2,000円の増を計上いたしております。

次に、報告第2号知事専決事項報告「平成29年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算は福祉保健部合計で5億7,196万8,000円の減、歳出予算は福祉保健部合計で10億5,945万円の減となっております。

なお、各科目につきましては、2ページから3ページに記載のとおりであります。

歳入予算の主なものにつきましては、年間の収入額の確定による国庫支出金の減によるもので、歳出予算の主なものにつきましては、韓国在住被爆者に対する医療費助成費の実績減等によるものであります。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします

ます。

【近藤分科会長】次に、こども政策局長より報告議案説明をお願いいたします。

【園田こども政策局長】こども政策局関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料のこども政策局の1ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、報告第2号知事専決事項報告「平成29年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」のうち関係部分、報告第3号知事専決事項報告「平成29年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）」の2件であります。

はじめに、報告第2号のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算はこども政策局合計で1億946万円の減、歳出予算はこども政策局合計で2億8,943万7,000円の減となっております。

なお、各科目につきましては記載のとおりであります。

補正予算のうち、歳入予算の主なものにつきましては年間の収入額の確定に伴う国庫支出金の減によるもので、歳出予算の主なものにつきましては児童手当給付費の実績減等による児童福祉費の減であります。

次に、報告第3号につきましては、歳入予算、歳出予算ともに878万6,000円の減となっております。これは、母子父子寡婦福祉資金貸付実績の減によるものであります。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【近藤分科会長】次に、国保・健康増進課長よ

り、補足説明を求めます。

【小田口国保・健康増進課長】健康長寿日本一の長崎県づくり推進事業費につきまして、ご説明をいたします。

事前にお配りしております1枚ものの資料をご覧ください。

人口減少が進む一方で人生100年時代を迎えようとする中、県民が満足いく人生を送ることができるよう、「健康長寿日本一」を目指して、県民自ら主体的に健康づくりに取り組むことのできる環境づくりを推進するとともに、各地域の課題に対応した健康づくりの取組を支援するためのものであります。

まず、本県の状況、課題でありますけれども、「1 健康寿命の状況」にお示ししておりますとおり、これまでもさまざまな健康づくりの施策に取り組みました結果、延伸傾向にはありますけれども、依然として全国平均を下回っている状況にあります。

その背景としまして、「2 健康に関する意識や生活習慣の状況」に特定健診の受診率や、食や運動など生活習慣の代表的指標であります野菜摂取量、日常歩数をお示ししておりますけれども、いずれも全国平均及び目標を下回っている状況にあります。特定健診受診率が低く県民の健康への認識を高める必要がある、生活習慣の代表的指標である野菜摂取量や日常歩数が低いなど、生活習慣に改善の余地が大きいと認識しております。

「3 地域別・世代別の状況」では、地域や世代で異なる課題があるが、それらへの対応も十分ではないということでもあります。

このような本県の状況を踏まえまして、事業の主な内容として、まず1つ目、県民自らが主体的に健康づくりに取り組むことのできる環境

づくりとしまして、(1) 健康長寿日本一に向けた県民会議を設置することとしております。これは、市町や医療保険者、関係団体、大学、報道機関などのトップで構成する県民会議を設置し、方向性を共有しながら県民皆様の具体的な活動につなげていきたいと考えております。

(2) ホームページによる一元的な情報発信。これは、県民自ら健康に関心を持ち行動につなげることができるよう、ポータルサイトを開設し、わかりやすく情報を発信していきたいと考えております。

(3) サポートメンバー等登録制度の創設。これは大きく2つあります。まず1つ目は、県民の健康づくりを応援する企業や団体を「サポートメンバー」として登録し、地域での健康相談会の実施や全県的な健康イベントの開催など、県民の健康づくりの機会を創出していくこととしております。

次に、少人数のグループ等で健康づくりを実践する方を「サポートメイト」として位置づけ、自らの行動やグループ内での声掛けなど、自発的な健康づくりの取組を推進することとしております。

(4) クラウドファンディングの活用であります。ロゴの作成やサポートメイトの活動支援等を実施する経費については、クラウドファンディングの仕組みを活用して、多くの皆様に応援と協力をいただきたいと考えております。

「2 各地域の課題への対応」としまして、

(1) 市町インセンティブ制度の創設であります。これは、国民健康保険制度における特別調整交付金を活用し、有益な健康増進事業を実施する市町へ、その取組状況や成果に応じたインセンティブを付与することにより支援を実施してまいります。

(2) 離島地区健康阻害要因の実証であります。健康寿命の短い離島地区については、大学と連携し実証フィールドを設定するなどしまして、健康阻害要因を確認の上、変容につながる取組を実施し、効果を実証していきたいと考えております。

(3) 地域別ワークショップ等の開催であります。これは、地域一帯での取組を推進するため、市町や保健所を含む関係機関等による地域情報と地域資源、分析手法の共有や地域資源の掘り起し等のためのワークショップや研修会等を開催いたします。

「3 県を挙げた施策展開」では、(1) 県庁発健康づくりの実践ということで、県職員が健康づくりの取組を自ら率先して実践し、これをモデルとして県民、企業等の参考となるよう積極的な情報発信を実施していきたいと思っております。これは先日、6月12日に第1弾としまして、ヘルシー朝食会及び勉強会を開催したところであります。

(2) 庁内連携の推進であります。健康長寿の推進は関係する分野が幅広く、各部局がそれぞれの分野において健康づくりの視点を持った取組を行っていく必要があると思っております。そのため、今後、庁内連携を推進し、県民の健康づくりを県を挙げて支援するというを考えております。

これらの施策によりまして、目指す姿ということで、県民お一人おひとりが自ら健康的な生活習慣を実践に移していただくことで、今後、健康寿命を全国トップ水準まで延伸することを目指してまいります。

以上で説明を終わります。

【近藤分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案及び報告議案に対する質

疑を行います。

質問はありませんか。

【堀江委員】今説明がありました健康長寿日本一の長崎県づくり推進事業費について質問いたします。まず、健康寿命の状況ということで、本県の状況が示されておりますが、そのことで質問します。

「健康長寿社会を実現する」という辻一郎教授の本を読ませていただきました。その中で、

「健康長寿とは、平均寿命のうち健康で自立して暮らせる期間と定義をされる。何をもって健康で自立していると定義するかで、さまざまなレベルの健康寿命がある。

1、社会生活を営む上で制限のない期間、2、自分は健康であると自覚している期間、3、認知症のない期間、4、日常生活動作（食事や排泄など）を営む上で制限のない期間、5、介護保険の認定を受けない期間」。

長崎県でいう健康寿命とは、どのレベルの健康寿命のことを言っているんですか。

【小田口国保・健康増進課長】委員ご指摘のとおり、健康寿命にはさまざまな計算方法がありますけれども、私どもが今使っておりますのは、国も使っているんですけれども、日常生活に制限のない期間の平均、具体的には国民生活基礎調査に基づく自己申告による回答によって算出されますけれども、これをもちまして健康寿命と捉えております。

【堀江委員】今、国保・健康増進課長が言われたとおりに、厚生労働省が3年ごとに行う国民生活基礎の大規模調査をもとに、厚生労働省の研究班が計算したところの健康寿命、つまり日常生活に制限のない期間の平均ということですね。そこを共有して質問します。

今回事業の内容は、まあ、はっきり一言で言

えば会議をもちましようということでしょう。会議をして、そういう意識を広げていきましようというようなことだと思んですが、私にしてみれば、もうちょっと具体的な事業がいいのではないかというふうに思っているんです。

どういうことかという、今、世界でも健康という視点で公共政策を考えると、さまざま言われていますよね、全ての政策に健康の視点を持とうということ。

例えば、身体活動が不活発になれば、肥満や脳血管疾患、心臓病などの問題も生じてくる。そこで、人々が安全に屋外を歩けるような環境を整備する政策が必要となる。

例えば、一部の自治体では、高齢者が公共交通を利用する際の運賃支払いを免除、または軽減しているところがあると。これは、高齢者の社会参加の機会を保障してくれるという点で、また、介護予防における重要施策の一つと位置づけることができようということ、具体的に健康という日常生活に支障がない期間を増進する一つとして、あらゆる公共政策に健康の視点を持つと。

今回初めてしようという健康長寿の事業なので、私は、もっと具体的に、例えば長崎県の老人の交通費補助を各自治体がやっている、そこに長崎県が助成をすとかという具体的な施策がもっとあってもいいのではないかというふうに思うんですが、その点はどうですか。

【小田口国保・健康増進課長】健康寿命を延伸するため、健康づくりのためにはさまざまな手法があるかと思えます。

私ども、プロジェクトチーム等を設置しまして、その原因と課題等も分析をしているんですが、要介護の状態になる理由としましては、生活習慣病の重度化とか重症化等に基づく

ものが大きいということもありまして、生活習慣病の予防が大事だと、健康的な生活習慣に取り組んでいただくことが大切であるというふうを考えております。

そのためにどうするかといいますと、まずは県民お一人ひとりに、より多くの皆様にそれを実践していただくためには、その必要性とか、どのような取組を行えばいいのかということがさまざまライフステージに応じてあるので、それをいかにわかりやすく伝えていくかということが大事だと考えておりまして、まずは県民会議等を設置して、広くライフステージに応じてさまざまな県民の皆様方に取組項目等をお知らせすることや、そういう取組を支援する仕組みということで、今回はこのような事業を予算要求しているところであります。

【堀江委員】 例えば、イギリスで認知症が少なくなってきたと。そのためのさまざまな対策をとっていますよね、具体的な対策を。そういうことから見た時に、この事業、県民会議の設置とか情報発信とかというのは、響かないのではないかというか。

意識を変えましようと言ったって、意識を変えるまでに、そうならないような具体的な施策をとればいいんじゃないかという思いが、老人の交通費への助成を一つ例に挙げましたけれども、具体的な施策をすべきではないかと私は意見としてあります。

それから、各地域の課題への対応で352万8,000円ですけれども、3つの事業でそれぞれ幾らぐらいかけるんですか。

【小田口国保・健康増進課長】 内訳を申しますと、(1)市町インセンティブ制度の創設というのは、既定予算を対応いたしますので、ここではゼロになっております。でも、その中身を

申しますと1億円程度を考えております。

352万8,000円の内訳は、(2)が200万円、(3)が152万8,000円となっております。

【堀江委員】 例えば(2)離島地区健康阻害要因の実証というのは、具体的にどういうことをするんですか。

【小田口国保・健康増進課長】 離島地区では、現在でも県立大学におきまして、いろんな健康づくり等の実証に取り組まれているんですけども、ここを一つ想定して、地区を決めて、そこに運動習慣や食生活についての指導等を行いまして、そこで実証データを取りまして、いかに介入をしたら効果が出るのかというようなこと、及びその背景となります原因、課題等について分析をして、これをその他の地域とかにも波及させていこうというものであります。

【堀江委員】 この「健康長寿社会を実現する」という書籍の中にこういうくだりがあるんです。

地域が変われば認知症高齢者の症状も変わると。「1975年に東京と沖縄における認知症高齢者の症状を巡って興味深い調査結果が報告されている。それによると、東京都の65歳以上の人口の約5%は認知症と診断され、その半数で妄想とか幻覚などの周辺症状が見られたという。一方、沖縄県の南城市の65歳以上の住民のうち約4%は認知症と診断されたが、周辺症状を示した方は皆無であった。東京も沖縄も認知症の重症度は同じ程度であったにもかかわらず、周辺症状が東京では半数で見られたのに対し沖縄ではなぜ皆無であったのか。例えば、認知症患者が街を徘徊している場面を想定してみよう。沖縄では認知症高齢者が街を歩き回っても、周りの人々は、その老人がどこの誰なのかを知っており、危険がないように見守り続ける。そして、適当なころあいを見計らっては誰かが声を

かけて家まで送り届ける。これが、地域全体で認知症患者を受け入れるということである。だから、認知症高齢者は不安にならず、生活行動を抑制されることもなかった。その結果、周辺症状は起こらなかったであろう」

私が言いたいのは、地域によって違うんですよ。だから、離島の健康障害の要因を実証して、それをほかの地域に当てはめるとするのであれば、それは違うんじゃないかというふうに私自身はこの本を読んで思ったんですけど、その点はどうですか。

【小田口国保・健康増進課長】説明が不十分で申し訳ありませんでした。ほかの地域というのは、第一義的には同じような離島地域ということ想定しておりまして、かつ、集落の構成とかが近いものについて波及をさせていきたいという意味でございます。

【堀江委員】まあ、逆に言えば、離島地区ではなくて都市部をこれは見た方がいいのではないかというふうに私は思います。

最後にしますが、2の（1）は、国保の特別交付金を活用して、評価した市町のみで交付金を与えるということですか。

【小田口国保・健康増進課長】市町ごとに、例えば健康増進事業の取組状況や成果に応じてインセンティブを与えるということでありまして。これは市町とも事前に協議をしておりまして、この制度の創設についてはご理解いただいているところです。

例えば成果の基準とか、どの程度の数に付与するという点については、今後、具体的に協議していくところであります。

【堀江委員】私は総じて、この1,214万円の使い方を否定はしませんけれど、健康寿命という健康で日常生活に支障のない期間をどうつくる

かという観点からした時に、非常に視野が狭く具体性がないのではないかと、反対はいたしませんけれども、ちょっとそういう意見を持っているので質疑をさせていただきました。

【近藤委員長】ほかにございませんか。

【松本委員】引き続き、健康長寿日本一の長崎県づくり推進事業の質問をさせていただきます。

先ほど堀江委員からもありましたとおり、健康増進の政策は各市町でも今やっていて、県でももちろん今までやっていたわけですね。

その中で日本一を目指すということですが、先ほどあったとおり、会議をすることが目的ではなくて、もちろん大事な案件ではあるけれども、システムだけつくっても、やっている事業が今までと同じだったら改善はしないわけでありまして。ましてや、市町でも取り組んでいること、もちろん国も取り組んでいることございます。やっぱり実効性を伴う中身の方が、先ほど堀江委員から話があったとおり必要だと思うんです。

じゃあ、県の役割とは何なのかというと、インセンティブも大事ですけども、21市町をまとめて全部を集めることができますよね。県内21市町の中でも健康寿命が違いますよね。高いところと低いところがありますね。

いわゆる情報の共有化をしっかりと、健康寿命が高いところの情報を、他の市町でも県でも参考にできることは取り入れて、また、低いところに関しては、なぜそのように低くなったのかを検証して、そしてその部分の改善点をまた21市町で共有して取り組んでいくと。そういったところを具体的にやっていかなければ、会議だけをして終わりという形になってしまうことに対して、先ほどの質疑があったのではないかなと思います。

その金額というよりも、もともと健康長寿に関わる行政だけではなくて民間の団体等もございますので、そういったところも巻き込んでいく。行政はあくまでも制度をつくるのが仕事でありますので、そういった意見を取り入れてどんどん外に出していく。要は県民にどんどん参加していただく。そして、その中で健康長寿に対しての意識を県民に持っていただく。この役割が大事だと思うんですが、ご見解をお尋ねいたします。

【小田口国保・健康増進課長】 県民会議の設置については、会議をすることが目的ではなくて、これを開く意義としましては、先ほどから申ししておりますとおり、また、委員からご指摘もありましたとおり、まず本県の健康課題を深掘りしたものをわかりやすくご説明をして、今どういう状況にあるのかという共通認識を持っていただくということと、もう1点は、ライフステージに応じて県民の皆様方それぞれに、どういうことに気をつけて、どういう取組をすればいいのかということ、本当にわかりやすく説得力を持ったものをそこにお示しして、それぞれの構成団体から構成員に対しまして働きかけをしていただき、今後、県民にいかに実践していただくかということを仕組みとして継続的に取り組んでもらうために行うものであります。

そういう意味でありますので、十分に説得力のある情報提供も行いますし、そういう取組も示しますし、また好事例、市町とか各団体においていい結果を出しているものにつきましては当然その中で紹介をしまして、好事例の横展開も図っていきたくて考えております。

【松本委員】 その中身がこれから公表されていくと思いますし、そこがわかり次第出していきたい、そして結果に結びつくような具体的な

実効性のある会議をしていただきたいと思います。

2つ目に、横長資料8ページの人工内耳装用児に対する言語取得の支援について、お尋ねをいたします。

これは国庫で、全国的な事業モデルを構築するための療育方法や多職種による介入方法等に関する実態調査に要する経費ということで、調査をすることが目的になっているんですが、この調査をした後が大事だと思うんです。

この調査の後、県としては人工内耳装用児に対してどのように対応するのか、お尋ねをいたします。

【桑宮障害福祉課長】 委員のご指摘のとおり、この事業は、国が指定課題を募集して実施するものでありまして、国の調査の目的としましては、早期に人工内耳を手術した児童に対して、医師とか言語聴覚士、教職員、自治体職員等による支援手法について標準化するための根拠を収集することを目的に本事業を公募したものであります。

それを本県にどう活かすかという話ですが、本県の場合、県内の医療機関において、人工内耳手術後の療育方法など先進的な取組をしている医療機関もございます。こうした医療機関におきましても、今回の先進県の実態調査等を通じて先駆的な知見を得ることで、さらに本県の聴覚障害児の療育の質の向上につながるのではないかと考えている次第です。

【松本委員】 国庫だけだと、国から言われて調査をしますというような認識にとらわれてしまうので、その後の人工内耳装用児に対しての取組みについて、しっかり実施していただきたいと思います。

そして、こども政策局の横長資料の11ページ、

こども未来課のながさき少子化克服戦略構築事業費が1,414万円の減になっております。少子化克服というのは大変重要な案件だと思いますが、大幅に減になっている要因をお尋ねいたします。

【濱野こども未来課長】今お話がありましたながさき少子化克服戦略事業1,414万円の減は、横長の事業概要のところに書いてありますように少子化克服戦略作成業務委託の減です。

国の少子化交付金を活用しまして、市町ごとに合計特殊出生率の要因を分析する委託業務しております。当初は中央のシンクタンクにお願いをするように考えておりましたが、国と相談する中で、地方の実情をよくわかった地方のシンクタンクを活用してやってはどうかといったご意見もありましたので、基本的には県の職員が、企画調査段階から地方のシンクタンクと一緒にするようになりまして、その分でかなり県の職員がした部分が出てきたというようなこともありまして委託料が減になっております。

【松本委員】県の職員が直接したから安くなったという答弁でしたが、では、なんで最初からそうしなかったのかなというところです。同じような調査で、県でできるものであれば。

外部に委託すればコストがかかるのは目に見えているわけございまして、国から指摘があったから地元のシンクタンクを使ったというところもあるでしょうけれども、今後こういった調査をする時には、予算も厳しい中ですので、今後はできる限り。

ただ、外部に頼まなければならないような案件もあると思います。だから、県職員でやるのか、外部に頼まなければいけないのか、その根拠も明確にして、できる部分に関しては、ぜひこういう形で進めていただきたいと思います。

あと一つ、こども家庭課で、17ページの児童虐待防止・支援体制強化事業も109万円の減になっています。児童虐待に関しても大変重要な案件だと思っておりますが、この予算減についてお尋ねいたします。

【今富こども家庭課長】この事業の減の理由は、児童福祉司や施設職員に対する研修をこの事業で行うんですけれども、もともとの予算では外部講師で研修を行うようになっていた部分を、全て外部講師でやるのではなく、県内の有識者とか児童相談所の職員で対応したことによりまして減額となったものでございます。

【松本委員】これも先ほどと同じで、外部に頼む予定にしていたけれども、県の職員でできたから下がりましたということですね。

児童福祉司の研修というのは非常に大事な研修であると思いますが、ここも外部講師でしなければならなかったのではないのかと。県の職員で本当に目的が達成できる研修ができたのかというところ、内容までは確認をしておりますが、そこの部分は児童福祉司の方々の意見も聞いて、今後どうしていくのかですね。

予算を使わなかったことが良となるのか、それとも内容がもっと専門的なことを聞いた方がよかったんじゃないかと意見が分かれると思いますので、そちらに対しては今後しっかりと精査をしていただいて、来年度以降取り組んでいただきたいと思います。以上です。

【深堀委員】私も、健康長寿日本一の長崎県づくり推進事業費について、お尋ねをしたいと思います。

この事業を実施するという事はもちろん賛同していますけれども、まず最初に確認したいのは、本県においては、平成13年から健康ながさき21という活動もやっていますよね。それに



オンする形で取り組むわけですけれども、こういった事業に取り組むに当たって、先進県の取組を調査されたのかどうか、そのあたりをまずお尋ねします。

【小田口国保・健康増進課長】 現在、健康寿命が長い県とか、最近取り組んで行っている県など、全国の状況については調査をしております。

その中で共通して主に見られるところとしまして、今回本県でも計上しております県民会議等の推進組織とか、サポートメイトみたいな身近な草の根の活動支援や協働企業の募集等が多く見られております。

【深堀委員】 総論的にじゃなくて、具体的にどういった県の取組を調べたのかというのを確認したかったんですよ。

静岡県は、昭和62年から日本一健康県を目指して取り組んで、昭和の時代からずっと続けて、かなり上位に上がってきたという実績がありますね。

こういった本当に頑張っている県のやり方をどこまで調査したのか、うわべだけではなくてですよ。そういったところをちゃんと確認をしながら本県と結びつけていくことが必要だと思うんですけども、例えば現地に行って先進県の取組をつぶさにちゃんと確認をしたのかということを知っているんですよ。

【小田口国保・健康増進課長】 現地に行って確認をしたかということ、そこまではしていないんですけども、47都道府県全ての取組につきましては、公表されている情報とか電話等に基づきまして、資料を取り寄せて分析調査をしております。

【深堀委員】 これは要望ですけれども、ネットでわかるような資料だけで、その苦勞が本当にわかるのか。確かに資料はいっぱい公開されて

いるでしょうけれども、その取組の中で苦勞されたこととか、いろいろ困難なことがたくさんあったはずですよ。そういった見えないところまで、やっぱりちゃんと。

ものすごく大事な事業だと私は認識しています。大変な事業だと思います。ものすごく難しい事業だと思う。だから、それぐらいの覚悟で臨まないといけないということをぜひ申し上げておきたいと思います。

それで、先ほどからこの件について議論があって、実効性のある会議なのか、より具体的な対策をとるという意見もありました。

私が考えるのは、この事業で一番大事なものは分析だと思います。本県の健康寿命の分析。なぜこれぐらいか、他県と比べてどうなのか。例えば塩辛い漬物を好む人が多いとか、いろいろあるじゃないですか、他県の取組の中で。本県がこの位置にある、健康寿命が平均寿命よりこれだけ短い特性を調査し分析することが一番大事なことであって。だから、そういう意味では会議体も重要だと私は思っています。

そこで確認だけでも、県民会議のメンバーと、どういうことを議論するのか、そこを教えてください。

【小田口国保・健康増進課長】 先ほどの、他県に調査に行ったかということについて答弁を修正させていただきます。

大分県に対しましては、昨年、取組の状況の現地調査を行ったところであります。

先ほどの質問の県民会議でどういうことをするのかということではありますが、本県の健康寿命が短い原因、課題については、プロジェクトチームにおいて分析をまだ続けております。ここは、委員ご指摘のとおり、いかにわかりやすく分析した結果をお示しするかが大事だという

ふうにご考えております。

県民会議におきましては、それを踏まえたところで各ライフステージに応じて、じゃあ、例えばどういう分野に優先的に取り組むべきなのかとか、日常生活においてどういうことをすれば気軽に取り組むことができるのかというようなことをお示しして、取り組んでいただきたいということをご考えております。

県民会議のメンバーにつきましては、市町をはじめ医療保険者、例えば協会けんぽとかあります。あとは医療関係の団体、そして経済団体や報道機関等を含めまして、今のところ70団体程度をご考えております。

【深堀委員】プロジェクトチームという話がありましたね。そのプロジェクトチームはどういった構成ですか。

【小田口国保・健康増進課長】プロジェクトチームは、本県の健康課題の深掘りや、今後の施策の方向性等について議論をするために、本年4月に設置したものであります。

メンバーは、健康ながさき21に今まで関与されてきた方や、地域医療や食、運動などの大学の先生方を中心に構成しております。議論を活発化させるために、チーム自体は6名程度で構成しております。

市町とか関係団体については協力団体ということで、アンケート調査や場合により個別のヒアリング等を実施して、プロジェクトチームでの議論に反映をさせております。

【深堀委員】先ほど私は分析が大事だと申し上げて、その分析についてはプロジェクトチームがやっていると。プロジェクトチームのメンバーを今おっしゃったんですけど、その中に公衆衛生の専門家は入っていますか。

【小田口国保・健康増進課長】入っております。

具体的には、健康ながさき21でも中心的な役割を担っていただいております草野先生に参加していただいております。

【深堀委員】そこが入っているということなので安心はするんですけども、そういう専門家じゃないと絶対にわからないと思いますよ、分析とか。

その対策について、プロジェクトチームの結果に基づいて今度は県民会議でと言うけれども、県民会議は、市町とか保険者とか医療団体、経済団体も入っていますけど、確かに広く意見を聞くのも大事なんですけども、そこにも公衆衛生の専門家が入らないと、私は、うわべだけの結果になりそうな気がして危惧するんですけど、そういうところは大丈夫ですか。

分析に基づいて、その対策の何かの事業を打ち出す時に、それが本当に本県の健康寿命を上げる施策に絶対につながるかとかね。対策って、ものすごい数があるはずですよ。そのどこを選択するかということも、専門家の意見ってものすごく大きいと思うんですけど、その点、私が危惧しているところはクリアできていますか。

【小田口国保・健康増進課長】プロジェクトチームで課題や原因を分析して、それに基づいて施策の方向性は検討しますけれども、県民会議は、プロジェクトチーム等で検討しました原因とか結果とか、どういう取組をすればいいかということをごそこで広くお示しして、後はそれぞれの構成団体がそれぞれの活動につなげていただくということをご考えておりますので、県民会議の中で施策の議論や協議を行うということは、一義的には今のところ考えておりません。

【深堀委員】ちょっと待って。そうしたら、何のために県民会議をするのか。私の認識は、健康寿命を延ばすために、統一的な行動目標とか

施策、そういうものを県民会議でするんだらうと。

今の課長の答弁では、プロジェクトチームが分析した結果を出して、それぞれの団体がそれぞれでやってくださいね、みたいに終わるようなふう聞こえたんだけど、そうなのか。

【小田口国保・健康増進課長】説明が不十分で申し訳ありません。

課題や方向性を共有するという意味で、そこでお示した結果につきまして、本県はこういう状況だからと現状と課題の共有をして、なおかつ、それぞれの働きかけ及び連携ですね、いろんな各主体間の連携については、当然その会議の場で協議と申しますか合意等を図っていく必要があると考えております。

先ほど説明しましたのは、全体的な方向性等については、県民会議もありますけれども、その他プロジェクトチームとか市町における会議等もありますし、健康ながさき21の会議もありますので、そのさまざまな場面で施策の詳細については検討していく状況になると考えております。

【深堀委員】ちょっとよく理解ができなかったんですが、ものすごく長いスパンがかかると思うんです。本会議の中で、3年後にどうのこうのと数字が出ていたけど、私はそんなに簡単な話では絶対じゃないと思う。現に静岡県は、昭和62年、63年当時からずっと脈々と続けてここまで引き上げてきた。本県も10年、20年かけてでも健康な県にしてほしいわけですよ。

それを考えた時に、やっぱりいろんな事業をしていかなければいけない。その中でまずは分析をしっかりやって、どういう事業が長崎県の健康寿命を延ばすのに一番いい施策なのか、優先順位をつけながら事業をしていかなければい

けない。その事業の展開の部分がよく見えな

いんですよ、今の課長の答弁では。会議をするまで。それが事業では絶対じゃないですよ。そうではなくて、その次のステップをどう考えているのか。それを共有して、それぞれの団体がするなんて他人任せにしては絶対に延びないし、そこをどう考えているのかということを知りたいんですけどね。

【小田口国保・健康増進課長】今回補正で計上しております推進事業につきましては、健康長寿日本一を目指すに当たり基盤と申しますか最低限必要な仕組みというところでありまして、県民会議やサポートメンバー等により、これを着実に推進すれば健康寿命は延びるものと考えておりますけれども、日本一、トップレベルを目指すものでありますので、当然そのためには今後とも、まだいろんな施策を展開していく必要があるというふうには考えております。

今後予定しておりますのは、例えば、県内の共通のヘルスポイント制度とか、スマートフォン、アプリを使った情報の発信とか、そういうさまざまな取組を今後検討していく必要があると考えておりますので、それは今後、段階的に施策を展開していくと、検討していきたいというふうに考えております。

【深堀委員】まあ、今回は補正予算の話なので、本格的な事業費を計上しているわけではないので、そこまで言うべきではないのかもしれないけれども、今回の事業で次の事業に向けていく心構えというか、そういったところを聞いたかったので、今、少しそういったところに触れられたんですけども、これはものすごく長い事業だと思っておりますので、ここはずっと、都度、その結果等々も報告いただきながら、いろんな意見等々も言っていきたいというふうに思います。

事業の中で、離島地区の健康阻害要因の実証という項目がありましたね。離島部においては健康寿命が低いという結果が出ていると本会議の中でも答弁があったと思っています。

プロジェクトチームはそういったところも分析をしていると思うんですけども、離島部という自然豊かなところで、なぜ健康寿命が低いのかと私は少し疑問に思っていて、今、プロジェクトチームがやっているということなだけで、そこら辺の分析はできていませんか。

【小田口国保・健康増進課長】 離島部におきましては、これは介護保険を利用しました計算方法に基づくんですけども、健康寿命が本土部と比べて低いという結果が出ております。

その原因として考えられますのは、生活習慣を示す各種指標とか、主観的な健康感が低いとか、さまざまなデータはあるんですけども、その背後の原因はなぜかということについては、まだ継続して分析を行っているところでありますので、今の段階では、その理由についてお示しできるものはありません。

【深堀委員】 わかりました。そこも注視していきたいと思っています。

今の課長の答弁の中で、離島部が低いのは、介護保険の利用とか、そういったもので低いというふうな言い方をされたんですけど、そもそも堀江委員が最初に定義は何かという話をした時に、国民生活基礎調査に基づくものだというふうに答弁されましたね。そこと今の離島部の話は、数字の基準が違うんじゃないですか。どうなんですか。

【小田口国保・健康増進課長】 先ほど堀江委員に説明しました健康寿命の定義は、都道府県別で出ているものでありまして、都道府県の健康寿命とか日本全体の健康寿命というのはこちら

を使っているんですけども、この方式によりますと市町村別までは出ないものでありますので、市町村別に比較をする場合は介護保険を利用したものしか使えませんので、これを用いております。

【深堀委員】 わかりました。国民生活基礎調査では市町ごとに出ないので、別の角度の視点で調べたもので離島部が低いというのが見えてきたということなんですね。この問題はまた、おいおいお尋ねしていきたいと思います。

別件ですが、福祉保健部の分科会資料、平成29年度の専決補正予算の分でお尋ねしたいと思います。

幾つかあります。まず34ページ、救急医療対策費の中の医療施設耐震化臨時特例基金事業費がマイナス2,300万円ほど上がっているんですけども、この中身を教えてください。

【伊藤医療政策課長】 医療施設耐震化臨時特例基金事業費は、県内の救急医療を担う医療機関が耐震化を行う場合に、その補助を行っているものでございます。

平成29年度の対象は長崎川棚医療センターの耐震化工事を行っておりましたが、川棚医療センターの工事の進捗状況の遅れによりまして、工事の実績減による減ということでございます。

【深堀委員】 わかりました。ありがとうございます。

次に37ページ、指定難病対策費、これもマイナス7,400万円ほど計上されています。この内容を教えてください。

【小田口国保・健康増進課長】 これは、指定難病の患者さんに医療費の公費助成を一部行っておりますが、これの実績に基づく減であります。

【深堀委員】 大目に枠を取っていたというのは一定理解するんだけど、7,400万円と数字が

大きいので気になったわけですが、そこはどういうふうに分析をされていますか。例えば、何かしらの特別な事情があったということはないでしょうね。

【小田口国保・健康増進課長】医療費ですので、年度が終わらないと、そこがよく見込めないというところもあります。ここがないというのは問題でありますので、枠は十分にこういう形で計上しているところであります。

【深堀委員】今の答弁で理解はするんですが、特別なことはないんですよね、特別なことはね。わかりました。

次は42ページ、介護保険事業費の中の介護職員処遇改善加算取得促進特別支援事業が960万円ほど減額ですが、この理由を教えてください。

【小村長寿社会課長】この事業につきましては、昨年度、処遇改善加算の新しい区分が設けられましたので、その新しい区分を取得するよう、また、加算を受けていない事業所に対しては加算を取得するよう、そういったアドバイスをする事業でございます。

昨年からはじめた事業で、ちょっと立ち上がりが遅かったこともございまして、実際の事業所の活用の実績が少なかったため、今回減額をお願いしたということでございます。

【深堀委員】立ち上げが遅かったというのは、いつから始めたんですか。

【小村長寿社会課長】実際に動き出したのは昨年の12月からでございます。

【深堀委員】そこは、なんで取り組みが遅れたのか。

【小村長寿社会課長】この事業につきましては、県の社会保険労務士会に委託をして実施をしたものでございます。

この事業と併せまして、昨年度は県内8圏域

に労働環境あるいは経営改善の専門家を配置いたしまして、各事業所からの相談を受けるような事業も併せて社会保険労務士会に委託をして実施をしたところでございます。8圏域の配置、事業内容、そういったものの調整にちょっと時間がかかったので実際の取りかかりが遅くなったものでございます。

【深堀委員】確認だけでも、この事業は平成30年度も引き続きやっているんですよね。

【小村長寿社会課長】今お話ししました2事業につきましては、今年度も引き続き実施する予定でございます。

【深堀委員】ということは、事業が遅れたことによって事業者の皆さんが不利益を被っているということは、今のところはないという理解でいいですね。

最後です。48ページ、原爆被爆者対策費の中の在外被爆者支援事業がマイナス1億6,500万円の計上になっています。これも同様に、どういった理由でこういう大幅な減額になったのか、お尋ねをしたいと思います。

【橋口原爆被爆者援護課長】韓国における医療費助成でございまして、こちらも医療費助成という性質から、年度末までしっかりと予算を確保しておく必要があるというものでございます。また、これも国費で財源が措置されているものでございます。

具体的に韓国の方で、平成28年度から援護法による医療費の助成が適用となり、併せまして30万円までは法定外、いわゆる予算事業としてこれまでも年間30万円までは医療費を補助していたということがございます。

結果といたしまして、昨年度の実績といたしましては、例えば利用者件数を予定といたしましては2,500人程度を見込んでいたところが

2,260人、約9割、先ほど30万円までと申し上げました助成費の単価が21万6,000円、約7割となるなど、結果としてトータルの実績が下がったことにより、これだけ専決として処分させていただいたものでございます。

【深堀委員】 結局、要は実績減に伴うと。内容が国費だからというのもあるんだけど、1億6,500万円というのは大きいですよ。一人当たり上限が30万円だとしたら、これは何人分なのかと、すごい数になるわけであって。そこはある程度、予算配分をする時の精査あたりはちょっと検討した方がいいのではないかと申し上げて終わりたいと思います。

【山田(朋)委員】 私も、健康長寿日本一の長崎県づくり推進事業費について伺いたいと思います。

市町インセンティブ制度の創設で1億円ということで、有益な健康増進事業を実施する市町への支援を実施するとありますが、今年度から始めるので、初年度に、例えば実績に応じて配付するわけにはいかないのかなと。

私がこれを見た時に思ったのが、それぞれにプレゼンじゃないですけど、企画を出していただいて、その企画で初年度は配分をしていくのか、そうじゃなくて年度末の実績で評価して配分していくのか、どういうふうにやるのかを教えてください。

【小田口国保・健康増進課長】 具体的な配分基準については、今後、早急に市町と協議を行うんですけども、現在、県の方で市町にお示ししておりますのは、例えば食とか運動とかの日常生活面におきまして、特定健診の中の間診票で食習慣の改善とか運動習慣の改善というチェック項目の改善率等を指標化するとか、食生活改善推進員の人材養成に取り組むとか、そうい

う成果指標的なものを設定して、それを一定点数化等をしてインセンティブを付与したいと考えております。

【山田(朋)委員】 食や運動の改善率とか、食生活改善推進員さんの数とか。

21市町、食生活改善推進員さんがいないところは無いんですよね。（「はい」と呼ぶ者あり）

この1億円、いつ配分するのか。21市町どこも事業はしていると思うんですけど、その事業内容のプレゼンとかは特になく、新しくやるんじゃないくて、今やっているものとかプラスアルファをする市町に対して、今から決めていく数字をもって配分をするというふうに考えていいんですか。

【小田口国保・健康増進課長】 これは、市町が今後行う事業の事業費等を補てんするものではなくて、これまでも市町はさまざまな取組を行っておりますけれども、今後、県が健康長寿日本一で目標とか重点項目等を決めますので、それに基づき取組を行った結果、指標が上がるとか成果が出るということについてインセンティブを付与することで、市町の取組を後押しするという意味合いで考えております。

【山田(朋)委員】 わかりました。ぜひ改善をされて、取組が進むことを期待したいと思います。

次に、離島地区の健康阻害要因の実証ということでありますけれども、県下21市町別の健康寿命は出ているんですよ。であれば、後ほど一覧をいただきたいと思います。今、配付できる状況にはないですよ。後ほどいただきたいと思います。

本土地区と比べて離島地区の健康寿命はどのくらいの開きがあるのか。離島によっても差があるのかなと思うんですけど、答えられる範囲で答えていただきたいと思います。

【小田口国保・健康増進課長】 本土と離島の介護保険を活用しました平均自立期間は、男性で1.34歳、女性で2.21歳の差があります。

【山田(朋)委員】 わかりました。結果としては1.34歳、2.21歳で、私はもっと開きがあるのかなと思ったので、少しは安心をしたところでありますけれども、ぜひ、この健康阻害要因を実証いただいた上で取組を進めていただきたいと思います。

これ、各離島によっても大分差があったりしますか。

【小田口国保・健康増進課長】 ただいま申し上げましたのは平均でありまして、それぞれにおきまして当然差はあります。

市町別の順番でいきますと、男性においては対馬市が20番目、壱岐市が18番目、五島市が21番目ということで、全体的に低い傾向にあるということは言えると思います。

【山田(朋)委員】 わかりました。後ほど、表をいただきたいと思っております。

県庁発の健康づくりの実践ということですが、県庁の食堂には当然栄養士さんがおられてメニューをつくられていると思っておりますけれども、健康づくりに関わって新たなメニューの開発とか、民間ではタニタ食堂と一緒に共同開発されているところもあつたりしますが、そういった考え方があるのかどうか。

【小田口国保・健康増進課長】 先日、県庁発の健康づくりということでヘルシー朝食会、勉強会を県庁の食堂で行ったんですけれども、これは食堂としてではなくて、朝食を職員が持ち寄ってするものであります。

ヘルシーメニューにつきましては、これまでも「ながさき健味んメニュー」というものを設定して各飲食店に普及を目指しておりますので、

そういう観点から県庁のレストランにもお願いをしているところでありまして、昨年度、メニューの認定を実際受けたところであります。

【山田(朋)委員】 わかりました。県庁から実践していただくと県民の皆様にもわかりやすいと思いますので、ヘルシーメニューとかいろいろあったと思うんですけれども、健康に特化したようなメニューもぜひ考えていただいて、充実をしていただきたいと思います。

あと、クラウドファンディングの活用とありますが、目標額の設定をお聞きしたいと思います。

【小田口国保・健康増進課長】 570万円、500万円程度を想定しております。

【山田(朋)委員】 これは、県がするんですよね。民間の会社を使ってやるんじゃないかと、県がやるんですか。

民間の会社を使うんだったら、目標額にいかなかったらもらえなかったりするものがあるんですけど、どういうふうにするのか教えてもらっていいですか。

【小田口国保・健康増進課長】 クラウドファンディングの仕組みに基づきまして集めるんですけれども、具体的な手法、内容等については、今後、契約等の中で決めていきます。財源ですので、集まった額の範囲内で行うことになるかと思います。

クラウドファンディングの仕組みを活用して充てます費用はサポートメイト等の活動経費などですので、できる範囲で実施していきたいと考えております。

【山田(朋)委員】 まだ具体的にどういうところを使ってやるとかと決まっていないという話みたいでした。

ものによって、達成しなくてももらえるもの

もあるし、達成しないとだめになるものもあるんです。だから、達成額が増える分には問題はないと思いますので、多分、この570万円がもっと増えれば、もっとサポートメイトさんとかの活動に使えると思いますので、どのツールを使うことが一番効果的なのかというのもよく検証していただいて、成果を上げていただきたいとご期待申し上げ、終わりたいと思います。

【麻生委員】健康長寿日本一の長崎県づくりの補正予算についてお尋ねしたいと思います。

やっ和本県も健康寿命について取り上げていただいて、ありがたいと思っています。うちの宮本議員も、議員になって盛んに健康長寿の問題については取り上げてきました。

本県の事業は、平成30年度から県が保険者となりましたし、各市町との連携もできると思います。そういう意味では、県がこういった健康づくりについて情報発信して、やるよと言うことについては大きなインパクトがあると思っていますよ。

ただ問題は、健康長寿日本一長崎県民会議を設置されますけれども、細かな動きは各市町じゃないとなかなかとれないんじゃないかと思っています。県があらかた大きな目的を持って、さっき話も出ていましたけど、健康ながさき21がありますし、どう違いがあって、どういったところで目標達成をやっていくのかとか、そういった具体的なことを各市町の末端まで落とせるかどうか。

それと、私は前に長野県の中野市に行ったことがあります。佐久市に行くつもりだったけど行けなかったんで、中野市をお訪ねしたんです。そこは保健補導員という制度をつくって、区単位でやっているんですよ。2年間の任期で市長が任命すると。

皆さん、これになるとものすごくプライドといますか、名誉なことだという気運があつてですね。何ができているかという、実は特定健診の割合が伸びてくるんです。「皆さん、行きましたか」と啓発作業をやっていく。

そして、2年間やった中野市は、1年に1回、聖路加病院まで皆さん連れて行ってやると。皆さん、ボランティアで無報酬だったんですよ。皆さんで健康にしていこうよと、そういう気運を各市町が末端までつくれるかどうかということがあるので。

それと目くばせを。県としても、旗振り役となるんだったら、そこら辺までPDCAでチェックできるかどうか。そういう仕組みを今回の県民会議の中にも入れ込もうとされているのかどうか、その点をお尋ねしたいです。

【小田口国保・健康増進課長】まず、市町への支援についてでありますけれども、各地域における健康づくりの連携の中心は市町だと考えております。そういう支援をする意味で、県民会議におきまして、各団体等によってさまざま取組の連携を推進していきたいと考えております。

もう1点、健康ながさき21との関係ですけれども、現在も県の健康増進計画であります健康ながさき21で、さまざまな分野において現状とか目標とかを設定して取組を行っております。ライフステージごとの取組もありますし、食や運動、睡眠、休養とか飲酒、タバコ、いろいろあります。これは引き続き取組を行って行くんですが、今回、県民会議等においてお示しいのは、その中で重点的に取り組むべきようなものを、なおわかりやすく説明するということで、既存の健康増進計画のさまざまな取組の中で特に重点的に取り組んでいただきたいようなものについて、県民会議の場において広くお



示しをしていきたいと考えております。

地域における活動ですけれども、委員ご指摘のとおり、例えば長野県の保健指導員などの草の根の活動の意義とか効果は大きいものがあるというふうに認識しております。本県におきましても、これまでも食生活改善推進員とか、さまざまな方々が活動、支援をしていただいているんですけれども、今回の補正予算の中にもサポートメイトということで、地域で取り組んでいただく方々を登録をして実践していくような仕組みをつくり、なおかつこれを市町での、地域での活動の中に取り込んでいただきたいということで地域別ワークショップ等の開催等も考えておりますので、そういうところで推進を図っていききたいと考えております。

【麻生委員】サポートメンバーだとかサポートメイトで取組をされるという話がありました。

自治会の中でコミュニケーションがしっかりとれているところは、さっき言ったように食生活改善推進員だとか保健指導員とかという制度が成り立つかもしれないけど、なかなかコミュニティがない街中なんて、マンションではなかなかありませんので、そういった形で皆さんが触れ合えるようなシステムでも構わんと思っています。まずは実際にやってみて、どこまで展開できるかを途中経過でしっかりサポートし、進捗率を確認してもらいながらターゲット、目標をきちっと決めて進めてもらいたいと思っておりますので、その点はよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、病気関係の疾病に対する取組を幾つか分けてやりたいんだと言われておりますけれども、特に糖尿病に対する動きが各市町も顕著になっているんです。

長崎も実はCKDといいますか、クレアチニ

ンの問題を含めて、高ければそういったものを特にやろうとか、ないしは伴走型で全部していかうとかいう制度もありますけれども、具体的に糖尿病に対する透析関係については高い医療費がかかりますので、そういったことについても負担があるでしょうから、ぜひ幾つかのメニューを決めてやってもらいたいと思ひています。

先ほど先進県の話も出ていましたけれども、取組を確認してもらいたい。岐阜県とか山梨県とか、先進県がありますよね。特に健康寿命、特定健診の問題だとか、メタボだとか、そういったことをしっかり把握されて、順位が高くないから、目標達成をもっと進めていこうと、そういうターゲットを絞りながら、ぜひお願ひしたいと思ひしているところです。今回の取組については第一歩になったと思ひますので、ぜひ効果的な取組を進めていただくことを要望します。

あと1点、難病の予算についてのご指摘が先ほどありました。指定難病については疾患が303ぐらいまで広がってきて、今年も2億円ぐらい、本予算が膨らみました。そのことについては前回の予算の時に話をしたんですけれども、広がったことによって、今までは受けられた補助が受けられなかったという状況が発生してきているということは、一般紙から報道があつていました。今までの所得に応じて一部負担金が増えたのは事実です。だから、この分の補正も一部マイナスが出てきているのかなと思ひますけれども。

そのはざままで、難病であつて、潰瘍性大腸炎とかクローン病とかの皆さんが、ちょっと軽度になると負担が増える状況になってきていると言われておりますので、医師会ともよく連携していただいでですね。

難病というのは日和見なんです。良かったり悪かったりとか、突発的に出てきたりとかという状況があって、なかなか皆さんアナウンスできない。そういうことがありますので、この補正予算の中身がどういうことだったのかということは、後で結構ですから検討してもらって、そういう対策をぜひとってもらいたい。別途、議案外でやろうと思ったけど、ぜひ。

この前、毎日新聞で分析を出していました。全国的な傾向だということですよ。前は56疾患だったんだけど、今は303ぐらいになって、そういうことで難病の予算が増えたと言われていきますけれども、末端で受けている人たちの状況は大変厳しいということなんです。その現状認識はどうか教えてもらえますか。

【小田口国保・健康増進課長】 指定難病の医療費につきましては、医療費の実績に応じた支給にかかるものが多くて、2月補正の段階では正確な数字を出せないということで、今回このような報告になっております。

もう1点は経過措置の関係であります。委員がご指摘のとおり、昨年の12月末をもって難病法施行に伴う経過措置が終了をしております。この経過措置終了に伴い、本県におきましても、全国とほぼ同じ程度の方々助成継続が認められなかったということがあります。

経過措置の終了に伴いまして助成継続が認められなかった方々に対しては、今後、重度化した場合には支給申請をしていただかなければいけないんですけれども、どういうふうに情報とかを継続してお届けするかについては、例えば難病支援センターとか難病連患者会等とも協議、相談をしていきたいと考えております。

【麻生委員】 難病の方たちは、さっきも申し上げましたように日和見的なところがあって、い

い時もあれば悪かったりと、制度の周知が末端までいっていないという話があったりとかしてね。指定難病は1年に1回の切り替えで、申請主義なんです。ちゃんとした医師の診断がないとできませんから、そういう意味では大変対象が増えているなど。それと所得制限も出てきましたから、そういう意味では難病の人たちに対するハードルが上がってきたという感じがしているんですよ。

一旦受けられなかった人たち、前は一月に2,000円ぐらいで済んだのが何万円もかかるというような状況が見受けられて、そういう病気を持ちながら負担が増えてきたということもありますので、周知徹底もしてもらいながら、難病患者に寄り添った施策を展開していただきたいと思っています。

56疾患から今回、331疾患になったということでした。増えたということですので、ぜひ、ご理解とご支援を。

難病連に関して、まだまだ今からでしょうけれども、難病支援センターについても、まだ一部課題があるかなと私も思っております。もっと細かなアナウンスと、皆さんに徹底したご指導ができるような体制にしようと思っておりますので、よろしく願います。

【近藤分科会長】 ほかにございませんか。

【中山委員】 専決補正の説明資料48ページで簡単に質問します。

原爆被爆者対策費並びに原爆被爆者援護費が減っております。まず、原爆被爆者援護費3,100万円程度減になっておりますが、この中身と人数です。

それと在外被爆者支援事業の1億6,000万円については、先ほど深堀委員の質問で説明があ

りましたので、これは省略して、人数がどれだけいるのかということ。

さらに、長崎被爆体験者支援事業が2,200万円程度減になっておりますが、この内容と被爆体験者の数。

それと、原爆被爆者二世健康診断委託費が200万円程度減になっていますけど、この中身と原爆被爆二世の数です。この4点を教えてください。

【橋口原爆被爆者援護課長】まず原爆被爆者援護費3,100万円ほどの減でございますが、これは原爆の手帳をお持ちの方に対する手当でございます。支払いの件数といたしましては、対象が延べで約4万4,000件ほどとなっております。被爆者の皆さん自体は、やはり高齢化が進んでいるということで年間700人ほど、7%ほど減っております。それに伴いまして支給者も若干減っております。平成29年で大体4万4,000件ほどの支給となっております。（発言する者あり）被爆者の数は1万1,385名です。手帳を交付している方の数でございます。

それから、在外被爆者の数につきましては、私どもは韓国を所管しております。2,292名でございます。

長崎被爆体験者支援事業2,200万円の減でございますが、対象者が1,252名となっております。

それと被爆二世でございますが、こちらは健康診断の受診で、実績といたしましては463名の方が受診をされております。（「二世の数は」と呼ぶ者あり）被爆二世の数自体は、私どもは健康診断について国から委託されておりますので、健康診断としての数は先ほど申し上げたとおりでございます。二世の数そのもの、実態が何名いらっしゃるかということについては今、国の方で調査をしており、県内でどうかという

部分の確定はまだいたしておりません。

【中山委員】原爆被爆者がかなり減ってきたなと、やはり高齢化の関係でしょうね、1万1,385人しかおらんということでありました。

私も原爆被爆二世なんだけれども、健診の案内のはがきが届きよるよ。そうすると、数は把握しているんじゃないかと思うんだけどな。把握していないのか。

【橋口原爆被爆者援護課長】長崎市在住の方は長崎市からはがきが届いていると思いますが、私ども県の出先とかに申し込まれた方が大体600名いらっしゃいますので、そういう方たちにつきましては、翌年の受診について県からご案内を差し上げるという形をとっております。健康診断の受診者数は、平成29年で約600人、そのうち実際に受診された方が463人ということで、ご本人からの申し込みによりまして健康診断を国からの委託事業として実施しているものでございます。

【中山委員】それは長崎市に聞いて、人数を把握してくださいよ。僕は、希望してないのに毎年届いてるよ。恐らく、数を把握して、それに出していると思うんだよ。

言いたいのは、せっかく原爆被爆者二世健康診断をするなら、463人と非常に少ないと思うんだよね、私はね。せっかく健診のはがきを出す以上は、もう少し受診していただくように、促進策について長崎市とよく協議して、促進を図っていただきたいと要望しておきますので、よろしくをお願いします。

【近藤分科会長】ほかにございせんか。

【中島(浩)委員】専決補正予算の説明資料9ページ、長崎県地域医療介護総合確保基金繰入金で、病床機能の分化・連携推進事業費1,446万1,000円の減。

お話を聞きましたところ、回復期の病床医師の確保ができなかったということで、この移転費とか研修費が800万円ほど、この中に含まれているということです。今回、確保ができなかったとお話をお聞きしました。

これは来年度も、何らかの手を打たないと確保が難しいんじゃないかということだったものですから、あえて質問しますけれども、今後、この1年間でどのような対策を講じられるのか、お尋ねいたします。

【伊藤医療政策課長】 病床機能の分化・連携推進事業費の予算を削減した内容は、先ほど委員がおっしゃった、回復期機能を支える医療機関の支援補助金の実績減ということです。

今回、回復期を担うドクターを1名確保できたんですけれども、1年間は県内の医療機関にいていただくという条件等があり、途中で県外の大学の医局人事の中で異動されて、補助金の対象にならなかったということもございますので、補助金の要件を含めて見直しをしてまいりたいと思っております。

【中島(浩)委員】 見直しというと、具体的にどういった内容でしょうか。

【伊藤医療政策課長】 補助金の要件につきましては、これから見直しを検討してまいりたいと思っております。

【中島(浩)委員】 ぜひ、経過をお知らせいただければと思いますので、よろしく申し上げます。以上です。

【浅田副会長】 1点だけお伺いしたいのですが、先ほど質問に出ました健康長寿のクラウドファンディングの件です。

ガバメントクラウドファンディングの場合は、住民税の控除とかがあるわけですが、これもそういうものと受け取ってよろしいんでしょう

か。

【近藤分科会長】 暫時休憩します。

-----  
— 午前11時32分 休憩 —  
-----

-----  
— 午前11時33分 再開 —  
-----

【近藤分科会長】 分科会を再開します。

【小田口国保・健康増進課長】 クラウドファンディングの仕組みにおいては、寄附控除的のようなものはないとなっております。

【浅田副会長】 もしかして私の記憶違いかもしれませんが、自治体が行うガバメントクラウドファンディングの場合においては、ふるさと納税と合わせたような形で、ふるさと納税の特化版として健康長寿のクラウドファンディングというタイトルで併せてというような考え方をしているところもあったものですから、どの流れなのかということの確認をしたかったんです。もしかして、これは私の間違いかもしれません。

これは、自治体ができる場合においてもクラウドファンディングの場合でもないというふうな返答でよろしいでしょうか。

【小田口国保・健康増進課長】 今回のクラウドファンディングは、例えばふるさと納税とか、その他の制度とは違って、一般的にインターネットを使って多数の方が少額の寄附を集めるという手法を用いておりますので、そういうものはないというふうに認識しております。

【浅田副会長】 やり方はインターネットということは十分わかります。

だとするならば、クラウドファンディングをやる場合、どちらかというと高齢者の方々はすごくやりづらい寄附制度であるということが1点と、県民の方からお金を集めるという意味においては、ものすごく失敗が許されない、覚悟をもった事業でなければならないというふうに

捉えられると思うんです。

今回の場合においては、私がぱっと見た時に、サポートメンバーという方が企業や団体でサポートメイトを、その位置づけで自発的な地域づくりをできるように助けていくという感じだったので、サポートメンバーの企業とかが寄付をするという意味合いにもとれてしまったものですから、どのような意識をもってクラウドファンディングをやるのか。570万円というのはわかったんですけども、長寿社会を目指すという流れの中において、この手法の打ち出し方、スキームをしっかりとしていかないと、逆に大変なことになるのかなと思ったのでお伺いをしています。

【小田口国保・健康増進課長】 委員ご指摘のとおり、今回はクラウドファンディングの位置づけで打ち出しております。これは、県事業として従来検討されてこなかったクラウドファンディングというものを打ち出すことによりまして、そのこと自体が県民の皆様健康づくりに関する認識を深める取組になるところもあると考えております。

この実施に当たりましては、プロジェクト全体をわかりやすく説明することと、投資していただいた方々にその成果等を感じていただくために、その事業の内容の周知とか、返礼品等についてはちゃんと工夫というか検討していきたいと考えております。

投資者としては、取組に賛同する県民の皆様方や長崎に家族のいる都市部の居住者、また、プロジェクトを応援していただく企業等を想定しております。

【浅田副会長】 控除ではなく返礼はあるということですね。

そんな中で目標値が570万円と、これを周知

徹底をしていくと。割と世代的には若い世代や企業とかになってくるわけですよ。費用対効果、コストパフォーマンスがどうなのかなというの若干、私としては疑問かなと。

やり方としてこういう取組を長崎県がやるというところで応援したい部分もあるんですけども、そのあたりをしっかりと打ち出していけないと、せっかく集めたファンド自体をうまく活用できない、それだけの見合ったものにならないということになりますので、ここは今後注視したいところではありますので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

【深堀委員】 先ほど聞き漏らしたことが1点だけあって、確認なんですけど、健康長寿日本一のことですね。

先ほど、課長の答弁の中で、分析についてプロジェクトチームでやっていますと。プロジェクトチームのメンバーはどういう方なんですかと聞きました。

今回上がっている補正予算の資料を見ると、プロジェクトチームのことには全く触れていないですよ。メンバーの中には大学の先生であったり専門家も入っているというお話だったじゃないですか。ということは、何らかの費用が発生していると思うんですよ。そこはどういう整理になっているんですか。

【小田口国保・健康増進課長】 健康増進計画、健康ながさき21におきまして、今までも各種審議会等、部会等を持っております。それらの経費を活用しまして、その中でプロジェクトチームの活動を行っております。

【深堀委員】 ということは、健康ながさき21のメンバーでやっているということになる。そうなるじゃないですか。それ以外の人を招いてやっているということになれば、健康ながさき

21の別の予算でということに、本当だったら。

健康長寿日本一のために分析プロジェクトチームをつくっているんでしょう。そうしたら、この予算でしなければおかしいじゃないですか。

【近藤分科会長】 暫時休憩します。

-----  
— 午前11時39分 休憩 —  
-----

-----  
— 午前11時39分 再開 —  
-----

【近藤分科会長】 再開します。

【小田口国保・健康増進課長】 今回の健康長寿日本一の長崎県づくりの事業をするに当たりまして、プロジェクトチームを設置して検討しているんですけども、これは今までの県の健康増進計画の発展上にあるものでありまして、健康ながさき21の既存の予算の中に、そういう会議とか外部講師等の謝礼等の予算がありますので、この既存予算を活用してプロジェクトチームにおいては協議を進めているところであります。

【深堀委員】 そうなっているというのは理解しましたけど、分析は重視して、この事業費をもうちょっと取って活用していくということも今後考えていかにやいかなのかなというふうに思います。しっかりと分析をしてほしいというのが主なのでね。

後で聞こうと思ったんですけど、健康ながさき21推進会議の会議結果報告が政策等決定過程の決議に基づく資料の中に載っていたんですよ。第2回の健康ながさき21推進会議の議事概要が載っていますよね、34ページに。これを見ると、健康長寿日本一に関しては全然話が出ていない、項目としてなかった。

先ほど課長は、健康ながさき21で云々という話をされたんですけど、この連動性というか、連携性というか、この資料では見えない、直近の

2月の会議はですね。これはどういうことなんですかね。

【小田口国保・健康増進課長】 健康ながさき21推進会議におきましては、昨年度は県の健康増進計画の中間見直しの年でありまして、その審議が協議事項の1番で、主な議題でした。

「その他」の「主な指標項目の年代別の状況について」というところで簡単な説明をしているんです。説明が不十分で申し訳ないんですが、この中で、健康ながさき21の中間見直しを行ったが、取組項目については、改善傾向にあるものの、まだまだ未達成の項目もあって、どうすれば先に進めるかということについて、年代別の状況等のデータを説明して、これがPTにながっていくんですけども、課題の深掘りとか分析等を深くして重点分野等を明らかにしていく必要があるということで、その他の（1）のところで健康長寿関係の議論をしているところであります。

【近藤分科会長】 ほかに質疑はありませんか。（発言する者あり）

【沢水福祉保健部長】 健康づくりの関係で、先ほどから各委員からいろいろお話が出ております。

深堀委員が言われたプロジェクトチームについては、知事が、3月定例会の中でプロジェクトチームを設置するというので、当初予算の説明の中で、プロジェクトチームは今回設置するんじゃなくて当初から設置していきますと申し上げたと思っております。

今、国保・健康増進課長から会議の中での話もありましたけれども、健康長寿日本一を目指していくためにどうするんだというようなお話も当然あります。

今回、6月補正で計上したものが、会議をつ

くるだけというような趣旨にとられている感があるんですけど、そうじゃなくて、もともと健康ながさき21という健康増進計画があって、その中でいろんな事業をやってきて、それは県だけじゃなくて各市町がいろんな事業をやられていると。県だけが事業をやるかという話には当然ならないので、そこは各市町の事業をやっている中で、さらに県民が健康づくりを実践していただく。そこをどうやったら実践をしていただけるのか、県民の意識に届く仕組みについて考える必要があるんじゃないかということで、今回補正予算で、県民に健康づくりを自ら実践してもらうための仕組みとか仕掛け、ここを制度化したものでございます。

当然、これをやろうとする時には他県の先進県の事例とかも含めて、県民会議もそうですけども、他県でやっている中で本県に不足している分がないかどうかも含めて調査して、必要な部分を限られた財源の中でどうやっていけばいいのかと、県だけが事業をやるという話ではなくて、本来は基礎自治体の市町が実際にやっておられますので、やっている中をさらに、繰り返しになりますけど、県民が健康を実践していただく仕組みが今回の話で、6月補正予算をやっています。

これを職域とか、あるいは団体とか、そういうトップの方たちから末端まで、健康づくりに対する意識を変えていただくというような仕組みで、個々の県民は当然今まで市町も含めてやっていますけれども、組織を含めて、これをトップの方から健康づくりに向けた取組をやっていくんだという意識づくりも含めて仕掛け、仕組みを今回予算に計上させていただいておりますので、そこはご理解をいただきたいと思っています。

【近藤分科会長】 ありがとうございます。

これをもって、質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了します。

予算及び報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第95号議案のうち関係部分、報告第2号のうち関係部分及び報告第3号については、原案のとおりそれぞれ可決・承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、各議案は、原案のとおり可決・承認すべきものと決定されました。

【近藤委員長】 次に、委員会による審査を行います。

暫時休憩します。

-----  
— 午前11時46分 休憩 —  
-----

-----  
— 午前11時46分 再開 —  
-----

【近藤委員長】 委員会を再開します。

午前中の審査はこれにとどめ、午後は1時30分より再開いたします。

しばらく休憩いたします。

-----  
— 午前11時47分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 1時30分 再開 —  
-----

【近藤委員長】 委員会を再開いたします。

次に、委員会による審査を行います。

議案を議題とします。

それでは、福祉保健部長より総括説明をお願いいたします。

【沢水福祉保健部長】 予算決算委員会文教厚生分科会でご説明いたしました予算議案を除く福祉保健部関係の議案につきまして、ご説明いたします。

福祉保健部の文教厚生委員会関係議案説明資料の1ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、第97号議案「長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」及び第98号議案「長崎県病院及び診療所の人員、施設等の基準に関する条例の一部を改正する条例」の2件であります。

議案の内容につきましてご説明いたします。

第97号議案「長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、知事の権限に属する事務の一部を市町において処理することに関して、移譲事務である病院医師の宿直免除について、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、根拠法令である「医療法」及び「医療法施行規則」が改正されたことから、所要の改正をしようとするものであります。

第98号議案「長崎県病院及び診療所の人員、施設等の基準に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、「医療法」及び「医療法施行規則」に定める基準が改正されたことから、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案外の報告事項についてご説明いたします。

和解及び損害賠償の額の決定について。

これは、公用車による交通事故のうち和解が成立した3件につき、損害賠償金合計33万8,107

円を支払うため、去る6月1日付で専決処分をさせていただいたものであります。

続きまして、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

2ページをご覧ください。

長崎県障害者基本計画について。

障害者基本法に基づき、平成26年7月に策定した「長崎県障害者基本計画（第2次改訂）」につきましては、本年度、計画期間の終了を迎えるため、平成31年度から平成35年度までを計画期間とした新たな計画を策定することとしております。

策定に当たっては、平成30年3月に策定された国の「障害者基本計画（第4次）」を基本としつつ、本県における障害者の現状や課題等を整理の上、長崎県障害者施策推進協議会等においてご意見を伺いながら作業を進めていくこととしております。

今後、11月末ごろをめどに素案を作成し、県議会のご意見をお伺いしながら、パブリックコメント等を実施し、平成31年3月末の策定を目指してまいります。

続きまして、認知症対策についてであります。

本県の認知症高齢者数は、2015年の約6万4,000人から2025年には約8万4,000人に増加すると見込まれており、認知症の人がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らし、住み続けられるよう、認知症の人やそのご家族、認知症に関わる介護サービス事業者や市町などに対する支援の中核的な役割を担う「長崎県認知症サポートセンター」を本年4月、県すこやか長寿財団に設置しました。

このセンターでは、認知症の人やその家族に対する相談支援や認知症の人の介護を担う人材を育成するための研修を実施するほか、若年性



認知症対策にも取り組むこととしており、去る6月1日に、若年性認知症の人に対する就労をはじめとして必要とされるさまざまな支援を関係団体が連携・協力して進めていくためのネットワークを構築するため、若年性認知症支援コーディネータを配置したところであります。

県といたしましては、引き続き、認知症サポートセンターを中心に、市町や関係団体と協力しながら認知症対策に取り組んでまいります。

続きまして、ヘルプマークの導入についてであります。

障害や難病などさまざまな困難を抱える方への理解を促進し、障害等をお持ちの方と障害等をお持ちでない方との共生社会の実現を目指して、6月1日からヘルプマーク・ヘルプカードを県の関係機関及び各市町の障害福祉担当窓口で配布いたしております。

ヘルプマークとは、義足や人工関節を使用している方、内部障害の方、妊娠初期の方など援助や配慮を必要としている方々が、このマークを身につけることで周囲の方々の支援を受けやすくなるよう東京都が作成したもので、現在、21都道府県で導入が進んでおります。また、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、わかりやすい図案記号としてJIS規格化されたことから、今後も全国的な普及の拡大が見込まれております。

県といたしましては、ヘルプマークを身につけた方が、日常生活のさまざまな場面で適切な支援を得ることができるよう、マークの普及啓発に取り組んでまいります。

その他の所管事項につきましては、2ページに掲載のアルコール健康障害対策推進計画について、4ページに掲載の長崎県ねんりんピックの開催について、障害者のスポーツ振興につい

て、5ページに掲載の「長崎県行財政改革プラン」に基づく取組についてで、記載内容のとおりでございます。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【近藤委員長】次に、こども政策局長より総括説明をお願いいたします。

【園田こども政策局長】文教厚生委員会関係議案説明資料のこども政策局をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第99号議案「長崎県安心こども基金条例の一部を改正する条例」の1件であります。

議案の内容についてご説明いたします。

第99号議案「長崎県安心こども基金条例の一部を改正する条例」につきましては、国の子育て支援対策臨時特例交付金に基づく基金の事業実施期限を延長することに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案以外の報告事項についてご説明いたします。

和解及び損害賠償の額の決定について。

これは、公用車による交通事故のうち、和解が成立いたしました1件について、損害賠償金合計3万7,666円を支払うため、去る5月17日付で専決処分をさせていただいたものであります。

次に、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

2ページをお開きください。

第三期長崎県教育振興基本計画の策定につきましては、現計画の終期が今年度末となっていることから、昨年11月に設置した県民各界各層の有識者等からなる「第五期長崎県教育振興懇話会」における6回の協議を経て、去る5月14日

に意見等を取りまとめた報告が提出され、今回、素案を策定いたしました。

この素案は、計画期間を平成31年度からの5年間としており、こども政策局の関係部分は、「主要施策の展開」の中に「幼児教育の推進」、「学校・家庭・地域が連携・協働して子どもを育む環境づくりの推進」、「魅力ある私学教育の推進」として整理しております。

「幼児教育の推進」では、幼児教育の質の向上や、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の連携の推進を図っていくこととしております。

「学校・家庭・地域が連携・協働して子どもを育む環境づくりの推進」では、ココロねっこ運動の推進やメディアに関する学びの機会の推進に取り組んでいくこととしております。

また、「魅力ある私学教育の推進」では、保護者負担軽減のため、私立幼稚園に対する経常的経費について、引き続き支援を行うこととしております。

今後、県議会をはじめ、パブリックコメント等による県民の皆様のご意見等を踏まえながら検討を進め、年内の策定を目指して取り組んでまいります。

合計特殊出生率について。

去る6月1日に、「合計特殊出生率」の平成29年の概数が公表され、本県は1.70と昨年より0.01低下し、全国順位は昨年と変わらず4位となりました。

今後は、県民の希望出生率2.08の達成に向け、県民の皆様が望む結婚、妊娠・出産、子育てができるよう、市町等との連携を強化し、結婚支援事業や子育て環境の充実に取り組んでまいります。

その他の所管事項につきましては、児童福祉週間の行事についてで、内容は記載のとおりで

あります。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【近藤委員長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、これより、議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】 質疑がないようですので、これをもちまして質疑を終了します。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了します。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第97号議案乃至第99号議案は、原案のとおりそれぞれ可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、各議案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、提出がありました政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料及び平成31年度政府施策に関する提案・要望について、説明をお願いいたします。

【渡辺福祉保健課長】 政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、福祉保健部関係についてご説明をさせていただきます。

まず、文教厚生委員会提出資料、福祉保健部の1ページをご覧ください。

補助金内示一覧表でございますが、県が箇所

付けを行って実施する個別事業に関し、市町並びに直接・間接の補助事業者に対して内示を行った補助金につきまして、本年2月から5月分の実績を記載しております。

直接補助金は、資料1ページから3ページに記載のとおりで計22件、間接補助金は資料4ページに記載のとおりで計4件でございます。

次に、5ページをお開き願います。

1,000万円以上の契約案件につきまして、本年2月から5月分の実績を記載しております。5ページから7ページに記載のとおりで、計14件となっております。内容は記載のとおりでございます。

次に、8ページをお開き願います。

知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、本年2月から5月までに県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものは、佐世保市からの1件となっております。それに対する県の取扱いについては、8ページから12ページまでに記載のとおりであります。

次に、13ページをお開き願います。

附属機関等会議結果について、本年2月から5月の実績は、長崎県福祉保健審議会高齢者専門分科会など計26件となっております。その内容につきましては、資料15ページから40ページに記載のとおりとなっております。

引き続きまして、去る6月6日から7日にかけて実施をいたしました平成31年度政府施策に関する提案・要望について、福祉保健部関係の要望結果をご説明いたします。

お手元の1枚もの、「平成31年度政府施策に関する提案・要望について（福祉保健部関係）」という資料をご覧ください。

福祉保健部関係におきましては、厚生労働省に対し、原爆被爆者援護対策等の充実について

の重点項目と、一般項目の5項目について要望を実施いたしました。

特に重点項目につきましては、厚生労働大臣ほか10名に対し、里見副知事、徳永副議長、福祉保健部長により要望を行いました。

重点項目の原爆被爆者援護対策等の充実につきましては、国の責任において、被爆者の実態に即した援護対策を実施するよう求める必要があることから、蒲原事務次官に対しまして、高齢化する被爆者の声や地域の実情を伝えるなど強く要望を行い、「被爆体験者の対象合併症の拡大については医学的に説明できるところについて検討していきたい」などのご意見をいただいたところでございます。

このほか、離島僻地における医師・看護師確保の充実、看護人材の育成・確保など5項目の一般項目につきまして、厚生労働省の所管課長等に対しまして要望を行ったところです。

以上が、福祉保健部関係の要望結果でございますが、今回の政府施策に関する提案・要望の実現に向け、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上で報告を終わります。

【濱野こども未来課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました福祉保健部こども政策局関係資料について、ご説明いたします。

1ページをお開きください。

補助金内示一覧表でございますが、県が箇所付けを行って実施する個別事業に関し、内示を行った補助金について記載しております。本年2月から5月の実績は、直接補助が8件、2ページになりますが間接補助金が6件であり、内容は記載のとおりとなっております。

次に3ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約案件について、本年2月から5月分の実績は、記載のとおり2件となっております。

次に6ページをお開きください。

附属機関等会議結果について、本年2月から5月分の実績は1件であり、その内容については、7ページに記載のとおりでございます。

次に、平成31年度政府施策に関する提案・要望の実施結果についてですが、1枚ものの「平成31年度政府施策に関する提案・要望について（こども政策局関係）」をご覧ください。

去る6月6日及び7日に実施いたしました、こども政策局関係の要望結果をご説明いたします。

こども政策局関係におきましては、私学及び県立大学に対する財政支援の充実・強化について、私立学校・幼稚園施設の耐震化に係る財源の拡充についての2つの重点項目について、要望を実施いたしました。

要望実績といたしましては、要望先が文部科学省であり、宮川大臣政務官ほか3名に対し、知事、議長、こども政策局長により要望を行いました。

このうち、「私学及び県立大学に対する財政支援の充実強化について」は、本県の私立学校は小・中規模が多く、財政基盤が脆弱であることから、経常費助成費補助金の拡充について強く要望を行い、「国全体として国庫補助と交付税措置の両方をできるだけ充実できるよう取り組んでいきたい」とのご意見をいただきました。

また、「私立学校・幼稚園施設の耐震化に係る財源の拡充について」は、本県は全国と比べて耐震化が遅れていることから、耐震化事業に係る国庫補助率を公立学校と同率まで引き上げることや、平成30年度までの時限措置となって

いる耐震改築工事に係る補助制度の延長について強く要望を行い、「耐震化事業は厳しい状況だが、最優先で支援をしていく、県の方からも機運を高めてもらいたい」とのご意見をいただきました。

このほか、一般項目、さらなる少子化対策の充実について内閣府、文部科学省、厚生労働省の所管局長等に対して要望を行いました。

以上がこども政策局関係の要望結果であります。今回の政府施策に関する提案・要望の実現に向け、引き続き取組を行ってまいりたいと思います。

以上で報告を終わります。

【近藤委員長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、陳情審査を行います。

お手元に配付しております陳情書一覧表のとおり陳情書の送付を受けておりますので、ご願います。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

【山田(朋)委員】 佐世保市から要望が出ております。

私も一般質問の中で佐世保市子ども発達センターの件を質問させていただいております。要望理由の3に、専門職の研修等を実施するなど地域の医療体制の整備に資する取組を推進したいと考えているというふうにあります。

この間の福祉保健部長の答弁だと、諫早の県立こども医療福祉センターじゃないと専門的な研修ができないようなご答弁だったかと思いますが、現場サイドにおきましては、佐世保の実情を言うと8カ月待ちというような状況で、スタッフがなかなか研修に出られない状況があります。

佐世保でもらえば、ほかの通所事業所の

方々が佐世保のセンターに来て研修を受けたりできると。その地域の療育の力が上がることによって、センターの受診から地域に移行ができると思うんですけども、そのあたりの佐世保市の要望に対しての考え方をいま一度お伺いしたいと思います。

【桑宮障害福祉課長】お尋ねの佐世保市の要望理由の3番にあります研修の件でございますが、一般質問の際に答弁させていただいた趣旨としましては、諫早のこども医療福祉センターでの研修の特徴としまして、こども医療福祉センターで実際に療育をやっている場を見ていただきながら、研修を受けたい方がどういう場面を見たいかということに合わせて、オーダーメイドの研修をつくってやっていると特徴であるという趣旨で答弁をさせていただいたところであります。

佐世保市の要望にある、県北地域で研修ができないかということにつきましては、佐世保市とも話はさせていただいているんですが、具体的にどういう研修をしたいかということがまだ具体化できていない部分もおありのように感じますので、密に話をさせていただきながら、私どものセンターの職員が向こうに行って研修を行うことも体制の中で可能ではあると思いますので、引き続き十分話をして、どういう研修ができるかについて考えていきたいと思います。

【山田(朋)委員】地域の療育力が高まるように、研修の工夫をぜひしていただきたいと思います。

理由の2番目にあります財政支援の件ですが、一般質問でも申し上げたように平成28年度の新患が388人、そのうち佐世保市外の患者が34人で約10%です。この近年を見ますと10%程度ぐらいは佐世保市外の方が佐世保市子ども発達センターを利用されています。人件

費で年間大体5,000万円の赤字が出ておられて、それを佐世保市の単独で財政負担をしている状況にあります。

この間の福祉保健部長の答弁の中で、それぞれ役割分担みたいなものがあるというようなお話もあったかと思いますが、私は、この財政負担に関してもさらにご検討いただきたいと思いますが、いま一度ご答弁をお聞きしておきます。

【桑宮障害福祉課長】佐世保市子ども発達センターで市外から診療を受けておられる方が1割程度あるということは、私どももお聞きしております。

このセンターを建設する際に、建設費については県で負担して、その後の運営費については佐世保市に担っていただくという考え方のもと、補助を始めた経緯がございます。

そして、病院の運営につきましては診療報酬で担っていくということが基本的考えでありますので、運営費の補助については困難であるという考え方を一般質問でも述べさせていただいたところであります。

【山田(朋)委員】もちろん診療報酬でやらないといけないんですけど、それでも赤字が5,000万円あると申し上げます、繰り返しますけど。

役割分担、建設の時にそういう話をきちんとしたのか。そうしたら建物のハード整備にお金をかけるから、運営費は一切、県に求めないとか、県は出さないとか、そういった明確な取り決めの話をしたのかどうか、そのあたりを教えてください。

【近藤委員長】 暫時休憩します。

---

— 午後 1時54分 休憩 —

---

— 午後 1時55分 再開 —

【近藤委員長】 委員会を再開します。

【桑宮障害福祉課長】 手元にある資料では、明確に例えば運営費を佐世保市の方で全額負担するといった協定を結んでいるとか、そういう資料は残っていないんですけど、基本的にセンターを整備する際の考え方として、建設までの支援は県がやりますと、残りの運営費については佐世保市の方で負担されると、どこまで明確に確認したかということとは別として、そういう理解があって佐世保市としては建設費の支援をしてほしいというご要望があって、それに県が応えていったのではないかなというふうに考えております。

【山田(朋)委員】 建設の時に助成していただいているのもわかりますけど、そういう時にこちらの思いは向こうに伝えていると、理解してもらっているというような感覚かなと思うんですけども、私に言わせれば、もやっとした感じがするので。

佐世保市も、そういう取り決めをしていたら、こういうふうに毎年、毎年要望を上げてこないのかなと思います。もし、本当に約束をしているのであれば。

きちんと取り決めができていない中で、県はハード整備をするから、それで自分の役割は終わったという県の立場の考え方だと思うんですけど、これは毎年毎年上がることと思っておりますので、私も言い続けたいと思っています。

もう1点、医師の派遣の継続であります。今、ご努力をいただいて佐世保市子ども発達センターに医師の派遣をいただいておりますが、何度も繰り返しますが、8カ月待ちという初診。子どもが健診等で少し障害があるかもしれないと、

ちょっと心配のある子どもさんの親御さんが8カ月も待つような状況にあります。小さな子どもの8カ月は、言わずと知れたことですが非常に大きいと思います。

療育の医師が慢性的に不足していることは理解をしておりますが、このことに対してどのような見解を持っているのか、福祉保健部長のご意見をお伺いしたいと思います。

【沢水福祉保健部長】 まず、先ほど障害福祉課長が答えました建設費の関係ですが、平成元年に長崎市のハートセンターを同じように整備しております。この時は建設費につきまして県も補助をしているということで、運営費については補助を行っていないという現状でございます。

私たちとしては、佐世保市子ども発達センターの部分も直接補助、建設費に対する合併特例債の起債の償還の部分に対して、県費として元利償還金の2分の1を平成27年から46年まで補助をしようということで現在も続けているところでございまして、我々としては、そういう役割分担のもとで補助をやっていくという考え方に立っているというのが一つでございます。

それと医師の関係でございますが、現在、佐世保市子ども発達センターは、医師の職員が育休をとられているという特殊事情もございまして、一過性の部分がちょっと長引いているのかなというのもございまして。

医師の派遣につきましては我々も、小児科の発達医師を追加派遣するとか、整形外科医も、こども医療福祉センターからは派遣できないので、そこについては「みさかえの園」から派遣をしていただくようお願いをしているということでございまして、できる限り我々としても、基本的には市の方でどうするかということにな

りますけれども、ご相談があれば、そういうところにつきまして我々もできる限りの支援はしていきたいという考え方に立っております。

【山田(朋)委員】 今、育休中であります。もしかしたら、育休と予定していたけれども、もう現場に戻るのをやめようかなとなったりする可能性もあるんですね。そういうイレギュラーな事情だという話はもちろん私も存じ上げておりますが。

これは根本的な問題として、初診だけはお医者さんしか診ることができないんですよ。長崎と諫早は大体3～4カ月待ちとお聞きしております。大体常にそのぐらい。今がイレギュラーに8カ月だと思いますけれども、根本的な問題として。

佐世保市も努力をして、厚生労働省に医師の派遣をお願いに行くとか、いろいろされているようであります。県も、佐世保市から言われたらするというようなスタンスではなく、療育の医師が県下において非常に不足している状況にあることを考えて、本当に必死に、この療育の医師を確保いただきたいと思います。見解を求めます。

【沢水福祉保健部長】療育の医師の確保につきましては、障害福祉課の方で予算化をして、民間の小児科医でこういうことを診れるような医師を増やそうという事業も行っておりますし、受け皿となるような施設もつくっていこうと検討、実施をしております。

佐世保市子ども発達センター、ピンポイントでこの部分に対してどうするかは佐世保市とも話をしないといけませんし、我々は何も手をこまねているわけでもございません。基本的には佐世保市、あるいは長崎市の障害福祉センターにしてもそうですけれども、なかなか足りな

いというようなお話をお聞きしますので、そこについては一応話をしながら、我々も協力できるところは協力していきたいというスタンスに立っておりますので、そこはご理解をいただきたいと思えます。

【近藤委員長】 ほかにございませんか。

ほかに質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、ご質問はございませんか。

【堀江委員】 こども政策局の3ページ、1,000万円以上の契約状況一覧表の中の「長崎県婚活サポートセンター事業」業務委託について質問いたします。

今回、いわゆるシンクながさきに3,024万円の契約金額ですが、これは平成29年度と比べてどうなのかを質問します。平成29年度の契約金額、それから応募は何者あったのかというのがわかりますか。

【近藤委員長】 暫時休憩します。

-----  
— 午後 2時 3分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 2時 4分 再開 —  
-----

【近藤委員長】 委員会を再開します。

【濱野こども未来課長】 平成29年は1者でございまして、平成30年度が2者の入札になっております。

金額は、平成29年は4,622万4,000円です。

【堀江委員】 私は、婚活サポートセンターがシンクながさきの契約ということで、総合評価一般競争入札になじむのかという疑問をしてきました。

これは平成27年度から始まっている事業なんですけど、これまでの答弁の中で当時のこども未来課長は、「シンクながさきありきの事業設定ではないし、別業者が代わってやれる事業でもございます」と。事務所は、「業者さんがかわられたらそれを使う、電話も使えばいいという話になりますので、あと、データマッチングシステムもそのまま使えます」ということで、要はシンクながさきありきの事業じゃないんだと、だから常に公募してやりますということなんですけど、応募の業者は平成27年度が3者、平成28年度、平成29年度はシンクながさきだったですね。

今回は2者あって、その結果は5ページにあるんですけど、これを見ますと、技術評価はシンクながさき以外の業者が高かったんだけど、結果として価格が合わなかったということで、結局シンクながさきが落札したというふうにとったらいいんですか。

【濱野こども未来課長】今おっしゃるとおり、落札できなかった業者の方が評価点は高かったんですけど、総合評価型の入札ですので、価格の方で超過をしたということでシンクながさきに決定をしております。

【堀江委員】職員の方がいますね、責任者の方であったり、相談の方であったり、事務の方であったり。公募して事業者が代われれば、その方たちはどういうふうになるんですか。シンクながさきが別の業者になったら、職員はそのままいるということになるんですか。

【濱野こども未来課長】あくまでも今の業者はシンクながさきで、シンクながさきが雇用されている方々ですから、もし仮に次の入札で別の会社になった場合には、当然その方たちとは別の方たち、別の業者が雇用される方が採用され

る状況になると思います。

【堀江委員】私としては、婚活サポートというのは経年してやるのが大事な事業だと思うので、もちろん総合評価、一般競争入札の方がいいとは思いますが、事業の中身によっては随契ということもあり得るんじゃないかというふうに思うんです。今度は人まで代わるとなると。

確かにシステムはそのまま置いておきますよと、でも、事業者が代われれば人も全部代わりますよということになると、果たしてそれでいいのかなという疑問もあつたりするんですけど、そこら辺はどんなふうにかえたらいいですか。

【濱野こども未来課長】婚活サポートセンターというのは、マッチングシステムを使って出会い、引き合わせをするんですけども、それと併せて婚活のサポートといいますか、相談業務をするんです。マッチングシステムは業者が代わっても県が提供しますので、当然できると思いますし、相談体制についてもマニュアルがあり、県が関与していきますので、業者が代わっても十分やっていけると考えております。

【近藤委員長】ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】ほかに質問がないようですので、平成31年度政府施策に関する提案、要望について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】質問がないようですので、次に、議案外所管事項に対する質問を行うことといたします。

【中島(浩)委員】先日、児童虐待で非常に悲しい事件が発生しまして、移管も含めて、受入体制の今後の取組状況についてお伺いしたいんです。

この間、知事の記者会見におきまして、「全



件提供するかどうか、これは警察を含めて協議をし、調整をしていかなければいけないものと考えておりますので、これからの協議・検討の中で、この課題についても含めて考えていきたい」と答えています。

これを受けて、今はどのような取組をされているのでしょうか。

【今富こども家庭課長】児童虐待の件につきまして、警察との全件協議についての状況ですけれども、この協議の中で2つ課題があると考えております。

1つ目は、児童相談所が持つ個人情報を、警察といたしながらも外部になりますので、その提供する場合の法的根拠がどうなるのかという点。2つ目としましては、どの段階の情報を提供するのかという点、この2つが課題であると思っております。

1つ目に関しては、個人情報を警察に提供することについては、児童虐待防止法の第4条に、地方公共団体の責務としまして関係機関等との連携を図るといことがございます。その提供する場としましては、児童福祉法の第25条に基づきます要対協の場、これがもともと想定されているところです。

そういう要対協の場ではなくて、警察と例えば児童相談所の二者で個人情報を提供することになりますと、その根拠はどうなっているのかということがございます。その点について国の方にも確認したんですが、根拠となる法令等は明確ではないというような回答を得ております。

そのため本県においても、現在のガイドラインに基づいて警察へ情報提供を行っているんですけども、その根拠につきましては、本県の個人情報保護条例の第8条第2項第3号にごさい

ます「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき」に該当するとして提供を行っているところです。しかしながら、全件提供となった場合については、全ての事案が緊急性があるのかという部分が問題になりますので、この条項を根拠にするのは難しいのではないかと考えております。

また、それ以外の根拠としまして、個人情報保護条例の第8条第2項第8号に、「審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当な理由があると実施機関が認めるときはこれを提供することができる」という規定がございます。この規定で提供できないかということが問題になるわけですけれども、この規定では単なる情報提供の場合は認められないと、情報を受けた警察がどのような目的で活用するのかを明確にする必要があります。そのため、この規定を適用するためには、情報提供を受けた警察がどのように行動するのかを含めまして警察と協議を行っていく必要があると思っております。

2つ目に、どの時点の情報を提供するかということについてですが、考えられる点は2つあると思っております。

1つは、児童相談所が受理した段階であります。受理したばかりの案件は、その後の調査で虐待と認定されないケースもございます。その場合、情報提供された家庭から児童相談所に対しまして訴えが提起されるということも考えられます。

2つ目としまして、虐待と認定した段階で提供するというものがございますけれども、受理後の調査には時間を要することもありますので、そういうやり方にしますと、場合によっては情報提供の時期を失する恐れもあるというふうに

考えております。この点についても、法的な課題を含めて検討が必要であると思っております。

警察とは、以上の2点について、今、協議を行っているところでございます。

【中島(浩)委員】 法の縛りがあり、個人情報に対する情報提供というのは非常に厳しいとお伺いしました。

そうなってくると県としましては、我々議会もそうなんですけれども、その辺を一定クリアできるような国の体制が必要になってくるんじゃないかと思っておりますので、我々は今回意見書を出させていただくんですけれども、県としても、できればそういう形で訴えていただきたいという思いがあるんですけど、いかがお考えでしょうか。

【今富こども家庭課長】 情報共有の点については当然、委員ご指摘のとおり法的な部分を整備していただくことが一番いいと思っております。そのことについては、国の方にも機会あるごとにお話ししていきたいと思っております。

ただ、その部分を実現するまでの間についてどうするかという部分があると私どもは思っております。この部分については、警察と協議する中で、今の法の中でできる部分は何があるかということをしっかり協議して、実施に向けて検討していきたいと思っております。

【中島(浩)委員】 お話のとおり、表に出ない部分はやはり調査してみないとわからないとか、警察が介入しなかった時点で事件が発生してしまうというケースも多々あるかと思っておりますので、現状の限られた条件の中でどれがベストなのかということのしっかりと、これからも恐らく協議されると思っておりますので、その辺を早急にまとめていただきたいと思っております。

次に、島原病院の小児科医師の件です。これ

は大場議員が一般質問で質問されました。

平成30年以降の対応について、やり方が変わっているとお聞きしました。研究費制度からのやり方がちょっと変わるということだったんですけれども、今度の新たな取組については、一定の期限があるものかどうかお伺いいたします。

【伊藤医療政策課長】 現在、島原病院の小児科につきましましては、長崎大学等が島原病院に島原地域小児医療研究室を設置する形で小児科医療を担っていただいております。島原地域の小児医療研究室は、平成26年度から5年間、本年度まで設置する予定で開設されたものでございます。現在、県と島原半島3市がその研究費を負担する形で、この小児科を開設しているということでございます。地元島原3市からは、来年度以降の島原病院の小児科医の安定的な確保について要望、意見があつているところでございます。

島原病院の小児科医の確保につきましましては、一般質問において答弁いたしましたように、県といたしましても病院企業団の構成団体の一員としまして、病院企業団や島原3市と連携して、現在その医師を派遣しております長崎大学等と、その支援のあり方を含めまして協議を行っているところでございます。県としては、来年度からの小児科医の確保につきましまして、長崎大学への支援のあり方について現在の支援とは別の方法を含めて、今、協議をしているところでございます。

いずれにいたしましても、島原病院の小児科医の確保につきましましては、最大限努力をしてまいりたいと思っております。

【中島(浩)委員】 確定はしていないんですか、この2名については。

【伊藤医療政策課長】 来年度以降の小児科医の

派遣については、まだ確定はしていません。

【中島(浩)委員】 もう時期が迫っておりますので、その辺は早めに確定していただきたい。

今後、3市の負担の金額自体は変わらないんでしょうか。

【伊藤医療政策課長】 来年度以降の費用負担も含めまして、今も島原3市と病院企業団を含めて協議をしているところでございます。

【中島(浩)委員】 ご存じのとおり3市で負担をしていただいていますので、自治体も財政規模が非常に厳しい中で、極力この負担が上がらないような形で継続できればと思っておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

次に、グループホーム等の関係です。

今、市町においては非常に空き家に困っておりますして、障害者施設とかのグループホームに結構利用されて、有効活用されているんですけども、一定スプリンクラーの設置が必要になってくるわけで、買取る場合は補助金が出ますと、賃貸の場合は出ませんというお話を聞いたんです。

買取りとなると、古い家でも土地も建物もあるものですから非常に投資がかかるということで、できれば賃貸に対しても支援ができないのかという考えがあるんですけども、その現状を確認したいと思います。

【桑宮障害福祉課長】 障害者のグループホームにつきましては、施設の入所者とか精神科病院の長期入院者が、退所したり退院後に地域社会で生活していくために、生活の場として重要な役割を果たしているというふうに認識をしております。

障害者グループホームへの支援につきましては、委員の先ほどのお話にありましたように、ホームの新築、改築、スプリンクラーの設置に

については、社会福祉施設整備費補助金の活用が可能であります。

スプリンクラーにつきましては、法人が取得するのではなく、賃貸の場合も利用できますが、空き家を活用した全体的な整備の場合は、法人が取得するのか賃貸かで補助できる場合とできない場合がございます。それ以外の要件もございますので、個別にご相談をいただければと考えております。

【中島(浩)委員】 スプリンクラーは大丈夫なんですね、賃貸でも。（「はい」と呼ぶ者あり）建物の新築とか改修については、恐らくそれは別なんでしょうけど。その辺の資料を後でいただけますでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に、認知症コーディネータの件ですけれども、若年性の認知症の方というのは、県で大体どのくらいいらっしゃるのでしょうか。わかれば教えてください。

【峰松長寿社会課企画監】 若年性認知症の実数につきましては、県では把握いたしておりません。

しかしながら、2009年に厚生労働省が発表いたしました若年性認知症の調査によりますと、全国の患者数は4万人弱というふうにされております。その国の推計方法を本県に当てはめますと、大体300人から400人程度いらっしゃるのではないかと推計をしております。

【中島(浩)委員】 高齢者の場合はケアとか生活の支援とかがあるんでしょうけど、若年層に関しては、若い方ですので、これからの就労とか金銭面とか、家族をお持ちの方は子育てとか、非常に多岐にわたって業務自体も専門性が広がるんじゃないかと思うんですけども、どういった方がなられて、どういった活動をなさるんでしょうか。

【峰松長寿社会課企画監】委員ご指摘のとおり、高齢者の認知症の方ですと、認知症のケアとか、生活のご相談とか、そういったところをつないでいくのがこれまでの相談ですが、若年性の認知症の場合ですと年齢が若うございますので、就労の継続とか生活費の確保、もしくはご家族の子どもさんの養育とか、より緊急性が迫っているようなご相談があるのではないかというふうに想定をしております。

ですので、若年性認知症のコーディネータとしては一定認知症に知見を持つ専門のコーディネータを配置したいということで、県のすこやか長寿財団に認知症サポートセンターを配置する中で、若年性認知症コーディネータを6月1日に配置いたしました。その方は、訪問看護師の経験を持ち、これまで認知症のケアにも携わられた方ですので、一定そういった方がご相談をされて、地域の方とか就労面とか生活面、学校のこととか、そういったところがございまして、今後、関係団体、関係者を集めた支援のネットワークをつくって、生活とか、相談される方により密着したような相談体制ができるようにネットワークをつくっていききたいというふうに考えております。

【中島(浩)委員】お話のとおり、窓口はその方でいいと思うんですけども、バックアップ体制ですよね。いろんな相談ごとに対して専門家の方がしっかりと対応していただけるように、その方たちが直接お話しできれば一番いいんでしょうけれども、その辺も含めてしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

【近藤委員長】ほかに質問はございませんか。

【麻生委員】今度の報告の中でヘルプマークの導入が決定されて、ありがとうございます。関係の皆さんに感謝申し上げたいと思いま

す。

そこでもお願いしたいのは、知事の記者会見でもヘルプマークの件について話が出ておりますけれども、そういう障害を持っている方、内部疾患の方が持つのはいいんですけども、これを広く認知をしてもらおうと。要は、こういうマークを持つ方は内部疾患があるんですよと、障害者なんですよということを皆さんにわかってもらうような啓発活動をやっていないと共生社会にならないということで、皆さんにポスターも作成してもらっていますけれども、これをもう一步、皆さんに周知徹底してもらおうような仕掛けづくりはできないんでしょうか。お考えはないのかお尋ねしたいと思います。

【桑宮障害福祉課長】委員のご指摘のとおり、ヘルプマークやヘルプカードを身に付けておられますが、マークの意味を県民の皆様が理解していなければ必要な支援、援助はできませんので、広く普及啓発が必要であるということは十分認識をしております。その観点から、ホームページ掲載による周知とか、あるいは県の広報紙、民間情報誌なども活用した広報に努めているところであります。

さらに今後どうしていくかというところではありますが、ヘルプマークにつきましては他県においても導入が進んでおります。他県における広報の先進事例としては、例えば民間企業をヘルプマークのパートナーとして普及をお願いする事例もあるようですので、そういった他県の事例等を踏まえて、本県でできるような取組がないか考えてまいりたいと思います。

九州各県につきましても、今まで未導入だった県において導入が進んで、今年度中に九州内では全ての県で導入が終わりそうな方向で検討されていると聞いておりますので、九州各県と

足並みをそろえたPRを今後できる可能性もありますので、そういったことも各県と話をしていきたいというふうに考えております。

【麻生委員】このヘルプマークについては川崎議員が最初に取り上げて、そういう障害を持っている方たちが最初に東京に行かれた時に入手されて、何とか県でお願いしたいと、そういう小さい声が実現したということで私たちも喜んでいるんです。

各県もそれぞれ普及が進んでまいりました。各交通機関の中に優先の座席とかありますけれども、広く徹底できるような啓発活動を、さらなる展開をお願いしたいと思います。よろしくお願いしておきます。

難病患者の件についてお尋ねしたいと思えます。実は午前中に難病患者の関係での話をさせていただきました。予算が減額されたということでした。

今年1月に難病患者の助成制度が変わったということで、今まで56疾患という話をしておりましたが、経過措置3年をおいて331疾患、軽症者は医療費が一定額を超えない限り助成対象外となったということでもあります。

長崎県下において何人ぐらいがこういう対象者になったのか、把握はされているでしょうか。

【小田口国保・健康増進課長】委員ご指摘の経過措置の話ですけれども、難病法が施行されて対象疾病が増えた時に、重症度等が新しく認定要件として入ってまいりました。ただし、難病法が施行されて一定期間は経過措置ということで、それが昨年の12月末までだったんです。それまでは経過措置で、以前指定されていた方はそのまま効力があつたんですけれども、経過措置が切れた段階での影響につきましては、経過措置対象者が約1万1,000人いらっしゃいま

して、このうち約1,600人の方々が継続できていないという状態になっております。

【麻生委員】一部所得のある方は負担が上がったとも聞いております。

ただ、午前中に申し上げましたが、難病の患者の方は、軽症といっても日和見的な状況があってですね。手術を受けた時はよかったけど、その後に悪くなったとかという方がおられたんですよ。経済的にも、就労がなかなか厳しい方が多いですし、若者でもそうです。若い人たちも、クローン病だとか潰瘍性大腸炎というのが結構増えてきていますしね。こういう人たちの医療費の負担が重くなってきているということです。状況をですね。国の制度ということですけども、こういったことについて全国の調査がされておりますので、難病患者の皆さんと連携をとりながら。

約1,600人が外れてきていると、医療費は自己負担の状況だということになると、結構負担が多くて10万円支払わなくちゃいけないとか、病気によって違いますけれども、そういう事例が出てくるんじゃないかなと。だけど、お金がないので病院に行けないと、なおさら悪化するということが出てくる可能性が大いにあると思っております。ですので、約1,600人の漏れた方について、何らかのフォローができないのか。

また、県として、漏れた人の症状の確認だとか、潜在的に難病で認定を受けていない方もおられると思いますが、そういったことについての県としての取り組み、サポートは何かあるのでしょうか。

【小田口国保・健康増進課長】更新手続き時に申請に窓口に来られた方等に対しましては、今後、症状が悪化した場合は速やかに申請を行うよう助言等をしております。

今回の経過措置は指定難病の公費助成の対象でありまして、支援という意味でいきますと、私どもは難病支援センターとかありまして各種相談事業等を行っておりますので、そういう中でこの方々に対しましてどのような支援ができるかと、必要な支援についてはセンター等と協議をしながら、必要な情報提供等を行っていきたいと考えております。

【麻生委員】難病支援センターが細かなところまでフォローできているかということも一つはありますよね。ネットワークがうまくできているのかどうか。難病支援センターに登録されて状況がわかっている方が若干少ないということと、難病支援センターも、難病で体が悪い方が事務職関係やっておられますので、ネットワークがなかなかとれていないというのが実情だと。

実は、私の二男坊もクローン病なんですよ。クローン病で大分苦労しました。ネットワークをつくろうということで、熊本の方と連携をとりながらやったんです。

大事なのは、末端で苦しんでいる人たちの状況が、声が届いているかどうか。そういうことについてサポートしてあげると。先ほど申し上げましたように若い人が結構今、発病しています。そういう人たちに対してですね。家族としても大変な状況だと思うので、そこに対する展開をきちっとアナウンスして、約1,600人も漏れた方たちがいれば、何らかの対策をとっていただきたいと思っているところです。

そこはセンターに任せているからいいんですよ、じゃなくて、同じ県民でもありますし、若い人たちが結構多いということで、そういう人を中心にでもぜひ対策をとっていただきたいと思っておりますけれども、その点についてはいかがお考えでしょうか。

【小田口国保・健康増進課長】委員おっしゃるとおり、難病支援センターだけではできませんし、患者会などの支援も大きな柱になっておりますので、そういう意味からしても、必要な情報の提供等については、患者会等と連携をより密にして、必要な対策等について行っていきたいと考えております。

【麻生委員】難病については、ぜひまた取組を進めていただきたいということで要望しておきたいと思います。

次に、介護保険の関係についてお尋ねしたいんです。第7期の保険料が先日、発表になりました。長崎、上五島、五島、6,800円。

私たちは、この前から訪問対話運動で、介護保険を受けている方、受けていない方を含めてアンケート調査をしました。約8割の方が、長崎市内の方が、「介護保険料は高い。何とかならんとね」というご指摘がありました。

もちろん県も、負担が12.5%から17.5%ぐらい、払っていますよね。今日の予算案でも128億円ぐらいだったかな、あっていますよね、介護保険で。

これに対して、地域を回って話を聞くと、年金から特別徴収で取られますね。2カ月で1万4,000円ぐらい取られるわけですね。そうすると、2カ月で10万円あるかないかの人たちが1万何千円引かれて、なおかつ後期高齢の負担もということで、大変厳しいというのが実情です。

介護保険の状況は、長崎市も介護認定が22%ぐらい上がっていましたよね。この前、五島、上五島に行って、実際、上五島の雇用を担っている分野も一部あるんじゃないかというぐらいに、地域密着型、一体型の状況になってきているなど実感したところなんです。長崎も、一部そういう嫌いがあると思います。介護保険ビジ

ネスじゃないけどね。

今後の対策として、県も負担金を出していますが、すけれども、この前、宮本議員が佐々町の話をしましたね。長年の取組で、介護保険料は高かったけど、一部減額になりましたと。おとといですか、3日前ぐらいに長崎新聞が特集していましたね、介護保険料の低額化がなったということ。

ああいう啓発事業と、地域一体型のものをどうやってもっと進めていくか。地域包括ケアシステムをやるようとしている中で、長崎としてどういう形でやるのか。給付と負担、サービスで、このままいくと8,000円台になるんじゃないかと。

長崎市で2期、3期の時に、介護保険の審議会に入ってやっていたんですけど、多分、これは8,000円ぐらいになるよねと。その時に大変な状況が起きるばいと、医師会からも言われておったんですよ。

ですので、今回の対策に対して県としてどういう認識でおられるのか。今後、各市町と、対策として保険料に対する状況と、指導についてはどうのお考えをお持ちなのか、お尋ねしたいと思います。

【小村長寿社会課長】今お話がありましたように、第6期から第7期にかけて、介護保険料が県平均で大体8.5%伸びております。これは65歳以上の人口の伸びが3.8%ですので、それを上回る伸びです。実は85歳以上の人口の伸びが9.9%でございますので、85歳以上の人口の伸びに近づいているというふうに考えております。

というのも、年齢区分別の認定率がございまして、65歳以上75歳未満の方の認定率は4.7%でございますが、これが85歳を超えると66.5%と急激に認定率が上がる状況でございます。

高齢になっても、なるだけ長い期間、元気で活躍していただくことが必要でございますので、そういった観点からは介護予防、自立支援、重度化防止の取組が非常に重要だというふうに考えております。これにつきましては、当初予算でお願いをしておりましたように、今年度、県としても力を入れて取り組んでまいりたいと思っております。

また、加えて必要な方に必要な介護サービスを適正に給付していくという観点での取組も必要かと思っておりますので、介護給付の適正化計画というものを県で作成をして、市町と一緒にやって取り組んでまいることにしております。

加えて、どうしても施設のサービスが居宅よりも高くつくという実態がございまして、これからはやはり在宅。ご本人も、病院とか施設よりも自宅で長く暮らしていきたいという希望が非常に高いので、今後、地域密着型の24時間対応の介護・看護とか小規模多機能居宅介護、何かあった時に速やかにサポートができるような体制づくりが非常に重要だと思っておりますので、こういったものにつきましては市町の取組を県としてもしっかり後押しをしてまいりたいというふうに考えております。

【麻生委員】介護保険法の状況が変わって、要支援の1と2が市町村型になって、介護保険の給付から外されましたね。

私は、介護保険のスタート時に、介護予防については保険料が使えなかったもので、これを放っておくと大変よと、介護保険料を使ってでも介護予防の対策をとるべきだという話をした。やっと地域サロン、高齢者サロンを各市町が揃えてきました。

だけど、細かく見ていると、全国でいえば稲毛市とか先進地区があるんですけども、もち

ろん佐々町もそうだと思いますけれども、包括できちっと連携してやれるところ、連携がとれているところととれていないところ、格差が出ているんじゃないかと。

それと併せて、長崎あたりはデイサービスが多くてですね。デイサービスも当初は、使わなきゃ損みたいな嫌いがありました。10時から4時まで見てもらって1万円でしょう。食事負担を含めて1日1,000円ちょっとになるんです。これは、私が長崎市議会におる時に、もっと規制すべきじゃないかという話をしておったんです。もちろん利用者がおられるから、そういうことはできませんでしたが。

対策として、介護予防をやりますという話をしていましたので、高齢者サロンとか認知症サロンとか、そういったものについての支援とか、県としても負担給付をやっているわけですから、もっと先導してですね。

さっきも申し上げたように、高齢者率の伸び率よりか介護保険を受けるのが高いんですね。これもちょっとおかしいんじゃないかと、認定し過ぎじゃないかと。そこに厳しい枠を設けるのはなかなか難しいので、各市町とよく連携をとって、国民健康保険者として実施主体にもなりましたし、そういう立場で、今日も午前中に健康づくりの状況をやりましたので、総合的に。

これをやったから全てよくやるということはなかなか難しいと思うんですよ。長期的な展開と皆さんの理解と、先駆的な状況を研究して、各市町でできる分野を啓発していく取組が大事だと思うんです。

その点について、佐々町の取組あたりをうまく活用して、県内に啓発をやるという考え方はないのかどうか、いま一度お尋ねしたいと思います。

【峰松長寿社会課企画監】 介護予防につきまして、佐々町の取組のご紹介がございました。佐々町は、住民の通いの場を歩いて通える距離に住民主体でつくっているという形で、自発的な取組の中で通いの場がつくられて、そこに皆さんが通われている状況がございます。

そういった取組につきましては、研修会やアドバイザー派遣を県内各地域にやろうとしておりますので、そういった中で先進事例として広めていきたいというふうに考えております。

【近藤委員長】 ほかにありませんか。

【深堀委員】 先ほど、中島(浩)委員の質疑の中でスプリンクラーの話が出て、関連してなんですけれども、高齢者向け、障害者向けの小規模な福祉施設に対しても、本年の4月1日からスプリンクラーが原則設置となっていると認識をしています。

そういう設置義務を課せられた施設が本県にどの程度あって、どれくらい設置をしているかという情報がわかれば教えていただきたいと思えます。

【近藤委員長】 暫時休憩します。

---

— 午後 2時44分 休憩 —

---

— 午後 2時45分 再開 —

---

【近藤委員長】 委員会を再開します。

【小村長寿社会課長】 高齢者施設のスプリンクラーの設置につきましては、全体的な施設の話をしていただきますと、高齢者施設全体1,199施設のうち1,183施設、98.6%の設置状況でございます。

なお、義務づけされている施設については、今のところ未設置の施設はございません。設置義務はないけれども設置をするようにというふうな指導をしておりますので、そういった意味



で設置をされていないところがまだ16施設あるということでございます。

【近藤委員長】 暫時休憩します。

-----  
— 午後 2時46分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 2時49分 再開 —  
-----

【近藤委員長】 委員会を再開します。

【桑宮障害福祉課長】 障害者のグループホームに係るスプリンクラーの部分ですが、平成27年4月から制度が改正されまして、障害者の場合は障害支援区分4以上、重い方が概ね8割を超える施設にスプリンクラーの設置義務が生じております。ただ、その数については現時点では把握しておりませんので、把握に努めたいと思います。

【深堀委員】 今のお答えは理解するんですが、ある報道で見たので気になって質問しているんです。

4月1日から原則小規模も義務付けられた中で、全国で、その対象になった3割しかスプリンクラーが設置されていないと、本県は7.6%と出ているんですよ。

さっき、長寿社会課長は100%という話で、障害福祉課はまだわからないという話なんですけど、これは件数が載ってなくてパーセンテージなので、どういう分母で何施設が設置していないのかというのがわからなかったので確認をしているんです。この記事が誤報ならいいんですけどね。

今、答えは出ないでしょうから、もう一度精査をしていただいて、この4月1日から義務付けられた部分が本県で何件あって、何件が設置しているのかというところを再度、精査をしていただきたいと思います。

こういうふうにスプリンクラーの設置が義務

付けられたのは、2006年の大村市での事故が契機となっているのに、この報道でいけば、それで長崎がこんなに低い数字だったら、とんでもないなというふうに思うし。

先ほど、スプリンクラーの設置に対する補助制度の話が少しありましたけれども、県単独の事業なのか、国の制度なのか、指導の方法とかですね。これは義務づけなので、設置されていないところには指導に入らないといかんと思うんです。そういったところを少し詳しく、後でいいので精査をしていただいて、答えを欲しいと思います。

視点を変えて、答えが出るかどうかわからないことを質問して申し訳ないんですが、外国人の医療費の件です。

本県も外国人の観光客が年々増加してきて、観光の振興面ではありがたいことだと思っているところですが、最近、外国人患者の医療費の未払いが社会問題化していると、1人の未払いが800万円というケースもあったということです。

先般、弁護士の方々との意見交換の機会があったので、そういう相談はないですかと言ったら、弁護士の方たちは、自分たちのところにはそういうことは全然こないなというような話もあって。

県の福祉保健部の中で、外国人旅行者が緊急搬送とかで来れば、病院として診ざるを得ないんですけども、その外国人の方が医療保険、旅行保険とかに入っていないで支払いができないケースで800万円の未払いになったりしているわけですが、そういった事例とか、状況とかがわかれば教えてほしいんです。

【伊藤医療政策課長】 確かに外国人観光客がかなり増えておりますので、そういう未払いの間

題があるということは幾つかの病院から聞いたことはありますが、実態がどうなのかという詳細なところまでは把握しておりません。

【深堀委員】 この問題について、国立国際医療研究センターとかがいろんな取組をやられているんです。その中で、セーフティネットの構築を含め、国や自治体、関係機関が連携して対応策を講じていかなければ、1つの病院がそれをかぶってしまうと、これからはそういった事象が増えてくるだろうからという警鐘があったものだから、実際にそういった事例を把握されているということだから、今後も注視して行ってほしいなど。何ができるのかというのは非常にわかりにくいんですけど、これから外国人の観光客も増えてくる、外国人の労働者も来る、就業者も来るようになってきた時に、先を読みながら考えていかなければいけないのじゃないかなと思って質問した次第です。よろしくお願ひします。

次に、介護施設の話です。介護施設で、身元保証人がいない場合に施設側が拒否をするという事例が約3割ほどあるということでありまして。わからなくはない部分もありはするんですけど、国は、それは理由にならないよと厚生労働省はそこをはっきり言っていますのでね。

それを踏まえて、本県の状況を教えていただきたいと思ひます。

【小村長寿社会課長】 新聞報道で、そういったお話はお伺ひしております。

本県の状況につきましては、まだ調査はしておりませんが、今までそういったお話と申しますか苦情を聞いたことはございません。

しかしながら、身元保証人がなくても入居をさせるようにという国の指導もありますので、そういった適切な運営が図られているのかどう

か、再度、施設の方に確認をして、徹底していなければ、その取扱いを徹底していきたいというふうに考えております。

【深堀委員】 なければいいんですけどね、なければね。ただ、これは厚生労働省の委託調査だから、全国帯でやっている話でしょうからね。それで3割あるということなので、そこはよく調査をして。長寿社会課長がおっしゃったように正当な拒否の理由にならないと、拒否した施設は指導対象となるということですので、そこらあたりも調査の徹底をお願いしたいと思ひます。

最後です。待機児童の解消の話です。これは以前に私、いろいろ相談したことがあるんですけど、基本的には認可保育所というのは基礎自治体が管理していますよね。長崎市だったら長崎市の子どもを長崎市の保育園に入れる。長崎市の端っこに諫早市に隣接して住んでいて、すぐ近くに諫早市の保育所があるにもかかわらず入れないというようなことがあって、そこは越境を認めていくべきではないかという話を過去にしたことがあるんですけども、いろんな制限の中で難しいという回答をいただいていたんです。

これを解消に向けた政府の閣議決定も出ていますよね。都道府県が中心となって、関係する市区町村の担当者や保育事業者、有識者で構成する待機児童対策協議会（仮称）を設置、自治体間で越境入園の可否を検討する取組を検討するみたいなことを報道等で確認しているんですが、現在の状況をお知らせください。

【近藤委員長】 暫時休憩します。

---

— 午後 2時57分 休憩 —

---

— 午後 2時58分 再開 —

【近藤委員長】 委員会を再開します。

【濱野こども未来課長】 今、委員のお話があった部分については、市町に確認をしたところ、今のところ要望は上がっていないと聞いております。

【深堀委員】 もう一回確認しますが、市町からの要望はないと。しかし、実際に例えば認可保育園を運営している人たちから、私は生の声を聞いたことがあるんですよ。

市町は、現場の施設側の意見を聞いた上での答えなんですか。例えば保護者側とか、そういったことをちゃんと確認して必要性がないと言っているのか、はなはだ疑問なんですけど、どうですか。

【近藤委員長】 暫時休憩します。

-----  
— 午後 2時59分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 3時 4分 再開 —  
-----

【近藤委員長】 委員会を再開します。

【濱野こども未来課長】 先ほど委員からお話がありました、国が広域的な協議会を設けて待機児童の解消をしているということにつきまして、本県では特に対策の協議会を設ける予定はございませんで、従来から市町と一緒に、市町の中で居住地と勤務先の保育所に預けるやり方はルール化を一定しておまして、そのルール化の中でうまく運用はできているということでございますので、とりあえずは今の状況の中でやっていきたいというふうに考えております。

【深堀委員】 わかりました。本県の状況は今、課長からご報告があったので、一定理解をしますけれども、今の実際の長崎県下の越境の状況は自分としてもまた調査をしてみたいし、今十分やられているということなので、後でいいので、その内容を十分報告をいただいた上で、現

場の声も拾い集めて、もし改善が必要であるというふうに判断すれば、また要望として申し上げたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【近藤委員長】 暫時休憩します。

-----  
— 午後 3時 6分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 3時21分 再開 —  
-----

【近藤委員長】 委員会を再開します。

ほかに質問はありませんか。

【堀江委員】 大きく3点質問したいと思います。

まず、離島における救急患者の搬送について質問します。

陸地であれば、急患の時は救急車を呼ぶ対応ができるんですが、離島の場合はどうなのか、教えてください。

【石田医療人材対策室長】 離島における搬送は、基本的に県としてはドクターヘリというものを持っておりまして、あとは海自ヘリ、防災ヘリ、こういったヘリコプターで運ぶことで対応をさせていただいているところでございます。

【堀江委員】 ドクターヘリとかも、結局日没になったら活用できないんですよ。

例えば旧伊王島町は、長崎市と合併しない前は救急艇という搬送する船が常に停泊していて、伊王島で急患が出たら、その船が長崎市に走るというふうにしていたんです。

西海市の平島、江島、上五島に近いのが平島で江島と続いていくんですけど、ここはなかなか対応ができないという苦情というか要望がきたんです。ヘリは本当に急患の時の話で、問題は日没後、夜中の話で限定していいので、長崎県で救急艇が何隻あるとわかっているのか。

それから、救急艇はすぐに間に合わないから漁船を使うんです。その島にある漁船を契約

して、漁船を使うんですけど、その漁船が出港していたら、今度は動けないわけです。そういうことは把握していますか。

【石田医療人材対策室長】 まず1点目のドクターヘリについてですが、時間が昼間じゃないと飛べないということですが、夜間ですと海自ヘリ等が利用できる状況にはございます。

今、西海市の話がございました。西海市の場合には市営船というものを持っていて、迎えに行ったりできると。可能ではあるんですが、実際のところ、委員ご指摘のように海上タクシーとかチャーター船の方が速いということで、そちらを使われている状況があるということがございます。

といいますのも、病気とかけがで症状が重篤という場合、かつ付近の医療機関で必要な医療を受けることが困難な場合には、保険者、国保とか社保から全額負担ができるということですが、夜間のチャーター船舶についても、医師の意見書があって合理性が認められれば全額支給され、負担がないということで活用されているということがございます。

先ほど、緊急搬送のための船がどれくらいあるか把握をしているかというご質問でございましたが、我々福祉保健部といたしましては、緊急医療体制というところで整備はしているんですが、基本的には救急搬送は所管が市の消防局になりますので、何台あるかということは把握しておりません。

【堀江委員】 そうしたら、西海市の江島、平島から救急患者が出た時に十分態勢をとってほしいという要望は、市に言わなきゃいけないのか。長崎県に要望してはいけないわけか。

【石田医療人材対策室長】 先ほども申しましたように、救急搬送については、まずは救急搬送

をする市町ということになります。また、消防は県の消防保安室の所管になるかと考えます。

【堀江委員】 国保の実施主体に新年度から長崎県もなったんですね。だから、それを思えば簡単に、その問題は市の問題というふうには私は思えないので、この質問をしているんです。

急患になった時に漁船に乗ると、これまでは一旦お金を、当時は1万幾らだったと思うんですけど、まず漁船に払わないと乗れなかったんですよ。それはおかしいじゃないかと。おなか痛い、急患と言っている時に、お金を出しなさいと、出さないと乗せないよというのはおかしいということで、それは変えられて、後からきちんとそれは負担をしてもらえるというか、受給されるように今はなっているんですけど、例えば西海市の江島、平島のような事態は、単に西海市だけで対応できる問題ではないと私は思ったので、ここで疑問をしたんですが、いずれにしても時間がないので、この問題は今後、また個別にでも、具体的なお話で対応させていただきたいと思います。

2点目は、国民健康保険制度について質問いたします。

国民健康保険税が高くて払えないと滞納している世帯は、長崎県内にどれくらいかというのがわかりますか。

【小田口国保・健康増進課長】 平成29年6月1日現在の数字でありますけれども、県下全体で2万4,914世帯が滞納世帯と把握しております。

【堀江委員】 ありがとうございます。長崎県の全部の世帯数が21万6,176世帯ですので、約12%、1割を超える世帯が滞納しているということになるんですが、その中で、短期保険者保険証の扱いについて質問したいと思います。

こういう事例があるんです。諫早市の場合は、

1カ月の短期の保険証が交付されているんですけども、送付は半年に1回というふうになっているんです。そうすると、5カ月保険証なしという事例が発生するんです。

本来であれば、滞納しているから窓口に来てくださいと、滞納相談をする機会を増やすことによって保険証を交付しましょうという趣旨なんですけど、実際にお金がないから行けないわけですよ。でも、そうやって放っておくなどという事で、送付しなさいということが認められましたね。

県下の21自治体で、送付の時期はどういうふうになっていますか。

【小田口国保・健康増進課長】 委員おっしゃるとおり、短期の被保険者証については、市町村と滞納世帯との接触の機会を設けるということで行うものでありますが、これの送付時期について市町に聞き取りをしました結果、有効期限前に送付しているのが12団体で、あとは連絡がついた時というところが9団体あります。

ただし、この9団体につきましても、短期の1回目については有効期限内に送っているという状態であります。

【堀江委員】 いずれにしても、連絡がついた時ですよ、諫早市の場合はね。

だから、私が言ったように半年に1回という交付になると5カ月は保険証がない。保険証がないということは、病気になったら窓口で10割の負担ですから、病院に行けないという状態がつくられますね。

今年の6月7日に出された厚生労働省の事務連絡の中で、こういうくだりがあります。

長期間にわたり短期被保険者証の交付が保留されることは望ましくありませんと。特に、短期被保険者証交付世帯に高校生以下の被保険者

がいる場合には、短期被保険者証が長期間未送付とならないよう留意することについて助言してくださいと。

この期間をどう見るかは別としても、これまで、保険料が払えないから保険証が手元にない。そのことによって高校生以下、幼児とか小学生、中学生が、結局修学旅行にも保険証を持って行けないという事態が全国で起きたことによって、高校生以下の被保険者がいる場合は特に注意をして、短期保険者証であつてもとにかく保険者証を送りなさいということが指導されていますね。今月の事務連絡の中でも、つまり長崎県は、そうした自治体に助言してくださいというふうにあるんですけど、この通達を受けて長崎県は、どういう対応を考えていますか。

【小田口国保・健康増進課長】 委員のお話のとおり、短期被保険者証を一定期間、接触ができるまでの間、窓口等で留保することはやむを得ないものもあるんですけども、その期間は適切に判断しなきゃいけないというものがありますし、高校生以下の被保険者がいる場合には特に留意するようになっておりますので、ここはこれまでも市町に対する指導助言の場では行ってきたんですけども、もう一回、連絡がついた時という団体の状況等を確認の上、助言、指導等を行っていきたいと考えております。

【堀江委員】 私としては、今年の何月に関係者の会議があるので、その時に改めて、新しい体制になった上での事務連絡の内容については周知しますという答弁が欲しかったんですけど、そういうふうにするだろうと認識をして、この質問を終わります。よろしくお願いします。

最後にもう一つ、依存症の対策について質問したいと思います。

統合型リゾート I R 整備法の早期制定を長崎

県は求めています。カジノの誘致で、今、国会で大きな問題になっていますけれども、県民が強く心配するのがギャンブル依存症です。依存症もいろいろあるんですけど、私はギャンブル依存症について質問したいと思うんですが、ギャンブル依存症対策はどのように進めているのか、簡潔に説明を求めます。

【桑宮障害福祉課長】 本県では、国の依存症対策の要綱を踏まえて、アルコール、薬物、ギャンブルを含む総合的な依存症対策の構築をこれまで進めてまいりました。

具体的には、昨年度は長崎県依存症対策ネットワーク協議会を発足させたほか、今年度からは、新たな依存症対策として専門相談員の設置、あるいは民間団体の支援といった総合的な依存症対策事業を開始したところです。

【堀江委員】 知事も5月の定例記者会見で、ギャンブル依存症について、「法案の見直し作業も進められているということでもありますから、そうした状況も踏まえて、長崎県では専門家や関係団体から成る依存症対策ネットワーク協議会を設立しました」というふうに言っていますが。

先日、私のところに、ギャンブル依存症に関わる民間団体の皆さんから要望がありまして、団体への運営費の補助も検討してもらえないかというふうなお話がありました。

長崎県は今、課長が述べられたように当初予算で依存症対策総合支援事業費ということで約500万円計上されて、障害福祉課の担当ということで、専門相談員を配置しましょうとか、依存症ネットワークの協議会を開催して県内こまめにやりましょうというのはわかるんですけども、長崎県内でもギャンブル依存症に関わった団体の立ち上げの動きがあっておりますし、

また現にそういう団体がありますよね。そういう団体が、もちろん相談業務を行う。例えば長崎市で設立の団体があるんですけども、五島から要望があれば、その相談員が直接五島に行ったり、あるいは、その民間団体で学習会をするということで、関係者だけでなく関心のある人たちに発信をすることについても、事業の内容を限定せずに、その団体の活動支援ということでの予算的な対応はないのかということですが、その点はどうですか。

【桑宮障害福祉課長】 今年度より始めた民間団体活動支援という補助制度がございますが、これにつきましては運営費の支援ではなく事業費の支援といった形をとっております。

具体的には、例えば長崎市に拠点を置いている民間団体が、県北地域とか離島地域で開催する一般向けの講演会や相談会といったものに対して支援をしたいというふうに考えて今の事業を構築しているところであります。

委員お尋ねの、それ以外の民間団体への支援をどうするかについては、個別にそれぞれの団体と話をさせていただいて、どういう事業を実施していきたいのか、県にどういう支援をしてほしいのかということもあろうかと思えます。その中で、県が制度化しております民間団体活動支援の中で支援できる、一緒に事業を実施できる範囲があれば、そこをやっていくというふうな考えをもっております。

お尋ねの団体の方も以前から話をさせていただいておりまして、以前は会員数も少なく、事業をいきなり取り組むのは難しいという話をお聞きしておりましたけど、日々こういうことをやりたいということが出てくることは十分あろうかと思えますので、引き続き丁寧にコミュニケーションをとって協議をさせていただきた

いと思っております。

【堀江委員】 国会でIR、カジノの誘致の問題が論議になっている時に参議院内閣委員会で、「ギャンブル依存症問題を考える会」という団体が、いわゆる参考人招致といいますか発言をされています。民間団体の役割と支援についてということをお話をされていて、その中にこういうくだりがあるんです。

予算の現状ということで、厚生労働省は依存症対策として6億円、民間団体に直接支援できるというものがあって、その中で地域生活支援事業ということでの民間団体への助成で、実施率が28%、それぞれ金額も3万円から20万円といろいろあるんだけど、いわゆるIRに名乗りを上げておられる北海道、大阪、長崎は、この民間助成金はゼロ回答でございますということで、相談電話の設置だけでは対策を行ったとはとても言えないので、ギャンブル依存症についてもある民間団体には、それなりの予算の確保も必要ではないかという指摘が国会であります。この指摘についての見解を。

今、相談業務には出しますよと言われた。さっき私が事例で挙げた、相談業務には出しますよということなんだけど、要するに民間団体がこのことをしたら出すよということではなくて、そういうことも含めて、額の大小は別としても、このお金は自由に使っていいですよというお金の出し方、支援の仕方もあるのではないかと思います。2つ、見解を教えてください。

【桑宮障害福祉課長】 ご質問にありました国会での参考人のご意見への所感ですけど、ご意見の中では長崎県は民間団体支援はないというお話があったんですけど、私どもは今年度から、先ほど説明しておりますように民間団体支援をしておりますので、どの時点で調べられたの

かわかりませんが、そこは私どもからするとちょっと事実とは違うなど、少し残念だなという気持ちをもっております。

それと、運営費といいますか包括的に補助をしていくという話ですが、繰り返しになりますけど、私どもとしては、各団体さんがやりたい、取り組みたい内容を十分にお聞きした上で、その中で支援できるものについて支援をしていくという考え方でございます。

他県も、例えば九州圏内の県も、丸ごと20万円を運営費にという出し方ではなくて、同じように事業費に対する支援をやっているというふうに聞いておりますので、基本的にはそういうやり方でやっていきたいと県としては考えております。

【堀江委員】 相談をしている県内のギャンブル依存症に係る民間団体の皆さんは課長もよくご存じだと思いますので、どっちにしてもこれから求められる事業ですので、当事者であられるそういう団体の皆さんともよく協議をされて、気持ち、こういうことをしたいという要望をきちんと聞かれた上での対応を今後もお願いをしたいと思います。ありがとうございました。

【近藤委員長】 ほかにございませんか。

【山田(朋)委員】 先ほど中島(浩)委員がご質問されておりました児童相談所と警察の全件共有について、質問したいと思います。

私も一般質問の中で提案をさせていただいたところ、全件共有も含めたところで検討をするというふうにご答弁をいただいております。

先ほど、警察と児童相談所が情報を共有する根拠法が不足をしているというお話をいただきました。今回、自民党から意見書提出の提案をいただくようですが、それまでの間は当然対応をしないといけなくて、愛知県、茨城県、高知

県、新たに埼玉県もするという発表があったかと思えます。当然ながら情報収集されていると思えますけれども、他県がどういう根拠に基づいて共有しているかを説明していただきたいと思えます。とりあえず、状況だけ簡単に。

【今富こども家庭課長】既に実施をされております愛知県等にお話を聞いております。

確認しましたところ、愛知県と茨城県については、個人情報保護条例を根拠に全件共有をされております。

ただ、先ほど申し上げましたとおり、「緊急かつやむを得ないと認められるとき」という点できちんと読めるのかという課題はあるまま行っている状況でございます。

高知県については、必ず要対協を通した上で警察の方と共有をする形にしておりますので、こういう方法ですと、法的にも問題ない形となっております。

本県としましても、法的な整備ができるまでの間、こういった形でしたらいいかという部分については、高知県がやっているような要対協を通したやり方も含めて検討していきたいと思っております。

【山田(朋)委員】ぜひお願いをしたいと思います。

それで、措置解除後に虐待死という事件が他県で発生をしております。

措置解除をした後の、要は虐待を受けた子どもたちへのカウンセリングとかメンタルケアを今は行っているのか、措置を解除した後の保護者の方との定期面談みたいなことをやっているのかどうか、端的に答えてください。

【今富こども家庭課長】措置を解除した後、市町の方に引き継ぎます。市町の方で、地域の中でフォローをやっていくという形で対応をさせ

ていただいております。

【山田(朋)委員】 そうしたら、例えば佐世保市で起きた事案だったら、佐世保市にあとはお任せをするということですか。メンタルケアか何かは児童相談所としては関わっていないし、児童相談所としては、その後の面談とかはやっていないという理解でいいですね。

【近藤委員長】 暫時休憩します。

-----  
— 午後 3時45分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 3時45分 再開 —  
-----

【近藤委員長】 委員会を再開します。

【今富こども家庭課長】 基本的な考え方としまして、メンタル的なケアとか、そういう状況がまだある状態におきましては、措置の状態を解除しないと考えております。ですから、逆に言いますと、もう児童相談所としてのケアは必要ないということ判断した上で解除を行っているというふうに考えております。

【山田(朋)委員】 メンタルの問題は、フラッシュバックしたり、後もって、しばらくたってからよみがえったりすることもあるので、私は、これは今後の課題としてぜひご検討いただきたいと思うんです。子どもが自分でメンタルケアしてくれとは、なかなか言いづらいかもかもしれませんが、その周りが、地域の学校とか含めたところでその後の子どもの様子をきちんと把握をしながら、必要に応じて児童相談所は関わっていただくことをお願いしたいと思います。

親も環境が変わると、例えばパートナーが変わったり、仕事が変わったり、その状況によって大きく変わってくる可能性があるのですが、できれば、人手不足の折ではありますけど、一度虐待があったところは特に注意していただきたいとお願いしたいと思います。



特別養子縁組について質問したいと思っております。

平成16年から平成23年までの虐待死が437人、そのうち40%強が0歳児でありました。その中でも0歳0カ月0日が85%を占めています。ということは、生まれた当日に虐待死、遺棄をされたりして亡くなっている子どもがこんなに多くいます。

私は、特別養子縁組というものを本県においても進めていただきたいとお願いしております。特別養子縁組は、本県の実績では平成27年に4組、平成28年に2組、平成29年に5組という形になっております。愛知県は、昭和57年から平成25年までの数字しか持ち合わせておりませんが、189件です。私は、ぜひ特別養子縁組を進めていただきたいと思っております。

平成23年7月27日の厚生労働省からきている通知にも、「養育ができない、養育しないという保護者の意向が明確な新生児については、妊娠中からの相談を含め、出産した病院から直接里親の家族へ委託する特別養子縁組を前提とした委託の方法が有用である」とあります。

これは一般論ですけれども、児童相談所が虐待事案に追われていて、特別養子縁組まで人を回せないというようなことが全国的な話では言われていますが、今度、4万人に1人にケースワーカーの数が増えますので、今の状況で特別養子縁組をもっと積極的にやる考えがあるのか、この人員で足りるのかどうか、その辺を答えていただければと思います。

【今富こども家庭課長】家庭的養護の推進というものは、今後の最も重要な課題だと思っております。その中で特別養子縁組は、さらに推進していくものだと考えております。ですから、児童相談所の中で人員の強化も行われますので、

その中でしっかりと対応していきたいと考えております。

【山田(朋)委員】今、県内には131の里親登録世帯がいらっしゃいます。そのうち67世帯、半数以上が縁組登録をされている里親です。子どもを自分の子どもとして、実子として育てたいと思われる方がこれだけいらっしゃる状況にありますので、望まない妊娠をしている方と子どもを本当に欲しい方とをきちんとマッチングできれば、こうやって0歳0カ月0日で子どもが殺されるようなことはないと思います。

年間で表に出ているのは大体50件だけれども、私は、この10倍ぐらいの子どもが遺棄されているんじゃないかなと本当に心配をしております。ぜひ取り組んでいただきたいと思っております。愛知県方式をしっかりと勉強していただいて。

愛知県は、素晴らしいことに誓約書を交わしております。その中には、その子が妊娠中にもし障害を持っていることがわかろうと、男女の区別も何もなく、とにかくどういう状況であっても受け入れるという誓約をとっています。生まれた子にもし障害があろうとなかろうと、そういったことまできちんとされているので、ぜひ先進県で勉強していただきたいと思っております。それは要望しますので、これだけ言っているので多分してくださると思うので、次の質問にいきたいと思っております。

次に、自殺相談についてです。今、電話がありますよね。電話相談の名前を忘れましたけど。

その中でも人手が不足をしていて、なかなか対応が難しいというような状況もお聞きをしている中で、次の提案といたら大変恐縮ではあるんですけども。

実は自殺者というのは年々減ってきているんですけど、未成年の自殺者は減っておりません。

去年は47人増の567人でした。

今の若い方々、自殺願望を抱く若者に対して、SNSによる相談対応を今年度以降、実に22都道府県、9政令市で行うようであります。

私は、メールの即効性というか、すぐに返したりできない問題もあると思うし、人材の育成とか問題、課題は多くあると思うんですけども、こういったことを検討しないのかどうか、そのあたりをお聞きしたいと思います。

【桑宮障害福祉課長】 委員ご指摘のとおり、若年者の自殺者数は、数は少ないですが、本県においても横ばいで推移をしております。

お尋ねの相談窓口は多分、いのちの電話のことだと思います。いのちの電話については、今のところ、日にちを限定した24時間対応が一部できていて、通常の24時間化はまだできていない状況で、SNSとかメールの活用といったところについても、国の方でもそういったSNSによる相談というのが国の自殺対策の大綱とかでも掲げられているところでもあります。

本県の現状としましては、他県の状況の把握と、どういう課題があるかというところをお尋ねをして情報収集をしているところです。

実際にいのちの電話に携わっていらっしゃる相談の方ともお話をする機会があるんですけど、一つの課題としては、ずっとやりとりをやっていくと、実際の声とか感情がわからないものですから、早い段階で電話でのやり取り等に切り替えていくというのがやっぱりいいのじゃないか、SNSは結構難しいところがあると思うといった意見もいただいております。

他県の状況とか、実際に携わっておられる方のご意見も聞きながら、昨年度から県の自殺総合対策5カ年計画をスタートしておりますので、引き続き検討していきたいと思っております。

【山田(朋)委員】 わかりました。ぜひご検討いただきたい。人手不足の折に新しい提案なので大変恐縮ではありますが、最初のハードルが低く相談できるかなと思います、電話よりはですね。今どきの若い子たちは、SNSというかライン、タブレット系は慣れている。スマートフォンとか使っていますので、そういう意味での入口として、それで電話につないでいただくという形で、ぜひご検討いただきたいと思っております。

最後に1点伺いたいと思っております。私が一般質問でも行いました不妊治療の年齢制限撤廃の件であります。

43歳になると、平成28年度からの新制度においては一切助成をいただけなくなります。

そこで、長崎県で、今の金額と年齢制限がない時の金額の開きがどれくらいあったのかを教えてください。平成28年より前の助成金額と今の助成金額で、要は、43歳以上の方が何人くらい助成を受けていたかがわかれば。

【近藤委員長】 暫時休憩します。

-----  
— 午後 3時54分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 3時54分 再開 —  
-----

【近藤委員長】 委員会を再開します。

【今富こども家庭課長】 今の制度が導入される前の平成25年度の治療実績で何人くらいの方がおられて、今の助成に当てはめると幾らぐらにかかるとかという部分ですけども、試算でいきますと32人が想定で対象となりまして、43歳以上への県の負担額を試算しますと640万円という計算になっております。

【山田(朋)委員】 平成25年の実績でいうと、43歳以上が32人で640万円の県の負担ということでありました。

今の助成事業は、年間で約1億円です。妊娠

可能性がぐんと下がるから、医学的見地とか、いろんな問題の中で妊娠しやすい世代に手厚くしようという考えは理解いたしますが、640万円ということであればですね。

高知県は、この国の制度がなくなった時に、切れ目なくそのまま継続して今もやられています。認識の可能性が低くなるうともやっている。女性は、私はもう43歳を過ぎたから子どもを産めないんだというようなことがまたストレスになってしまう、足を切られたということがすごくストレスになるという話をこの間したと思います。再度、これはご検討いただきたいと思っております。

他県において、男性不妊の助成の割合を7割以上にした。これは島根県です。

うちの県が持っている助成のスキームは、他県と比べて非常に薄いとか、よそと並べて検討したことはあるんですか。どういう状況かを教えていただきたいと思っております。県のものに市がまた独自で助成されているところもいっぱいあるんですけれども、まずは県レベルでどういう状況にあるかを教えてください。

【今富こども家庭課長】不妊治療の助成については、本県は国の制度をそのまま使っておりますので、基本的にこの部分は全国统一になっております。

委員のご指摘は、各県で県単独事業としてどういう上乗せをしているのかという話になると思います。その部分については、47都道府県のうち、単独助成を行っている団体が20団体ございます。そういう状況でございます。

【山田(朋)委員】47都道府県のうち20団体においては、その上に、今、長崎県は国のスキームにのってやっているだけだという状況かと思っております。

他県はいろいろ制度があって、私も、どこのが一番いいのかなと見ているところではあるんですけど、他県の20団体の助成状況を、お手数ですけど、一覧で私にいただければ非常に助かると思っております。

併せて、20団体が、財政状況はいろいろあるんでしょうけれども、やっているということ。長崎県は少子化対策、子どもを本当に産み育てやすい環境をつくろうということが中村県政の第一命題だと私は理解をしております。そういう中において、子どもを本当に欲しい方に対する手厚い支援は、私は重要だと思っております。先ほどの特別養子縁組と併せて、ぜひ前向きにご検討いただきたいと思っております。ご要望して終わりたいと思っております。

【浅田副委員長】何人かの方がおっしゃいました虐待について、私からもご質問させていただきたいと思っております。

先ほど、山田(朋)委員もおっしゃっていましたが、一時保護解除の後の安全確認計画とか家庭訪問とかは、終結でなかなかないような状況。

だけど、先ほどおっしゃっていたように、親の精神状態の移り変わりは、環境が変わることによってあると思うんですね。終結となった後に、実際問題たくさんの事件が起こっている。こういった事案を含めて、果たして解除したらそれでいいのかということは、ここはもう先ほど答えていたので要望にかえますが、いま一度しっかりご検討をいただきたいというふうに思っております。

解除をされる前に、今回の事件もそうでしたが、家庭訪問をした時に子どもがいませんとか拒否された場合に、長崎ではどのような対応をとっていらっしゃるのでしょうか。

【今富こども家庭課長】家庭訪問もいろいろな場合があるかと思いますが、そういう通告を受けて最初に家庭訪問をする場合でご説明しますと、家庭訪問をして、公権力で立ち入ることはできませんので、まずは一旦戻るといふことになります。

ただ、この前の目黒の事案であったように、そこからずっと放っておくということは長崎では決してなくて、そういう事態があればまたすぐ次の日であったり、間をおかずに訪問をしているというふうに伺っております。

それを繰り返して、それでもなお入れないような場合には、今度は立ち入りということで警察の方と連携して、家の中に入って確認をするという状況になっております。

【浅田副委員長】何度かは繰り返して家庭訪問をしっかりすると。長崎県は、この8年間は確かに、表向きという言葉はちょっと失礼かもしれませんが、虐待死はゼロというふうになっている。しかしながら、本当にそれが絶対的にそうなのかというと、どうなんだろうと思うところがあります。

今は、何回か訪問して、警察にと。何回かの間に、この間も、1カ月、2カ月の間にあの5歳の女の子は亡くなると。

これは、何回かとか、そういうマニュアルはあるんですか。それとも、児童相談所の担当者の方々の判断に任せられていることなんでしょうか。

【今富こども家庭課長】まず、通告を受けた時点で、その状態の重さというものを判断させてもらいます。家庭訪問する前には、全件受理会議をやっておりますので、担当1人の判断で行うのではなくて組織として、まずはその緊急性という部分を判断させてもらっております。

その中で、そういう情報から、もうすぐに立ち入ることが必要だと判断できれば、これは警察とも連携をして立ち入りに切り替えてやるということもございます。

そうではないような状況であれば、先ほど言ったように何回か繰り返してと。これは、その後の家族との関係を考えた場合に、こういうやり方がいいという判断をすれば、そういうやり方もあると考えております。

【浅田副委員長】全国的に、児童相談所の方ももちろん一生懸命やっつけらっしゃるといふことは当然踏まえた上で、失礼ながら質問しているわけですが、緊急度が低いと判断したとか、親との今後の関係性を優先順位として高く上げましたというようなお答えが多いんです。

だけど、前にもありましたよね、ケージの中に入れて殺されてしまった子、虐待死した子、冷水を浴びせられたり、ご飯を食べさせてもらえなかったり。そんな中で優先順位って、本当に難しいところだと思うんですが、事件になってからでは遅いというその判断基準というもの、やっぱりわかりづらさがあるかと思えます。

警察との連携も、長崎県は、警察が行ったら、子どもの安否確認をして、子どもに本当に傷がないか、体の検査もするというふうには伺いました。その後の親御さんとの問題があるので、厳しいことは重々承知なんですけれども、学校医の方とか、学校との連携とか、非常にそれをやっていただきたいなど。

東京都においては、警察に児童相談所から提供する案件はわずか5%に過ぎないというふうに伺ったんですが、例えば長崎の場合は、今現在で長崎の児童相談所から警察に、こういうことがあっていきますという情報提供をするのは、

相談件数の中の何パーセントぐらいでしょうか。

【近藤委員長】 暫時休憩します。

-----  
— 午後 4時 4分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 4時 4分 再開 —  
-----

【近藤委員長】 委員会を再開します。

【今富こども家庭課長】 児童相談所から警察へ情報提供をした件数は、平成28年度で11件、平成29年度で13件でございます。児童虐待の対応件数が665件ですので、それで割った数がパーセンテージになります。

【浅田副委員長】 600件以上の中での10数件を、児童相談所の方が重い事案であると判断したということだと思えます。それ以外のお子さんたちは果たしてどうなんだろうなど。

かなりの相談件数があると思いますが、その後、どういうふうにその相談をしっかりと見守って、それ以上進めさせなかったか、そこまでの後追い調査もしっかりなさっているんですか。

【近藤委員長】 暫時休憩します。

-----  
— 午後 4時 5分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 4時 6分 再開 —  
-----

【近藤委員長】 委員会を再開します。

【今富こども家庭課長】 665件の児童虐待の対応については、いろんな措置とか指導とか対応にも幅があって、そういう対応の中で、特に緊急的に警察の方にも情報提供して連携して対応する必要があると判断したものが11件となっております。

【浅田副委員長】 これに関してはとどめますが、児童相談所の人数を見ても、数年後に何人増やそうとか、いろんな計画がある中で、急激に進んでいる数の増加に対して、しっかりとそのあたりを踏まえながらやっていただきたいという

ことが1点。

あともう1つ、今回も問題になりましたが、ケース移管の部分でちょっとお尋ねをしたいんです。

去年、長崎県から転出をされた9件中の8件が虐待事案であったと、1件が非行だったと。この場合、移管後、その移管先とどのくらい連携をなさっているか、教えていただけますか。

【今富こども家庭課長】 他県への移管については、本県の場合、移管というふうに位置づけて他県の方に情報をつなぐ場合には、きちんと本県から出向いて、相手の児童相談所の職員と対面した上で、こういう状況なんだとお伝えして引継ぎをやっております。

【浅田副委員長】 ちゃんと対面して会って、そこまでやっていただいているということは非常にありがたいことなんですが、その後。

今回も、例えば香川県はすごく一生懸命やっていた。しかしながら、つないだ後に、現場で家庭訪問を拒否されたというのが今回の事件でありますよね。

そうなった場合に、つないだはいいいけれど、その後は、1回つないで終わっていいものなのか。確認をきちっと、連携をとって、どのくらいの期間まではちゃんと共有をして見守るということは必要だと思うんですけど、そこはいかがでしょうか。

【今富こども家庭課長】 移管に関する各都道府県の児童相談所の申し合わせというものがございまして、そこの中では基本的に移管して1カ月間は移管元の児童相談所の方針を引き継ぐとなっております。

その上で、移管先の児童相談所の方から要請があれば、移管元である、本県の方からも一緒に移管先の方まで行って同行訪問とか、そうい

うこともやっているという状況でございます。

【浅田副委員長】 本当に人数が足りない中で、移管した後、どこまでつないで、それをフォローしていくか、支援していくかというのは非常に大変なことだと思うんですが、移管して1カ月間いろいろやり取りしても、先方もたくさんの案件を抱えていると、なかなかままならないような状況等々もあると思うんです。

1カ月がたったら、はい、それで終結というふうには思っていないということですよ。そこは1カ月たったけど、終わりではなくてしっかりやっていただいているというのが先ほどの答弁であったと認識をさせていただいて、また今後につながるように、これは県だけでは難しい部分もまだまだあるという認識から、私どもも意見書を今回つくらせていただいているところでありますので、この案件に関しましては質問を終わらせていただきます。

もう1件、うつ病についてお伺いをしたいと思っております。うつ病の問題は、ここだけが抱えている問題ではないと思うんですが、県庁の中でも、うつ病だと診断されている方々が非常に多いと聞いております。

そういう状況の中で、いろんな企業とかに対しても、そうならないようにフォローアップをということで、まずはやっぱり目先の県庁がどういうふうな状況なのかというのが必要だと思いますので、現状を教えてくださいませんか。

【桑宮障害福祉課長】 庁内のうつ病の状況でございますが、所管課である人事課、職員厚生課に確認いたしましたところ、庁内の精神障害による長期病気休暇、休職者数は、平成29年度が79人となっております、その数はここ数年横ばいということのようです。

精神障害で休職している職員のうち、約8割がうつ病、抑うつ状態という診断を受けており、そのほか適応障害とか双極性感情障害などが見られるというふうにお聞きしております。

【浅田副委員長】 もちろんほかの所管ではあると思うんですけど、県全体を捉えますと、この担当課において、まず庁内の方たちを再休職させないようにするかというのは非常に重要なところで。

今、79名の方々が休職中で、その8割がうつ病と。また戻ってきた後、再休職をなさる方々が何割程度いらっしゃるのでしょうか。

【桑宮障害福祉課長】 再休職等についての数値は把握しておりません。申し訳ございません。

【浅田副委員長】 そうですね、ほかの部署だと思えます。

だとすれば、企業にも訴えている中で、自助グループのあり方だったり、庁内での対応が求められる。企業の中でそうならないようにとか、学校の対応とか、いろんな意味において先進事例をつくっていただきたいという思いで私は伺っているんですけれども、いかがでしょうか。

【桑宮障害福祉課長】 休職者の復職支援につきましては、職員厚生課におきまして、復帰を希望する職員の確実な復帰と精神疾患の再発防止のための職場復帰支援会議を、本人の希望、もしくは産業医の指示があった場合に開催しているとお聞きしております。

また、全復職者について復職支援計画を作成して、職場復帰後のフォローとして産業医、カウンセラー、保健師による定期的な面接を実施しているというふうにお聞きしております。

【浅田副委員長】 ありがとうございます。

実は私も、何人かの職員の方から相談を受けたものですから、これはやっぱりきちっと、ま

ずは庁内から、足元からという思いで質問をさせていただきました。この県庁の状況が県民に伝わっていくという思いもありますし、ここがどうなのかなというのは今後もしっかりとお伝えをしていただければと思っています。

そしてもう1点だけ確認をさせていただきたいのですが、以前から私が質問させていただいておりました訪問看護に伴う駐車場問題ですが、過去の委員会等において、関係団体との協議をこれからやっていく方向という答弁をいただいていたんですが、その後どうなっているか、そして今後どういうふうにしていくというのであれば、それをお答えいただければと思います。

【峰松長寿社会課企画監】訪問看護師等の駐車場の問題等についてですが、4月に県の看護協会に訪問看護サポートセンターを開設いたしまして、まずそちらの方で、訪問看護をされている方たちが重要な仕事をされていることを県民に普及するというをまずやっていきたい、訪問看護の業務を広く県民周知を図っていきたいというふうに考えております。

また、訪問看護をされる方がどういった課題があるのかというところもございまして、サポートセンターで本年度、実態調査を行う予定をしておりますので、そういった実態の中で、委員ご指摘のような課題がないのかというところを改めて調査いたしまして、その課題を把握した上で対応を考えたいと思っています。

【浅田副委員長】わかりました。今年度中に訪問看護に対しての調査をするので、どういう問題があるかわかるということで理解いたしました。ありがとうございます。

【近藤委員長】次に、自由民主党・県民会議並びに自由民主党より、「児童虐待防止対策の充

実・強化についての意見書（案）」のほか1件の提出の提案を受けておりますので、事務局より文案の配付をお願いします。

（文案配付）

【近藤委員長】 それでは、まず浅田副委員長から、「児童虐待防止対策の充実・強化についての意見書（案）」提出について、提案趣旨説明等をお願いいたします。

【浅田副委員長】 今、皆様のお手元に配らせていただきました「児童虐待防止対策の充実・強化についての意見書」、こちらをまずご一読いただければと思っています。

さまざまな児童虐待の問題が全国でも多く挙げられております。それをいかに防止していくかという流れにおいては、国の法を見直していただきたいという思いで、今回私ども、声を上げさせていただいております。

何かご質問等々があれば、お受けさせていただければと思います。ご検討のほど、よろしくお願い申し上げます。

【近藤委員長】 ただいま、浅田副委員長から説明がありました「児童虐待防止対策の充実・強化についての意見書（案）」について、ご質問はございませんか。

【堀江委員】 1番目の「児童相談所が対応する全ての児童虐待事例について」、この全てのということは現実的なのかという部分についてはどうなのかなという思いと、もちろん児童虐待について全て警察への情報提供が必要だと思うんですけど、ここら辺はどういうふうにとったらいのかなと思うんですけど、ご意見を教えてください。

それと担当課として、この「全ての」というところで、もし見解があれば教えてください。

【浅田副委員長】 私どもとしては、山田(朋)委

員からも何度か質問は出ていたと思うんですけども、警察との全件共有、学校等々含めて、きちっとそれぞれがしっかりと連携をしていただきたいということを国においても確認をしていただきたいという思いで、これをあえて「全て」というふうに書かせていただいております。

【近藤委員長】 よろしいですか。

【堀江委員】 担当課としてはないんですか。

【今富こども家庭課長】 この件については、他県においても既にやられている、愛知県とかでは受け付けた件数を全て共有しているという現状がございます。

ただ、先ほど私からも述べさせてもらったとおり、いろんな課題はやっぱりあると思います。そういう意味で、どういったやり方がいいのかというのは検討していく必要があると思います。ただ、大きな考え方としては、全件について早い段階から共有をするんだという部分、ここは一定理解できる部分でありますので、そういう考えの中で今回要望されるのは、それは一つの考え方だというふうに受け止めております。

【近藤委員長】 暫時休憩します。

-----  
— 午後 4時20分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 4時20分 再開 —  
-----

【近藤委員長】 委員会を再開します。

意見書の提出について、採決を行います。

本提案のとおり、意見書を提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、「児童虐待防止対策の充実・強化についての意見書」については、提出することに決定させていただきます。

なお、体裁の修正等につきましてはいかがいたしましょうか。

〔「一任します」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】 それでは、正副委員長にご一任願います。

次に、中島(浩)委員から、「バリアフリー法の改正に伴うその円滑な施行を求める意見書（案）」提出についての提案趣旨等説明をお願いいたします。

【中島(浩)委員】 「バリアフリー法の改正に伴うその円滑な施行を求める意見書（案）」というところで出させていただいております。

県が定めましたエリアでは一定、このバリアフリー化が整備されているようでございますけれども、一方、市町村並びに公共交通につきましては、これからしっかりと取り組んでいかなければならない状況でございます。

そこで、1、地域の面的、一体的なバリアフリー化を進めるため、市町村による移動等円滑化促進方針及び基本構想の作成の促進が図られるよう支援措置の充実を求めること。

2、公共交通事業者がバリアフリー化に向けてハード、ソフト一体的な取組を計画的に進めることができるよう適切な措置を講じること。

3、バリアフリー施策を進める際には、高齢者、障害者等さまざまな特性に応じた意見を取り入れる仕組みが確実に機能するよう適切な措置を講じること。

4、改正法の円滑な施行を図る観点から、改正内容について周知に努めるとともに、バリアフリーの促進に関する国民の理解をより深められるよう、教育活動、広報活動等に努めることと提示させていただいております。

ご賛同いただきますよう、よろしく申し上げます。



【近藤委員長】 ただいま中島(浩)委員から説明がありました「バリアフリー法の改正に伴いその円滑な施行を求める意見書(案)」について、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】 暫時休憩します。

-----  
— 午後 4時22分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 4時22分 再開 —  
-----

【近藤委員長】 委員会を再開します。

意見書の提出についての採決を行います。

本提案のとおり意見書を提出することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、「バリアフリー法の改正に伴うその円滑な施行を求める意見書」については、提出することに決定されました。

なお、体裁の修正等についてはいかがでしょうか。

〔「一任します」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】 それでは、正副委員長にご一任願います。

次に、改革21より、「旧優生保護法下における優生手術の被害者に対する補償及び救済等の早期解決を求める意見書(案)」提出の提案を受けておりますので、事務局より文案の配付をお願いします。

(文案配付)

【近藤委員長】 それでは、まず深堀委員から、「旧優生保護法下における優生手術の被害者に対する補償及び救済等の早期解決を求める意見書(案)」提出についての提案趣旨説明等をお願いいたします。

【深堀委員】 皆さんのお手元にお配りさせても

らっています「旧優生保護法下における優生手術の被害者に対する補償及び救済等の早期解決を求める意見書」について、説明したいと思います。

昨今のマスコミ報道等でも皆さんご承知のとおり、1948年に制定された旧優生保護法に基づいて、それが実際に改正される1996年までの約半世紀の間に、本人の同意のない強制不妊手術を含む優生手術を全国で約2万5,000人の方々が受けている。実際には1万6,500人が本人の同意のない強制手術だったということで、本県においても、一般質問等でも少し議論がありましたが、少なくとも51名の方々がその対象になっているということが確認がとれております。

国会の方でも、この中に書いておりますけれども、与野党全会派から成る「優生保護法下における強制不妊手術について考える議員連盟」が発足をしております。この実態調査やヒアリング、被害者や当事者団体、市民団体との連携、協力を進めて具体的な支援の仕組みを検討するということが確認をされております。それを踏まえて3つの項目を掲げております。

1つ目は、優生手術に関する被害者の実態の速やかな調査と記録の適正な保存。

そして2つ目に、全都道府県で相談窓口等を設置して被害者に寄り添う対応を強化すること。

3つ目に、疑わしきは救済すべしという考え方で、被害者に対する補償及び救済等の実施による早期解決を図ることというこの3つを項目として挙げております。

追記をしますが、先般、4月16日に行われた長崎県手をつなぐ育成会の大会においても、全国の連合会が、旧優生保護法による強制不妊手術に対する声明文ということを採択をされてい

ます。委員長も出席しておられた分ですね。そこでも、「国は、その過ちを認めて全容の解明と全ての対象者への謝罪、補償を行うべきと考えます」ということが、その手をつなぐ育成会で採択をされた内容であります。

その趣旨も当然踏まえて、ぜひご賛同いただきたく提案をいたします。以上です。

【近藤委員長】ただいま深堀委員から説明がありました、「旧優生保護法下における優生手術の被害者に対する補償及び救済等の早期解決を求める意見書（案）」について、ご質問はありませんか。

しばらく休憩します。

---

— 午後 4時27分 休憩 —

---

— 午後 4時28分 再開 —

---

【近藤委員長】 委員会を再開します。

それでは、討論に入ります。

討論はございませんか。

【中島(浩)委員】 この意見書に対して、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

旧優生保護法下での障害者他への強制的な不妊手術が行われていた問題については、自民党並びに公明党両党において救済策を協議するワーキングチームが設けられており、既に被害者救済に向けた討論が進められている状況でございます。

また、全国都道府県での相談窓口の設置についても、厚生労働省で現在、個別に当事者から要望があれば担当局職員が直接お話を伺う対応をしており、今後も引き続き対応する方針であることから、問題解決について取り組まれている中であえて意見書を提出するべきではないと判断し、本意見書につきましては反対いたします。

【堀江委員】 今、議題になっております「旧優生保護法下における優生手術の被害に対する補償及び救済等の早期解決を求める意見書」につきましては、今、反対の声として、少しは内容については近づいている、手がつけられているので、今さら出す必要はないという意見がありました。

しかし、先ほど深堀委員が言われましたように、県内の団体の中からも実態の速やかな調査を求める意見書が出されておりますとおり、実態の速やかな調査についてはこれからという状況でございますので、そういう意味では、3項目については強く長崎県民も要望している意思を表明するためにも、意見書採択を強く求めます。

【近藤委員長】 ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】 ほかに討論がないようですので、これをもって討論を終了します。

意見書の提出について、採決を行います。

本提案のとおり意見書を提出することに賛成の委員の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

【近藤委員長】 起立少数。

よって、「旧優生保護法下における優生手術の被害者に対する補償及び救済等の早期解決を求める意見書」については、提出しないことに決定されました。

それでは、福祉保健部、こども政策局の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩します。

---

— 午後 4時30分 休憩 —

---

— 午後 4時31分 再開 —

---

【近藤委員長】 委員会を再開します。

以上をもちまして、こども政策局を含む福祉保健部関係の審査を終了いたします。

この後、分科会長報告及び委員長報告の取りまとめなどの委員間討議を行います。

理事者退出のため、しばらく休憩いたします。

---

— 午後 4時32分 休憩 —

---

— 午後 4時33分 再開 —

---

【近藤委員長】 委員会を再開いたします。

今定例会で審査いたしました内容について、7月4日水曜日の予算決算委員会における文教厚生分科会長報告及び、7月6日金曜日の本会議における文教厚生委員長報告の内容について、協議を行います。

それでは、審査の方法についてお諮りします。

協議につきましては、本委員会を協議会に切り替えて行うことといたしますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めさせていただきます。

それでは、ただいまから委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩します。

---

— 午後 4時34分 休憩 —

---

— 午後 4時34分 再開 —

---

【近藤委員長】 委員会を再開します。

文教厚生分科会長報告及び文教厚生委員長報告については、協議会における委員の皆様の見解を踏まえて報告させていただきます。

次に、閉会中の委員会活動について協議したいと思っておりますので、しばらく休憩します。

---

— 午後 4時35分 休憩 —

---

---

— 午後 4時36分 再開 —

---

【近藤委員長】 委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について、何かご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】 それでは、正副委員長にご一任願いたいと思います。

これをもって、文教厚生委員会並びに予算決算委員会文教厚生分科会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

---

— 午後 4時37分 閉会 —

---

# 文教厚生委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

平成30年6月28日

文教厚生委員会委員長 近藤 智昭

議長 溝口 芙美雄 様

## 記

### 1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 97 号 議 案	長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 98 号 議 案	長崎県病院及び診療所の人員、施設等の基準に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 99 号 議 案	長崎県安心こども基金条例の一部を改正する条例	原案可決

計 3 件 (原案可決 3 件)

委員長（分科会長） 近 藤 智 昭

副委員長（副会長） 浅 田 眞 澄 美

署 名 委 員 三 好 徳 明

署 名 委 員 深 堀 浩

---

書 記 松 村 賢 太 郎

書 記 濱 本 美 穂 子

書 記 永 井 美 佐 子

速 記 (有)長崎速記センター

# 配 付 資 料

平成30年6月定例県議会  
予算決算委員会  
文教厚生分科会関係説明資料

総務部

総務部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、  
報告第2号 知事専決事項報告「平成29年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」  
のうち関係部分  
であります。

これは、先の3月定例県議会の予算決算委員会において、専決処分により措置することをあらかじめご了承いただいております平成29年度予算の補正を、3月30日付けで専決処分させていただいたもので、関係部分についてその概要をご報告いたします。

総務部所管の補正予算額は、

歳入予算は、

国庫支出金	113万 8千円の増
合 計	113万 8千円の増

であります。

この歳入予算の内容は、

私立学校振興費補助金	169万 6千円の増
教育総務費委託金	55万 8千円の減

であります。

歳出予算は、

大 学 費	253万 円の減
私立学校振興費	4,576万 4千円の減
合 計	4,829万 4千円の減

であります。



歳出予算の内容について、ご説明いたします。

大学費の減額の主なものは、

県立大学佐世保校建設整備事業費 115万 9千円の減  
であります。

私立学校振興費の減額の主なものは、

高等学校私立学校助成費 3,259万 6千円の減  
であります。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年6月定例県議会

予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料

教 育 委 員 会

教育委員会関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第95号議案 平成30年度長崎県一般会計補正予算（第1号）のうち関係部分  
報告第2号 知事専決事項報告「平成29年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」  
のうち関係部分

であります。

はじめに、第95号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第1号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

教育委員会所管の補正予算額は、

歳入予算では

国庫支出金 7,397万 2千円の増

歳出予算では、

教育指導費 7,397万 2千円の増

であります。

この結果、平成30年度の教育委員会所管の予算総額は、

1,416億 226万 円

となります。

次に、歳入予算の内容についてご説明いたします。

国庫支出金 7,397万 2千円の増

については、

「学校ICT環境整備促進実証研究事業」の受託に伴う国からの委託金

7,002万 9千円の増

「高等学校における次世代の学習ニーズを踏まえた指導の充実事業」の受託に伴う  
国からの委託金

394万 3千円の増

であります。

歳出予算の内容についてご説明いたします。

教員の業務負担軽減及び情報セキュリティの強化を図る観点から、学校における校務の情報化を効率的に進めるため、都道府県単位での統合型校務支援システムの共同調達や運用促進に係る実証研究事業を実施するための経費として

7,002万 9千円の増

対馬高校と壱岐高校において、国内外の大学や高校、専門機関を遠隔教育システムで結び、教育内容の充実を図るための経費として

394万 3千円の増

を計上いたしております。

次に、報告第2号 知事専決事項報告「平成29年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」のうち関係部分について、ご報告いたします。

先の3月定例県議会の本委員会において、専決処分により措置することについてあらかじめご了承いただいております。「平成29年度長崎県一般会計補正予算」について、平成30年3月30日付けで知事専決処分いたしましたので、関係部分についてその概要をご報告いたします。

教育委員会所管の補正予算額は、

歳入予算では、

使用料及び手数料

9,151万 8千円の減

国庫支出金	6,335万	3千円の減
財産収入	413万	5千円の増
諸収入	2,885万	5千円の減
合計	1億 7,959万	1千円の減

歳出予算では、

教育総務費	2億 3,111万	4千円の減
小学校費	1億 3,155万	3千円の減
中学校費	9,348万	1千円の減
高等学校費	1億 7,516万	7千円の減
特別支援学校費	1億 1,937万	6千円の減
社会教育費	7,088万	9千円の減
保健体育費	8,846万	6千円の減
県有施設等災害復旧費	3,000万	円の減
合計	9億 4,004万	6千円の減

であります。

歳入予算の主なものは、

高等学校授業料及び通信教育受講料	8,928万	7千円の減
日本スポーツ振興センター災害共済給付金	3,705万	4千円の減

歳出予算の主なものは、

市町村立学校県費負担教職員、県立学校教職員及び教育委員会事務局職員の

退職手当	7,312万	1千円の減
給与費	2億 5,386万	9千円の減

県立高等学校及び特別支援学校の

施設整備費

1億 1,622万 7千円の減

であります。

以上をもちまして教育委員会関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年6月定例県議会

予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料

福 祉 保 健 部

福祉保健部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第95号議案 平成30年度長崎県一般会計補正予算（第1号）のうち関係部分

報告第2号 知事専決事項報告「平成29年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」

のうち関係部分

の2件であります。

はじめに、第95号議案 平成30年度長崎県一般会計補正予算（第1号）のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算は、

国庫支出金	1,165万	1千円の増
寄附金	576万	円の増
合計	1,741万	1千円の増

歳出予算は、

障害福祉費	818万	2千円の増
公衆衛生費	1,214万	2千円の増
合計	2,032万	4千円の増

となっており、この結果、平成30年度の福祉保健部所管の歳出予算は、

1,019億 4,803万 6千円

となります。

補正予算の内容についてご説明いたします。

（健康長寿日本一の長崎県づくり推進事業費について）

人口減少が進行する一方で人生100年時代を迎えようとする中、「健康寿命」を延伸することで県民の皆様が満足のいく人生を送ることができるよう、県民自らが主体



的に健康づくりに取り組むことのできる環境を整備してまいります。

具体的には、県民一体となった健康づくりを強力に推進するための母体として、市町や関係団体等のトップで構成する「健康長寿日本一長崎県民会議（仮称）」を設置するほか、ホームページによる一元的な情報発信、地域で健康づくりの取組をサポートする企業等や自ら健康づくりを実践する個人・小グループをそれぞれ「サポートメンバー」「サポートメイト」として登録する制度の創設、クラウドファンディングを活用した県民運動を活性化するための取組等に要する経費として、

1, 214万 2千円の増

を計上いたしております。

（地域生活支援事業費について）

人工内耳装用児に対する全国的な言語取得支援モデルの構築に資するための療育方法や多職種による介入方法等に関する実態調査に要する経費として、

818万 2千円の増

を計上いたしております。

次に、知事専決事項報告についてご説明いたします。

報告第2号 平成29年度長崎県一般会計補正予算（第9号）のうち関係部分につきましては、先の3月定例県議会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承いただき、3月30日付けをもって知事専決処分させていただいた事項の報告であります。

歳入予算は、

使用料及び手数料	5, 214万 7千円の減
国庫支出金	5億 4, 067万 円の減
財産収入	177万 9千円の減
寄附金	122万 6千円の減

繰入金	1億	1,356万	4千円の減
諸収入	1億	3,741万	8千円の増
合計	5億	7,196万	8千円の減

歳出予算は、

社会福祉費		2,563万	8千円の減
老人福祉費		6,430万	3千円の減
児童福祉費		52万	4千円の減
障害福祉費		9,359万	5千円の減
生活保護費		9,508万	円の減
災害救助費		7,372万	8千円の減
公衆衛生費	5億	7,267万	4千円の減
保健所費		1,200万	7千円の減
医薬費	1億	2,190万	1千円の減
合計	10億	5,945万	円の減

となっております。

歳入予算の主なものは、年間の収入額の確定による国庫支出金の減であります。

歳出予算の主なものは、韓国在住被爆者に対する医療助成費の実績減等による公衆衛生費の減であります。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

平成30年6月定例県議会

予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料

こども政策局

こども政策局関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

報告第2号 知事専決事項報告「平成29年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」  
のうち関係部分

報告第3号 知事専決事項報告「平成29年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別  
会計補正予算（第1号）」

の2件であります。

報告第2号「平成29年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」のうち関係部分につきましては、先の3月定例会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承いただき、3月30日付けをもって知事専決処分させていただいた事項の報告であります。

歳入予算は、

使用料及び手数料		30万	5千円の減
国庫支出金	1億	267万	4千円の減
財産収入		45万	1千円の減
諸収入		603万	円の減
合計	1億	946万	円の減

歳出予算は、

社会福祉費		691万	円の減
児童福祉費	2億	2,220万	6千円の減
障害福祉費		335万	8千円の減
公衆衛生費		5,324万	8千円の減

教育総務費	252万	円の減
私立学校振興費	119万	5千円の減
合計	2億8,943万	7千円の減

となっております。

歳入予算の主なものは、年間の収入額の確定による国庫支出金の減であります。

歳出予算の主なものは、児童手当給付費の実績減等による児童福祉費の減であります。

次に、報告第3号「平成29年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第1号)」について、ご説明いたします。

歳入予算は、

諸収入	878万	6千円の減
合計	878万	6千円の減

歳出予算は、

母子父子寡婦福祉費	878万	6千円の減
合計	878万	6千円の減

となっております。

これは、母子父子寡婦福祉資金貸付実績の減によるものであります。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

---

平成30年6月定例県議会

文教厚生委員会関係説明資料

総務部

総務部関係の議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

(私立高校の就職状況について)

私立高校における今春卒業生の就職率は、平成30年3月末現在で97.3%と前年度と比べ1.5ポイントの減となっており、就職した生徒の中での県内就職者の割合は69.2%と前年度比4.6ポイントの減となっております。

県内就職割合が減少した要因としては、景気が回復基調にあり、特に都市部における人手不足感が顕著であるため、県外からの求人数が増加してきていること、県内に就職する生徒の割合が高い普通科と商業科で就職希望者が減少したことなどが考えられます。

県としては、今後とも、多くの若者に地元長崎の魅力や暮らしやすさを知っていただけるよう情報発信に努めるとともに、各学校の進路指導担当教員や県内就職推進員と、より一層の連携を深め、県内企業へのインターンシップや県内企業説明会・見学会など、県内企業の情報を生徒や保護者に知ってもらう機会を増やす等、県内就職の促進に取り組んでまいります。

(県立大学の就職状況について)

県立大学における今春卒業生の就職率は、平成30年4月末現在で98.0%と前年度と比べ0.5ポイントの減となっており、学部別では、経済学部が97.7%で0.7ポイントの減、国際情報学部が97.7%で0.1ポイントの増、看護栄養学部は前年度と同じく100.0%となっております。

また、就職者のうち県内就職者の割合は34.6%で、前年度比2.3ポイント増となっております。

県立大学においては、就職ガイダンスによる基本的な知識の習得、就職課での進路相談や学内業界セミナーの開催など学生へのきめ細かな就職支援を実施しております。

また、県内就職率の向上に向け、学長、副学長、学部長等をメンバーとする「県内就職プロジェクトチーム」を設置し、全学的に取り組んでいるところであり、早い段階から学生に県内企業の業務や働き方などを知ってもらうため、県内企業を直接訪問する「企業見学会」や学内で企業の社員と意見交換をする「キャリア発見セミナー」等の取組を行っております。

さらに、県内企業の視察やヒアリングなどにより地域企業の研究を行う授業や県内企業での長期インターンシップなどの実践的な教育を通じて、県内企業を理解するとともに、地元産業界から求められる人材の育成を図ることとしております。

県立大学においては、引き続き、産業労働部の取組や長崎大学を中心とするCOC  
プラス事業とも連携しながら、求人支援サイトを活用した県内企業情報の提供や、県内企業との交流会や見学会への参加を促進するとともに、新たな対策として就職活動前の段階から大学生と県内企業との交流促進を図るなど、県内就職率のさらなる向上に取り組んでまいります。

#### (体罰に係る実態調査について)

体罰の実態を把握し、その根絶を図るため、平成29年度における私立学校の教職員、児童・生徒及び保護者を対象に調査を実施いたしました。その調査結果では、体罰と認知された件数は14件で前年度より2件減少、体罰を行った教員数は14人で前年度より2人の減少となっておりますが、体罰を受けた児童・生徒数は20人で前年度より2人増加しております。

県としては、平成28年度に体罰が発生した学校の教頭・副校長に対する聴き取り調査を行い、再発防止策を確認し、確実に実施されるよう指導するとともに、さらなる研修の依頼等、体罰防止の徹底を図ってきたところですが、依然として私立学校における教職員の体罰に対する認識が不十分であるということを示すものとして重く受け止めております。今後とも、体罰根絶に向け、校長会・教頭会や各種研修会等のあ



らゆる機会を捉え、私立学校教職員の体罰防止に係る意識の徹底を図ってまいります。

(第三期長崎県教育振興基本計画の策定について)

第三期長崎県教育振興基本計画の策定については、現計画の終期が今年度末となっていることから、昨年11月に設置した有識者等からなる「第五期長崎県教育振興懇話会」における6回の協議を経て、去る5月14日に意見等を取りまとめた報告が提出され、今回素案を策定いたしました。

この素案は、計画期間を平成31年度からの5年間としており、総務部の関係部分は、「主要施策の展開」の中に「魅力ある私学教育の推進」、「魅力ある県立大学づくり」として整理しております。

「魅力ある私学教育の推進」については、私立学校の経常的経費等への助成や保護者負担の軽減、県内就職推進員の配置支援などによる県内就職に向けた取組の促進等をあげております。

また、「魅力ある県立大学づくり」については、平成28年4月からの学部・学科再編を通して、実学を重視した実践的な教育を推進し、社会人基礎力を有する人材を育成することや、県内就職率の向上等をあげております。

今後、県議会をはじめ、パブリックコメント等による県民の皆様のご意見等を踏まえながら検討を進め、年内の策定を目指して取り組んでまいります。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年6月定例県議会

文教厚生委員会関係説明資料

(追加1)

総務部

【文教厚生委員会関係説明資料 総務部の3頁1行目の次に、次のとおり挿入】

(長崎県教育大綱の策定について)

平成26年に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、平成27年度に策定した教育等に係る総合的施策の根本となる方針である長崎県教育大綱の終期が今年度末となっていることから、次期大綱を策定することとしております。

今後、7月以降に開催を予定しております知事と教育委員会で構成する「長崎県総合教育会議」において協議を行い、年内策定を目指して検討を進めてまいります。

平成30年6月定例県議会

文教厚生委員会関係説明資料

教 育 委 員 会

## 正誤表

文教厚生委員会関係説明資料について一部誤りがありました。  
下記のとおり訂正いたしますと共に、深くお詫び申し上げます。

修正箇所	正	誤
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 文教厚生委員会関係説明資料</li><li>・ 1 ページ</li><li>・ 下から 7 行目</li></ul>	(第三期長崎県立高等学校改革基本方針の策定について)	(第三期長崎県高等学校改革基本方針の策定について)

教育委員会関係の議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

(第三期長崎県教育振興基本計画の策定について)

現在の長崎県教育振興基本計画が今年度末に終期を迎えることから、昨年11月に学識経験者等を委員とする「第五期長崎県教育振興懇話会」を設置し、次期計画について協議を重ねてまいりました。同懇話会での6回の協議を経て、去る5月14日に意見等を取りまとめた報告を受け、県教育委員会において、第三期長崎県教育振興基本計画の素案を策定したところです。

本素案では、計画期間を平成31年度からの5年間とし、「本県教育の目指す4つの人間像」の実現に向け、9の基本的方向性のもと、具体的に取り組む34の主要施策を掲げています。

今後5年間で、予測困難で変化の激しい社会を生き抜く力や豊かな心を持ったふるさとの未来を担う人づくり、安全・安心な教育環境が確保された魅力ある学校づくり、地域の教育力を学校教育に取り込んだ学校の教育活動を支える地域づくりなどに向けた取組を推進してまいります。

今後、県議会をはじめ、パブリックコメント等による県民の皆様のご意見等を踏まえながら検討を進め、年内の策定を目指して取り組んでまいります。

(第三期長崎県高等学校改革基本方針の策定について)

県立高等学校の教育改革につきましては、平成13年2月に策定した「長崎県立高等学校改革基本方針」及び平成21年3月に策定した「第二期長崎県立高等学校改革基本方針」に基づき、これまで8次にわたる実施計画を策定し、施策を推進してまいりました。

これまでの第一期及び第二期に続く第三期の「基本方針」の策定に向け、平成33年度以降の県立高校改革の在り方や適正配置等に関する基本的な考え方について、幅

広く県民や各界からの意見を求めるため、学識経験者等を委員とする「第三期長崎県高校改革推進会議」を設置し、6月中に第一回会議を開催することとしております。

本推進会議においては、「社会の変化に対応した教育制度の改革」、「少子化による生徒減少に対応した適正配置と再編整備」等について協議をいただき、来年2月までに提出される報告書を踏まえた上で、平成31年度中に、県教育委員会としての基本的な考え方をまとめた「第三期長崎県立高等学校改革基本方針」を策定する予定としております。

#### (全国及び県学力調査について)

本年度の全国学力・学習状況調査につきましては、4月17日に、国語と算数・数学、理科の3教科が実施され、県内全ての公立小学校6年生・中学校3年生が参加いたしました。

また、本県独自の県学力調査につきましては、同日、小学校5年生と中学校2年生を対象として、国語と算数・数学の2教科を実施し、翌日には中学校3年生を対象とした英語の調査を実施いたしました。

県教育委員会としましては、育成を目指している資質・能力を子どもたちがどの程度身につけているのかを見とる検証軸として、これらの学力調査を重視しております。それぞれの学力調査で得られた本県児童生徒の課題を分析し、その改善策について教職員へ具体的な提案や研修を行うとともに、学力向上に向けた市町の取組を支援するなど、今後も学力向上対策を力強く推進してまいります。

#### (教科書採択について)

小学校では本年度から、中学校では平成31年度から「特別の教科 道徳」が全面実施されることに伴い、文部科学省の検定を経た教科書を使用することとなります。

そこで、昨年度の小学校に引き続き本年度は、県内12の採択地区において中学校

で使用する「特別の教科 道徳」の教科書を、初めて採択することとなります。

県教育委員会としましては、市町教育委員会が実施する採択業務への指導、助言等を行うとともに、採択の公正確保についても引き続き指導を徹底してまいります。

#### (教職員の体罰について)

県教育委員会では、体罰の根絶を「最重要課題」の一つと位置付け、平成24年度から毎年教職員及び児童生徒・保護者に対して体罰の実態調査を実施しております。

平成29年度の調査結果では、体罰件数が32件、体罰を受けた児童生徒は38人で、前年度と比較し、件数で20件、児童生徒数で63人減少しましたが、未だ根絶には至っていないことを重く受け止めております。

体罰根絶に向け、平成29年度から体罰によらない指導について、全ての教員が目標を設定し、校長面談において成果を確認する取組や、体罰で指導を受けた教員に対してアンガーマネジメント研修を義務付けるなどの取組を行っています。

県教育委員会としましては、今後も引き続き、各種研修会等のあらゆる機会を捉えて体罰根絶に向けた取組を強力に推進し、教職員の意識改革を進めてまいります。

#### (平成31年度長崎県公立学校教員採用選考試験について)

教員の採用については、勤務成績の優秀な臨時的任用等教員及び国公立学校本務教員に対する第1次試験の全て又は一部の免除、受験資格の年齢の上限引き上げ等、制度の改善を図りながら、優れた資質と豊かな人間性を備え、強い使命感と情熱あふれる人材、さまざまな分野の専門性の高い人材の確保に努めているところです。

また、県民センター等で試験問題のほか解答例や配点を公開するとともに、試験結果の開示を希望者に行うなど、採用試験の透明性を担保しているところです。

なお、平成31年度の教員採用予定者数は、児童・生徒数の増減に伴う学級数の推移状況や退職者数の推移等を見込んで、昨年度より5名多い420名としております。



今後とも、受験者の教科指導力及び人間性や社会性等がより正確に把握できる選考を実施し、優秀な教員の確保に努めてまいります。

(高校生の進路状況について)

文部科学省が去る5月18日に公表した平成30年3月末現在の公立、私立を合わせた高校生の就職率は、全国では、98.1%と前年を0.1ポイント上回っております。なお、本県は、98.5%と前年より0.5ポイント下回っていますが、各学校の粘り強い進路指導や各種支援事業によって、昨年度に引き続き全国平均を上回る高い就職率を維持しております。

雇用情勢については、全国的に改善してきておりますが、キャリアサポートスタッフを県立学校に引き続き配置し、県内企業の求人開拓や進路相談への対応など、生徒の就職を支援するとともに、早い時期から職業観の育成や勤労意欲の醸成を図ってまいります。また、各種説明会において就職指導に関する情報を積極的に提供するとともに、長崎労働局や産業労働部など関係機関と連携を密にして、高校生の県内就職率の向上に努めてまいります。

今春の公立高等学校における大学等への進学については、卒業者数に対する進学者数の割合が、前年比3.1ポイント増の65.3%となっています。

大学入試に係る国の動きとしては、今年3月に大学入試センターが平成32年度から実施予定の「大学入学共通テスト」の英語において活用する民間の資格・検定として、TOEFL(トーフル)やGTEC(ジーテック)など23の試験を認定し、発表しました。併せて、国立大学協会が「大学入学共通テスト」での英語の民間資格・検定試験や記述式問題の活用に関するガイドラインを発表しております。さらに、同じく今年3月には高等学校の学習指導要領の改訂が行われ、平成34年度入学生から新学習指導要領が実施されます。県教育委員会では、このような変化に対応するため、昨年度から実施している「次代を担う高校生の資質・能力を育成する指導改善プロジ

ェクト」に加え、今年度から「英語で発信できるグローバルパイオニア育成事業」を展開し、各学校が高校生に身につけさせるべき力を明確にして組織的に指導改善を図る取組を支援し、生徒の学力向上と進路の実現に努めてまいります。

(公立高等学校入学者選抜における県外受検について)

公立高等学校の入学者選抜については、平成31年度の入学者選抜から、県外からの志願に関する要領を改定することとしております。

改定の理由として、現行の要領では、祖父母や親戚は保護者とみなされないため、家庭的に様々な事情を抱えている生徒が、県内の祖父母や親戚のもとから通学できないこと、文化・スポーツで実績をあげている本県の学校への入学を希望しても、離島留学実施校以外の学校を受検できないこと等が挙げられ、これらの課題を改善しようとするものです。

県教育委員会としましては、改定した実施要領に基づき、8月から実施する説明会等で中学校や高等学校等へ周知を図ってまいります。

(「長崎っ子の心を見つめる教育週間」の実施について)

5月から7月の間の1週間を「長崎っ子の心を見つめる教育週間」として、すべての公立学校で、保護者や地域住民の皆様に学校の教育活動を公開しております。

本年度から小学校において、「特別の教科 道徳」として、新しく採択された教科書を使用した道徳の授業が始まっており、社会総がかりで子どもを育成するために道徳教育全体計画に係る内容を周知することを具体目標に掲げ、取り組んでいるところで

す。  
また、期間中は、県教育委員が県内の特色ある教育活動を継続的に実践している学校を訪問しています。本年度は、佐世保市立大塔小学校及び県立盲学校を訪問し、命を大切にすることを育む授業や、点字の教科書を使った授業など、特色ある教育活動等

を参観しました。

今後も、各学校における本教育週間の活性化を図り、学校・家庭・地域の連携を一層充実させることにより、いじめの防止や「心豊かな長崎っ子」の育成に努めてまいります。

#### (情報モラル教育教材の開発について)

近年、情報化社会の進展やSNSの普及など、子ども達を取り巻くコミュニケーション環境は急激に変化し、学校での情報モラル教育の一層の推進が求められています。

そこで、本県では、本年度から児童生徒の校種や発達段階に応じた新たな情報モラル教育教材「SNSノート・ながさき」の開発を行う取組を進めてまいります。

この取組に関しましては、自治体と連携した教材開発に実績のあるLINE株式会社と協力協定を締結し、児童生徒が主体的に学ぶことができる教材を作成してまいります。

#### (特別支援教育の推進について)

特別支援学校の新学習指導要領が、小学部は平成32年度、中学部は平成33年度に全面実施となることから、学習指導要領の趣旨や内容を理解するための研修会を実施しているところです。

本年度は、小・中学部の移行期間中における学習指導の充実に向け、管理職員をはじめとする特別支援学校教員を対象とした研修会を実施することとしております。

また、障害のある児童生徒の自立と社会参加を推進するため、キャリア教育をより一層充実させる取組を進めるとともに、ICT機器を活用した教育の推進など、教育活動の充実を図ってまいります。

小・中学校においては、特別支援学級等を担当する教員の専門性の向上を図る取組を引き続き実施するとともに、高等学校においては、本年度から「通級による指導」を

県立高等学校3校において実施するなど、特別支援教育の一層の充実に取り組んでまいります。

#### (新県立図書館の整備について)

県と大村市で整備する県立・大村市立一体型図書館（仮称）については、平成31年11月末までの開館を目指しており、平成31年1月末の建物完成後、速やかに移転作業に取り掛かることができるよう、現在の県立長崎図書館を本年12月から休館することといたしました。

休館期間中は、図書資料の貸出を停止せざるを得ず、利用者の方々には大変ご不便をおかけすることとなりますが、移転作業に支障のない範囲内で、臨時の閲覧室において郷土資料や一部の新聞、雑誌等の閲覧に限りサービスの提供を継続してまいります。

また、県内市町立図書館等への図書資料の協力貸出についても、休館前に大型絵本等ニーズが高い図書資料のセットでの貸出を行うほか、他の都道府県立図書館からの借受ができるよう、各種図書館長会議や文書等により協力要請を行ってまいります。

#### (子どもたちの文化活動の推進について)

県内の中学校及び高等学校の文化活動の一層の活性化を図るため、平成30年度文化活動推進校を指定しました。

中学校については、第18回全国中学生創造ものづくり教育フェア創造アイデアロボットコンテスト全国大会で優勝した長崎市立日吉中学校など20校20クラブを、高等学校については、第41回全国高等学校総合文化祭で県勢初最優秀賞を受賞した長崎工業高校新聞部など21校27クラブを指定しました。今後とも、本県の文化活動の活性化に貢献できる部活動の育成に努めてまいります。

また、本年8月24日から25日にかけて、「第18回全国中学校総合文化祭長崎大

会」が佐世保市で開催されます。県内外から、延べ約1,000名の生徒が吹奏楽や演劇、伝統芸能などの舞台発表に出演するとともに、美術や書写、理科の研究や技術・家庭科などの1,000点を超える展示作品が出品されます。本大会を通して、中学生の文化活動への関心をさらに高める契機とするとともに、本県の魅力を全国へ発信できるよう、関係者一丸となって準備を進めてまいります。

#### (文化財の指定について)

去る3月9日に、国の文化審議会は、対馬市の「高麗版大般若経」<sup>こうらいばんだいはんにゃきょう</sup>を重要文化財に指定するよう、文部科学大臣へ答申を行いました。本資料は、日本に現存するまとまった最古の高麗再彫本<sup>さいちようぼん</sup>として、仏教史及び日朝交流史上、極めて高い価値を有するものとされており。

今回の答申により指定されると、本県の国指定の重要文化財のうち美術工芸品は32件となります。

また、去る3月29日に、県指定無形文化財として、佐世保市の「三川内焼 染付技術」<sup>みかわちやき そめつけぎじゆつ</sup>(保持者 中里 勝歳氏<sup>なかざと かつし</sup>)と「木原刷毛目」(保持者 横石 嘉佳氏<sup>よこいし かきち</sup>)の2件を新たに指定しました。

「三川内焼 染付技術」<sup>みかわちやき そめつけぎじゆつ</sup>は、白磁に色あざやかなコバルトブルーで絵付けされる伝統的な染付の技術であり、その代表的な図柄として唐子文様が知られています。また、「木原刷毛目」<sup>きはらはけめ</sup>は、陶磁器に刷毛や筆を用いて白い土をつける伝統的な刷毛目の技術であり、装飾性をもった図柄として知られています。

今回の指定により、県指定の無形文化財は4件となります。

#### (競技力の向上について)

県教育委員会では本年度も、競技スポーツの中核を担うジュニアスポーツにおいて、全国大会等での活躍を期待して強化指定を行いました。また、より一層の競技力向上

を目指して、大会への団体参加校数が少数の競技を対象に、強化校までは至らないものの、競技の中心となって活躍が期待できるチームを「育成校」として、本年度から新たに指定を行いました。

高等学校は、強化校36競技延べ86校、育成校8競技13校、支援校3競技1校、特別強化選手1競技2名、強化選手3競技10名、強化推進団体2競技1団体を、中学校は中学校体育連盟推進専門部19競技を指定したところです。指定校等につきましては、遠征費、合宿費、練習会等に要する経費を助成することにより、選手の育成強化を図ってまいります。

さて、本県スポーツ選手の活躍は、目を見張るものがあります。本年3月に開催された「全国高等学校選抜大会」において、団体競技では、大村工業高校ソフトボール男子が、準決勝以降が雨天中止となり、4校同時入賞でありましたが、県勢7年連続負けなしの7連覇とも言える見事な成績を収めました。また、九州文化学園高校女子ソフトボール部、瓊浦高校男子バドミントン部及び島原高校男子剣道部の準優勝に加え、松浦高校女子なぎなた部が3位となりました。

個人競技では、ボクシング競技男子ミドル級で鹿町工業高校の野上昂生選手のがみこうせいが県勢で初優勝するとともに、アーチェリー競技で大村工業高校の青島鉄也選手あおしまてつやが優勝を成し遂げたほか、女子バドミントンシングルスで諫早商業高校の小方里羽選手おがたりうが2位、男子ウェイトリフティング競技56kg級で諫早農業高校の木下和哉選手きのしたかずやが3位となるなど多くの入賞を果たしております。

また、中学生についても中学校都道府県対抗大会において、本県選抜チームが男子ソフトボールで昨年の優勝に続き、3位入賞を果たしました。

一方、成年競技では、内村航平選手うちむらこうへいがNHK杯体操で10連覇の偉業を達成し、世界選手権の出場が決定しました。また、ロシアで開催されているサッカーのFIFAワールドカップには、吉田麻也選手よしだまやが日本代表に選出されており、本県ゆかりの選手の世界での活躍を、県民の皆様とともに大いに期待しているところであります。

2020年東京オリンピックに向け、長崎県出身の選手が日本代表として世界の舞台上で活躍する姿は、明るく活力に満ちた長崎県づくりにつながるものであり、少年少女に夢と希望を与えるものと考えております。今後とも、「長崎から世界へ」羽ばたく県内選手の発掘・育成・強化に取り組み、本県スポーツの更なる振興と競技力の向上を推進してまいります。

#### (運動部活動の在り方に関する方針の策定について)

去る3月19日、スポーツ庁から中学校、高等学校における「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が発表されました。このガイドラインは、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、地域や学校の実態に応じて、運動部活動が多様な形で最適に実施されることを目指し策定されたものです。

これを受け、県教育委員会では、学識経験者等を委員とする策定委員会を設置し、様々な見地からご意見をいただきながら、本県の学校や地域の実情等を踏まえた「運動部活動の在り方に関する方針」、いわゆる県版のガイドラインを本年10月を目途に策定することとしております。

なお、県版のガイドライン策定後は、国及び県版のガイドラインをもとに、市町及び学校の設置者は「設置する学校に係る運動部活動の方針」を、さらに学校は、市町等の方針に則り「学校の運動部活動に係る活動方針」をそれぞれ策定することとなります。

県教育委員会としましては、県版のガイドラインの策定を通して、生徒にとってより望ましいスポーツ環境の充実に努めてまいります。

#### (教職員の懲戒処分基準の改定について)

教職員の綱紀の保持については、これまでも、教職員の自覚の喚起と指導の徹底を行うとともに、平成19年8月に制定した「教職員の懲戒処分基準」に基づき、厳正

な処分を行ってまいりました。

しかし、基準制定後、約10年が経過し、これまでの懲戒処分対象事案において、標準例として具体的な記載がないことにより処分量定が明確になっていない事案も出てきたことから、他県や人事院の改定状況等を踏まえた改定を行い、今年度から適用することとしました。改定した基準について、教育庁各所属、各県立学校及び各市町教育委員会に通知するなど、教職員への周知に努めております。

本県教育に対する県民の信頼と期待に応えるため、今後とも、教職員の使命感と倫理観の高揚に努めるとともに、服務規律の確保を図り、不祥事の根絶に取り組んでまいります。

(「長崎県行財政改革推進プラン」に基づく取組について)

「長崎県行財政改革推進プラン」に掲げる教育庁関係の具体的項目に関して、その主な取組内容をご説明いたします。

「職員研修の見直し・専門能力の向上」については、学校運営の中核として活躍できるミドルリーダー育成研修の拡充や、女性教職員の今後の活躍に向けた意欲の更なる向上を図るキャリアアップ研修の実施などに取り組んでまいりました。また、教育公務員特例法の一部改正に伴い、「長崎県 教員等としての資質の向上に関する指標」及び「長崎県教職員研修計画」を策定し、研修体系全体の見直しを行いました。

今後も、新たな計画に基づき教職員のキャリアステージに応じた体系的な研修を実施するとともに、特別支援学級担任及び通級指導教室担当者の指導力向上のための研修など、職責、経験及び適性に応じた各種研修を充実させ、教職員の資質向上に取り組んでまいります。

「県立高等学校改革の推進」については、「長崎県立高等学校教育改革第7次実施計画」に基づき、長崎東高等学校の「国際科」における国際人材の育成、上対馬地区への新たな中高一貫教育の導入など、高等学校教育改革の着実な推進を図って参りました。



た。また、平成28年9月に策定した「長崎県立高等学校教育改革第8次実施計画」に基づき、本年度から、五島南高校及び奈留高校への離島留学制度の導入のほか、佐世保中央高校に午後から学習できる「エンカレッジコース」を設置し、定時制課程における多様な生徒への教育支援を行っております。今後も、教育水準の維持・向上及び魅力ある高等学校づくりに引き続き取り組んでまいります。

「特別支援学校の適正配置」については、平成27年12月に策定した「長崎県特別支援教育推進基本計画第3次実施計画」に基づき、東彼杵地区における知的障害特別支援学校への高等部設置など、障害種別ごとの適正配置に取り組んでまいりました。引き続き、実施計画に基づき、高等部や分教室の設置など、多様な子どものニーズに対応した特別支援学校の適正配置に取り組んでまいります。

今後も行財政改革推進プランの実現に向けて取り組み、積極的に県政の改革に努めてまいりますので、引き続き委員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、教育委員会関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年6月定例県議会

文教厚生委員会関係説明資料

( 追 加 1 )

教 育 委 員 会

【文教厚生委員会関係説明資料 教育委員会 8 頁 2 1 行目の次に、次のとおり挿入する。】

(平成 3 0 年度長崎県高等学校総合体育大会について)

本年度の県高等学校総合体育大会は、去る 6 月 1 日から佐世保市を主会場とした県下 9 市 2 町において、3 2 競技を実施し、8 7 校、1 1, 4 6 6 人の選手が参加しました。

本大会においては、9 つの県高校新記録及び 2 0 の大会新記録が出るなど、各会場において熱戦が展開され、選手たちの気迫あふれる大会となりました。

7 月 2 6 日から開催される全国高等学校総合体育大会「2 0 1 8 東海総体」での活躍が期待されるところであります。

【文教厚生委員会関係説明資料 教育委員会 1 0 頁 2 1 行目の次に、次のとおり挿入する。】

(平成 3 1 年度県立高等学校・中学校生徒募集定員について)

少子化が進行する中、県内の児童生徒数も年々減少傾向にあり、平成 3 1 年 3 月の中学校卒業予定者数は、本年 3 月の卒業生数より 2 4 3 人減少することが見込まれております。これに伴い、平成 3 1 年度の県立高等学校の総募集定員は、本年度より 8 0 人少ない 9, 9 6 0 人といたしました。

内訳といたしましては、全日制課程が 8, 8 0 0 人、定時制課程が 5 6 0 人、通信制課程が 6 0 0 人であります。

また、県立中学校の募集定員は、長崎東中学校、佐世保北中学校及び諫早高等学校附属中学校それぞれ 1 2 0 人とし、合計 3 6 0 人としております。

なお、一昨年 9 月に策定した「長崎県立高等学校教育改革第 8 次実施計画」に基づ

き、平成31年度から口加高等学校に「福祉科」を設置し、福祉人材の育成を行ってまいります。そのほか、対馬高等学校においては、離島留学生を受け入れる「国際文化交流科」をこれまでのコースにかえて設置し、韓国語に関する学びを一層充実させてまいります。

平成30年6月定例県議会

文教厚生委員会関係説明資料

(追加2)

教 育 委 員 会

【文教厚生委員会関係説明資料 教育委員会 7 頁 4 行目から 1 5 行目を削除し、次のとおり挿入する。】

(新県立図書館の整備について)

県と大村市で整備する県立・大村市立一体型図書館（仮称）については、平成 3 1 年 1 1 月末までの開館を目指しており、平成 3 1 年 1 月末の建物完成後、速やかに移転作業に取り掛かることができるよう、現在の県立長崎図書館を本年 1 2 月から休館することといたしました。

休館期間中は、図書資料の貸出を停止せざるを得ず、利用者の方々には大変ご不便をおかけすることとなりますが、移転作業に支障のない範囲内で、臨時の閲覧室において郷土資料や一部の新聞、雑誌等の閲覧に限りサービスの提供を継続してまいります。県内市町立図書館等への図書資料の協力貸出についても、休館前に大型絵本等ニーズが高い図書資料の貸出を行うほか、他の都道府県立図書館からの借受ができるよう、各種図書館長会議や文書等により協力要請を行ってまいります。

また、「長崎県立・大村市立一体型図書館及び大村市歴史資料館」（仮称）の施設愛称については、昨年 9 月 1 日から 1 0 月 1 3 日の間、全国から募集したところ、1, 5 0 7 作品の応募をいただきました。外部有識者を含めた選考委員会による選考を経て、最優秀作品の「ミライ o n」（ミライオン）を施設全体の愛称に決定し、一体型図書館の愛称も「ミライ o n 図書館」とすることといたしました。

「未来の自分や郷土」のことを考え、夢を抱き、自発性や積極性を高めて欲しいという期待が込められており、「未来を創造する礎を築く図書館」という一体型図書館が目指す図書館像に大変ふさわしい愛称と考えております。

今後は、県と大村市の広報誌等、様々な広告媒体を通して周知を図るとともに、愛称に込められた思いを大切に、多くの県民市民の皆様に親しみを持って利用していただける施設となるよう、大村市とも連携しながら整備を進めてまいります。

平成30年6月定例県議会

文教厚生委員会関係議案説明資料

福祉保健部

予算決算委員会・分科会でご説明いたしました予算議案を除く福祉保健部関係の議案につきましてご説明いたします。

今回ご審議をお願いしておりますのは、

第97号議案 長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第98号議案 長崎県病院及び診療所の人員、施設等の基準に関する条例の一部を改正する条例

の2件であります。

議案の内容につきましてご説明いたします。

第97号議案「長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、知事の権限に属する事務の一部を市町において処理することに関して、移譲事務である病院医師の宿直免除について「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、根拠法令である「医療法」及び「医療法施行規則」が改正されたことから、所要の改正をしようとするものであります。

第98号議案「長崎県病院及び診療所の人員、施設等の基準に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、「医療法」及び「医療法施行規則」に定める基準が改正されたことから、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案外の報告事項についてご説明いたします。

(和解及び損害賠償の額の決定について)

これは、公用車による交通事故のうち和解が成立した3件につき、損害賠償金合計



338, 107円を支払うため、去る6月1日付けで専決処分をさせていただいたものであります。

次に、所管事項についてご説明いたします。

(長崎県障害者基本計画について)

障害者基本法に基づき、平成26年7月に策定した「長崎県障害者基本計画(第2次改訂)」につきましては、本年度、計画期間の終期を迎えるため、平成31年度から35年度までを計画期間とした新たな計画を策定することとしております。

策定にあたっては、平成30年3月に策定された国の「障害者基本計画(第4次)」を基本としつつ、本県における障害者の現状や課題等を整理のうえ、長崎県障害者施策推進協議会等においてご意見を伺いながら作業を進めていくこととしております。

今後、11月末頃を目処に素案を作成し、県議会のご意見を伺いながら、パブリックコメント等を実施し、平成31年3月末の策定を目指してまいります。

(アルコール健康障害対策推進計画について)

アルコール健康障害対策基本法に基づき、本県の実情に即したアルコール健康障害対策の推進に関する計画を、新たに策定することとしております。

策定にあたっては、平成28年5月に策定された国の「アルコール健康障害対策推進基本計画」を踏まえ、「長崎県依存症対策ネットワーク協議会 計画策定部会」等においてご意見を伺いながら作業を進めていくこととしております。

今後、11月末頃を目処に素案を作成し、県議会のご意見を伺いながら、パブリックコメント等を実施し、平成31年3月末の策定を目指してまいります。

(認知症対策について)

本県の認知症高齢者数は、2015年の約6万4千人から2025年には約8万

4千人に増加すると見込まれており、認知症の人がいつまでも住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、認知症の人やそのご家族、認知症に関わる介護サービス事業者や市町などに対する支援の中核的な役割を担う「長崎県認知症サポートセンター」を本年4月、県すこやか長寿財団に設置しました。

このセンターでは、認知症の人やその家族に対する相談支援や認知症の人の介護を担う人材を育成するための研修を実施するほか、若年性認知症対策にも取り組むこととしており、去る6月1日に、若年性認知症の人に対する就労をはじめとして必要とされる様々な支援を関係団体が連携・協力して進めていくためのネットワークを構築するため、若年性認知症支援コーディネーターを配置したところであります。

県としましては、引き続き、認知症サポートセンターを中心に、市町や関係団体と協力しながら認知症対策に取り組んでまいります。

#### (ヘルプマークの導入について)

障害や難病など様々な困難を抱える方への理解を促進し、障害等をお持ちの方と障害等をお持ちでない方との共生社会の実現を目指して、6月1日からヘルプマーク・ヘルプカードを県の関係機関及び各市町の障害福祉担当窓口で配布いたしております。

ヘルプマークとは、義足や人工関節を使用している方、内部障害の方、妊娠初期の方など援助や配慮を必要としている方々が、このマークを身につけることで周囲の方々の支援を受けやすくなるよう東京都が作成したもので、現在、21都道府県で導入が進んでおります。また、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、わかりやすい図案記号としてJIS規格化されたことから、今後も全国的な普及の拡大が見込まれております。

県といたしましては、ヘルプマークを身につけた方が、日常生活のさまざまな場面で適切な支援を得ることができるよう、マークの普及啓発に取り組んでまいります。

(長崎県ねんりんピックの開催について)

高齢者の生きがいと健康の保持・増進を目的に、去る4月18日から6月3日の日程で、シーハットおおむらをはじめとする県内各会場において、「第15回長崎県ねんりんピック」を開催いたしました。

県内各地から、スポーツ大会に2,823名、囲碁・将棋等の文化交流大会に343名、生きがい作品展に381名、合計3,547名の参加をいただき、各会場における熱戦の展開や力作の展示などを通じて、高齢者をはじめとする参加者の交流促進や生きがいづくり等に資する大会とすることができました。

なお、この大会で優秀な成績を収めた選手、作品については、本年11月に富山県で開催される「第31回全国健康福祉祭とやま大会」に、本県代表として出場・出品することとしております。

(障害者のスポーツ振興について)

去る5月20日、諫早市なごみの里運動公園において、知的障害のある方々のご家族の方々など、約5,500名の参加による「第40回長崎県ゆうあいスポーツ大会」を開催し、5月27日にはトランスコスモスタジアム長崎を中心として、約1,500名の選手の参加による「第18回長崎県障害者スポーツ大会」を開催いたしましたところ、両大会とも、各関係団体のご協力を得て、盛会のうちに終了しました。

また、県障害者スポーツ大会での成績を参考に代表選手の選考を行い、本年10月に福井県で開催される「第18回全国障害者スポーツ大会」に、九州ブロック予選会を勝ち抜いた団体競技と合わせて、本県代表選手団を派遣することといたしております。

引き続き、障害のある方々のスポーツ振興と社会参加の促進に努めてまいります。

(「長崎県行財政改革プラン」に基づく取組について)

「長崎県行財政改革推進プラン」に掲げる福祉保健部関係の具体的項目に関して、その主な取組内容をご説明いたします。

こども医療福祉センターの地域への機能移行と効率的な運営につきましては、地域の療育体制の機能強化・分担を進めるため、児童発達支援センターや事業所に対する技術支援や療育従事者に対する研修等を実施し、療育技術の向上に努めております。

また、新設する児童発達支援センターの施設整備に対して助成を行ったことにより、地域の中核的な療育機関の増加に繋がっております。

本年度も、引き続き療育施設に対する技術支援や助成を行うことにより、地域の療育体制の機能強化を図ってまいります。

今後も行財政改革推進プランの実現に向けて取り組み、積極的に県政の改革に努めてまいりますので、引き続き委員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

---

平成30年6月定例県議会

文教厚生委員会関係議案説明資料

こども政策局

予算決算委員会・分科会でご説明いたしました予算議案の部分を除くこども政策局関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第99号議案 「長崎県安心こども基金条例の一部を改正する条例」  
の1件であります。

議案の内容についてご説明いたします。

第99号議案「長崎県安心こども基金条例の一部を改正する条例」につきましては、国の子育て支援対策臨時特例交付金に基づく基金の事業実施期限を延長することに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案以外の報告事項についてご説明いたします。

(和解及び損害賠償の額の決定について)

これは、公用車による交通事故のうち和解が成立いたしました1件について、損害賠償金合計3万7,666円を支払うため、去る5月17日付で専決処分をさせていただいたものであります。

次に、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

(児童福祉週間の行事について)

子どもたちが夢と希望を持って健やかに成長することを願い、5月5日から5月11日までの児童福祉週間の普及啓発を図るため、去る4月27日、長崎市内の児童

養護施設や幼稚園、保育所の子どもたちと副知事が、県庁玄関前で鯉のぼりの掲揚を行い、交流を図りました。

今後とも、子どもたちの健やかな成長を支援してまいります。

(第三期長崎県教育振興基本計画の策定について)

第三期長崎県教育振興基本計画の策定につきましては、現計画の終期が今年度末となっていることから、昨年11月に設置した県民各界各層の有識者等からなる「第五期長崎県教育振興懇話会」における6回の協議を経て、去る5月14日に意見等をとりまとめた報告が提出され、今回素案を策定いたしました。

この素案は、計画期間を平成31年度からの5年間としており、こども政策局の関係部分は、「主要施策の展開」の中に「幼児教育の推進」「学校・家庭・地域が連携・協働して子どもを育む環境づくりの推進」「魅力ある私学教育の推進」として整理しております。

「幼児教育の推進」では、幼児教育の質の向上や、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の連携の推進を図っていくこととしております。

「学校・家庭・地域が連携・協働して子どもを育む環境づくりの推進」では、ココロねっこ運動の推進や、メディアに関する学びの機会の推進に取り組んでいくこととしております。

また、「魅力ある私学教育の推進」では、保護者負担軽減のため、私立幼稚園に対する経常的経費について、引き続き支援を行うこととしております。

今後、県議会をはじめ、パブリックコメント等による県民の皆様のご意見等を踏まえながら検討を進め、年内の策定を目指して取り組んでまいります。

(合計特殊出生率について)

去る6月1日に、「合計特殊出生率」の平成29年の概数が公表され、本県は

1. 70と昨年より0.01低下し、全国順位は昨年と変わらず4位となりました。

今後は、県民の希望出生率2.08の達成に向け、県民の皆様が望む結婚、妊娠・  
出産、子育てができるよう、市町等との連携を強化し、結婚支援事業や子育て環境の  
充実に取り組んでまいります。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。